

戦後日本における男性同性愛への「寛容」と嫌悪

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-05-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 酒井, 晃 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18750

明治大学大学院 文学研究科

2015 年度

博士学位請求論文

戦後日本における男性同性愛への「寛容」と嫌悪

"Tolerance" and phobia toward male homosexuality
in Post-War Japan

学位請求者 史学専攻

酒井晃

目次

序章	5 頁
第 1 節 問題設定理由	5 頁
第 2 節 研究史の整理	6 頁
第 3 節 問題の限定	13 頁
第 4 節 本論文の構成	15 頁
第 1 章 戦後日本における通俗性科学の語り	23 頁
はじめに	23 頁
第 1 節 通俗性科学の担い手とメディア——『人間探究』と高橋鐵——	23 頁
第 1 項 『完全なる結婚』とキンゼイレポートのインパクト	23 頁
第 2 項 『人間探究』の書誌	25 頁
第 3 項 高橋鐵の年譜	30 頁
第 2 節 男性性の称揚と異性愛規範の強化	34 頁
第 1 項 男性性の称揚	34 頁
第 2 項 セクシュアリティとナショナリズム	37 頁
第 3 項 ジェンダー秩序の構築	40 頁
第 3 節 同性愛の周縁化	44 頁
第 1 項 「異常性欲」への着目	44 頁
第 2 項 同性愛の排除	47 頁
おわりに	49 頁
第 2 章 戦後のイメージとしての男娼／ゲイボーイ	55 頁
はじめに	55 頁
第 1 節 戦争と戦後を生きる男娼	55 頁
第 1 項 戦争がもたらした「奇形児」	55 頁
第 2 項 「変態性欲」としての男娼	57 頁
第 3 項 上野警視総監殴打事件	58 頁
第 4 項 上野における路上間の扶助	59 頁
第 2 節 ゲイボーイの出現	60 頁
第 1 項 「流行」を先取りするゲイボーイ	60 頁
第 2 項 アメリカからもたらされたゲイボーイ	61 頁
第 3 項 占領期の米兵と日本人男性の性愛	62 頁
第 3 節 都市に咲く「陰花植物」	65 頁
第 1 項 「社会問題」としての同性愛	65 頁

第2項	小説のなかでのゲイボーイの「死」	66 頁
第3項	ゲイボーイと女装	68 頁
	おわりに	68 頁
第3章	同性愛者と社会的抑圧——『風俗科学』を中心に——	72 頁
	はじめに	72 頁
第1節	「解放」主義的言説の担い手たち	72 頁
第1項	担い手の略歴	72 頁
第2項	風俗科学研究会の創設と活動	74 頁
第3項	「代弁者」として語る	76 頁
第2節	「解放」主義的言説の論理	78 頁
第1項	「誰にでもある」同性愛	78 頁
第2項	「先天的」な同性愛	80 頁
第3項	「解放」言説の陥穽——同性愛内部の差異化・差別化——	81 頁
第4項	女装との差異化言説	83 頁
第3節	異性愛への同調圧力	84 頁
第1項	結婚に悩む投稿	84 頁
第2項	「大家」によるアドバイス	84 頁
第3項	「友愛」言説	86 頁
	おわりに	87 頁
第4章	富士高校放火事件が語りかけるもの——同性愛冤罪事件を中心に——	95 頁
	はじめに	95 頁
第1節	富士高校放火事件の概要	96 頁
第1項	A の逮捕	96 頁
第2項	逮捕後から裁判へ	101 頁
第3項	裁判闘争と支援運動の盛り上がり	103 頁
第4項	裁判の争点	105 頁
第5項	裁判終結	109 頁
第2節	支援者たちと三つの被差別性	112 頁
第1項	被差別部落	112 頁
第2項	「A 君を守る会」	114 頁
第3節	同性愛をめぐるポリティクス	115 頁
第1項	A と弁護士の間	115 頁
第2項	A と支援者たち	119 頁

第3項 同性愛者間の反響	122 頁
おわりに	123 頁
第5章 社会主義と同性愛——1970年代を中心に——	133 頁
はじめに	133 頁
第1節 「文化的退廃」への対抗	134 頁
第1項 共産党のポルノ批判	134 頁
第2項 対抗的主体としての「青年」	138 頁
第3項 新聞・雑誌の反応	140 頁
第2節 共産党市議窃盗事件	142 頁
第1項 共産党の見解	142 頁
第2項 共産党批判と同性愛嫌悪	145 頁
第3項 共産党の再反論と届かぬ「声」	148 頁
おわりに	149 頁
終章	156 頁
第1節 本論文の結論	156 頁
第2節 残された課題	158 頁
参考文献	160 頁
【参考】性的マイノリティ概略年表	166 頁

【凡例】

※資料からの引用にあたっては、旧字体から新字体に改めた。

※引用文中の傍線及び傍点は原文のママである。また〔 〕は筆者が補った。

※引用文には現代において不適切な表現もあるが、当時の状況を知る上でそのまま表記した。

※一部人名については、アルファベット表記をした箇所がある。その理由は当該人物が当時スキャンダルとして報じられた側面があり、現在においても差別を受ける可能性があるためである。

序章

第1節 課題設定理由

本論文は戦後日本を対象とし、占領期から1970年代の時期における男性同性愛の語られた方を通じて、社会における「寛容」と嫌悪を明らかにする。

歴史系の学会で2010年代から性的マイノリティに関するシンポジウムが相次いで開催されており、その重要性が高まっている¹。そのような学会でのシンポジウムはヨーロッパやアメリカなどでのいわゆる「同性婚」をめぐる議論に触発され、日本においてもその動きが可視化されたことが大きな要因であろう。だが現在にたどり着くまで同性愛がどのような変転をとげたのか、いま一度立ち止まって考えるべきだろう²。「いま」の動きを即断せず、歴史の流れを読み取ることが歴史学の役割である。そういう意味で歴史学において同性愛の歴史的研究の必要性が高まっている。

一方で、性的マイノリティをめぐる活動や発言、運動などが日本においても注目されているが、LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）とひとくくりにされて報道されている状況にある。異なる内実や歴史的な背景を持つ性的マイノリティを歴史的な観点から分析をする必要がここにある。そのために、まずは主に同性愛をめぐる近年の動向を確認することから始めたい。

1970年代にゲイ（男性同性愛）の運動が日本において勃興し、70年代には各種のサークル活動が発足した。71年6月、アクティビストの東郷健が参議院議員選挙に初出馬し、様々なパフォーマンスをおこなった。またレズビアン（女性同性愛）も71年12月に若草の会を発足させ、自らのアイデンティティと仲間づくりをおこなった。80年代の「エイズパニック」を経て、80年代中ごろから「エイズ予防法」などをめぐる運動が展開された。

90年代に入ると運動は加速度的に進行し、ひろく社会的差別の撤廃をもとめて、国家や地方自治体、マスコミと対峙した。具体的には91年2月に始まる「府中青年の家裁判」、辞典類から性的指向などの言葉について訂正・修正を求める運動、テレビ局やマスコミの報道や番組構成についての抗議などであった。そこでの論点は性的指向に基づく差別や抑圧をあぶり出し、社会における同性愛への嫌悪を取り除くことにあった。2000年代には地方自治体による差別禁止の条例が生まれたが、それへのバックラッシュが発生した。2003年7月10日、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律（性同一性障害特例法）

が成立（施行は04年7月16日）し、戸籍の性別訂正が曲がりなりにも出来るようになった。その後、東京都世田谷区、豊島区、中野区、大阪府でカミングアウトをおこなった地方議員が当選し、2013年5月にはレズビアンとして初のカミングアウトした国会議員が誕生した。2000年代にはLGBTと呼称された運動や活動が注目を集め、「同性結婚式」や様々なイベントを通じて社会における性的マイノリティの可視化がより鮮明となった。

2015年には性的マイノリティの運動が新たな局面に達した。15年3月31日東京都渋谷区男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（いわゆる「同性パートナーシップ条例」）が成立し、東京都世田谷区では区長権限による「同性パートナーシップ要綱」が発表された。神奈川県横浜市、兵庫県宝塚市でも同様の制度が検討されており、同性カップルによる差別待遇を是正する動きが企業に広まった。また同年4月30日文科科学省は「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を発表し、性同一性障害の取り扱いに関して、学校側の対応を促した。

歴史学との関連で言えば、近年、歴史教育や社会科教育は性的マイノリティの重要性を認めつつあり、授業実践や教科教育をおこなっている。その動きの理由は生徒のなかに性的マイノリティの生徒が存在しているかもしれないという想定をおこなう必要性に直面しているためである。たとえば「特集 性差をこえて」（『歴史地理教育』813号、2013年12月）では歴史や社会における性的マイノリティを取り上げ、教科としての社会科で何ができるのかを問いかけた。現在も社会において性的マイノリティが差別され、抑圧されている状況にあり、その歴史的な過程を考察することは重要である。そしてジェンダーやセクシュアリティの変容をいかに考え、どのような社会を構想するのが問われている。「いま」の状況をどのように考えるのか、それには歴史的にどのように「いま」が形成されたのかを探ることが重要である。本論文では歴史的な観点から男性同性愛の歴史を検討する。

第2節 研究史の整理

しかし、歴史的に形成された「男性」「同性愛」をどのように現在の私たちが認識するのかがまず困難性を伴う。詳しくは後述するが、「男性」「同性愛」が個人の人格に基づいたアイデンティティとして捉えられたのは、近代（日本では20世紀以降）からであり、セクシュアリティを固定的、本質主義的に語ることには無理がある。歴史の流れを記述する際、歴史学はそのような曖昧な主体を取り扱うことについてはやや不得手であった³。この問題

を論じてきたレズビアン／ゲイ・スタディーズとクィア・スタディーズにも「主体」をめぐって「齟齬」があった。次にこの点について整理をしていきたい。

第1項 運動の展開と雑誌の特集

まず、レズビアン／ゲイ・スタディーズとクィア・スタディーズの違いについて確認しておこう。レズビアン／ゲイ・スタディーズやクィア・スタディーズは共にアメリカやヨーロッパの研究に触発された学問体系である。前者は1960年代末における欧米の「性解放」の流れを受け、レズビアンやゲイへの差別と抑圧の解明、及び自己の主体性の確立を目指した研究であり、それが1990年代に日本に移入された学問である。一方後者は90年代以降の研究潮流であり、英語で「変態」を意味する「クィア」(queer)という言葉を変転させ、セクシュアリティのアイデンティティ形成の過程を照射することにより、「同性愛」／「異性愛」、「男性」／「女性」の構築のされ方を問うてきたとひとまず言うことができる。このような学問が日本でなされるようになった一つのきっかけは90年代の雑誌特集が考えられる。ここからはレズビアン／ゲイ・スタディーズとクィア・スタディーズの流れについて雑誌特集を中心に追っていく。

1991年に『imago』が「特集 ゲイの心理学」を特集したのを皮切りに「特集 レズビアン」『imago』(1991年8月号)、「特集ゲイ・リベレーション」『インパクション』(1991年8月号)が刊行された⁴。欧米の理論の翻訳が紹介されるとともに、「府中青年の家裁判」をめぐる裁判報告が掲載され、日本のゲイ解放の運動が可視化された。前述の『imago』は95年11月に「特集ゲイ・リベレーション」を掲載し、同時代の運動を記述した。90年代の運動の進展がそのような特集を組み、運動もまたそれによって触発された。いわば雑誌と運動が循環した関係にあった。

第2項 レズビアン／ゲイ・スタディーズからクィア・スタディーズへ？

現状の報告だけでなく、学問としてのレズビアン／ゲイ・スタディーズが誌上で展開された。『批評空間』で「特集=宗教と宗教批判 セックス／ジェンダー」『批評空間』(1996年1月号)が出され、ジュディス・バトラー、イヴ・コゾフスキー・セジウィック、デイビット・ハルプリンなどのレズビアン／ゲイ・スタディーズ、クィア・スタディーズの「古

典」と呼ぶべき著作が翻訳され、続く『現代思想』（25 巻 6 号、1997 年 5 月）「特集レズビアン／ゲイ・スタディーズ」ではゲイル・ルービン、ジョン・デミリオ、ジュディス・バトラー、デニス・アルトマンなどが翻訳されている。『現代思想』は特集号を「レズビアン／ゲイ・スタディーズ」としているが、クィア・スタディーズの内容を持つ論文も翻訳している。その結果、レズビアン／ゲイの主体性の確立なのか、アイデンティティ形成そのものを問い直すのかという「齟齬」は座談会でより鮮明な形で顕在化した。

『現代思想』の巻頭座談会は思想家の浅田彰、社会学者の河口和也、鄭映恵、文学理論のクレア・マリィの 4 人でおこなわれ、河口が主体性の確立を述べているのに対して、鄭、マリィはそれに対して疑義をはさんでいる。浅田はそれらに対して、以下のように述べている。

社会に向って公表し、それに基づく権利を獲得していくことは非常に重要なんだけど、その〔性的指向の〕アイデンティティというものとして考えてしまうと、それが外に対し、内に対して、強い縛りになってしまうということがあると思うんです。

〔中略〕つまり、ヘテロセクシュアルとしてのアイデンティティももたない、といってゲイやレズビアンというアイデンティティにも縛られたくないという、バイセクシュアルの人たちの行き場所がなくなってくるということがあるわけです。それでゲイ&レズビアン&バイセクシュアルというふうにくっつけたりするわけだけど、そうしていくとまたきりがなくなるんですね。

他方、今度は内側に向っていくと、例えばゲイと言いやレズビアンと言ったって、そこにいろんな他の差異がインターセクトしてきて、問題が複雑になってくる。経済的な差異、人種的・民族的な差異、あるいは HIV に感染しているかどうか、その他さまざまな差別の軸が入ってくると、単純に性的アイデンティティだけで物事は割り切れなくなって、ある軸においては被差別者であるのが別の軸においては差別者にもなるという錯綜した状態が出てくるわけです⁵。

アイデンティティにもとづく権利獲得闘争は重要だと指摘する一方で、主体化による排除の論理がなされてしまうと述べる。浅田は、現状ではアイデンティティにもとづく権利獲得や差別撤廃の運動は重要だとして、その意義を認めもする。『現代思想』の座談会（特集そのものも内包している）が端的に示しているのはレズビアン／ゲイ・スタディーズと

クィア・スタディーズが日本においてはほぼ同時進行で展開しており、その論点をめぐって厳しい応酬がなされたという事実である。

1997年に刊行された『ゲイ・スタディーズ』は「同性愛研究においてそのような〔同性愛者の〕当事者としての実践を行うのは、言うまでもなく同性愛者の研究者だ」⁶とゲイという主体がゲイの研究をおこなうと宣言した。このような背景には同性愛が社会によって歪曲・誤解され、差別が生み出されており、「われわれ」がそれに対して批判の声をあげなければならないという意気込みでもあった。2年後の99年にクィア・スタディーズを意識した『知った気であるあなたのためのセクシュアリティ入門』⁷が刊行された際には、『ゲイ・スタディーズ』を批判する。複数性のアイデンティティ、ゲイ内部での差異や排除、セクシュアリティをグラデーションで語ることの重要性を訴えている⁸。レズビアン／ゲイ・スタディーズとクィア・スタディーズは「主体」・「抵抗」・「アイデンティティ」をめぐっての応酬があった。

2000年代以降には理論的な枠組みだけではなく、レズビアン／ゲイなどの「経験」や実践、事例研究がなされるようになった。谷口洋幸ほか編『性的マイノリティ判例解説』（2011年）⁹では、主に1970年代以降の欧米や日本の性的マイノリティに関する判例を涉猟し、意義や問題点について検討を加えている。森山至貴『「ゲイコミュニティ」の社会学』（2012年）¹⁰では、現代日本のゲイコミュニティのあり様についてインタビュー調査や雑誌を用いることで、コミュニティとは何かを問うている。新ヶ江章友『日本の「ゲイ」とエイズーコミュニティ・国家・アイデンティティ』（2013年）¹¹では、1980年代の「エイズパニック」について、メディアによって語られたエイズ、コミュニティの実践活動、国家への統合と包摂といった論点を剔出している。

これらの作品はいずれも具体的な素材やテーマを設定し、帰納法的に問題へ接近しようとするところに特徴がある。社会学や文学の領域では理論的枠組みだけでなく、その歴史性も含めて検討がすでに始まっている。歴史学が「応答」できるとすれば、具体的な歴史的な事実から積み上げていくほかに、日本の状況や歴史的背景を加味するとすることで同性愛をどのように記述できるのか。次にその方法について考えていきたい。

第3項 近現代日本と同性愛

そこで (A) 近現代日本と同性愛、(B) 同性愛の歴史的経験に焦点をあてた研究潮流から

同性愛を記述することについて考えていきたい。

(A) の研究は 1990 年代以降のセクシュアリティの歴史の変遷を問うなかで生まれた領域であり、歴史社会学者の古川誠がその先鞭をつけた。古川は近代日本の同性愛認識を男色→鶏姦→変態性欲へ至るプロセスを概観する¹²。男色を近世以来の武士に代表される年齢／身分的な同性関係と歌舞伎における「かげま」などの「女性」的なモデルに分類し、それが明治期においても連続して存在していたことを指摘する。1873 年の改定律例によって同性行為（厳密にはアナルセックス）を禁じた鶏姦のイメージ、大正期の女性心中により女性の同性愛が「発見」され、医学や家庭における「正常」／「異常」の分類により、同性愛が変態性欲として認識されると述べる。

その後、古川の論考を参照して近現代日本の同性愛の歴史が論じられていく。歴史家の前川直哉は広くセクシュアリティの文脈に載せて明治期から大正期の同性愛の変遷を追っている¹³。同性行為をおこなうことが男社会の紐帯を確認する行為（ホモソーシャル）として機能したことや異性愛主義（ヘテロセクシズム）にもとづく同性愛／異性愛の非対称性を検討している。同性愛が社会や自己の地位と密接に連動しており、セクシュアリティが社会の「一領域」ではなく、それによって社会が変化していることを明らかにする。歴史家の三橋順子はトランスジェンダーの立場から、日本の「文化」のなかに女装文化があったことを明らかにしている¹⁴。先の古川の男色における「かげま」の分析に疑義を呈し、異性装を伴うか否かが重要であると述べている。歴史社会学の赤枝香奈子は古川の大正期の女性同性愛の「発見」を「親密性」の変容という観点を加え、同性愛という現象や語りだけでなく、広く女性同士の関係性に踏み込んだ分析をおこなっている¹⁵。歴史家の内田雅克は男性性の問題へ切り込み、男性同性愛への嫌悪を男性間のウィークネス・フォビア（『弱』に対する嫌悪と、『弱』と判定されてはならないという強迫観念）¹⁶との関連において捉え、近代日本全般を概括的に論じた¹⁷。

これらの研究は「男性」／「女性」、「同性愛」／「異性愛」という一貫したアイデンティティが本質主義的に存在したわけではなく、時代ごとに性的欲望や親密な関係性は形成されることを明らかにした（構築主義）。つまり、現在の目からみて同性行為をしていると資料上確認できることが同性愛者というアイデンティティを想定できるわけではない。

また古川の研究をより押し進め、戦後日本のセクシュアリティを言説分析の手法から問う研究もある。石田仁、村上隆則は戦後日本を対象に同性愛や女装といったものをいったんカッコにいれ、セクシュアリティの枠組みを通じて、「男が好きな男」と「女性化（女装）」

の分化と結合として読み解く¹⁸。セクシュアリティの内部構造からそれらを見ていこうという姿勢が伺えるものの、「戦後」という時空間にはあまり関心がない。また石田仁は戦後日本の「ホモ」表象を手がかりに、その集合化と差別を受けるまなごしを考察し、前川直哉は1970年代の『薔薇族』の誌面分析から結婚問題に対して雑誌がどのような対応をおこなったのかについて分析したものの、分析対象がどういう歴史的位置にあるのかについてはやや曖昧である¹⁹。

(B) は同性愛の歴史的経験を位置づける作業をおこなっている。作家の伏見憲明はそのような立場を「ゲイの考古学」として、ゲイバー、同性行為をおこなうハッテン場、雑誌、人物へのインタビューや資料発掘を通じて、「ゲイの経験」に肉薄しようとする²⁰。歴史における同性愛を本質主義／構築主義の議論ではなく、あくまでも当時の「ゲイの経験」をもとに歴史的な記述をおこなう。漫画家の田亀源五郎は自身もクリエイターであるため、戦後の同性愛者が過去にどのような作品を残したのかについて関心を示す²¹。田亀は雑誌記事に掲載された絵師の原画収集や聞き取りをおこない、その軌跡を丹念に追っている。日本において同性愛向けの絵師（多くはポルノ要素を含む）は現在においても「アート」として扱われているとは言い難い。田亀の姿勢はいま残しておかなければ散逸してしまうという危機感があり、労力の多い作業を厭わず実践した。田亀はそのような人たちを「ゲイ・エロティック・アート」と定義し、現在に甦らせている。伏見や田亀は過去を発掘し、それを記録として残そうとする点で歴史学と共通する点が多い。

(A) は「異性愛」／「同性愛」、「男性」／「女性」、シスジェンダー／トランスジェンダーといった現象や概念が歴史的に形成されており、語られたものとしての「男性」「同性愛」という視点で分析をおこなう。ただし、(B) の研究が示唆するように、人々の「経験」をもとにした資料発掘や「読み替え」は不十分な水準に留まっている。(A) の視点を持ちつつも、いままで「同性愛の問題」として不問に付されていた事柄についても積極的に取り扱う必要がある。ただし、「男性」「同性愛」をそのように歴史学として論じるには、いくつかの「困難」が横たわっている。

一つは、資料の整理が不十分な点にある。中央大学社会科学研究所研究チーム「セクシュアリティの歴史と現在」は『異性装・同性愛書誌目録』²²をまとめ、戦後の週刊誌、風俗雑誌と呼ばれる性の雑誌における異性装・同性愛の書籍・雑誌記事を目録化した。大宅壮一文庫の目録を手がかりに週刊誌記事をまとめ、風俗雑誌に関しては一枚一枚ページを繰って確認をおこなったのは非常な労力と時間がかかっており、まとめるのは様々な苦勞

があっただろう。戦後日本の異性装・同性愛の目録が丹念に掘り出しており、今後の研究者の基礎となるべき冊子である。

目録を精査し、何が「事実」かという作業が次に必要である。年表はその一つの方法であろうが、簡便なものを除いて存在しておらず、具体的にどのような出来事があったのかについて、共通理解ができているとは言い難い状況にある。ある団体や刊行・頒布された雑誌がいつ発足し、いつ休止あるいは解散したのかも不明な点が多い。歴史研究をやる上では致命的なことである。レズビアン／ゲイ・スタディーズのなかの LGBT 史が日本においては圧倒的に不足している中で、クィア・スタディーズにおけるクィア史の勃興が展開している²³。

こうした状況はアメリカ史と比較した際、明瞭になる。アメリカ史の中野聡は「マイノリティ史としての歴史叙述を展開してきた LGBT 史家を含めて『クィアな問い』を踏まえた過去の検討が進み始めていると言えるようだ。ひとことで言えば、マイノリティ史からセクシュアリティ史への展開、さらにはフーコーが提起した生権力の視点を踏まえたアメリカ史の語り直し」²⁴が始まっており、LGBT 史からクィア史へのパラダイムチェンジが具体化していると論じる。しかし、日本近現代史においては LGBT 史の「不在」であったことから、アメリカ史のようにクィア史を説きほぐすことは難しい。

資料とともに方法の点で日本史として論じるには壁が大きい。次に本論文ではどのような方法を取ればよいのかについて考察していく。

第4項 「寛容」と嫌悪を歴史的に問うこと

本論文では上述の通り「男性」「同性愛」を分析の中心に据えるが、特に社会における「寛容」と嫌悪の歴史的位置を明らかにするものである。

2014年に筆者も関わった歴史学研究会大会近代史部会『寛容』と嫌悪を問い直すためのクィア史』を例に「寛容」・嫌悪について論じる。

クィア史とは性的欲望の系譜であり、性をグラデーションで捉えることで一貫したアイデンティティを想定しない。また「クィア史を性愛のみではなく、『友愛』や『友情』など、ホモソーシャルな関係を含むものとして分析し、性的マイノリティへの恐怖や嫌悪を考察する」²⁵。そしてセクシュアリティとジェンダーが交差したものとしてクィア史を叙述する。ジェンダーは「性差の社会的組織化」²⁶を意味し、男性／女性の自己意識、他者認識

に根差したものであり、セクシュアリティは自己／他者への性的欲望及び実践とそれぞれ考えることができる。すなわち、異性愛／同性愛が社会編成のなかで立ち現れる点を含みこんだものとして考える。また、セクシュアリティとジェンダーそれ自体が単独で立ち現れるのではなく、「国家・法制度・社会規範・階級民族などさまざまなファクターが絡まりあう」²⁷領域として設定することが肝要である。いずれの視点もクィア・スタディーズで出された論点を抽出し、歴史における性的マイノリティを考察する方法的な視点である。

では、嫌悪や「寛容」を歴史的に明らかにするとどのようなことだろうか。嫌悪は同性愛への暴力的な手段などを用いて拒絶ないしは「普通ではない性」としてみなされている状態である。嫌悪は異性愛が「基準」であり、それ以外の性は社会的に無価値ないし存在が許せないという言説である。国家や社会は現在でも法律婚をした異性愛カップルを制度的に優遇しており、同性愛は社会的に劣位におかれる。本論文では全体にわたってそのメカニズムを追った。ただし、嫌悪の感情も歴史的な変遷があり、差別する側は単に同性愛者を罵倒するだけでなく、様々なレトリックを駆使してそれを正当化する。また同性愛者の間でも自分自身あるいは他の同性愛者に対して嫌悪感を持つこともある。

「寛容」は一見性的マイノリティを「認める」態度を見せつつも、異性愛／同性愛の非対称的な関係を温存ないしは追認する状態である。前述の歴研大会近代史部会においても「ある特定のセクシュアリティを法制度・社会政策・医学的な「治療」によって抑圧する一方、『救済すべき人々』を『寛容』さによって社会的に包摂し、既存のセクシュアリティとジェンダー秩序を再編・強化する動きに着目する」²⁸と指摘している。「寛容」は定着した概念ではないが、国家による性的マイノリティの統合・包摂を考える上で重要な視点である²⁹。抑圧から「解放」へとする単線的な歴史像ではないあり様を戦後日本社会に見出すことで、異性愛への統合や包摂をより深く検討できるようになる。なお同性愛は制度的には無視された存在とされてきた。同性愛を考慮せず、いわば社会的には抹殺されている状態である。同性カップルや学校における同性愛やトランスジェンダーを「いないもの」として扱っているのがこの例である。本論文では言及できなかったが、戦後日本社会には「存在しないもの」として同性愛が扱われており、それが社会に伏在している。

第3節 問題の限定

本論文では上記の問題設定、先行研究史整理から以下の視角から戦後日本社会における

「寛容」と嫌悪を明らかにするものである。

- ①歴史学的な実証研究を通じて、具体的に社会における「寛容」と嫌悪がどのようなレトリックでなされたのかを考察する。
- ②クィア史を開拓する上で、「男性」／「女性」、「異性愛」／「同性愛」をいったんカッコに入れて、同時代に語られた文脈や意味を考察する。
- ③同性愛の経験を歴史のなかに位置づける。

①については言うまでもないが、資料にもとづいて「寛容」や嫌悪の醸成のされ方およびレトリックに着目し、社会における差別がいかなる形で表出したのかを明らかにする。②はクィア史の方法に関わるが、本論文では「男性」「同性愛」を本質的に設定するのではなく、その語られた文脈に即して分析する。矛盾する言い方だが、年表が作成されない背景は一貫したアイデンティティが想定しづらいため、「何を年表の事項として、何を外すのか」という理解が出来ないためでもある。前述の伏見憲明や田亀源五郎の作品を見ると、方法的な議論に終始してしまうことで、せつかくの資料や作品が散逸してしまう危惧を抱かざるを得ない。いまやるべき作業はそのような「語られた男性同性愛」の出来事をいかに発掘し、あるいは「読み替える」ことが出来るのか、その点を忘れてはいけないと思われる。③は第2章～第4章で同性愛者の経験として織り込んでいる。この作業は社会学者の川口遼が『クィアである』と眼差された人びとが、そのようなまなざしのなかで、どのようにそのまなざしと交渉し、またどのように性と身体を生きたのか、その歴史も書かれる必要があるのではないだろうか³⁰と指摘通り、クィアな人々が社会とどのように交渉し、生きたのかという「クィアの民衆史、社会史」³¹への一歩を踏み出すことである。

本質主義／構成主義の隘路を考えた場合、ドイツ史の星乃治彦の議論は参照する必要がある³²。星乃はドイツ近現代史を同性愛の観点から洗い出し、位置づける。同性愛をパフォーマティブに構築されたものとして捉え、「私」（歴史家）が同性愛者であるという主体性をセットで提示する。歴史における同性愛の構築性を言いつつ、「同性愛者である私が存在している」と述べる。星乃は歴史を語っているものの、その歴史は単なる過去の「断片」ではなく、自らの歩んできた「歴史」でもあることが示されている。いわば同性愛を「歴史における他者」だけでなく、「自己」と重ね合わせながら、記述してみせるのである。星乃の議論はいわば当事者性から発せられたものであり、すぐに「応用」が効く方法ではな

い。だが、同性愛を「他者性」から解きほぐすのではないあり方を示し、その経験を歴史的探り当てることの重要性を問うているのである。同性愛の歴史的変遷は資料発掘や「読み替え」ばかりでなく、それらの経験を歴史的に位置づける作業が必要となろう。

第4節 本論文の構成

本論文の章立ては以下の通りである。

序章

第1節 問題設定

第2節 先行研究

第3節 問題の限定

第4節 本論文の構成

第1章 戦後日本における通俗性科学の語り

はじめに

第1節 通俗性科学の担い手とメディア——『人間探究』と高橋鐵——

第1項 『完全なる結婚』とキンゼイレポートのインパクト

第2項 『人間探究』の書誌

第3項 高橋鐵の年譜

第2節 男性性の称揚と異性愛規範の強化

第1項 男性性の称揚

第2項 セクシュアリティとナショナリズム

第3項 ジェンダー秩序の構築

第3節 同性愛の周縁化

第1項 「異常性欲」への着目

第2項 同性愛の排除

おわりに

第2章 戦後のイメージとしての男娼／ゲイボーイ

はじめに

第1節 戦争と戦後を生きる男娼

第1項 戦争がもたらした「奇形児」

第2項 「変態性欲」としての男娼

第3項 上野警視総監殴打事件

第4項 上野における路上間の扶助

第2節 ゲイボーイの出現

第1項 「流行」を先取りするゲイボーイ

第2項 アメリカからもたらされたゲイボーイ

第3項 占領期の米兵と日本人男性の性愛

第3節 都市に咲く「陰花植物」

第1項 「社会問題」としての同性愛

第2項 小説のなかでのゲイボーイの「死」

第3項 ゲイボーイと女装

おわりに

第3章 同性愛者と社会的抑圧——『風俗科学を中心に——

はじめに

第1節 「解放」主義的言説の担い手たち

第1項 担い手の略歴

第2項 風俗科学研究会の創設と活動

第3項 「代弁者」として語る

第2節 「解放」主義的言説の論理

第1項 「誰にでもある」同性愛

第2項 「先天的」な同性愛

第3項 「解放」言説の陥穽——同性愛内部の差異化・差別化——

第4項 女装との差異化言説

第3節 異性愛への同調圧力

第1項 結婚に悩む投稿

第2項 「大家」によるアドバイス

第3項 「友愛」言説

おわりに

第4章 富士高校放火事件が語りかけるもの——同性愛冤罪事件を中心に——

はじめに

第1節 富士高校放火事件の概要

第1項 Aの逮捕

第2項 逮捕後から裁判へ

第3項 裁判闘争と支援運動の盛り上がり

第4項 裁判の争点

第5項 裁判終結

第2節 支援者たちと三つの被差別性

第1項 被差別部落

第2項 「A君を守る会」

第3節 同性愛をめぐるポリティクス

第1項 Aと弁護士の隔たり

第2項 Aと支援者たち

第3項 同性愛者間の反響

おわりに

第5章 社会主義と同性愛——1970年代を中心に——

はじめに

第1節 「文化的退廃」への対抗

第1項 共産党のポルノ批判

第2項 対抗的主体としての「青年」

第3項 新聞・雑誌の反応

第2節 共産党市議窃盗事件

第1項 共産党の見解

第2項 共産党批判と同性愛嫌悪

第3項 共産党の再反論と届かぬ「声」

おわりに

終章

第1節 本論文の結論

第2節 残された課題

第1章では戦後の異性愛／同性愛の語られ方を雑誌『人間探究』（1950～52年）、高橋鐵の言説を中心に提起し、考察をおこなった。それらは敗戦による男性性の揺らぎをナショナルな語りで隠蔽し、異性愛を社会の規範として定着させようとした。同性愛は異性愛との関係において、周縁化され、異性愛への「同化」を強いられることとなる。

第2章では男娼／ゲイボーイの表象から男性同性愛のまなざしの変遷を取り上げた。戦争や敗戦によってもたらされた醜悪なものとして男娼が語られる一方で、男娼は女性の街娼や地域社会との折り合いをつけ、生活を営んでいた。一方、ゲイボーイは占領期にアメリカからもたらされたとする言説によって、「豊かさ」や派手なイメージとして語られた。だが、第1章で述べたようにゲイボーイは戦後日本社会にとっては「危険」なものであり、周縁化された存在であった。

第3章では男性同性愛の「交友」を雑誌『風俗科学』（1953年8月）をもとに分析した。社会における嫌悪の感情からいかに自分たち自身脱するのかについて議論が交わされ、同性愛者としてのアイデンティティに対して卑下してはならないとする言説が多数登場した。だが、それは「本当の同性愛者」とそうでないものとを区分し、そうではないものは異性愛の社会への「同化」が呼びかけられた。また第2章の男娼イメージが同性愛のイメージを悪くしているとして、女装はさらに周縁化された。「本当の同性愛者」であっても、結婚を機に異性愛主義への「同化」を余儀なくされてしまった。

第4章では1973年に起こった富士高校放火事件を取り上げ、同性愛を「自白」強要の材料にされ逮捕されたことについて論じた。誤認逮捕されたAは被差別部落、定時制高校の被差別性も抱えており、Aの支援者たちは同性愛に対しては冷淡かそれほど熱心ではなかった。同性愛の問題が「社会問題」としてクローズアップされた反面、同性愛への差別はそれほど深められなかった。

第5章では1970年代の日本共産党のセクシュアリティの統制策を取り上げ、同性愛への嫌悪を明らかにした。また76年に共産党市議のZが窃盗容疑で逮捕された際、同性行為を

おこなう場所に入入りしていたことが判明して、激しく Z を罵倒する。共産党は「正しい」セクシュアリティを唱導し、「外部」から「害悪」がもたらされたとする主張を頑なに固守しようとする。社会における同性愛嫌悪は左派でも例外ではなく、異性愛を基盤とした家族主義が絶対化している限り排除、周縁化されると指摘した。

なお本論文は占領期から 1970 年代を対象としているが、80 年代以降はエイズをめぐる政治状況があり、男性同性愛にとって新たな局面が開かれることとなるため、考察の対象からは除外した。戦後は異性愛の基盤がより浸透し、同性愛は排除される反面、雑誌や都市のなかでの遊興によって同性愛者が可視化する現象がおこった。「寛容」と嫌悪は社会の変動とともに形を変えながら変遷をしていくのである。70 年代が一つの「寛容」をつくり出したといえよう。

本論文は資料の発掘と「読み替え」を通じて、クィア史の「一里塚」にするための方法や視点を提示するものである。

¹2010 年代に開かれたシンポジウムと報告者、論題名、コメンテーターは以下の通りである。

- ①日本アメリカ史学会「同性愛／同性婚を通して見るアメリカ—1950 年代から現在まで」（2012 年 9 月 22 日）。兼子歩「1950 年代のホモフォビアと『マスキュリティの危機』」、中野聡「アラン・スピアから考えるアメリカ政治とセクシュアリティ」、吉原令子（「同性婚をめぐるフェミニストのジレンマ」。コメンテーターは松原宏之。
- ②イギリス女性史研究会「揺らぐ境界—セクシュアリティとジェンダー」（2012 年 12 月 16 日）。川津雅江氏「ロマン主義時代における女性同士の愛、ジェンダー、セクシュアリティ」、野田恵子氏「排除される親密性—イギリスにおける『純潔』とその境界」。コメンテーターは清水晶子。
- ③ジェンダー史学会「歴史のなかのセクシュアリティ—同性愛／性的指向の比較文化史」（2013 年 6 月 8 日）。三成美保「同性愛の位相—歴史学と法学のコラボから見えてくるもの」、木村朗子「性愛を規制するものはなにか—撰関期宮廷社会の性の配置」、内田雅克「ウィークネス・フォビアとホモ・フォビア」、谷口洋幸「国連システムにおける同性愛／性的指向と人権保障の展開」。コメンテーターは田野大輔、二宮周平。報告概要は『アジア・ジェンダー文化学研究センター Newsletter』（No.13、2014 年 3 月、https://nwugender.files.wordpress.com/2014/09/e3838be383a5e383bce382b9e383ace382bfe383bcno-13_e5868de6a0a11.pdf、2015 年 11 月 6 日閲覧）参照。
- ④歴史学研究会大会近代史部会「『寛容』と嫌悪を問い直すためのクィア史」（2014 年 5 月 25 日）。内田雅克「エフェミナシー・フォビア—誰が『非男』とされたのか—」、野田恵子「〈性愛と友愛〉の境界線の政治学—イギリスにおける女同士の絆の（不）可視化—」、コメンテーターは星乃治彦、成田龍一。詳細は『歴史学研究 増刊号』（No.924、2014 年 10 月）参照。
- ⑤総合女性史学会「多様な性のあり方を歴史から問う」（2015 年 3 月 22 日）。服藤早苗「平安王朝の貴族社会の性と政治—男色のジェンダー分析」、神田由築「江戸の男色と芝居」、赤枝香奈子氏「近代日本における女同士の親密な関係」、白水紀子「中国のセクシャル・マイリティとその歴史—近現代文学を中心に」。前近代の歴史も含まれている場合があるが、おおむね近現代の歴史や現状の分析でセッシ

ョンが組まれたことがわかる。近代において（男性）同性愛が主体化され、問題化された歴史性に顧みれば、近現代の歴史学会で企画が編まれたのは必然であろう。なお歴史学で性的マイノリティが初めて大規模なシンポジウムが開催されたのは、2003年5月の日本西洋史学会「革命・公共圏・性文化」であると思われる。詳細は若尾祐司、栖原彌生、垂水節子編『革命と性文化』（山川出版社、2005年）。

²同性婚をめぐる議論は多々あるが、グローバリズムの進展による新自由主義と同性婚が親和的であるとするものや、同性愛などの性的マイノリティを取り上げ「先進性」をアピールしつつ、他のマイノリティを排除、抑圧するものなどがなされている。これらの議論は見るべき論点はあるものの、歴史学がなすべき課題はそのような早急な社会批判ではないだろう。問うべきは国家や社会、家族における同性愛への排除、抑圧と同性愛者がどのように生きてきたのか、その歴史的経験を記述することにあるのではないだろうか。

³日本近現代史に限って概括的にいえば、歴史における主体が重要であり、そこではかなりの程度固定化された主体が想定される。たとえば「社会問題」を扱った記述では、「社会問題」の発生→それを解決する主体→あらたな矛盾→「社会問題」の発生というサイクルで描くことが多い。もちろん「解決する主体」に運動家だけでなく、周辺にいる中間層、為政者の政策（あるいは国際的動向）などを想定しており、決して単純化はしていない。だが、そもそも「主体」が曖昧であることはあまり考えられておらず（労働者、民族、女性）、それ自体をメタヒストリーにはなされていない。またその主体はやや運動史的な視角のため、運動それ自体が目的論的に記述されることもままある。

⁴1990年代は運動の面でも重要だが、なにより社会の側が同性愛者に注目し始めた。91年に女性ファッション誌『クレア』が「ゲイ・ルネッサンス」という特集を組んだことを端緒として、マスコミで大きく同性愛について取り上げられた。『imago』や『インパクション』、『現代思想』の特集記事はこの動きの流れに位置づけられる。

⁵浅田彰、鄭暎恵、クレア・マリィ、河口和也「レズビアン／ゲイ・スタディーズの現在」『現代思想』（25巻6号、1997年5月）21頁。引用は浅田の発言。

⁶キース・ヴィンセント、風間孝、河口和也『ゲイ・スタディーズ』（青土社、1997年）39頁。

⁷関修、木谷麦子編『知った気であるあなたのためのセクシュアリティ入門』（夏目書房、1999年）。

⁸日本近現代史の領域でも1990年代において国民国家論をめぐる歴史学内部で論争が巻き起こった。「国民」という概念や立場性について一見華々しい論点が展開されたが、歴史における本質主義／構成主義の立場で厳しい対立があった。史学史を考える際、検討すべき論点が多々あるが、今は触れない。ただ、セクシュアリティの歴史叙述が可能になったのは、90年代の議論無くしてはあり得ない。

⁹谷口洋幸ほか編『性的マイノリティ判例解説』（信山社、2011年）。

¹⁰森山至貴『「ゲイコミュニティ」の社会学』（勁草書房、2012年）。

¹¹新ヶ江章友『日本の「ゲイ」とエイズコミュニティ・国家・アイデンティティ』（青弓社、2013年）。

¹²古川誠「セクシュアリティの変容：近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」『日米女性ジャーナル』17号、1994年12月）。

¹³前川直哉『男の絆—明治の学生からボーイズ・ラブまで』（筑摩書房、2011年）。

¹⁴三橋順子『女装と日本人』（講談社現代新書、2008年）。

¹⁵赤枝香奈子『近代日本における女同士の親密な関係』（角川書店、2011年）

¹⁶内田雅克『大日本帝国の『少年』と『男性性』—少年少女雑誌に見る『ウィークネス・フォビア—』（明石書店、2010年）13頁。

17内田雅克「エフェミナシー・フォビア—誰が『非男』とされたのか—」『歴史学研究 増刊号』(No.924、2014年10月)。

18石田仁、村上隆則「戦後日本の雑誌メディアにおける『男を愛する男』と『女性化した男』の表象史」矢島正見編著『戦後日本女装・同性愛研究』(中央大学出版部、2006年)。

19石田仁「戦後日本における『ホモ人口』の成立と『ホモ』の脅威化」、前川直哉「1970年代における男性同性愛者と異性婚——『薔薇族』の読者投稿から」(いずれも小山静子ほか編『セクシュアリティの戦後史』(京都大学出版会、2014年))。

20伏見憲明「ゲイの考古学」『増補版 ゲイという[経験]』(ポット出版、2004年)。

21田亀源五郎『日本のゲイ・エロティック・アート Vol.1—ゲイ雑誌創世期の作家たち』(ポット出版、2003年)、同『日本のゲイ・エロティック・アート Vol.2—ゲイのファンタジーの時代的変遷』(ポット出版、2006年)。

22中央大学社会科学研究所研究チーム「セクシュアリティの歴史と現在」『異性装・同性愛書誌目録』(中央大学社会学研究所、2004年)

23このことと関連して、日本女性史は資料の「発掘」とともに「読み替え」をおこない、女性の主体性と解放を論じてきた。一方で90年代以降ジェンダー史の隆盛により、ややもすると女性史は「古い」というイメージが付きまとったが、ことジェンダー史は「読み替え」には熱心であったものの、はたして「発掘」という作業をどれだけおこなっているのかについては疑問が残る。といっても、ジェンダー史は「資料を扱っていない」あるいは「資料を丁寧に読んでいない」ということではもちろんない。ジェンダー史は方法としてあらゆる領域(政治・経済・文化・思想 etc)はジェンダー化されており、「女性」が単なる「部門史」ではないことを喝破した。ではジェンダー史とはあらゆる領域の資料がジェンダー化されたものであり、基礎的な資料はそれぞれの分野に散らばっていると解釈すべきなのだろうか。ジェンダー史は「何が重要な資料なのか」という問いを突き付けられており、その点で女性史との「共同戦線」は必須の課題であるように思われる。女性史は現在においてよりその重要性を増しているのではないだろうか。

24中野聡「アメリカ LGBT 史のアプローチ」『歴史評論』(763号、2013年11月) 50頁。

25「2014年度歴史学研究会大会 近代史部会『寛容』と嫌悪を問い直すためのクィア史」『歴史学研究』(918号、2014年5月) 56頁。

26ジョーン・W・スコット、荻野美穂訳『[増補新版]ジェンダーと歴史学』(平凡社ライブラリー、2004年) 24頁。

27前掲、「2014年度歴史学研究会大会 近代史部会『寛容』と嫌悪を問い直すためのクィア史」 56頁。

28同前、56頁。

29もっとも、日本においても議論にのぼっている同性パートナーシップの導入が「不必要だ」と言っているのではない。アクティビストによる国家との折衝や交渉はそれ自体有意義なことであり、その流れに水をさすものではない。問題なのは、同性パートナーシップ導入に賛成/反対ということではなく、むしろ現在まで同性パートナーを「認知」せず(ということは「離婚」してもパートナー間での取り決め以外は法律上ない)、放置してきたその歴史性が改めて問われているのではないだろうか。日本が寛容な社会になるには家族制度(特に戸籍制度)が横たわっており、その制度を「活用」するのか、あるいは同性パートナーシップを別建てで考えるのが焦点になっている。

30川口遼「2014年度歴史学研究会大会報告批判 近代史部会」『歴史学研究』(926号、2014年12月) 55頁。

31同前、55頁。川口は注釈無しで「民衆史」を使用しているが、日本近現代史の領域においては民衆史とともにマイノリティ史研究として想定されうる方法であろう。繰り返しに

なるが、一貫したアイデンティティを想定しない民衆史あるいはマイノリティ史がありうるのかについては議論が分かれるところだろう。ただ、クィア史から LGBT 史を「読みかえる」作業であるということであれば、充分議論として成り立ちうる。

³²星乃治彦『男たちの帝国』（岩波書店、2006年）。

第1章 戦後日本における通俗性科学の語り

はじめに

本章では戦後日本で花開いた通俗性科学の語りからセクシュアリティのあり様を分析し、同性愛の排除を明らかにするため、雑誌『人間探究』と高橋鐵を中心に取り上げる。通俗性科学は1920年代において勃興し、羽太鋭治、澤田順次郎、田中香涯など、非アカデミズムの人物が担い手となり喧伝された。彼らは「性欲」を人間の本質と定義し、人間活動を支える基盤であると主張した。そのなかで「正常」／「異常」な性欲を分類し、「異常」なものを周縁化した。

戦後に展開した通俗性科学は戦前の担い手とは異なるが、おおむね上記の枠組みを維持し、啓蒙活動をおこなった。ただし、戦前と戦後とまったく同一であったということではなく、戦前の山本宣治は「科学的」な性科学を志向していたが、アカデミズムからは排除されていた一方、戦後は心理学者の望月衛やキンゼイレポートを日本に紹介した朝山新一などが大学のポストに就くようになった。戦後は性科学のアカデミズム化が進行した反面、アカデミズムによらない活動家もいた。非アカデミズムの担い手たちは資金や社会的地位で劣っていたものの、メディアを通じて人々へ訴えかける能力に長けていた。本章ではそのような非アカデミズム系が担い手であった雑誌『人間探究』と高橋鐵を取り上げ、そこでのセクシュアリティの語られ方を検討する。

第1節 通俗性科学の担い手とメディア—『人間探究』と高橋鐵

第1項 『完全なる結婚』とキンゼイレポートのインパクト

まず戦後のセクシュアリティの語りを考えるため、『完全なる結婚』と「キンゼイレポート」について述べる。

歴史社会学者の赤川学は「戦前と戦後の「断絶」は質的なものではなく、あくまで量的拡大の問題である」という点である。少なくとも夫婦間のセックスは、夫婦、家庭の円満ひいては国家の安定にとって重要な事柄であり、性的生活の質を向上させることによって円満と安定を確保させようとする言説は、[一九]二〇年代から存在した。そうした言説は三〇～四〇年代の戦時時期を挟みながら、二〇年代と四〇年代後半とでゆるやかに連続しながら

ら存続すると考えられる」¹と述べている。

その量的拡大に一役買ったのが、ヴァン・デ・ヴェルデ『完全なる結婚』（柴豪雄訳の大洋社版、神谷茂数・原一平訳のふもと社版、ともに1946年）の完訳である。1930年『完全なる結婚』は邦訳がなされるが、伏せ字が多く、発売と同時に発禁処分を受ける。完訳が46年に出版されると、戦後を性の「解放」ととらえる意識が浮上し、性の語られ方の一つの型を提供した。

ヴェルデはオランダの産科医であり、生理学の立場から、性欲の「発生」を論じた。民族・年齢・個性による感覚や身体の違いを論じつつ、男性／女性の「性器」の違いを重要視する。男女の生得的な違いによって社会的役割を与え、家庭という場を設定する。家庭において要になるのが、夫婦の「絆」であり、その手段として性行為の技術化（前戯・体位・後戯）が説明された。これをヴェルデは「高位結婚」と称した。川村邦光は「性交における女性の能動性、男女の『同等価値の享樂と、満足を要求する権利』こそ、『完全なる結婚』が戦後日本の男女にもたらした最大のメッセージだったといえる。男女ともに『同時に快美感を感じる』ことこそ、至高の価値として提起されたのである。」²と述べ、『完全なる結婚』は日本において性科学・性教育がまだまだ「欠落」していることへの「福音」として歓迎された。

一方、性の語り方はもう一つある。それが性の「実態調査」である。アルフレッド・C・キンゼイほか『人間に於ける男性の性行為』（50年）、『人間女性における性行動』（55年、以下「キンゼイレポート」と略）の翻訳によって重要性が高まった。

「キンゼイレポート」を著した1人であるキンゼイはアメリカの性科学者であり、リベラルな人物として知られている。その内容はアメリカ社会における性行為や性現象を調査し、異性愛行為や自慰経験の有無のみならず、同性愛行為やサディズム・マゾヒズムなど周縁的なセクシュアリティの経験の有無についても「科学的」に調査をおこなっている。これらの性現象に「等価」の価値を与えたことによって、同性愛行為なども「異常」ではないとされるようになった³。日本においてもキンゼイの手法は一「正確」に継承しているかどうかは別にして一受け入れられた。たとえば高橋鐵『人性記』（52年）、篠崎信男『日本人の性生活』（53年）、太田典礼編著『第三の性』（55年）などである。「キンゼイレポート」は「科学性」と「先進性」に注目が集まり、日本の遅れた「科学」と対比された。

戦後の性の語られた方は、『完全なる結婚』とキンゼイレポートに規定され、夫婦の性の称揚と「科学的」な性の「実態調査」という、車の両輪のような形で浸透したのである。

手段としての性の「実態調査」と目指すべき方向性としての夫婦の性の称揚を『人間探究』や高橋鐵は模索することとなる。次に『人間探究』がどのような雑誌であったのかを見ていく。

第2項 『人間探究』の書誌

『人間探究』の刊行年数は1950年5月～1953年8月まで続き、計36冊（臨時増刊号含む）が発行されている。11号、16号、19号は「増刊号」として刊行されており、それぞれ「性と犯罪」（11号、1951年5月、以下号数を掲げる場合、年は下二桁のみ記す）、「日本性人物史」（16号、51年9月）、「性の悩み解決号」（19号、51年12月）と特集中心に編集がなされている。1953年からは出版社が変わっており、1952年までに出されたものとは内容も含め、多少の差異があるため、本稿では扱わない。1952年まではほぼ月刊で出されており、版型はA5版、出版社は第一出版社（1953年5月号からは探求社）である。ページ数は124頁前後であり、価格は95円である。編集発行人は石川四司となっているものの、評論家木本至が関係者から事情を聞いたところ、佐藤績という元改造社編集局長の変名であった⁴。28号以降は堀井清、青山和彦と名前が変わっている。主筆は性科学者の高橋鐵がつとめた。ちなみに、同時期に『あまとりあ』（1951～55年）も発行されており、こちらでも高橋が主筆をつとめた。

なお山本明『カストリ雑誌研究』では『夫婦生活』創刊（1949年6月）からをカストリ雑誌の「終末期」と呼んでおり、『人間探求』を「本格的性研究誌」と名付けており、カストリ雑誌には分類していない⁵。さしあたりここでは、1920年代の通俗性科学誌との類似性から、『人間探求』のような雑誌を通俗性科学雑誌と分類しておく。

『人間探求』は「文化人の性科学誌」を標榜しており、「科学」によって「性」を明らかにしているのが特徴である。この「科学」は「自然科学」という意味に限定されるものではなく、資料やデータを駆使し、具体的に「性」を明らかにしていこうとする態度を指す。後述するように、『人間探求』は「性」の論評をさせないようにする政府（警察は刑法などによって取締りをしている）やメディアに対して批判的である。また読者層は「あまとりあ」や“人間探求”と比較してみると、この両誌が限定された読者層（知的労働者）⁶との評価もあり、ある程度教養のある者が主なターゲットであったようだ。発行部数は3万部程度といわれている。

次に表紙／扉欄を見ていこう。表紙は女性ヌードや彫刻あるいは絵画や性器のオブジェを描き、「女性」を現したものが多きものの、少数ながら男女の抱擁や子供のもある。口絵は8～9頁で、映画のワンショット、犯罪写真、春画、絵画、世相の写真（ヌード、ストリップ）などである。これらは「女性」の裸体を通常載せており、「性」を扱うことが「女性」の身体を考察（「鑑賞」）することと提示され、「女性」を性的な次元において消費したのである。

さらに、「性器」の差異を言い立てることで、男女の違いをより明確に知らせる効用もあった。たとえば、4号（1950年9月）の「男と女」という題をもつグラビアでは、男女の性器の解剖学的図、男女の裸体や絵画・彫刻などを並べたところにキャプションで「男は女に較べて一般に攻撃的、女は防御的だとされている。たしかに男性器と女性器の凸と凹の形態機能を観ても、亦、精子と卵子の受精過程をみても、男は侵入軍の如き観がある。が、反面を考えると、男性器も精子も寧ろ包含され摂取されるところに欣びがあると云えよう。つまり五分五分なのではないか。もちろん、男女同権であることには異議ないし〔、〕女性の能力も別に男より劣っていない事は一般心理学でもチャンと説明されている。ただ、生物学（従つて生理心理学）からみて男には男の役割があり〔、〕女には女の役割がある」⁷と述べる。男女の「能力」には異なる点はないとしつつも、男女の「役割」は生物学的見地から是認される。

扉欄は雑誌の主張や考えを訴えるページとなった。Tと署名されることが多く、高橋鐵の執筆であると思われる。扉欄は「性的」なものが「私的」なものではなく、きわめて「公的」な問題であるという論の立て方をしている。扉欄のタイトルを挙げると以下のようになる。

創刊の言葉（1号、50年5月）／天皇と裸体画（2号、50年7月）／「汎性欲説」とは？（マルクスとフロイド）（3号、50年8月）／性科学語について……（4号、50年9月）／皇居前のモラル（羞恥嫌悪の好適例（5号、50年10月）／二つの言葉（6号、50年11月）／ローレンスを護れ！（性と法律）（7号、50年12月）／再び性に対する法律の迷信（8号、51年1月）／秘密々々の国へ！（口すべりの真理）（9号、51年2月）／『源氏物語』発禁一検閲コムプレクスの問題（10号、51年4月）／「エロ雑誌」と見られて……（12号、51年5月）／法廷綺聞 尻尾を出した福田恆存氏（13号、51年6月）／危いッ……警告（14号、51年7月）／処女膜の音—必要の前に罪なし！（15号、51年8月）／煩惱の鐘（17号、51年10月）／夫人讚—フロイド夫人訃をききて（18号、51年11月）

法律による「性」の表現を取り締まることへの批判、具体的には1950年に『チャタレイ夫人の恋人』が「猥褻罪」で起訴されたことに対して、出版社側を擁護するもの（7号、8号、9号、10号、13号）や、「性」の妄信とされる「処女膜」批判（15号）などがある。ほかにも、性科学の用語が「混乱」しているとするもの（4号）、皇居前のカップルの「モラル」のもの（5号）、天皇を「探求」することに対して歓迎するもの（2号）、なかには三鷹事件（14号）を紹介しているものもあるが、基調としては人々が性や社会に対し、いかに「無智」であるかが語られている。扉欄で展開される言説は、「無智」や「迷信」を冷笑しており、「科学」や「真理」に重きをおいて語られ、それらの理論的支柱をマルクス（ただし、ソ連や中国に対しては批判的言質をとる論者もいる）とフロイト（3号、6号、18号）に求めている。そして12号では『人間探求』発刊一周年を祝う内容の記事が掲載され、「本誌が街々に氾濫しているエロ雑誌とは全く異質なものであることは誰しも認めて下さいます」⁸とすべての性表現をおこなっている雑誌に与することなく、「エロ雑誌」と名指しされたものとの対抗関係も見えてくる。具体的に扉欄の論理をみておくため、8号を例にとってみよう。『チャタレイ夫人の恋人』の擁護を訴える『人間探求』側は「自由」や「民主主義」を求めており、政府（警察）はそれを「弾圧」する機関として描かれている。

しかし、非合法化という対象は政党だけでなく性の表現は、日本では、明治文明開化の御代以来連綿として今に至るまで「非合法」という御用提灯を振翳されて来たのである。繰返して云う。性の真相に触れたものは、日本に於ては未開国なみに、何の根拠もなく、非合法なのである⁹。

『人間探求』／政府が対抗的に描かれ、「日本」は「戦前」から「性の表現」に対して、「未開国」並みに甘んじていることが語られ、「法律がウソとゴマカシを保護して、多くの民衆を無智にさらしておく！これほど不思議な迷信はないことを、文化人は今こそ挙つて口々に叫ぶべきではないか」¹⁰と「文化人」たる「我々」は言論の自由を確保すべきと結んでいる。

扉欄から読み取れるものは、「エロ雑誌」／『人間探求』／政府への線引きと対抗、『人間探求』＝文化人と規定し、科学・真理を方法的に採用しており、「日本」＝「未開国」からの脱皮を企図し、「内面」の「近代化」を希求している。なお扉欄は18号（51年12月）

に消滅しているが、それを補うように、「ニュース解剖台」（1号から掲載）や編集後記で同様の主張を掲載している。

誌面について、その主題をみていこう。号数によってかなり異同があるが、エッセイ／論説（コラム欄が挿入される場合あり）／座談会／短評（世相の論評、署名なし）／身の上相談／考証・民俗／古典の翻訳の順番で並んでいることが多く、論説は医学や精神分析的な記事、教育や社会批評であり、これらはページの最初に掲載されており、民俗や古典は雑誌の後半に載ることが多い。

執筆者は高橋鐵、比企雄三（医学者）、押鐘篤（医学者）、金子準二（精神科医）、岡田甫（考証家）、伏見冲敬（中国文学者）、原比露志（文学）、矢野目源一（フランス文学者）、伊藤晴雨（絵師）、クロタキ・チカラ（民主主義科学者協会会員、のち評論家）などであり、医学・文学・教育や批評家など雑多な人々が集っていた。おおむね大学アカデミズム外に所属しており、いわば「民間」から「性欲」について語っている。これに対して女性執筆者は管見の限り、伊藤千鶴子、池田みち子、竹内茂代、阿部静枝、座談会で神近市子、羽仁説子、山本杉、橋爪擯榔子が見られる程度であり、何号にも渡って論説を張るのではなく、オブザーバーとして参加している。通俗性科学に集う人々は概して男性であり、男性からみて「男性」／「女性」を検証している。

『人間探究』の1号を例にどのような主題を掲げているかを確認しておく（カッコ内は執筆者）。

邦人と外人の性的優劣（中根巖）／働く生活にも必要な性技法（クロタキ・チカラ）／性的禁欲は益か害か（金子準二）／インテリ夫婦の性的破綻（竹村文祥）／マルクス＝レーニンの性生活（清水高志）／性行為に於ける表情の研究（高橋鐵）

「マルクス＝レーニンの性生活」はのぞき見的な記事な側面もあるが、これは、「性欲」がいわば「私的」な事柄・実践ではなく、「人間」をとらえる上で「もう一つ」の側面として描かれている。だが、彼らは「性欲」を“自然化”された現象と捉えるがゆえに、「人間」に本来的に備わったものという考えはいささかも揺るがず、「性欲」は固定的に位置づけられ、序列化される。そのような「性欲」はナショナルな主体として「人間」を構成していく。

またクロタキ・チカラ「働く生活にも必要な性技法」では、「性生活といえおかしなこと、明るみに出せないこと、とゆう考えが、まだまだ、進化をになうべき人たちの中にもつ

よく残つていて、避ければさけられる不幸にせずんでいる場合いがすくなくありません。ことに、妻のほとんど多くわほんとうの性のよろこびを知らない¹¹と性生活を語らないことをクロタキは「進化をになう人々」にも浸透していないとし、それを憂いでいる。彼は性生活を「生存権」に関連づけながら、『健康で』なんです。『文化的な』なんです！その生活のなかから、だいな部分をきりおとすなんて、民主主義にそむくはなしです¹²と生活の「だいな部分」＝性生活を論じないことは、「民主主義」にそむくことであり、憲法に悖ると論を張る。性生活の担い手として想定されているのは、夫婦であり、「夫婦でないものの性関係わおしなべて正しくないからです」¹³と「正しくない」性関係は切り捨て、異性愛の一夫一婦制を理念化する。「正しい」と「正しくない」ものの根拠は示されず、「正しい」ものを唱導する。

座談会欄では、『人間探求』執筆者が社会的に話題になっているトピック（性道德の是非、増加する売春婦に対する「対処」など）を議論しあっている。そこで語られることは、おおむね上記の扉欄や論説と同様の論理を有している。たとえば、7号（50年12月）の「旧態『性道德』を嗤ふ！」では「修身科」復活の勢力について「旧道德」と指摘し、これを批判しているが、「パンパン」とその買春者についても批判を投げかけている。また人々がいかに「無智」な状態におかれているかが指摘されている。

身の上相談欄は「性愛相談」、あるいは「相談と回答」（「解答」と記す場合もあり）と名づけられたものである。毎号必ず存在しているわけではないが、3～4本の「性」に関する悩みを掲載している。ここでは、内容よりも形式や主題について検討する。

形式は、質問者が投稿したものに回答者（主に医学や精神分析の見識がある者）がアドバイスを送るものであり、戦前の婦人雑誌や読売新聞の「人生相談欄」と大差ない。『人間探求』では当然、性の相談が主題となっており、相談件数は全部で68本、割合は男性からの依頼が61本に対し、女性は7本と圧倒的に男性からの相談が多い。そのため「男性」の悩みが目につきやすく、買春・結婚の性生活などの性交をする上での悩み、男性のオナニー・早漏・男性器など身体に関わる悩み、「変態性欲」と呼ばれるものの悩みに大別される。特にオナニーと結婚の「性生活」、「変態性欲」としての同性愛の相談内容が多い。オナニーに関しては、「害悪」であると相談者が「不安」に思い、その「解決」の一助を授けて欲しいと投稿している。回答者の答えはオナニーをあらゆる「病氣」に結び付けることには反対しているものの、「過度」にしてはいけないとする立場をとっており、「但、オナニーを過度におこなうことはいけません」¹⁴と戒めている。「女性」の悩みは初夜の過ごし方、

結婚後の性交、「不感症」についてで、産児調節などこの時期社会的に話題になっていたのは皆無である。

次に回答者と質問者の関係性について考察する。上記のような質問に対して、回答者は主に、精神分析的なアプローチと医学的アプローチで問題を「解決」しようとする。精神分析的なアプローチは自らの来歴を語ることが「いま」の悩みと直線的に結びつけられ、来歴の中に「原因」があるという方向で答えを導く。一方、医学的なアプローチは、身体的特徴や相談者の環境を考慮に入れながら「原因」を探り、その対処法をアドバイスする。どちらの場合も、回答者が状況を把握できるようにするために、質問者は自らの現状を切々と訴えねばならず、これは回答者と質問者の関係が医者／患者のような関係性として成り立っている。質問者は回答者の見識や枠組みを批判的に捉えづらい。双方向の場ではないため、異議申し立てを回答者が受け付ける素地はなく、質問者は「悩み」を述べ、回答者は「解決」を施すという、啓蒙する／啓蒙されるという非対称的な関係になっている。

以上見てきたとおり、『人間探究』は“進歩的”であり、単なる「道徳的啓蒙」によるセクシュアリティの統制とは対立的にある。だが、「啓蒙」自体は手放さず、「公的」な参加を要請する。「公的」なものの創造を目指すときの根拠は、「民主主義」の精神であり、「新たな」道徳をそれによって確立しようとしたのである。次に『人間探究』で主筆をつとめた高橋の来歴について押さえておく。

第3項 高橋鐵の年譜

高橋鐵（1907～71年）は前述のとおり『人間探究』、『あまとりあ』の主筆であり、在野の性科学者・精神分析家として戦前から戦後に活動した。とりわけ敗戦直後にカストリ雑誌を創刊し、性の啓蒙をおこない脚光を浴びた¹⁵。1949（昭和24）年に『あるす・あまとりあ』で性態位論を展開し、ベストセラーとなった¹⁶。その後、主幹となった『人間探求』（50～52年）、『あまとりあ』（51～55年）を創刊している。また、性教育の分野では47年に永井潜を会長とする日本性教育協会に参画し、調査研究部長に就任する。しかし、54年に自身が主宰する日本生活心理学会で頒布した資料が猥褻図書販売・頒布の疑いで告訴され（のち処分保留）、58年には『生心レポート』などが猥褻図書販売容疑で押収され、逮捕される（高橋性学裁判）。71年に死去するが、これらの経歴から高橋は戦後の「性解放」

者、あるいは国家への「抵抗者」としての側面を強調する評価がある。

たとえば評論家で高橋を師事していた鈴木敏文は「高橋が活動をはじめた頃〔昭和20年代〕は「性の乱世」であった。性ジャーナリストも大衆も、あやふやな性知識に惑わされて、右往左往していた。そこに正しい道づけをし、性解放・性啓蒙の努力を重ねていった者の一人が、高橋鐵であった。彼の性解放運動は、まず性の啓蒙から始まっている。〔中略〕高橋鐵は満身創痍になるのも厭わず、独自の性哲学によって、日本人の性意識の改革を図り、歪んだ性知識を是正し、劣等コンプレックスの解消につとめ、性愛の至福を多くの人々にもたらそうと試みた孤高の伝道者であった」¹⁷と賛辞を贈っている。あるいは映画監督大島渚は高橋鐵の追悼文で「言うまでもなく、〔高橋〕先生の性の解放は、人間の全的な解放につながるものであった。それをめざすゆえに、先生が戦前・戦中・戦後にわたって権力による迫害をこうむられたことは知る人ぞ知っている。その先生はこの虚偽に満ちたポルノ時代の前に死んでゆかれた」¹⁸と性の「虚偽」を暴くうえで国家へ対抗したと述べている。

また歴史家の家永三郎はアカデミズムが性の歴史を考察しないなかで「民間」の成果として高橋を紹介している。「性に対しても家父長制＝『家』制度の下では、タブーとされる傾向が強く、学界内でもこれを正面から取り上げようとする研究者は皆無にちかく、民間の『好事家』の仕事とされがちであった。〔中略〕ただ学者が見ないふりをしてきただけのことにすぎないのである。いわゆる進歩派の研究者においても、この点に関しては固陋な保守派とかわるところがない。高橋鐵のような『民間学者』だけにこの方面をおしつけてきた新旧アカデミシヤンの責任は大きいといわなければならぬ」¹⁹と述べている。アカデミズム批判、国家・社会批判として高橋は位置付けているが、そのような語りはむしろ当のアカデミズム側では例外であった。

医学・心理学系のアカデミズムはフロイトの精神分析を曲解した人物として評されている。精神科医の小此木啓吾は「高橋鐵氏のような性学者が、性学即精神分析というイメージを、一般大衆に普及させた影響も大きい。……何か精神分析というのは、他人の心に首を突っ込んで何でもグロテスクに性的なものに関連づけて解釈する“のぞき”みたいなものだ、という不快な思いを抱いた場合が少なくない。こんなフロイトの読み方は、学問・思想としての精神分析以前のものである」²⁰と痛烈に高橋を批判している。また「高橋の仕事の大半が、結局は好事家の範囲を出なかった」²¹と「物珍しさ」が先行したとする人物評価もある。

書誌家の斎藤夜居は、高橋の個性について「単純に敵と味方を分け、敵にたいしてはきわめて攻撃的にならざるをえなかったのは、そのためである」²²と述べ、それまで親しくしていた人間を攻撃し、「同志」を減らしていったという。また高橋には妻と2人の愛人がおり、スキャンダラスな面も、評価をさらに難しくしている。高橋は「性の解放」を唱えて、国家に対して「抵抗」したと評価されている反面、精神分析を「曲解」した人物として論じられているが、高橋のジェンダー観やセクシュアリティ観の分析は不十分である。

まず、高橋がどのような歩みをたどったかについて触れておく（【表1】）。高橋は1907年東京市生まれ。父清三郎は株屋を営み、母てふは新橋の名妓であった。14年に桜川尋常小学校入学、20年錦城商業小学校入学したのち、23年の関東大震災により父の仕事が頓挫し、一家は離散することとなる。

25年に日本大学予科へ入学し、心理学を専攻する。26年よりカルピス宣伝部へアルバイトをしつつ、マルクス・エンゲルスの読書会「五月会」を結成し、マルクス主義へ傾倒する。28年に日本大学本科へ入学し、伯爵の娘との心中未遂事件をおこす。また山本宣治の葬儀にかけつけた時、警察によって検挙されてしまう。大学卒業後、松竹キネマの脚本部で仕事に職を得て、結婚。しかし「赤」のレッテルを貼られ、松竹キネマから新興キネマへ移籍を余儀なくされる。33年に共産党活動をおこなったとして逮捕される。保釈後、在野の心理学者大槻憲二の東京精神分析学研究所に入所し、本格的にフロイトを研究する。36年に「象徴形成の無意識心理形成」という論文によって同研究所から「フロイド賞」を受賞する。

37年に『オール読物』にて作家デビューを果たすものの、小説「太古の血」の内容が、大和民族を誹謗するとして憲兵隊から呼び出され、作家活動を断念する。そのかわり、大政翼賛会に囑託として徴用される。41年に日本の生活意識調査を目的に日本生活心理学会を発足させる。同年にトンボ鉛筆宣伝部に企画部長待遇で入社し、商工大臣賞を受賞する。42年には大東亜美術院主催の「大東亜神話伝説美術展」を企画・開催する。

敗戦後、46年に「ミス東京コンテスト」の審査員をつとめ、カストリ雑誌『赤と黒』を創刊する。日本生活心理学会を性研究の場にするが、47年機関誌『共学資料』が刑法175条に抵触し、起訴される。また永井潜を会長とする日本性教育協会の調査研究部長に就任。49年には「性教育展覧会」を松屋デパートで開催し、セックスカウンセリング²³（悩み相談）をおこなう。同年『あるす・あまとりあ』（ラテン語で「性の技法」の意）を出版、ベストセラーとなる。40年代末から50年代中盤まで高橋は多くの著作を出版している。51

年10月には読売新聞の肝煎りで開催された「全国性科学大会」に出席し、講演をおこなっている。この時期、高橋は民間という立場から性教育・性科学の啓蒙・普及・相談に携わり、社会的に影響力をもっていた。

しかし、54年に日本生活心理学会で頒布した資料が猥褻図書として告発される。そして処分保留ののち、56年に正式裁判となった。58年に胃潰瘍のため入院するが、『生心リポート』の猥褻図書販売容疑により家宅捜索を受け、八王子医療刑務所に1ヶ月拘禁される。63年に一審判決を受け、敗訴、控訴する。68年控訴審判決、70年最高裁判決はいずれも棄却となる。足掛け15年の裁判闘争は高橋の敗訴であった。

高橋の前半生は左翼運動から大政翼賛会などでのアジア・太平洋戦争の宣伝活動をおこなない、戦後においては性科学者・ジャーナリストとして活躍し、56年以後は裁判闘争に費やされた。高橋は「反権力」の立場を取り、「性の解放」を訴えたが、次節では『人間探究』、高橋のジェンダーやセクシュアリティがどのように論じられていくかを検討する。

【表1】高橋鐵年譜

年	事柄
1907	東京市芝区愛宕下町にて父高橋清三郎と母てふの長男として生まれる。父は株屋、母は新橋の名妓。戸籍上は「鐵次郎」（53年改名）
1914	桜川尋常小学校入学。20年錦城商業学校入学
1923	関東大震災により焼け出されて、一家は離散
1925	日本大学予科（夜間部）心理学科へ入学。26年カルピス宣伝部へアルバイト
1927	マルクス・エンゲルスの読書会「五月会」を結成、2年で解散
1928	日本大学本科へ入学
1929	伯爵の娘と心中未遂事件。山本宣治の葬儀にかけつけた際、検挙される
1931	日本大学卒業。松竹キネマ脚本部で職を得る。「赤」のレッテルを貼られ、新興キネマ移籍
1933	左翼活動をおこない逮捕。在野の心理学者、大槻憲二の東京精神分析学研究所に入所
1936	東京精神分析学研究所から「フロイド賞」を受賞される
1940	『オール読物』で「太古の血」を執筆するが、大和民族を誹謗する内容であるとし

	て憲兵隊から呼び出しを受け、作家活動断念。大政翼賛会の嘱託として徴用される
1941	日本生活心理学会（のち生活心理学会）を創設。トンボ鉛筆宣伝部に入社、商工大臣賞受賞
1942	峰岸義一と「大東亜神話伝説美術展」を企画・開催
1944	妻子を岩手へ疎開させる。日本放送協会に所属
1946	『赤と黒』創刊、カストリ雑誌に多数執筆
1947	日本生活心理学会の機関誌『共学資料』が刑法 175 条に抵触／東京大学名誉教授永井潜を会長に日本性教育協会設立、高橋は調査研究部長に就任
1949	日本性教育協会主催「性教育展覧会」、松屋デパートで開催。会場でカウンセリングをおこなう
1950	雑誌『人間探求』創刊。
1951	南常盤台の「あまとりあ御殿」に移転。雑誌『あまとりあ』創刊。 読売新聞社の肝煎りで開催された「全国性科学大会」に出席、講演する
1953	日本生活心理学会の機関誌『生心レポート』第一集を頒布
1954	日本生活心理学会会員に頒布した資料が猥褻図書販売・頒布の疑いで告訴、処分保留
1955	『あまとりあ』終刊
1956	処分保留から正式に起訴される
1958	板橋日本大学附属病院に胃潰瘍のため入院。『生心レポート』などを猥褻図書販売容疑で押収され、のち逮捕。「高橋性学裁判」として争うこととなる
1963	「高橋性学裁判」一審判決、敗訴（68年二審判決、控訴棄却。70年最高裁判決、控訴棄却）
1969	健康を害して、板橋日本大学附属病院へ入院。
1971	死去

高橋敏夫編「高橋鐵年譜」『新文芸読本 高橋鐵』（河出書房新社、1993年）218～223頁より作成

第2節 男性性の称揚と異性愛規範の強化

第1項 男性性の称揚

『人間探究』の1号の最初の論文にあたる中根巖「邦人と外人の性的優劣」(1号、50年5月)では、日本のジェンダー秩序の揺らぎに対しての分析と「処方箋」を述べている。中根は「日本」の敗戦についてこう述べている。

日本は今次大戦で、完全な敗北を喫した。終戦後の惨憺たる国内の混乱と、衰退の有様をみて、日本人みずから、日本民族はふたたび起てないのではないか、いや、滅亡してしまうのではないか、と考えた人も少なくなかったと思う。現在でも、そういう絶望的な感じをいただいている人があるのではないだろうか。

然し、私はそうは思はない。私自身が関心をもつ、生物学的な見地からいつても、日本民族は決して、再起不可能になつてしまふとは考えないのである。生物学的にみて日本民族はまだまだ若いのである²⁴。

敗戦とその後の混乱＝絶望感を払拭すべく、中根は「生物学的見地」から日本民族の「若さ」を立証しようと意図する。では、この「生物学的見地」とはいかなるものか、それは「増殖力」であると中根は言う。

生命力のある民族は、体力も強く、精神力もつよい、且つ増殖力もさかんである。今次の戦争が勝利をしめた国々は、やはり増殖力の大きなアメリカ、ロシアであつた。しかも増殖力ではひけをとらぬ日本が、何故敗北したのであろうか。私は、若者の常である「あせり」と「調子の乗りすぎ」がこの様な重大な過誤を冒させたのだと考えたい。

日本が長い歴史のあいだ、大過なく日本固有の文化をつくりつつ、一民族の血をつないで来たことは、正に民族の生命力の強さの然らしむるところだと思つている。

では、民族の生命力の源泉は何んであろうか。それには増殖力が大きな要素をなしているのである。増殖はすなはち生殖、生殖はただちに性の問題に関連する。

それゆえ、民族の生命力はその民族がもつ「性」の強さにあるとすることができるのである²⁵。

増殖力＝国家の力であると言い、「アメリカ、ロシア」は「増殖力」がさかんであるがゆえに、第二次世界大戦に勝利したとする。日本も「増殖力」は強いが、「あせり」と「調子

の乗りすぎ」によって敗れたと述べている。上記の引用で注目すべきは、「増殖力」が「民族」の力の源泉と述べている点にある。「日本」が「一民族の血」の同一性のもとで「文化」を形成したことにより、「生命力」の強さであると立証していることは、セクシュアリティをナショナルなもの根拠にすることで、それを“自然”なものへと変換させた。

また、中根は「男性」の「増殖力」だけを問題化し、ペニスの長さの表を掲げるものの、「女性」の「増殖力」については触れていない。中根は「……吾々日本人は強い刺戟がなくても性的興奮を簡単に起すことが出来る。例えば、湯上りの浴衣がけで素足の女に、深い性の魅力を感じるのである」²⁶と日本男性の「興奮」の「強さ」を誇らしく語っている。それと対比して西洋では、性感覚が「麻痺鈍磨」しており、あらゆる「技巧」を駆使しなければならぬとする。「南洋土人」は「頭の方はお粗末で情感は零」であり、「動物的」とすら語る。またペニスが重要であると言い、「日本男性」のそれは「外国人」に比べて小さいものの、「膨張の度合い」が日本人は優れていると言う。中根は男性を無自覚に想定しており、国家の増殖力と男性の力が無媒介に結び付けられており、男性＝力強さにその価値が求められ、民族間の序列を行っている。

中根は最後に、「日本人」の優秀性・永続性について敗戦後の話題をふんだんに盛り込みながらしめくくっている。

性感覚が鋭敏で性の力が強いと云ふことは、結局増殖力が大であることであり、いくら産児制限をしても数が増加すると云ふことは民族の生命力の強さであらう。ユダヤ民族、ラテン民族、漢民族は優秀なる頭脳を持つ人々が出るが、身体の点になると香しくない。オリンピック選手も余り出ず、頭は身体に平行して進まない。老成した民族の体力は既に低下して行く。勿論繁殖力は減じて行く。日本は体力では先日渡米選手が日本人の若々しい体力を発表してくれたし頭脳の方では、文明開化僅か八十余年の浅きに係はらず湯川博士がノーベル賞を貰ったことは正に日本民族は負けたりと雖ど之れからの民族であると思える²⁷。

「日本男性」の「頭脳」あるいは「若々しい体力」の優秀性をことさら挙げているが、「負けた」主体には「日本人」とナショナルな語りをみせ、男性の主体は見事に国家に溶け込んでいる。男性と民族の恣意的な使い分けを行い、男性性が国家と同一化されており、この論文は男性の敗戦とその後の混乱の「恐怖」を取り除くために書かれたと言うことがで

きる。

日本・日本人のアイデンティティが揺らいでいる際、無自覚に「男性」が想定され、セクシュアリティをテコに「男性」や「国家」の力強さをことさら主張することは見逃してはならない点である。

第2項 セクシュアリティとナショナリズム

高橋鐵もセクシュアリティとナショナリズムを結び付ける発言をおこなっている。ヴェルデの批判からナショナルなものへとつなげようと試みる。たとえば『あるす・あまとりあ』では「併し、よく考えてみれば、誰にでも判る筈ですが、日本人は民族的にも身心共に白人種とはまるつきり異なっている上に、衣食住をはじめ、坐り方や寝方などの風習も非常に特殊性をもっています。又、同一人種でも体質・骨格・性格などの個人差は甚だしいものがあります。ヴェルデ氏の著書は性生理学の概説としては、たしかに立派なものです。民族差や個人差は全然無視しています」²⁸とヴェルデの手法に対して疑問を投げかけている。高橋は民族差だけでなく、個人差にも着目しているが、「白人種」との違いにおいて、「日本人」は「非常に特殊性」があるとくり上げる。「非常に特殊性」があることはマイナス面とプラス面もある、と次のように語りかける。

日本民族は優秀である。

それにも拘らず妙な「劣等感」をもっている。そのためにそれをごまかそうとして肩を聳かし、「神がかり精神」をもつたりして全身火傷を負つたりする。

知的素質は非常に高い癖に、科学的・合理的な考え方が出来ない。そのために自分自身を知ることが出来ないのである。

殊に明治以来、西欧文明が入つてからは、皮相な模倣をするために、欧米の真の科学精神も学ばないで枝葉末節ばかりを学んでしまった。そして本当の「ニッポン」さえも見失つたのである。

大自然にとけ込む日本、詩的に物を見る日本。こまかな事にまで愛情を行き渡らせる日本。そして弾力的な可塑性に富む日本。

本書に於ては性心理の面だけからそれを観て行きたい。

性の文化について日本が世界中でも類例少いことを唱導したのは、幸か不幸か、日

本人自身ではなくて、世界的な性風俗学者フリードリッヒ・S・クラウス博士であった。〔中略〕

ところが、終戦後、性科学も無闇矢鱈な非科学的弾圧は受けなくなりましたが、その反動としてまるで起水期の動物に似た低劣な読物や演芸と共に、ヴァン・デ・ヴェルデの性生理学書の剽窃本や焼直し論文が巷間に氾濫し、一夜漬けの「性科学」が世を毒すること甚だしきに至っている²⁹。

敗戦による「全身火傷」を「回復」する手段として、「日本」の同一性が語られる。「日本」を語る際、「科学精神」や「欧米への劣等感」がマイナス面として浮上する一方、「日本人」は知的素質が高く、「自然」の「美」を感じ取ることができる点をプラス面と強調する。「日本」の「歴史」それ自体には数々の「優秀」な性文化があったにもかかわらず、「低俗」な書物の氾濫や国家による弾圧があったため、「一夜漬け」の性科学が世に広まってしまったという。そのような状況を打破すべく、高橋は奔走していると自己の大義を述べる。

性文化を扱うことは、その時代の歴史像や性意識を探るというよりは、性現象はいつの時代も不変のものとして高橋はとらえている。いわば「日本」の「優秀」な性文化の裏付けとして歴史資料を取り上げるのである。「しかし、諸般の風俗を詩化することや、ここに扱う技法を結晶化することは得意中の得意であった。殊に江戸時代三百年の泰平に生きていた頃の日本の性文献にいたっては、中国の古典はおろか、いわゆる蘭学をも早急に摂取して、正に驚異的なものを蔵している。〔中略〕前戯だの後戯だということも、まるでヴェルデが発見して云い出したように思っているが、そのようなものは我国では数百年前から常識になっていたのである。〔中略〕そればかりでなく、日本人は昔から性行為というものを女性への遺藉と考え、結婚生活に於て妻女を満足させられないような性交は罪悪であり『男の恥』と考えていたのである」³⁰と述べている。「日本」は「中国の古典」や「蘭学」を取り込んだ。ヴェルデを摂取せずとも、「日本」にはすでに性の「技法」の「常識」があるという。

だが、「日本は敗戦しても『弱小国』ではないと妄信している為政者がまだ生きのこっているけれども、日本は、明治の文明開化によっておのが文化価値を見喪ったのである」³¹と述べ、文明開化によって「文化価値」が失われてしまった。さらに江戸時代の性文献は戦後においても取り締まりの対象となっており、日本人にはその存在は隠されているとして、「今の日本では忽ち『ワイセツ文書図画』を出した犯人として検挙され、押収強奪される

仕儀になる。そういう艶画が、美術品として満載され、世界中へ行き渡っているのである。ところが、地球上、唯一ヶ所、ニッポンだけはニッポン人の祖先が残した作品は闇から闇へ葬られ、『犯罪物件』として扱われているのである。〔中略〕全く、ウキヨエこそは、他の美術—例えば、南画、仏画、仏像等々とは違って、日本人がはじめて完成したユニークな絵画でありそして其の春画こそは、海外の泰斗が口を揃えて絶賛しているとうり、浮世絵の神髄なのである。〔中略〕それにも拘らず、今の日本人中おそらく1%もその本物に接したことはないであろう。日本人には知らしめられない日本！哀れなニッポン！」³²と絶叫している。

高橋は江戸時代の性文献を真似すればよいと述べていたわけではない。「この種の性的書画は、不朽の芸術作品にしても最近のマヤカシ物にしても、当然、科学的立場を濾過したものが少く、或いは誇張し、或いは催情だけをねらつて、『超現実』的なものが多いことである」³³と注意を喚起している。

また高橋はヴェルデの書物が日本で多くの人々に読まれたのに対して、「しかし、一応、注意しておきたいことは、終戦後、今まで性知識について目をふさげられていた気の毒な日本の国民大衆が、ヴァン・デ・ヴェルデ教典を公開され、何の予備知識もなくそれを鵜呑みにした結果、この『愛咬』もムヤミに真似るため、却つて夫婦間のいさかいの種になつたり、不感症や嫌悪の因になつたりした実例が少くないことである」³⁴とヴェルデの「性知識」を鵜呑みにしたために、夫婦間の「いさかい」がおこったことを紹介する。

これらの言説は、たくみに「日本」と「欧米」を並べながら、「日本」には「優秀」な文化や技術があったが、近代以降それが国家権力によって抑圧を受けたという。さらに「日本」の「優秀」な文化は「欧米」が「発見」し、愛好していると、その落差を描いている。日本文化優秀論といえるものの、裏を返せば、「日本」の「文化」は「欧米」からの承認や大義を与えられなければ、その「優秀」さを自己認識できないともいえる。

また「欧米」との身体的差異を述べているが、「世界」の性現象との相似性を語る。

精神分析学の発見した原理は人類共通の無意識心理面の公式である。それは常識的な旧心理学者が評したようなフロイド的こじつけでは決してない³⁵。

性現象は「人類共通」であり、日本の「特殊性」は遅れた「科学的知識」であり、その「克服」を目指すべきとされている。「旧心理学」と「新心理学」を対比し、自らは「新心

理学」に依拠しながら、日本の現状を語りかける。新／旧、世界／欧米／日本の区分をしつつ、論理を組み立てる。

また、高橋は「日本」への愛着を吐露する。「戦前、神話は神聖不可侵なものとして、解釈したり、分析したりすることを禁じられていた。だが、戦後、こんどは逆に、天皇制を正当化するためにでっちあげられた、ナンセンスで危険な空想物語として捨て去られた。こんなバカげた話があるだろうか。神話は、民族に残された大いなる遺産である。政治的権力やイデオロギーによって、利用されたり、葬られたりしてはならないのだ。私はこの本『日本の神話』を書きながら、日本人に生まれてよかったなあと、何回も思った。私たちの祖先は、明るく、健康で、ユーモアに富んでいた。また、性に対しても、なんとおおらかで大胆であったかことか、という思いを、いよいよ深くした」³⁶と語っている。いわば性を語る必要があるべき「日本」・「日本人」像を打ち立て、現在は国家による「抑圧」によって「歪められた性文化」へ至った点を批判する。それは日本国家を批判しながら、ナショナル・アイデンティティとしての「日本」・「日本人」の一体性は傷つかない。いわば過去と現在の「日本人」の同一性、均一性を訴えるため、ひとつの要として性文化を持ち出し、連綿と続く「日本」の象徴として利用されたのである。

第3項 ジェンダー秩序の構築

ではこのように男性の主体へ呼びかけることやナショナリズムを語ることとジェンダーの役割はどう関連するのか。ここでは『人間探究』の身の上相談欄を例に分析する。身の上相談欄では男女の性愛に関して、男性から女性へ働きかけることが重視されている。たとえば、「早漏」を訴える質問者は「妻は一度もオナニーした事のない（知らなかつた故に）位の性的には無智でした。〔中略〕大体以上の様な経歴〔相談男性がオナニーを16歳に「覚えた」ことと肺浸潤にかかったことが語られる〕を有して居りますが、たいてい十秒もかからぬ内に射出してしまうのです。」³⁷と「妻の無智」をあげつらった発言しているが、回答者の高橋鐵は男性の「責任」を持たせる発言を行っている。

〔男性の「不感性」は臨床上少ないことを指摘し、〕それに比して、女性の不感性や冷情性は、少なくとも四〇%以上、厳密に軽度なのを入れると八〇%以上にさえ達しているといつても過言ではありません。つまり大抵の人妻は真の絶頂性感に達することが

稀なのです。驚くべき事実だと断言出来ます。

これについては迂生も凡ゆる著書で種々様々な実例を分析していますからここには省略しますが、その中でも、良人がフラウのアクメに合致するまで保たない（即ち「早漏症」的）という場合が最も多いようです。そのために細君はいつも取残され、従つて一生涯本当の性感というものを知らず「性交というのはこんなものなんだ」と諦めている人が世間で最も多い、実に不合理な悲劇なのです。〔中略〕

「早漏だ早漏だ」という自己暗示（一種の強迫観念といつてもよい）が強過ぎるので、強迫観念を抱きやすいのは神経質の特徴です³⁸。

早漏は「自己暗示」が強過ぎるがゆえに起ると「原因」が述べられ、「妻」の「性欲」を満たす役割を負う主体は男性にあるという。つまり、「細君」が「本当の性感」を知らないのは、男性側に問題があり、彼はそれを解決する主体であることを求められる。「女性」は客体として描かれ、男性が働きかけをしたときに、その存在が認識される。回答者は時には男性に対して厳しい言葉を投げかける。例えば、妻の「処女」を疑い、浮気に走った相談者へは「第一、お子さんも四年も経つた現在、処女性を云々しても意味ないでしょう。貞操価値論は到底短い紙面ではお答え出来ないほど複雑ですが、畢竟、『独占欲』に根ざすものが強く、貴方の場合は其の他に性的な不満足感や他の女性との愛情問題などから奥さんへの非難が形を変えてそういう無意識の口実（自己合理化）となっていることも考えられます」³⁹と「奥さん」への非難は浮気をしたことの後ろめたさを隠すため、「処女」を口実に「自己合理化」したと相談者を批判した。このように回答者が男性側の身勝手な振る舞いや女性を「いたわる」気持ちが高いと判断した場合には、たしなめることもある。しかし、男性／女性の役割はあるという立場は捨てない。

女性の相談者では男性との違いをより露骨に示している。たとえば、「初夜」をどのように行えばよいかを相談した女性について、「例えば『生兵法』で、初夜に際し〔女性が〕女上位をとつたり、腰を動かしたり。猥本的な言葉を使つたり、或いはあまり器用に爾後の清拭をしたりして、その処女性を疑われ、直ちに〔結婚を〕解消された等という事例も相当多いのだから。」⁴⁰とあくまで男性に付き従う女性を訴えるのである⁴¹。さらにその女性は妻を想定しており、「殊に専門的な女は男の誘導法も手馴れたものですが、花嫁に関しては（原則的に）夫側がリードしなくてはならぬ立場です」⁴²と娼婦＝「男の誘導法も手馴れ」／妻＝「処女性」（「手馴れ」ていないもの）の二分法を採用している。

このように生物学的基盤を前提としつつ、性行動・実践において、男性／女性の「役割」が固定化されるが、座談会の発言ではあるが、数少ない「女性」の参加者である神近市子、羽仁説子の発言を少々長いがみてる（「高橋」とあるのは高橋鐵）。

高橋 それからいまいわゆる男女同権とかで男らしさ女らしさの、男の性質、女の性質というものを踏み越えてもいいという考え方をもっている人も大分多いが、これについてはどういうあり方が本当の女らしさであるか、男らしさであるか、またそれが必要であるかが伺いたい。

羽仁 私は性の生活でも男の生活があるという風に、やはり本質的な人間であり、お互いの愛で原則的なものは違いませんが、現れているものは違っている、本当に男と女と違うという点で非常に幸福に行けると思う、それがいまは錯覚を起しやすく、本当の心理的な女らしさというものが少なくてそうでないものが多いから問題になっているけれども、しかしやっぱり性生活の場合など明らかに違った性質のもので、その二つのもので二人は喜びを感じることができる。子供を生むことができるという意味は別のものがなければならないと思う。その場合に女らしさだけを問題にするが男らしさも同じものです。今まであつた男らしい男というものは大体仕様のないものです。表向き禁欲で裏向きとても仕様がないうことがあるように、今までの男らしさは実際変なものです。そういう点で男らしさも考え直さなければならない。

神近 私もそれには全く同感です。それは男らしさの個条と女らしさの個条と、後天的な制度からくる、つまり婦人の隷属からくる女のコケトリー〔coquetry—媚態〕はこれは後天的なものに非常に多いけれど、とにかく自然に男らしさと女らしさはある

43

羽仁は「今まで」の男らしさは否定しつつ、しかし「性生活」では男女の相違を言い、違いがあるがゆえに「幸福」と語る。神近も羽仁に賛意を示しつつ、「自然な男らしさと女らしさ」は存在すると発言している。「今まで」＝戦前・戦時を否定しつつ、「いま」＝戦後の磁場における男らしさ／女らしさを訴えるものは他にもある。たとえば、『日本人の性生活』（1953年）を出版し、「性の実態」を探った、人口問題研究所の篠崎信男は羽仁、神近の発言と同質の言説を発している。

然し乍ら民主々義と言うものが戦後に於て急に叫ばれ出されているのを見ても分かる通り、これまでの日本に於ける性は一方的性であつたものが多く、従つて性道德と言われている概念の中にも歪曲された男性中心的な要素がより多く誇張されて来た観が深い。〔中略〕

従つて斯る矛盾を解消し性道德を健全化の方向に建て直そうとする機運は、目ざめた若い青年男女の中から真剣な態度で考えられ始つてはいるが、性道德理念の重点の相違から、古老の人々との間に色々の形で衝突が醸成されつつあるのである。現在はその過渡的な不安定の中に彷徨していると見られるが、卑近な例としては、ダンスと盆踊りとの問題も論争の一つである。〔中略〕

ただ斯る一つの逞しい芽生えを、一時的な特殊な、失敗現象に乗じて、押しつぶそうとする空気の方が寧ろ危険な性道德低下の原因になることを指摘したいのである。即ち与えられた性道德ではなく自ら作り出して行く性道德にこそ、我々は主体性のある健全な本質が打ち出されて行くものと見る可きである⁴⁴。

篠崎はもう少し踏み込んで、新しい「性道德」の提唱を行っているが、中身は婚姻形態である。「性道德」の根幹が「男女」の結婚であり、担い手が彼らであることは自明の前提となっている。そして「問題は、周囲から祝福された結婚に依り本人達も幸福な順調経路を辿ることが望ましいのであるが、単なる肉体的成熟さの故にのみ結合すると言つた危険性もあり、その結果妊娠と言う一個の別の生命を其処に現出せしめるので、その責任性に於いても考慮されねばなるまい」⁴⁵と「肉体的成熟」のみで「結合」すると妊娠という結果を生じさせてしまうのであり、「精神的成熟条件の必要性」⁴⁶が求められると訴える。「結婚」を「標準」としつつ、婚姻外の性交渉を「危険性」があるという認識のもと、「精神的成熟」がいかにか未発達であるかが、焦点になっている。篠崎は「敗戦」の混乱から一步脱却し、「結婚」を新たな「性道德」の礎に据えようとしているのである。「歪曲」された男性中心的な考えを「戦前」と対応させながら、あらたに「近代」をやり直すと企図する。

まさにその「結婚」により、男性／女性の関係を夫婦に限定し、役割がそれぞれ担われる。女性は精神分析的にペニスを欠いているがゆえに、精神的に「完全」ではなく、夫の存在と男児を産むことによって、その欠落を埋めるという「男女平等」論になるものもある。

このように、階級社会では、男性の亭主関白に対し、女性は必然的に「外面如菩薩、内面如夜叉」の心理とならざるをえない。精神分析学でいうと、このような女性心理をペニス・ナイト（男性器嫉妬）という。これは幼児期に「おチンチンを落としてきた」といわれる女児の記憶が、後年における女性の虐げられた社会的地位の反省や、男性の亭主関白に対する反逆心と結びついて、男性器嫉妬（ペニス・ナイト）心理となるのである。

一般の健全な女性にとって、この心理の処理は、よい理想的な夫をもつということと、よい男児を産むということによつて解決される。なぜならば、夫それ自身が、女性にとって、かつて落としてきたおチンチンの象徴的代償になるのであり、更にその夫との間に男児を産むことによつて、男児はより確かなペニスの象徴的代償になるから、そこで始めて女性も人間的な満足がえられ、女性的ひがみのもとになるペニス欠損感が補償されることになる⁴⁷。

男性が標準化され、女性は夫を持つことや「男児」を生むことで女性の欠落を補うという。女性の差異を言い立てることにより、男女に「差異」があるとし、それぞれの「役割」を全うすることこそが「男女平等」であるとする。

『人間探求』や高橋は男性を主体にすえ、戦前の「誤った男らしさ」を否定しつつ、戦後の「新しい男らしさ」を構築することによって、男性性の「再構築」しようとする。その際、女性を「平等」と位置づけつつ「客体」とすることで、周縁へとおいやることになり、ジェンダー秩序を固定化させたのである。

第3節 同性愛の周縁化

第1項 「異常性欲」への着目

『人間探求』や高橋鐵は戦後の社会状況を男性と女性の生物学的な差異を根拠に非対称的な役割をあてがい、それらを固定化させようとした。そして、男性／女性の差異の固定化をする根拠の一つとして「異常性欲」に着目した。高橋は「異常」から「正常」の性とはなにか、逸脱現象から「普通」を割り出そうとする。

高橋は「異常」と「正常」について、「正に、『異常性愛』は、正常健全な性愛の逸脱（脱線）だとばかり云えません。寧ろ、完全な性愛の一つ一つの要素なのです」⁴⁸と述べてい

る。性愛の下位概念に「正常」と「異常」があり、その表れ方の違いとして把握されている。さらにフロイトを例に「正常と異常、常態と変態にはハツキリした本質的差異がなく、厳密な区別などはつけられないことが発見された。」⁴⁹と、「本質的差異」がないとしている。「異常性欲」そのものが一義的に排斥されるべきものではないと訴えている。「畢竟、フェティシズムも程度によつて常態か変態かというだけである。」⁵⁰と「程度」によるものでしかないと述べる。「サディズム」などの社会的効用として、「又、一部は、社会的にも価値ある、高度な行動へ変化して行く。一例えば、科学者が研究対象を考究し学びとり解剖し把握する逞しい情熱に。事業家が道を切開き競争して行く闘志に。そして、勤労者が低賃銀であることも忘れて職責に没頭し其傍ら、経済闘争・階級闘争の熾烈な運動へ参加する勇猛心に。が、あまり甘やかされて育ち上つたり、或いは逆に周囲から圧迫されて攻撃性が全然發揮出来なかつたりすると、サディズムは必ず何かの折に爆発する。一本章にあげたような兇暴行為や人間悲劇、又は、残忍不逞なフアッシュヨ政治家及官僚共・食欲苛烈な資本家・軍国主義者・暴力団・頑迷固陋な人性否定者達、このような地獄の番人になり切るのである。」⁵¹といささかこじつけの感もあるが、社会的に「発散」されるならば、このような「異常性欲」も意義あるものとなり得るし、「爆発」すると「兇暴行為」や「残忍不逞なフアッシュヨ」へつながってしまうと語る。

では「異常性欲」とは価値中立な概念かと言えば、そうではなく、たとえば「殊に、〔異常性欲〕は〕心の統制力が弱い人や、自分のそういう無意識願望がうまく満足出来ない人は、潜在勢力が噴出するように、何かの形でそれを叶えようとするのだ」⁵²と「異常性欲」を「正常」な心身を持った人ではなく、心の「統制力」が弱い人として描いている。

高橋は「われわれ新心理学者の見解では、常態の性欲とは、釣合つた男女が性器を結合する究極目的へ向つて相愛し合おうとする欲望である」⁵³と述べる。「釣合つた男女が性器を結合する」ことこそが「性愛」であり、家庭という夫婦の営みの場を設定する。そのうえで「異常」と「正常」を峻別する。そうであるがゆえに、「男が、愛する人に若干の苦痛を与えて満足する心理『サディズム』。女がそれを寧ろ甘受して欣ぶ心理『マゾヒズム』。これは今や、心理学者ばかりでなく大概の人が生活常識として知っているくらいである」⁵⁴と、男性の能動性＝優位性が説かれ、男性＝攻撃的＝サディズム、女性＝受動的＝マゾヒズムを是認する。同性愛行為は劣位におかれ、「所詮、男同士・女同士の同性愛では、自然な真実の肉体関係は結べない。従つて、いらいらし、不安にかられ、いびつな性愛行動をとり易い」⁵⁵と「欠落」した性関係と結論付けるのである⁵⁶。

女性＝マゾヒズム論は「猛獣や兇漢・黒い影などに襲われるという女性の魔夢の大半は、マゾヒスティックな性的願望であるのだ」⁵⁷と述べ、レイプは女性が求めている「願望」であるという論へと横滑る。「が、つい最近も保安の衝にある人々と話合ったが、強姦というものはそう易々出来るものではなく、結局は女性の方にもひそかにそれを甘受する本能があるので、強姦事件は大抵アテにならないという結論になった」⁵⁸と女性の「心理的」状況を独善的に解釈する。女性はレイプに抵抗できたはずだ、という思い込みは「女性は虚偽を云い易い」⁵⁹と解釈され、女性の受けた傷への想像力はないに等しい。女性への性的なまなざしは、女性が男性器に憧れを持つ（「ペニスナイド」）と実態的な現象としてみる。たとえば、フェティシズムを論じる際、男性に多い現象として説明され、その理由として、「それ〔フェティシズム〕は、性器の差（第一次的性特徴）が想像以上に両性殊に女性心理を歪ませているという事実から考えなければならない。〔中略〕こうして、女性の男に対して抱く愛着は、悉くと云つてもよいほど強く男性器へ集中しているために、他の部分へはそれほど気が散らないのである」⁶⁰と述べる。また「腿から足首まで、女性の脚は、男性器の欠如した彼女達の、下体に於る見事な凸起なのである。ペニス象徴なのである。」⁶¹と男性の「欠落」としての女性が対比される。

このような「欠落」としての女性はその役割（受動的・慎み深さ）を念頭に置いているが、女性は男性よりも性欲が強いとされている。しかし「世上には不感症乃至性的無欲症の人妻が夥しく」⁶²なっていると嘆く。「不感症」や「性的無欲症」の女性に対する対処して、男性側のリードがかかせないと高橋は語る。そして男性の管理下へ女性を置くことを勧める。

したがって、女性の性欲を認めながらも、女性の主体性は否定され、家庭の矛盾や男性社会への女性の異議申し立てに対して、高橋は性行為による「昇華」によって、いささか冗談を交えつつ、「解決」を図ろうとする。

「男形願望」（男になりたい願望）の女性はすぐ「男を克服してやろう」とか「男の横暴には従わない」とか……対立感情ばかり燃やすものであるが、それだけでは女性は幸福になれないのである。

そこで、女上位ラーゲとか、女性がわが、主動運動でリードするとかで、それを“昇華”するような道こそ、お奨めしたいものである。クタクタな亭主階級もラクチンだしネ⁶³。

女性が男性に対して「対立感情」を持つことは「幸福」にはなれず、女性は男性（夫）に対して愛情と性欲を持って接することが家庭円満の道としている。高橋の想定する「社会」とは矛盾や諍いのない、平穏な「安定的」な家庭であった。

第2項 同性愛の排除

同性愛は1920年代にセクシュアリティのなかで「異常性欲」と分類された一項目であった。この時期でもそれは変わらないものの、敗戦後にその数が「増加」したとする言説が登場し、社会的に注目されており、『人間探求』でも毎号1本程度は掲載されていた。しかし医師の金子準二は以下のように定義の困難さを率直に語っている。

『個人差が性欲ほど大きいはない』との言葉に、注釈を加えると、何処までを正常の範囲の内に入れ、何処からをその外に置いて、異常性欲とするか、その境界線が困難の問題となるとの意味になる。何分、一定の鑄型に入れて人工的に製造した規格品ではない『自然には飛躍がない』との原理があてはまるが、性欲の性質である。したがって、性欲について正常と異常との境界線を設けるには無理がある。性欲の正常と異常の間には、相当幅がある境界地帯をつくるが穏当である⁶⁴。

高橋の正常／異常の論と同じく、異性愛／同性愛を分かち分断線を引くことが難しく、誰でも「異常性」を持っていることが述べられている。その「異常性」はある集団特有の現象であることを示すため、外国の例や男娼と呼ばれた人々の「調査」をもとにその身体的特徴を浮かび上がらせようとするが、「以上述べたもろもろの身体的特徴は、常人すなわち異性愛者にだつて認められることはもちろんのことで、その中の一、二が自分にあるからといって直ちに同性愛者などといえるものではない」⁶⁵とその線引きの曖昧さを露呈させている。

従って、同性愛者かどうかは分類を試みる者にとって困難を極める。だが、「本人」が「同性愛者」というアイデンティティを持っていると語ることで、分割線がはっきりと可視化される。そのような「本人」が「同性愛者」と表明し、やりとりがなされるのは先ほどの身の上相談欄であり、男性「同性愛」の投稿は13件ある。たとえば「誠におはずかしい事

ですが私事一昨年十二月より某局に勤務していますが何故か同局に勤務の学生時代の一級下の某という男性を恋し始め日々煩悶しています。人にも語る事の出来ない変態性にていくたびか死を選んだかしれません」⁶⁶と悲痛なものがある。これに対して、回答者の高橋鐵は「同性愛」は「すべての人」に共通するものと返答している。

元来、同性愛というものは、近頃までの医学や心理学では、先天的な異常と断定し、救いがたい「変態」として見捨てていました。ところが、フロイドが、同性愛というものも決してその人々ばかりにあるものではなく、すべての人に多少なりともその傾向は残っていることを発見しました。残っているというのは、つまり、人間が一人前に育つまでの或る時期（主に幼少年期）には、大概の男女が同性の親や年長者や友達に、異性への愛情と変りない性愛の情を抱くことが多く、その時期の出来事が心の底に強く刻まれ、其後異性愛へ移らないほど強く残る人があるためです⁶⁷。

同性愛は幼少年期には男女とも、異性への愛情と変わらないものが存在すると指摘するとともに、異性愛へと移る前段階であることも合わせて語られる。あくまで異性愛が「正常」を規定し、同性愛は発達の一歩前ということになる。「前段階」であるがゆえに、同性愛は肯定されるべきものではなく、「原因」を探り、異性愛へと「発展」されるべきと相談者に説得している。あからさまな排除ではなく、その存在を認めた上で、「原因」を見つけるように促される。同性愛の「原因」を探るよう強要され、母親との関係がうまくいかなかった場合、女性の性器を見て嫌悪感をもった場合など、その根拠らしきものが挙げられる。それらは異性愛が「正常」であることに起因しており、女性を性的対象にしないのであれば、なんらかの「原因」で嫌悪感を持ったと考えられたからである。そして重要なことは、先の金子の発言で正常／異常を完全には分割できないのであれば、同性愛は異性愛にもなりうると思われたのである。異性愛が価値の上位に占めており、それとの比較において、同性愛の価値が「認知」されたのである。

さらに高橋の言い方は反転し、「一度異性との間にまともな恋愛の成り立つた経験をもった人にとって同性愛（所謂ホモ）などは愚かしくもおかしくつて沙汰の限りであろう。〔中略〕それは未熟な、したがってまた未発達な恋愛の過程であつて、大抵の人はその生涯の若い時に漠然と同性愛に似た感情をもつものである」⁶⁸と同性愛は「未熟」であり、「愚かしいもの」と批判する。

高橋自身も「そういう人があるから、好き嫌いはその人の本能だから他人から干渉すべき問題でないけれど、同性愛の問題にたいしては、ある程度までの一つの水準の社会常識というか、社会の水準がある。その水準ということも処世法の一部じゃないかと思う。だから水準までは一応達しておいて、あとやりたかったらやるといいんだがね」⁶⁹と他人からの「干渉」には一定の距離を保つかにみえて、「社会常識」を持ち出す。端的に言えば、「結婚」して、「あとやりたかったら」やればよいと勧める。同性愛者への説得は恫喝やむき出しの暴力ではなく、「共感」しながら、その対象法を述べることとなる。「包茎」であることを悩み、同性愛者としてのライフストーリーを語った相談者に対して回答者は異性愛へと導こうとする。

同性との精神的な愛情や、肉体的関係は、私の歴大な調査によっても、殆んど大抵の者が通過しています。何も貴君一人に限りません。妙な自己暗示は無益ですよ。又、同性の性器に興味があるのも、心若き頃ありがちなことです。特に貴君が包茎だというような性的劣等感がはげしいため、立派に育った男性器に「憧憬」をもつのも、当然なことでしょう。が、第一に、自分自身のを立派に（標準的）にするよう努力すべきです。

それには、まず、オザナリな低俗書ではなく、一段と高い性科学書を求めて、男と女の性生理と性心理を研究して御覧なさい。肉体についての写真なども恐れずに熟視して御覧なさい。屹度、興味を湧き立てることが出来るようになるでしょう⁷⁰。

性科学書や写真を読む（見る）ことで、女性に興味を湧くと論し、その「指導」を行う。このような語りをなすことが、「抑圧」であると通俗性科学者は思わず、むしろ彼らに対して、「憐憫」の情をむけて、説得を試みる。啓蒙の力に同性愛者たちは同化の論理に抗する言語をもてないでいた。

おわりに

『人間探求』と高橋鐵を具体的な素材として戦後のセクシュアリティの語られ方について検討をおこなった。戦後のセクシュアリティは①敗戦後の男性性の「揺らぎ」のなかで、再び男性性の称揚をおこない、性をナショナルな語りに回収することで、ジェンダー秩序の構築を図ったのである。②男性同性愛は異性愛へと主体化させられる存在として同化を

強いられたのである。戦後の「性解放」はあくまでも「男性」の解放であり、その状況での「男性」の主体化と標準化は、男性間の序列化と女性への客体化がセットになって実践された。

高橋鐵の「性解放」は日本国家の「抑圧性」と「日本人」の無知という現状を打破することであった。高橋にとって性を語ることが「日本」を語ることと通底し、現状と理想の落差を自らの発言で埋めようとしたのである。

このような意識改革＝「性解放」とは「正常」の性生活をいとなむ夫婦を基盤に、女性を男性の管理下におき、周縁的なセクシュアリティを配置し、「日本」の「復権」＝男性の「復権」をはかるものであったのである。高橋の「性解放」はジェンダー秩序をかたちづくる重要な要素となったのである。

高橋自身が影響力を行使しえたのは、1950年代がピークで、60年代以降は忘れ去られた人物となった。ベストセラーとなった謝国権『性生活の知恵』が60年に出版され、高橋に取って替わったように見えるが、棒人形の「態位」を図解したほかは基本的に謝も家庭内における「幸福」の手段として性技の研究が推奨された。いわば夫婦の性は『完全なる結婚』から高橋・謝へと受け継がれたのである。このような言説が揺れ動くのは家庭という場が一般化する60年代中盤以降に婚姻外での性行動や家庭の「幸福」に疑問が投げかけられたからである。高橋は戦後という磁場と歩調を合わせながら発言をおこなったのである。

¹赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』（勁草書房、1999年）198頁。

²川村邦光「避妊と女の闘い」（『思想』No.886、1998年4月）140頁。

³キンゼイレポートのサンプリングの偏りや方法についてはアメリカで批判され、論争の的になった。また松原宏之はキンゼイレポートの「科学的」な性分類について、「キンゼイが身を投じた調査は、性のあり方をマーカーにして人々を区分し管理する社会調査の潮流と きわめて親和的でもありました」（松原宏之「セックスの歴史政治学」金井淑子編著『ファミリー・トラブル』（明石書店、2006年）173頁）と指摘している。

⁴木本至『雑誌で読む戦後史』（新潮新書、1985年）182頁。

⁵山本明『カストリ雑誌研究』（出版ニュース社、1976年）33頁。

⁶無署名「性ジャーナリズムの解剖」（『毎日情報』6巻8号、1951年8月）70頁。

⁷無署名「男と女（グラビア）」（『人間探求』4号、1950年9月）7頁。

⁸T「『エロ雑誌』と見られて……」（『人間探求』12号、1951年5月）9頁。

⁹無署名「再び性に対する法律の迷信」（『人間探求』8号、1951年1月）9頁。

¹⁰同前、9頁。

¹¹クロタキ・チカラ「働く生活にも必要な性技法」（『人間探求』1号、23頁）。

¹²同前、23 頁。

¹³同前、24 頁。

¹⁴「相談と回答 青年苦の底の性器・性欲」(『人間探求』6号、1950年11月)76頁、回答者高橋鐵。このような言説を歴史社会学の赤川学は「弱い有害論」と名づけた。詳しくは、前掲、赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』を参照。

¹⁵高橋の足跡をたどったものとして、「特集 高橋鐵」『えろちか』(臨時増刊号)(38号、1972年6月)、斎藤夜居『悩まざりし人ありや 評伝 高橋鐵』(太平書屋、1980年)、『新文芸読本 高橋鐵』(河出書房新社、1993年)、鈴木敏文『性の伝道者 高橋鐵』(河出書房新社、1993年)がある。『えろちか』は年譜、『新文芸読本 高橋鐵』は業績一覧が掲載され、高橋の軌跡を知る手がかりとなる。高橋に言及する著作はおおむね70年代と90年代に集中している。70年代は言うまでもなく高橋の死去によって後発の学者や作家が彼に注目したからである。90年代は91年から河出文庫で「高橋鐵コレクション」が刊行されたのがきっかけで高橋の人物評が出版された。

¹⁶『あるす・あまとりあ』の販売数には諸説あり、鈴木敏文は60万部以上(前掲、『性の伝道者 高橋鐵』94頁)、紀田順一郎は100万部以上(紀田順一郎『にっぽん奇行・奇才逸話事典』(東京堂出版、1992年)165頁)、高取英は200万部(高取英『性度は動く』(情報センター出版局、1985年)226頁)と記している。少なく見積もって数十万部は販売されたものと思われる。

¹⁷前掲、『性の伝道者 高橋鐵』26~27頁。

¹⁸大島渚「性の虚偽をあばく 私が舌を巻いた人物」(『えろちか 臨時増刊』38号、1972年6月)268~269頁。大島は自身が監督をつとめた『新宿泥棒日記』(1969年公開)に性科学者として高橋を出演させている。ちなみに、この追悼号には野坂昭如、謝国権などが文章を寄稿している。

¹⁹家永三郎『家永三郎集』(岩波書店、1999年)246頁。初出は「日本女性史めぐりあい」『歴史学研究』542号、1985年6月)。

²⁰小此木啓吾「なぜ日本に精神分析は発達しないか」(『思想の科学』No.48、1966年3月)61頁。

²¹現代性科学・性教育事典編纂委員会編『現代性科学・性教育事典』(小学館、1995年)16頁。事項名:あるす・あまとりあ、執筆者:山下諭一。

²²斎藤夜居『悩まざりし人ありや 評伝 高橋鐵』(太平書屋、1980年)21~22頁。

²³セックスカウンセリングは日常におこなっており、『人間探求』・『あまとりあ』での紙上相談や、直接高橋の家に訪問するケースがある。訪問の場合は「高橋は相談にきた者から、一円の謝礼も貰い受けなかった」(前掲、『性の伝道者 高橋鐵』106頁)。ただし、カウンセリングの内容は自らの「精神分析」のための素材として使われ、著作にケーススタディとして載せられる場合があり、反発や相談を躊躇した人もいただろう。

²⁴中根巖「邦人と外人の性的優劣」(『人間探求』1号、1950年5月)20頁。

²⁵同前、20~21頁。

²⁶同前、21 頁。

²⁷同前、22 頁。

²⁸高橋鐵『あるす・あまとりあ』（あまとりあ社、1949 年）7 頁。ただしヴェルデが民族差を「全然無視」していたわけではなく、たとえば「日本人・支那人・安南人、は接吻しない。お互いに口を接触させる代りに鼻をくくん云はせるのが見られる」（ヴァン・デ・ヴェルデ『完全なる結婚』（大洋社、1946 年）199 頁）などの記述がある。「アジア」をオリエンタルなまなざしが向けられており、高橋はそのような言説に対して批判をおこなう。高橋は「畢竟、エリスの云う如く『文明人にのみ行われる』キスという点で、日本は別に劣っていないことを抗議したい。もしも、この意味に於ける、日本のキスが、世界に知られていないとしたら、それは、封建制度と服装のために、仄暗い閨房へ押込められていたためであつて、近い将来、ホンモノの民主々義が行われるに至れば、日本の接吻は、封建時代以上の至妙な価値を以つて『復興』するに相違ない」（高橋鐵『続 あるす・あまとりあ』（あまとりあ社、1950 年）249 頁）と述べ、ハヴロック・エリスなどの性科学者の言説が日本の「実態」とは異なると強調している。

²⁹前掲、『あるす・あまとりあ』40 頁～41 頁。

³⁰同前、42 頁。

³¹高橋鐵『新 あるす・あまとりあ』（あまとりあ社、1962 年）44 頁。

³²高橋鐵「江戸艶本研究（1）」（『あまとりあ』1 巻 3 号、1951 年 5 月）16～17 頁。

³³前掲、『続 あるす・あまとりあ』141 頁。

³⁴同前、253 頁。

³⁵高橋鐵『異常性愛 36 相の分析』（あまとりあ社、1950 年）38～39 頁。

³⁶高橋鐵『日本の神話』（光文社、1967 年）3～4 頁。

³⁷「相談と回答 文化人夫妻の性生活の懊悩」（『人間探求』4 号、1950 年 9 月）49 頁。相談者は「九州、瀧本」。

³⁸同前、50 頁。回答者は高橋鐵。

³⁹「相談と解答 『性』の精神苦」（『人間探求』10 号、1951 年 4 月）100 頁。回答者不明。

⁴⁰「相談欄 3 結婚迫る男女の不安と疑問」（『人間探求』1 号、1950 年 5 月）88 頁。回答者不明。

⁴¹ただし、「女性」が回答者のこのような意見に異議申し立てを行う事例が存在する。一例だけ発見できたが、自らを「不感症」かどうかを考える「妻」の相談者が「妾にとってそれ〔性行為〕は好きだとかきらいだとかという種類のものではありません。別にいやでも好きでもないのです。夫の愛情は感じます。でもそれほどどこまでも精神的なもので、夫が肉体で感じるものを妾は心でうけとるのです。これは不感症というべきものでしょう。し

かし、妾は別にそれを悲しみませんし、それによる何の苦痛も感じません。ですから不感症の症とは云えないのではないのでしょうか」（「相談と回答 深刻な性の悩み三態」『人間探求』(24号、1952年4月) 111頁。相談者不明)と述べている。ここで語られていることは、「女性」が「男性」から働きかけられる存在ではないことを指摘しており、この投稿がジェンダー秩序を動揺させる可能性を含んでいたことに対して、回答者(竹内兵衛)は「貴女の感じる通りである」と非常に素っ気無く、黙殺した。

42 「性愛相談 独身者の悩み解剖」(『人間探求』19号(増刊号)、1951年12月) 54頁。
回答者は高橋鐵。

43 神近市子、羽仁説子、高橋鐵「結婚・性道德 ★社会問題としての『性』討論会」(『人間探求』2号、1950年7月) 34~35頁。

44 篠崎信男「人類の性問題」(『人間探求』5号、1950年10月) 20~21頁。

45 同前、23頁。

46 同前、23頁。

47 土屋喜頌「家庭内の階級的対立とペニス争奪一夫婦・嫁姑円満生活法」(『人間探求』4号、1950年9月) 36~37頁。

48 前掲、『異常性愛 36 相の分析』 「改版に当って」

49 同前、16頁。

50 同前、33頁。

51 同前、151頁。

52 同前、17頁。

53 同前、18頁。

54 同前、102頁。

55 高橋鐵『あぶ・らぶ』(青友社、1966年) 208頁。

56 高橋は同性愛に対して啓蒙と指導の姿勢は崩さないが、同性愛のコミュニティとの交流はおこなっている。たとえば、「アメリカのロスアンゼルス市にある『ワン』(ONE) という同性愛専門の雑誌の主筆デール・ジェニング氏から、寄稿を依頼されて来たことも、ちょっと驚かされたものである。」(前掲、『あぶ・らぶ』163頁)と、「驚かされ」ながらも、高橋が著した英語版『人性記』を寄贈している。日本とアメリカにおける同性愛社会のつながりは敗戦からおこなわれていたと思われるが、この点については今後の課題としたい。

57 前掲、『異常性愛 36 相の分析』 182頁。

58 同前、104頁。

59 同前、182頁。

60 同前、31~32頁。

61 同前、69頁。

62 同前、16頁。

⁶³前掲、『あぶ・らぶ』98頁。

⁶⁴金子準二「異常性欲の本態を掴かむ」(『人間探求』第7号、1950年12月)36頁。

⁶⁵比企雄三「同性愛者の身体的特徴—男娼身体検査報告」(『人間探求』28号、1952年8月)44頁。比企は医学者の立場から、「同性愛」を先天的なものとして捉え、ウールニング(「女性的な同性愛」)を調査したとする。

⁶⁶『異常性愛』者の分析(『人間探求』3号、1950年7月)46～47頁。相談者、「広島梅谷」。

⁶⁷同前、47頁。回答者は高橋鐵。

⁶⁸「相談と回答 同性愛者は隆起力が不完全か？」(『人間探求』22号、1952年2月)62～63頁。回答者竹内兵衛。

⁶⁹「天国か地獄か 男子同性愛者の集い」(『人間探求』8号、1951年1月)79頁。発言者は高橋鐵。出席者は伊藤晴雨、A氏(27歳)、B氏(23歳)、C氏(21歳)である。

⁷⁰「性愛相談 独身者の悩み解剖」(『人間探求』19号(増刊号)、1951年12月)59頁。回答者は高橋鐵。

第2章 戦後のイメージとしての男娼／ゲイボーイ

はじめに

戦後の同性愛は戦前来の「変態性欲」として病理化されたが、同性愛者たちがただ抑圧的な社会状況を唯々諾々と受け入れたわけではなく、敗戦後の都市における、同性愛者同士の集まる場や雑誌が活況を呈した。たとえば、東京の都市盛り場において、バーや「事務所」と呼ばれる空間での集いが散発的に発生した。そのような事柄をメディアは差別的なまなざしを有して取り上げているが、同性愛が可視化されることで、戦前社会とは異なり同性愛者の量的・空間的な広がりが生まれた。また三島由紀夫が『仮面の告白』（1949年）を発表し、同性愛を主題とした小説も増大した。戦後は単なる抑圧だけでなく、様々な活動や表現をおこなったのである。

ところで、占領期の性といえば真っ先に「パンパン」が思い起こされる。「パンパン」とは語源については諸説あるが、占領期に主に米兵相手に性を売った女性である¹。なお、以後繁雑さを避けるためカッコは取る。ジョン・ダワーはパンパンを二重性にあるものとして描いている。すなわち、アメリカに対する「あこがれ」や「豊かさ」をパンパンが体現したとともに、蔑みや妬みを惹起させた存在として表象されていた²。

歴史家の鹿野政直は占領期の男女の落差を「男性が自信を失なっただけ、敗戦は女性にとっては、負けたという無念感、終わったという安堵感とともに、オトコという重石が転がり落ちたような解放感」³と記している。

このように占領期は男女のジェンダー関係に大きな変容をもたらしたと指摘される反面、同性愛関係はなかなか論じられていない。本章は、占領期に語られた男娼、1950年代に注目を浴びたゲイボーイを取り上げ、占領期から1950年代における同性愛イメージを概観する。その際、占領期から「復興」を推し進める状況と対応させながら、同性愛イメージがどのように占領期や1950年代のジェンダー秩序と重なっていたのか分析する。

第1節 戦争と戦後を生きる男娼

第1項 戦争がもたらした「奇形児」

アジア・太平洋戦争の敗戦により、大量の兵士が日本へ送還されるとともに、空襲など

により生活基盤を失った人々が発生し、都市には「浮浪者」がたむろする現象が起きた。そのような生活難により復員兵などが女装をし、男娼として男性に性を売ったことが雑誌などのメディアにおいて取り上げられた。『内外タイムス』では男娼の様子を次のように描いている。

もともとノガミらしく、もともと悲惨な存在は男娼である。一ころの四十名が廿名に減少し、新橋、銀座あたりまで出て稼いでも一晩五百円にならない日がざら、肉体的には完全な男性でありながら倒錯症にかゝり生活能力をなくした彼女？らは死ぬまでこの商売をつづけるか泥棒になるかのどちらかを選ばねばならぬことを意識している、若い間はともかく、四十台の男娼を見るとそれはもう醜悪でさえある。彼女ら？は舞台出身が三分の一で後は軍隊で男色を強いられた復員者であるが、まさしく敗戦が生んだ悲しい畸型児といえよう⁴。

「肉体的には完全な男性」であったが、「倒錯症」にかかったため、「売春」か「泥棒」かの二者択一を迫られたという。年を取った男娼は「醜悪」でさえあり、敗戦がもたらした「畸形児」であると描写している。なお舞台とは歌舞伎のことであり、売れない役者が性を売っていたことを指している。

東京上野には「浮浪者」とともに男娼が登場し、メディアの恰好のターゲットとなった。男娼は元兵士としての男性性あるいは軍事主義的な男性性ではなく、男娼の出現が「敗戦国日本」と二重写しで記された。戦争によってもたらされた生活が男娼を生む原因として考えられ、戦時に男性同士の閉鎖的な空間（軍隊・工場など）によって、同性行為が頻発したのだと解釈された。『男娼の森』というルポルタージュは、男娼が生み出された背景を以下のように解説している。

最初、地下道で復員服を珍妙な支那服に着替えて、真紅に唇を塗って強引に上野の雑闇で客を引いてみた。ところがこれが意外にも成功した。驚いた事には完全な女装をしていなくて途中で男である事が暴露しても、淫売であるという意味表示さえしていれば、客はいくらでもつくのであった。戦争の為に、軍隊内で、徴用工場で、防空壕内で非常に多数の男色愛好の習癖者が出来ていたのである。戦時の不自由な生活に疲れた人々の神経は、視覚感情は女性美を追いながらも、肉体感情は男色女色の区別

を持たないほど鈍感になり変体化していたのである。性倒錯した復員兵の吉田が女装をして生きようとした試みは成功した⁵。

戦時＝「異常」な戦争、敗戦＝「異常」な人々が跋扈するものとして認識されたのである。男娼は女性性をまとい男性に性を売るが、パンパンに紛れ、「女性」になることで性売買をおこなっており、買う男性は「女性」と思って性関係を結ぶ。男娼は生活のためにそのような戦略をとっていたが、メディアでは「異形」の人々として男娼を報じていた。

そのようなまなざしは当事者の間でも共有されており、戦後、ゲイバーで身を立てた青山忠一は上野の男娼の様子を以下のように活写する。

それで、川口のダンスホールへ行くと、終電間際まで踊って、終電で帰るわけ。上野駅で降りて不忍の池の方へ下って歩いていると……。ズラッと並んでいるのよ。いわゆる“オカマ”が。四、五メートル間隔で、もう何十人、何百人いたかわからないわ。その前を通るたびに「お兄さん、遊んでいかない」って声をかけられんだけど、それが汚い奴ばかり。もう声をかけられるのもイヤって感じなのよ。

だって、見るからに軍隊帰りの男なんですもの。髪の毛は兵隊上がりだから伸びていないし、伸びていても、パンパンばりに大きなりボンをつけていたり、お化粧も下手なのよ。ただ白粉を塗りたくって、口紅つけているだけなの。ドレスだって、ヒドイのよ。軍隊に行く時に『祝出征・〇〇さん』って書いた幟のようなものをドレスにしたり、古着屋から買ってきた長じゅばんを縫ってドレスにしたりと、とにかくそんなオカマばかりだったわ。〔中略〕昔のオカマは、ゴミのような扱いを受けていたのよ⁶。

「軍隊帰りの男」だったため、化粧や衣装が洗練されておらず、醜悪な存在だったと回想している。「ゴミ」のような扱いを受けていた男娼たちは「兵士」としての勇敢さや立派さというものが消去され、その価値は崩壊していた。

第2項 「変態性欲」としての男娼

男娼はメディアによる戦争の「奇形児」という風俗的な位置づけだけでなく、性科学に

よる「変態性欲」というまなざしが向けられ、調査や矯正の対象となった。上野ではたびたび街娼を「刈り込み」と称して、警察による取締りがおこなわれた。男娼も「刈り込み」で拘禁された場合があった。精神科医の南孝夫は「刈り込み」によって捕まった上野の男娼 22 名の調査をおこない、年齢・遺伝・既往歴・来歴・身体的、精神的、知能的な特徴・趣味・嗜好・社会的関心などを聞きだし、事細かに記している。南は「然るに戦後の上野、浅草、新宿、日比谷等の盛り場を中心として急激に表面化し殊に上野に於ては堂々と女装せる総数数名に上る男娼群が夕闇と共に出没し西郷銅像を中心とする地域に浮浪者、犯罪者、売笑婦の中に伍して夜の市を開き、倒錯性欲者のみならず一般の公園遊歩者を相手として商取引を行つている。吾々は既に両三回東京都民生局の行つた上野附近浮浪者群の一斉収容に参加し推定精神異常者を吾が桜ヶ丘保養院に収容した」⁷と記し、戦後顕在化した男娼の心理的・社会的分析を試みている。その分析は男娼を「有形無形に犯罪と関連性を持つ」、「彼等が一般社会に対する生活態度は異質的」、「精神薄弱を合併し、社会的関心、抽象概念が貧弱」などネガティブなことが書かれている⁸。調査結果では「普通」の人々との差異はそれほどないにも関わらず、犯罪や異質性、精神的な「異常」を際立たせた記述が目立った。

第 3 項 上野警視総監殴打事件

犯罪性や生活態度の異質性を強調し、男娼は異質なもの、性格が異常なものとして語られる。そのようななかで、1948 年 11 月 22 日夜、上野で田中栄一警視総監が男娼によって殴打される事件が発生する。この事件は以前から風俗取締りによる「刈り込み」がおこなわれ、街娼・男娼が検挙されていたが、この日の「刈り込み」は「浮浪者」への一種のデモンストレーションとして企画され、田中警視総監のもと挙行された。大々的な「刈り込み」は付き添いのカメラマンも帯同しており、彼らはパンパンを無断で撮影した。その際、男娼が激怒し、混乱のさなか警視総監が殴られたのである。田中はマスコミに対して「今夜の事件は写真班が私の写真を撮ろうとしたのを女装の男達が自分等が写真を撮られるものと誤解して、この挙に出たものと思われる」⁹と発表し、自分たち警察には非がないことをアピールした。警察は体面上、上野の状況を見過ごすわけにはいかず、まもなく「浄化作戦」がおこなわれた。これによりパンパンとともに男娼も上野から排除された。上野の男娼イメージは「醜悪」な同性愛イメージが付与されたが同時に、性を売る男性の可視化

により男性性を揺るがす存在の一端として社会に投げ出された。だからこそ、男娼を貶め、排除する論理がおこなわれたのである。

第4項 上野における路上間の扶助

それでは、ただ男娼は周縁に追いやられ、排除されたのだろうか。前述の『男娼の森』では上野のパンパンとのある種の扶助の様子が描かれている。街娼は「刈り込み」も恐れていたが、それ以上に恐ろしいのが、男性客が強盗や暴行を働く者もいた。

上野の夜は怖ろしい、——と世間でも云う。だが、相手の顔も見えない闇の中で、男を引いて、手探りで落葉と下草にかくれた石塊を、背骨を打たぬように除いて寝なければならぬ女たちには、客である世間の男の方がもっと怖いのだ。

——寝ている最中に急に起上つて、ハンドバッグを攫つて逃げる男がいる。首を締めて逆に金を持つて行こうとする男がある。予防薬と見せかけて、変な刺戟薬を塗りつける紳士もある。それに、今晚のような恐喝的なひやかしや、管轄違いなのかそれとも贖警官なのか分らない上着なしの誰何者や、土を払いながら起上つてから、金の代わりに、手帳を見せる青年達。——舗道の女達の自由を、二河原のようなズベ公〔不良〕たちが、男の手を借りずに守るように、こうした山の臥床の危険と秩序を守るのは、警官よりもむしろ男娼たちである。お照たち〔男娼〕はその役割を果たしたといつても、同業だからパンパンたちに金を要求したり、カスリを取つたりしない。ただ営業妨害者に抵抗する¹⁰。

パンパンをからかいや冷やかし、暴力をする客たちに対して、男娼たちは彼女らを守ろうとする。しかし占領初期の段階では、パンパンたちは客たちとその身なりや態度を嘲笑っていたが、『男娼たちが、女以上に心のやさしい人達なのを知つて本当の女同志の親しみで、姐さん、姐さんとお世辞でなく、挨拶をするようになる』¹¹と信頼関係が生まれた。

また46年ごろは復員兵と歌舞伎の女形との縄張り争いが起こっていたが、それも「日が経つに従つて、復員者は芸人たちに巧みな女装を教えられ、又芸人は復員連中がギャングを相手に平気で喧嘩を仕かける勇気を頼り、結局相互扶助の諒解が出来て、次第に上野の

『男娼の森』で稼ぐ夜の仲間がふえて、四十人を越すまでになった」¹²とお互いの得意分野を見て、協力関係を築いていく。

地域の人々にとっても、男娼はパンパン以上に「汚れた」イメージであったが、「最初はオカマヤさんというと、パンパン以上に女の腐れのように不潔なのではないかと、考えられていたが、彼等は女に成り切ることを理想とし、すべてが典型的な女の振舞をするから、身始末がよくて清潔であることが判り、人々は部屋を貸したがりはじめたのだ」¹³と支払いが良いという面もあっただろうが、営業用の部屋を提供している。

警察の取締りについては復員した男娼に説教をする場面で「『私を使役で呼んで命令だといつて出血で気絶するまで玩具にしたのは副官ではないの。当番兵についた私に、口中梅毒をうつしたのは中隊長ではありませんか。取締当局つて、あんた云うけど、当局というのを人間で云つたら一体誰のこと？どこの誰つて名前をいつてよ。……ひどい助平ばつかり』と泣き叫びながら喰つて掛るので、警官も涙を拭いてやるくらいが落ちだつた」¹⁴と自らが「転落」したのは国家がおこなった戦争であり、それを責められるのかと居直る。

このように上野で生活する人々は互いの領分を侵さず、それを侵犯する者（警察・悪質な客）に対して抵抗を試みた。すべての面であまりうまくいっていただけではないだろうが¹⁵、パンパンとの相互扶助の関係があり、それは占領期の一つの「解放」を示したものであった。次節ではこのような男娼イメージとは異なるゲイボーイのイメージについてみていくことにする。

第2節 ゲイボーイの出現

第1項 「流行」を先取りするゲイボーイ

1950年代の男性同性愛表象のなかでゲイボーイという存在がクローズアップされた。ゲイボーイはバーの店子として登場し、美少年風の中性的なスタイルと、女装を伴った姿の二種類に分けられる。歴史家の三橋順子は「当時〔1950年代〕のゲイバーは、丸山〔明宏〕のような美少年系のゲイボーイがほとんどで、洋風の店ならアロハシャツに細身のズボン、和風の店なら着流しの着物に薄化粧といった中性的な容姿が主流で、そこに少数の女装するゲイボーイが混じるという状況でした」¹⁶と中性的な容姿が主流であったと述べている。バーは大都市部に点在しており、作家の伏見憲明は「ゲイバーの成り立ちというのは、比較的オープンリーなゲイの店主のもとに、ゲイの友人たちが集まり、その噂が口コミで

広がっていった結果、店自体がその筋の人たちのたまり場と化してしまう、ということであつたらしい」¹⁷と推測している。店でのゲイボーイは性を売ることせず、客は接客を楽しんでいた。だが、1950年代のゲイボーイの表象は実態としての店子だけでなく、米兵と性愛関係にある者も含みこんでいた。ここにおけるゲイボーイの語られ方は、敗戦時の男娼とは切り離された形で身なりや態度が「先進的」なものとして登場する。その「先進性」は豊かさであり、流行を先取りするイメージである。作家のかびやかずひこ¹⁸は、人目をひく派手な服装を好む「ゲイボーイ」たちが青年の流行の先駆けとなったと語っている。

さて、現今のゲイ・ボーイ、シスター・ボーイの生態を見てみよう。

まず外に現れたところから見ると、街のゲイ・ボーイたちは、人目をひく派手な身装りをしているものが多い。そして又、こうしたかれらの服装が、一般青年の流行をつくっているのだから面白い。

ひところ流行ったいわゆるマンボ・スタイル—あれもゲイ・ボーイが最初にしはじめたものである。又、ピンクのシャツも、紐のような細いスタイルも、紅いソックスも、すべてゲイのわかものたちが、そのはしりをつくったものだ。

服装のみでなく、かれらの間の通りことばが、そのまま世の流行りことばとなることもすくない¹⁹。

マンボ・スタイルと呼ばれる、細みのズボンが特徴の服装を身にまとい、街を闊歩した。このような「流行」は実は単に時代の「先端」というよりは「日本文化」に起因しているとする語りもある。たとえばゲイボーイは、古代の在原業平とも通底しているのがそれであり、このような「土着性」を有し、肯定的に表現される²⁰。ナショナルな語りであるゲイボーイであるが、「ゲイ」²¹という言葉から示されるように、それは英語であり、アメリカのイメージがゲイ・ボーイの表象と重ね合された。

第2項 アメリカからもたらされたゲイボーイ

ゲイボーイという言葉の発祥はいつなのか。占領期を回想した記録では占領軍兵士の間で日本人少年に向けて語られていたとする言説が数多く登場している。たとえば作家の富

田英三は「ゲイ…これは終戦後の、女装を必ずしも必要としない中性的な少年たちに、いみじくも、アメリカ人によって与えられた言葉である」²²と述べている。もともとゲイという言葉は「陽気な」や「派手な」を意味する単語であり、必ずしもゲイ＝同性愛というわけではない。富田はゲイという言葉が使われた様子を以下のように記している。

ゲイ…という言葉が使われだしたのは、終戦後のことである。日本を占領したアメリカの兵隊たちが、ぶらぶら歩いていて、可愛い青年を見つけるとヘーイ、ユー、ゲーイと呼びとめたことが、そもそもの始まりだろう。

四五年、いや七八年からだ。

当時、日比谷公園のくらがりが、そうした趣味のアメリカさんの、ラヴ・ハンティングの場所だった。ラヴ・ハンティング…といっても、勿論相手は女性ではない。男だ。そういう趣味…男色趣味…は、これは、世界的な傾向なのだ。〔中略〕

当時「ヘーイ」と呼びかけて、そうした外人に愛された少年が、必ずしも、今日のゲイ・ボーイの先輩ではない²³。

「ゲイ」という言葉が占領軍兵士の間で使われていたことは認めるものの、それはゲイボーイとは切断されているという。その違いを職業にしているか否かであり、米兵が「ヘーイ、ゲーイ」と呼びかけるのは、『派手な少年』、『一緒に歩いて遊んでみたいと思う少年』ぐらいの意味しかもっていなかった²⁴と述べる。ゲイがゲイボーイへといつ頃変化したのかについて富田は語っていないが、とにかくゲイという言葉は同性愛あるいは同性行為を意味するそれとして機能した。前述のかびやかずひこは「戦後、アメリカ軍の進駐と共に外人に多い同性愛者の相手をする男性が輩出し、これがゲイボーイと称されるようになった」²⁵と記し、作家の三島由紀夫も「ゲイとはアメリカン・スラングで男色家の意味である」²⁶と『禁色』に書いている。ゲイという言葉が社会で広がるとともに、戦後の日本において同性愛が「増加」したことの要因としてアメリカの影響が語られる。では、そのような米兵と日本人男性との性愛はどのようなものであったのかについて次に触れておく。

第3項 占領期の米兵と日本人男性の性愛

米兵と日本人男性——多くは少年といって年齢だろう——の性愛がいかなるものであったのかについては不明な点が多く、研究はなされていない。歴史家のジョン・ダワーは「米兵相手の男性売春夫も登場したが、話題になることはほとんどなく、この時代を象徴するイメージにはならなかった」²⁷と述べ、具体的な記述を避けている。また別のところでは「日本人と占領軍兵士のあいだのホモセクシャルな性的関係については、まだ研究がない」²⁸としている。占領期には日比谷公園が占領軍の兵士と日本人男性との性愛空間であったことが知られているものの、それが具体的にどれくらいの人数であったのか、米兵が「気軽」に日本人を買春できたのか等についても判然としない²⁹。かびやはゲイボーイの一類型として「ゲイ・ボーイ本来のもの、すなわちこの道の隠語で（外専）と呼ばれているところの外人相手のゲイ・ボーイである」³⁰と述べている。日本人男性との性愛は「外専」と呼ばれ、金銭の授受が交わされた。実態については置くとして、さしあたり小説に描かれた米兵と日本人男性との性愛について、樫村幹夫『男色の部屋』（1959年）を例に考えていきたい。

『男色の部屋』は「僕」と呼ばれる主人公（作中ではコウちゃんと呼ばれている）が立川勤務の米兵ジャックとのパトロン暮らしの様子が描かれている。「僕」は21歳で母親の遺産で食いつないでおり、それだけでは生活出来ないためジャックに金をもらって生活している。「僕」はジャックのパトロン暮らしの前に英語教師の吉田先生と性愛関係にあったが、その後疎遠となっている。「僕」はゲイバーの客であった松原に吉田先生の面影を見て、ジャックとのパトロン関係を解消することが示唆されている。

筋書きは以上のようなものだが、米兵と日本人男性との性愛はどのように描かれているのか。「僕」は「中学時代の美しさ、可愛らしさ」³¹をもった人物として語られ、一方でジャックは醜悪な人間として語られる。

金曜日、それは例によって、ぼくのパトロンのジャックが、立川からやってくる日だからだ。ジャックと云えば、若いハンサムなアメリカ人に聞こえるかもしれないが、ジャックは五十に近い、小太りのぶ男である。〔中略〕

愛していない、というより、嫌悪と憎しみさえ意識する相手に体をまかせるということが、如何につらく苦しいことか、僕は始めて知ったのだ³²。

「僕」は愛しているがために米兵に身をまかしているのではなく、生活のためにやむを

得ず体を売っていることが強調される。そしてジャックに対して「この五十男はケチンボ、と怒鳴るぼくが言葉が一番の泣きどころなのだ。基地ではビジネスに君臨しているこの男が、二十一才の日本人の若造にへキエキしている姿を見ると、少しばかり可哀そうに思ったりする」³³と性愛を「武器」に「僕」は屈服させようとする。いわば「私的」な関係を通じて、「公的」には圧倒的に強い米兵をコントロールしようとする。『男色の部屋』では日本人男性の「優位性」が語られ、米兵との性愛は偽りであり、日本人同士での性愛関係が素晴らしいものとして語られる。これは実態をもとにした小説というよりは同性関係を通じた占領期の「転覆」として書かれたものであることと考えられる。

ともあれ、米兵は金やモノを持っているという言説は前述の青山忠一も語っており、「あたし、『やなぎ』で働いていた頃は、お金がなくて、イヤな人ともおつき合いしたことあるの。まず外人ね。外人てホモが多いのよ。しかも、外人はあたしと同じようなアタックをするのね。『アイ・ラブ・ユー』『アイ・ラブ・ユー』って毎回のよう言うんで、どうしてもつき合わなければいけない羽目になってしまうの。まあ寝ればお金なり物なりをくれるでしょう。しかも、外人とつき合っていると、PX〔軍隊の売店〕に入浴できるよになるのよ。まだ世の中〔昭和27年ごろ?〕には物が出回ってない頃でも、PXではお金さえ出せば何でも手に入ったのね。外人は大嫌いだったけど、止むに止まれぬ事情があったのよね、あたしには」³⁴と述べ、「外人」は「大嫌い」だったが、金のために仕方なく性を売っていたと回想している。

日比谷公園での性愛が描かれている小説『倒錯の群像』は米兵の買春現場を次のように描く。

トミーは一夜、何物かを期待して、日比谷公会堂の前から、花やのある中央の公園入り口との間を、行ったり来たりしていた。トミーは客をとることを覚えた。ここへ美少年を漁りに来る客の大部分は外人だった。本当に客の多いのは、公会堂の前ではなく、中央の花屋から日比谷の交叉点との間と、道路に沿った公園の中の小径である。トミーも一度そっちの方へ行ってみた。そこには、常連らしい数人の少年達がたむろしていた。みんなキチンとした背広を着て、知らない人達からは全くそれと気づかれない様子をしている。彼等の多くは「ガイセンモン」だった。「ガイセンモン」とは外人専門という意味だ。彼等は寧ろそれを誇りとしており、日本人は余程気に入った客しか取らないというのが彼等の口ぐせだった。それに此処へ来る外人は、将校級が多

いと見え、金放れもよかった。〔中略〕彼等はトミーを「シューシャイン」といって軽蔑した。勿論その時分には靴磨きをやめていたが、彼等はトミーが新橋で靴磨きをしていたことを知っていたのだ。〔中略〕トミーは止むなく、また公会堂の前の方へ移った。トミーは外人客はあまり好まなかった。金放れはたしかに日本人よりもよかったが、あの猿の様な毛むくじゃらな手足と、乱暴な愛撫はトミーの趣味にあわなかった。いろいろな客に接した今になって、トミーは、『自分は北野が好きだった』ことを意識した³⁵。

日本人男性にとって米兵は金回りはよいが、性愛の対象としてはあまり魅力を感じなかったこと、生活のためにやむを得ずおこなっていることなどが「トミーの趣味にあわなかった」という表現などから読み取れる。先の男娼も生活苦のため性を売る行動に出たとする言説を紹介したが、占領期のゲイボーイを語った言説にも単に「遊び」や「流行」といったことだけでなく、「生活のため」という面が確かにあった。

第3節 都市に咲く「陰花植物」

第1項 「社会問題」としての同性愛

このような「流行」やオシャレなイメージであったゲイボーイ（とともに生活苦もあった）も、文化・風俗上の描写であれば許されてはいたが、こと政治・社会問題を論じる上では好ましい存在としては語られなかった。1955年12月号の『中央公論』が特集「性」の特集を組んだ際、同性愛の問題がクローズアップされた。産経新聞の青木彰は同性愛の「蔓延」に警戒感を露わにし、「戦後のわが国の“性的倒錯”なかんずく“同性性欲”の流行はやはり看過できぬ多くの問題を含んでいるようである」³⁶と批判を展開する。青木は「歪められた人間の欲望が、あまりにもむきだしにされてしまっている」³⁷と現状を認識し、「歪められた人間の欲望」が広がった理由として、①戦争、②アメリカの二点があったと指摘する。

十年前の悪魔に似た戦争が若者の性を歪めたことは否定できない。軍隊という枠に押し込められて押えられた性はそのはけ口を安易な同性愛に見出したわけである。牢獄の同性愛の激しさは言語に絶するといわれるが、これも性欲が極端に圧迫されたた

め現れたものに違いない。牢獄とかつての軍隊とに何程の違いがあつたろうか³⁸。

戦争による性の抑圧が「若者の性」を歪めたと主張する。そして、戦後になっても戦争の影響が「継続」して進行していると述べている。また②のアメリカについても「戦争と結びつけて考えねばならぬもう一つの要素に、米占領軍の流した害毒がある。それは巷に氾濫する“ゲイ・ボーイ”の十人のうち五人までがアメリカ兵との接触でこの道に踏み込んだという経験を持つているからである。アメリカは法律で男色を禁止しているが、潜在的同性愛者を含めれば、千数百万人にも達するという。ところがわが国は法律では何ら規制されていない。したがって彼らはわが国でほしいままに男色の猛威を振つたのだ」³⁹と米兵が同性愛を「持ち込み」、日本人をゲイボーイへの「道」に踏み込ませたと述べる。さらに、真偽のわからない数字を挙げ、同性愛が日本で「増加」していると恐怖する。そして、「アメリカ兵は混血児という厄介な置き土産を残していった。たしかに厄介なお荷物。ところが厄介なだけにまたその存在が重視され対策も僅かながら実を結んでいる。しかし一方アメリカ兵が男色によつて残していった同性性欲者の救済は一向に省みられていない。植えつけられた男色の芽が、根を張り枝を伸して貴重な青少年の社会生活を破壊した例は少くない。神田駅付近の某溜り場の“ゲイ・ボーイ”はほとんどがアメリカ兵のためにこの道を教えられ、今もアメリカ兵のみを対象に生きてるといわれている。この無形の罪の補償はどこに求めるべきなのか」⁴⁰と「混血児」とゲイボーイを等価で並べ、日本の「青少年の社会生活を破壊」したアメリカの「責任」を糺した。青木はこのような状況に対して、「適切」な性教育を打ちたてることが急務であると結んでいる。青木は①戦争、②アメリカによって「外部」からもたらされた同性愛を批判し、あわせて社会批評としての面を持っている⁴¹。このような語りは戦争や占領によって混乱した社会の状況を好転させたいがゆえの発言であるが、混乱がおちついた後の社会は一夫一婦制に基づく異性愛の関係が「安定」として想定されたのである。

第2項 小説のなかでのゲイボーイの「死」

「外部」からの影響は結城昌治の小説『陰花植物』（1961年）にも描かれている。大学教授で同性愛者の人物に「そして第二次大戦後は、美少年を求めるアメリカ軍兵士の男色趣味が、セックスの開放だか混乱だかわからぬ状態にある我国にもたらされ、ついに今日の

ゲイ・ボーイを見るに至った」⁴²と語らせる。戦争やアメリカの「負の遺産」が今日のゲイボーイを生み出すに至ったという口調である。このような「害悪」としての同性愛は小説のなかでも語られた。

宮本幹也の短編小説「ゲイボーイ」(1958年)では戦争から占領期を生きるゲイボーイの様子が描かれている。製薬会社社長の本田は戦争中、中国戦線で中隊長をつとめたが、中国で戦争犯罪の裁判にかけられた。復員後、部下たちの様子が気になり、ツテを頼って彼らを探させる。本田は戦場で自分を助けるためにペニスを欠損してしまった三崎を特に気にしており、彼がゲイボーイとして生きていることにショックを受ける。本田は三崎をなんとか「更生」させようと努力するが実らなかった。その後、本田を戦犯として密告した坂崎と出会い、坂崎と本田は「決着」をつけようとするが、三崎が本田の窮地を救い、坂崎はのち自殺する。ラストシーンで「本田も典子〔清島という上等兵の妹、本田の社員として迎えらるる〕もふるえながら手を取り合って見守っていた。『三崎上等兵戦死!』と天の一角で誰かが叫ぶ声を本田は耳にしたように思った。彼には音を立てて燃えている焔を見ながら、河南の戦場に立っているような錯覚すら感じていた。『そうだ、三崎は戦死したんだ。戦死なんだ』と彼は呟いた。彼の頬を止め途もなく熱い涙が伝い落ちていた」⁴³と三崎の死により物語は幕を閉じる。物語では本田が戦時の後処理をするために、部下たちの戦後を「救済」することが眼目であり、坂崎と三崎の死が本田にとっての戦後のスタートとして語られる。本田と典子の結婚話も部下たちとの関係を清算しない限りは踏みとどまっていた。だが、三崎の死は結婚する本田とは相いれなくなり、消された存在として戦後社会に迎えらるのである。

ゲイボーイは『陰花植物』では享樂的な生活をおこなう者とみなされ、「他者」として生きざるを得ないこととなる。

ゲイ・ボーイとは、男子の同性愛を対象として、女性における芸者のように職業化したものだろう。ゲイ・バーと呼ばれるものが、都会はもとより地方の温泉地にまで珍しくない時代である。男色傾向のない安吉も、その程度の知識は持っていた。セックスの爛熟趣味、彼らはデカダンスな社会の蔭に熟れた果実なのかも知れない⁴⁴。

小説の描写はゲイボーイ＝女性性をまとった売春夫として描かれている。ゲイボーイは社会において浸透している反面、それはあくまでも「デカダンスな社会の蔭」であり、決

して表街道には出ていけない存在として描かれている。

第3項 ゲイボーイと女装

男娼、ゲイボーイはともに「女性」として表現されており、奇異の対象となった。そのようなゲイボーイ像に対して作家の三島由紀夫は次のように述べている。

もちろんわれわれの目に映る範囲では、女性的特色をもった男色家はたくさんある。熾烈な女装の欲望を抱いた男もあれば、男の言葉を使ふことにゆゑしらぬ困難を感じる男もある。しかし無智な人間ほど、面白いことには、男色の本質的特異性がつかめず、世俗的な異性愛の常識に犯されてしまふのである。どうなるかといふと、自分が男のくせに男が好きなのは、自分が女だからだらうと思ひ込んでしまふ。〔中略〕

これらの変化は生理的な変化といふよりも、支配的な異性愛文化の影響下にある一種の社会的変化とでも云つたほうが適當であらう⁴⁵。

「自分が男のくせに男が好きなのは、自分が女だからだらうと思ひ込んでしまふ」ことが異性愛文化の影響であり、そのような枠組みそのものを批判的にみている。三島はゲイボーイが女装することがおかしいと述べているわけではない。社会が同性愛＝女性性をまとった存在という認識のみが一般化することを批判し、性を異性愛文化の影響で理解してはならないと述べた。三島の発言が社会的に広まることがなかったが、同時代で異性愛社会に対してもっとも鋭い指摘であった。

また同性愛／女装という表象に強く反発を覚える同性愛者もおおり、女性性をめぐって当事者が抗争の場に巻き込まれたのである⁴⁶。だが、異性愛社会においては、男性／女性の性愛関係から、男性間の性愛関係を理解する枠組みは崩れることはなかった。

おわりに

戦争によって男娼は戦後社会に「登場」したのであるが、その表象は「醜悪」なものとして語られた。しかし一方で、男娼はパンパンや地域社会とある種の協力関係にあった。

ゲイボーイはアメリカによってもたらされたとする言説もあり、同性愛の増加がアメリ

カによってもたらされたという。そしてアメリカ将兵がゲイボーイとの性的関係を結び、派手な身なりや服装といった豊かさがアメリカ（人）によって与えられたとする語りもある。

派手さ・華やかなものとしてもはやされる一方で、ゲイボーイは化粧をする場合もあったが、あくまでも薄化粧を施したにすぎなかったが、メディアや小説などでは、ゲイボーイ＝男性を愛する男性＝女装という等式のもと、女性性をまとった存在として描かれる。

このように男娼やゲイボーイの表象が同性愛者＝異化された存在として認識することが、戦争で「勇敢」に戦った兵士像を転落させ、勇猛な男性性を欠落させた日本異性愛男性の揺らぎを隠蔽する効果を持った。さらに男娼は女性性をまとっており、戦時の秩序の「崩壊」としてメディアで喧伝されることとなり、ジェンダー秩序を揺るがすものとして存在したのである。またゲイボーイという表象は、同性愛を豊かさや流行を先取りするものとして肯定的に語られる一方、小説などでは男性が男性を愛することが女性性をまとった存在として認識されたがゆえに、同性愛者同士に亀裂が持ち込まれた。同性愛者は異性愛的な枠組みによって劣位におかれ、異性愛／同性愛の関係が非対称な関係として維持されたのである。

¹近年の成果として平井和子『日本占領とジェンダー—米軍・売買春と日本女性たち—』（有志舎、2014年）、茶園敏美『パンパンとは誰なのか—キャッチという占領期の性暴力とGIとの親密性—』（インパクト出版会、2014年）がある。

²ジョン・ダワー、三浦陽一ほか訳『敗北を抱きしめて』（上）（岩波書店、2001年）。

³鹿野政直『現代日本女性史—フェミニズムを軸として—』（有斐閣、2004年）5頁。

⁴『内外タイムス』1949年7月30日付。

⁵角達也『男娼の森』（日比谷出版社、1949年）49～50頁。ちなみに角のプロフィールは以下の通りである。1918年5月23日東京生まれ。父親は医者。岡山の中学を卒業後、医専の受験を試みるが、失敗。中大学の法科と経済部に籍を置いて、その間、満蒙開拓義勇軍の研究生、青少年団の本部職員、田端の労働者食堂経営、劇団珊瑚座の手伝いなどをおこなった。「人生の医者という考えには、政治が一番適切だと信じた時期もあつたが、留置場で締められ」（221頁）とあるように、戦前に共産主義運動に参画したと思われる。以後、詩や俳句を作成、小説を執筆した。

⁶青山忠一『地獄へ行こうか 青江に行こうか』（ぴいふる社、1989年）128～129頁。

⁷南孝夫「男娼に関する2、3の精神医学的考察」（『日米医学診察ダイジェスト』3巻4号、1948年7月）18頁。

⁸同前、21頁。

⁹「“夜の男”の集団暴行 警視総監殴らる 上野で記者ら袋叩き」『毎日新聞』（1948年11

月 23 日)。

¹⁰前掲、『男娼の森』40～41 頁。

¹¹同前、41 頁。

¹²同前、52 頁。

¹³同前、86 頁。

¹⁴同前、51 頁。

¹⁵占領期の「浮浪児」のインタビューをまとめたジャーナリストの石井光太によれば、男娼のなかには恐喝を働く者もおり、男娼は上野で嫌われていたことが記されている（石井光太『浮浪児 1945—戦争が生んだ子供たち』（新潮社、2014 年）116～117 頁）。ただ、このエピソードを話した元「浮浪児」は男娼に対して、「気味が悪」と語り、あまり良いイメージで当時を述懐していない点に注意が必要である。

¹⁶三橋順子『女装と日本人』（講談社現代新書、2008 年）191 頁。

¹⁷伏見憲明『増補版 ゲイという [経験]』（ポット出版、2004 年）304 頁。

¹⁸かびやかについては第 3 章「同性愛者と社会的抑圧——1950 年代を中心に——」の 70～71 頁を参照。

¹⁹かびやかかずひこ『夜の異端者』（南旺社、1958 年）14 頁。

²⁰同前、12 頁。

²¹この時の「ゲイ」という言葉は現在の男性同性愛者を指すゲイとは意味合いが違う。中性的、女性（女装）的な男性同性愛者を指し示している。言葉の変遷としては、ゲイ（ボーイ）→ホモ→ゲイという順序を辿っており、字義的にはゲイは古くから使われているが、その内実は現在のニュアンスとは違う。

²²富田英三『ゲイ』（東京書房、1958 年）40 頁。

²³同前、189 頁。

²⁴同前、190 頁。

²⁵前掲、かびやかかずひこ『夜の異端者』12 頁。

²⁶三島由紀夫『禁色』（新潮文庫、1959 年）108 頁

²⁷ジョン・ダワー、三浦陽一ほか訳『敗北を抱きしめて』（上）（岩波書店、2001 年）158 頁。

²⁸同前、385 頁。

²⁹アメリカ軍は同性愛者の軍隊への入隊を拒否していた。1990 年代の「Don't ask don't tell」（言うな、聞くな）を経て、撤廃されたのは 2010 年になってからであった（「米軍の同性愛差別法を撤廃」『朝日新聞』（2010 年 12 月 20 日））。

³⁰前掲、かびやかかずひこ『夜の異端者』16 頁。

³¹檜村幹夫『男色の部屋』（光書房、1959 年）32 頁。

³²同前、13～14 頁。

³³同前、16～17 頁。

³⁴前掲、青山忠一『地獄へ行こか 青江に行こうか』147～148 頁。

³⁵志田柳次郎『倒錯の群像』（龍書房、1959 年）117 頁。

³⁶青木彰「蔓延する“第三の性”」『中央公論』（70 巻 12 号、1955 年 12 月）269 頁。

³⁷同前、269 頁。

³⁸同前、271 頁。

³⁹同前、271 頁。

⁴⁰同前、271～272 頁

⁴¹1950 年代は基地問題や労働運動など社会問題が活発な時期であった。イデオロギー闘争という側面もあったが、とりわけ「性」の問題についての社会運動もあり、悪書追放運動が盛り上がった時期でもあった。左右両陣営は性の雑誌やマンガの流行を警戒しており、

左派はその「原因」を政府や基地問題に求め、右派は戦後の「道徳」の退廃と見ていた。詳しくは拙稿「研究ノート：1955年における悪書追放運動の『母親』役割—東京母の会連合会を中心に—」『文学部・文学研究科学術研究論集』(3号、2013年3月)。

⁴² 結城昌治『陰花植物』(桃源社、1961年) 184頁。

⁴³ 宮本幹也『紅燈に戦死す』(浪速書房、1958年) 61頁。

⁴⁴ 前掲、結城昌治『陰花植物』 141頁。

⁴⁵ 三島由紀夫『小説家の休暇』(講談社、1955年)、引用は『三島由紀夫全集』(27)(新潮社、1970年) 121頁。

⁴⁶ かびやかずひこ「同性愛における精神派と肉体派」(『あまとりあ』4巻8号、1954年8月) 155頁。かびやは〈同性愛者〉が男娼と一夜を過ごしたものの、嫌悪感のみ抱いたと紹介している。このような言説は同性愛を多く取り上げた雑誌に頻出し、誰が「真の同性愛者」をめぐる意見の対立が起こった。

第3章 同性愛者と社会的抑圧——『風俗科学』を中心に——

はじめに

本章では、1950年代において男性同性愛の社会的抑圧に対して対抗した『風俗科学』、男性同性愛の組織である風俗科学研究会（略称 FKK）を中心に上げ、同性愛をめぐる言説について考察する。具体的には「異常」でも「変態」でもなく、同性愛者を卑下しない言説である。このような言説は管見の限りでは、戦前ではわずかに守田有秋『同性愛の研究』（人生創造社、1931年）のみである。古川誠も「著書は同時代の多くの通俗性欲学者と異なり、同性愛を病気とはみなしていない。したがって同性愛を治療するという考えに対しても否定的である。この時代〔戦前〕にこうした考えをはっきりと主張する論者はほとんどいなかった」¹と述べており、稀有な存在である。しかし、1950年代では下記で取り上げる、扇屋亞夫、かびやかずひこ、西條道夫、藤井晃などの登場により、同性愛をめぐる言説の一つの極となり、彼らは同性愛者のアイデンティティを肯定する場を提供した。では彼らは何を根拠にそのような言説を発することができたか。それについて考察し、その後「対抗」言説の陥穽を明らかにする。

第1節 「解放」主義的言説の担い手たち

第1項 担い手の略歴

「解放」言説に入る前に、この言説を牽引してきた、扇屋亞夫、かびやかずひこ、西條道夫、風俗科学研究会について略歴を記しておく。なお、『風俗草紙』の相談欄のみに登場する藤井晃については、まったく略歴が不明である。なお、彼らの肩書きは作家などで、医学や心理学を生業にしていない。しかし医学者や心理学者の言葉を使いながら「対抗」言説を積極的に展開するのは興味深い点である。

扇屋亞夫は1903年生まれで、中央大学経済学科を卒業し、編集者や文学の仕事に携わっていた。57年に『風俗科学』などで執筆した原稿をもとにした『白い血の狩人』（妙義出版）²を発刊している。その本で序文を書いている作家長崎謙二郎は「扇屋亞夫」という名前はペンネームであることを語っている。

初出は53年10月『風俗科学』の「男色者とその性的特質」である。扇屋は『風俗科学』

で主に執筆しており、他には会員制雑誌『アドニス』しか原稿を掲載していない。扇屋名以外での仕事が多くあったのであろうし、後で紹介する「風俗科学研究会」の協力者として同性愛者への対応に追われていたと推測される。没年は不明。

かびやかずひこ（鹿火屋一彦）は1902年生まれで、旧制中学校を卒業している。「秋山尚男と共に性教育運動に携る。元新聞記者、戦後文筆生活に入り『現代性教育読本』他著書多数」³という。かびやは「筆者が本篇の冒頭において縷々と費したごとく、男色とは本質はきわめて自然なものであり、美しいものであつて、人生の裏街道どころか、表街道を大手を振つて堂々と歩いて通つてよいものなのだ。筆者が男色者のために、一臂の力を惜しまぬのは、彼らをして、男色をして、人生の表街道を明朗に歩きしめたいためにほかならない。」⁴と同性愛に携わる理由を述べている。

かびやについて調べた伏見憲明によれば、「鹿火屋一彦」という名前は本名であり、結婚もしており、1970年代後半まで生きていたようだ。かびやの執筆媒体は広く、『あまとりあ』・『風俗草紙』・『風俗科学』・『裏窓』・『風俗奇譚』、会員制雑誌『アドニス』・会員制の雑誌『薔薇』、『SMコレクター』・『SMファン』などである。さらに会員制の男性同性愛組織「龍陽クラブ」に協力していたようだ⁵。またカストリ雑誌である『猟奇』にも執筆している。ただし『猟奇』の頃は「刺青談議」（3号、47年1月）、「街頭よりの性的採集」（4号、47年5月）、「肉体多華鍾」（5号、47年6月？）などのように必ずしも同性愛に特化せずに執筆していないことがわかる。

かびやはフットワークも軽く、ゲイバーや映画館などの同性愛者が集う場所にも積極的に訪れ、紙面に様子や状況を開陳する。同性愛者の手紙や相談にもよくのり、自宅に同性愛者を招いて会合を開いていた時期があった。その会合で出会ったきっかけにより、同棲生活をしたゲイのカップルもいたようだ⁶。著書は多数あり、『痴情明暗』（土曜書房、1948年）、『女体開眼』（美和書院、1956年）、同性愛などを扱った『夜の異端者』（南旺社、1958年）がある⁷。

西條道夫は『風俗科学』の編集長であり、それ以外は全く不明である。彼は『風俗科学』では創刊号の「お知らせ」で「ソドミア研究家のために、特別に頁を設け、お便宜を計りたいと思いますので、この点もどしどし御利用下さい。」⁸と記し、創刊号では同性愛記事を4本載せている。

また彼は第2項で述べる会員制の男性同性愛者の自助組織「風俗科学研究会」を設立に尽力している。彼がなぜ同性愛に関心を持ったか定かではないが、「異常視」しない言説に

大きく寄与した。次は彼が大きく関与した風俗科学研究会の活動について記していく。

第2項 風俗科学研究会の創設と活動

一般にはその存在がほとんど知られていない風俗科学研究会の創設と活動について簡単ではあるが、記しておく。

風俗科学研究会（通称F K K）は『風俗科学』を母体とし、作家の扇屋亞夫⁹が中心となり、医学者の太田典礼、比企雄三を顧問に発足した男性同性愛の組織である。西條道夫は事務的な仕事をして、同性愛に対して発言も行っている。風俗科学研究会の機関誌『羅信』を残念ながら見る事が出来なかつたため、どれくらい会が続いたかは判然としないし、実態も不明な点が多い。ここでは『風俗科学』と風俗科学研究会が連動した形で記事や広告を載せていることから、『風俗科学』の記事から会の実態に迫ってみる。

『風俗科学』創刊号（53年8月）では早速、同性愛者のための相談欄が開設することを示唆しているが、その相談が第1章で見たような「治療」を目的にしていたかは定かではない。その後53年11月に「ソドミイの悩みを持つ人々は本社の計画している『特異風俗研究会』にお入り下さい。」¹⁰と広告を出しており、次号では特異風俗研究会の概要が掲載されている。それによると「この研究会を誌上に発表しましてから、毎日のように多数の方々からお申込があり、又お問合せがありますので、この際性格をはつきりして置こうと思います。御意見を寄せられる大部分の方々は、これをソドミイの研究会にせよとのことですので、皆様の御意見に従つて、この研究会を、ソドミイに関する研究発表機関にしたいと思ひます。」¹¹と記しており、同性愛に関して「研究や文献の交換、更には相互の文通などを中心にもり育てゝ行くつもりです。」¹²をその目的と記載している。

特異風俗研究会という名前が、54年1月では風俗科学研究会と改められ、会への入会案内広告が載っている。

54年2月では、会のスタンスがより明確になっており、「本社の念願は、従来非常に内気で、消極的で自分が何か異常性格者ではないかと、些か劣等感を持つていた人々に偉大な自信を持つて戴き、世の中を明朗に、積極的に渡るようという点であり、この研究会の目標もそこにあるのであるのです。」¹³として、同性愛者の劣等感を払拭することを目標としている。「劣等感」を同性愛者は抱くことなく、暮らしていくことを会の目標として、風俗科学研究会の広告には繰り返し上記のような文言を案内に付している¹⁴。

ちなみに54年2月の広告では、機関誌の名前は『羅信』であることが記されている。『羅信』は無料頒布¹⁵で、同性愛者の羅針盤となるような会にしたい思いを込めてつけられた。『羅信』には「……各先生方のそどもあに対する御意見をのせると同時に毎月の新入会員を御紹介します。それによつて交際して頂くわけです」¹⁶とある。

新入会員の紹介は「入会者の番号、氏名、年令、身長、体重、趣味、特徴、そどもあになつた動機、どんな人と交際したいか等が一目の下にわかります。但し氏名はイニシヤル（頭文字）で発表しますから、見られた方は何県にこうゆう頭文字の人がいる—ことがわかり、はじめは文通で、F・K・Kを通じてするわけです。」¹⁷と誌面での交流を活発に行う方針がなされ、文通は一回30円の手数料がかかる¹⁸。

読者から会に対しての質問は多数寄せられており、読者通信欄で回答を編集部で行っている。たとえば、長野ON生は「……F・K・Kは唯一無二の救いの神です。心からの友を得て、せめて交通〔文通〕だけでも楽しいものですが郵便を秘密に受取る方法はないでせうか。」¹⁹と、家族に風俗科学研究会の存在を知られたくない投稿がなされている。これに対しては「郵便局の私書函を設けることが一番よいのですが、これも三等局にはないようです。最寄局の『局止め』にしたら如何です。」²⁰とアドバイスをしている。このように家族に知られることを恐れて、会の存在は知ってもなかなか入会できない人もいたと思われる。

会に入るには入会金100円、『風俗科学』3ヶ月以上（54年7月からは4ヶ月以上）の前金読者になれば入会できた。ちなみに『風俗科学』は月刊100円である。また当初は日本人のみであったが、54年7月に「J・ウキンストン」と名乗る人物からの投稿があり、会則を変更し、男性であれば誰でも入会できるようにした。54年9月からの広告では全会員の名簿を購入する場合は200円（54年11月から300円）が必要であった。

会の運営は入会金と前金で集めた資金によって運営しており、時期は経ってから会の組織に尽力した編集長の西條道夫は「FKKはモウケどころか全然の赤字」²¹と述べている。また54年6月に「FKKに多額の御寄附を下さった神戸市のSY様に厚く御礼申し上げます」²²とあり、寄付も受けていることがわかる。会員数は定かではないが、54年6月で「会員が一ヶ月で二倍に増加」²³し、54年10月で「まだ五百人そこそこ」²⁴であったようだ。

誌面上でのやり取りだけでなく、実際に会員が会合を持ったこともあった。54年10月9日、浅草の浅草寺（『風俗科学』紙上では10月に開催すると予告だけ記されており、場

所・日時などは記されていない)にて会の親睦会がもたれた。親睦会の様子は『風俗科学』(54年12月)に「F・K・K秋季大会記」と題したレポートに記されており、それによれば、出席者は太田典礼、比企雄三(名前は記されていないが、扇屋と西條も出席していたと思われる)、50名ほどの参加者がいた。参加者は群馬・新潟・千葉・埼玉・山梨・神奈川・静岡・東京と主に関東近郊であった。

話題は同性愛者の結婚問題、同性愛の「原因論」、アメリカでの同性愛事情、風俗科学研究会の資金運営について話がなされた。結婚問題は会合の中心テーマとなり、「結婚問題が起きて悩むもの、結婚してうまく行かなかった者、青年時代に結婚しないで後悔しているもの、円満な結婚生活をしているもの、結婚をあくまで忌避するもの、多数の発言がありそれに両博士の御意見があつて大変有益でした。」²⁵という。同性愛者にとって結婚問題が一番の悩みであったことが伺える。親睦会は盛況のうちに終わり、後に読者投稿欄で名古屋や大阪で開催してほしいという要望も出されている。

結婚問題などを受けた形で、「特別人事相談」(身の上相談)を風俗科学研究会で行うことが決まった。「第三文庫、F・K・Kの事業の一として同性愛になやむ方、同性愛の方で周囲の事情で強制せられ、^マる結婚のために苦しんでいる方々のために、特別人事相談に応じます。」²⁶という広告を出し、「特別人事相談」は扇屋が担当した。55年3月の記事では「[扇屋]先生に一回五百円程度のお支払い下さいますと、大変合わせです。」²⁷とあり、善意での相談料を要求している。扇屋が書いた記事ではないので、おそらく彼は相談料を欲していなかっただろう。

55年1月には会員のためのバッジが製作されて、「御希望の方には、一個送料とも百円でお送りします。このバッジをつけて居られると、都内のバア、有楽町の蘭屋や、浅草の博多屋では、御優待申し上げることになって居ります。」²⁸とある。ちなみに柳研太という人がデザインをし、形はよくわからないが、「優美な銀製のもの」とある。

活動自体は『風俗科学』を読む限り、関東周辺が限度であったと思われる。運営もそれほど資金もあつたわけではなく、ローカルな会であったことは間違いない。活動が軌道にのる前に歴史から姿を消してしまったと思われるが、劣等感を払拭するように活動や会員相互の扶助をなしたのは男性会員制同性愛会「アドニス会」と共通する点があり、稀有な存在であつたらう²⁹。

第3項 「代弁者」として語る

ところで、彼らはどのような立場から同性愛について語っているのだろうか。彼らは藤井晃を除き自己の性的な欲望が「同性愛」であることは述べていない。さらに彼らは同性愛者の中に入り、交流を持つが、同性愛者と同じ立場で発言することはなかった。

扇屋亞夫、西條道夫に関しては、自らのセクシュアリティを一言も語っておらず、扇屋は「私は『そどみあ』を理解しているつもり」³⁰としている。自分と同性愛者を同一化させずに、あくまでも「理解」する立場から同性愛について論じている。同性愛者からも「どうぞいつまでもお導き下さいませ。」³¹や「扇屋先生の親身も及ばぬ御指導に対して、日頃感激して居ります。九月号の先生のお写真を心の親として、小生の書齋に飾らして頂きました」³²といった投稿がなされおり、「先生」＝扇屋／「導かれる者」＝同性愛者という図式がなりたっている。

かびやかずひこは「私自身〔かびや〕の経験についていえば、受動的〔な同性愛〕よりも能動的〔な同性愛〕の場合の方が多かった。ハッキリと同性愛を意識しはじめたのは、中学の二年のときで、十四才の私は、一級下のTという蒼白い美少年に深い恋情を覚え、そのころTと同級にいた従弟を通じて、彼に求愛したことをおぼえている。そしてそれから十八才で中学を卒業するまで、私は常に二三人の美少年チゴさんを擁していた。きわめて“プラトニック”なもので、いずれの相手ともいさゝかの性的交渉ももたなかった。決してそうした欲望を抑えていたのではなく、そうした欲望をすこしも感じなかったのである。ただ相手と話し、相手と行を共にするだけで、充分よろこびだった。」³³と青年期については語っている。しかし行為については頑として否定している。さらにこの記事を執筆している時点における自己のセクシュアリティについては語っていない。

藤井晃だけが唯一、自らを同性愛者であると明確に語り、「……私はこれから、私のいままで体験し、かつ又体験しつつあるソドミア歴を記して、真実の同性愛がいかに神秘的であり、いかに献身的であるかを申しあげようと思います。」³⁴と自己の遍歴を赤裸々に語る。しかしそのような彼であったが、回答者という立場から相談者に説教する場面がある。妻帯してしまっているが、同性に魅力を感じてしまう投稿がなされた際には以下のよう、相談者に対して怒りをあらわにしている。

いわゆる結婚適齢期になる同性愛者は、かかる外見をつくろつてこのようなエゴイスティックな欺瞞的な結婚を断固としてしりぞけるか、或はどうしても結婚せねばな

らぬ場合は同性愛癖を矯正して後にすることこそ望ましいと思います。

あなた（T・H氏）の場合も、すでに結婚後長年月を経過しておりますが、同じことが云えると思います。多くを云いません。妻女の幸せをも考慮せられて、善処されることです。

度々云うように、私は、同性愛を正しいものと主張し、同性愛者のために努力することにおいては、人後におちないつもりです。だが、私は甘言巧言を弄しません。同性愛者を甘やかすことがあつづてはならないと心に掛けています。

小つぼけな「道徳」などということからではなく、大きく人間愛の上から批判して、よきをよしとし、悪きを悪しと云うことこそ、同性愛の真の幸福を招来するものだと考え、その上からものを云っているのだということを、心にとめてください³⁵。

藤井の意見が妥当かどうかは置いておいて、問題は彼が同性愛者を「甘やか」してはならない存在と規定している点である。同性愛者は自分の行いにはっきりと責任をもち、しっかりとした自己を確立しなければならないのであり、そのために藤井は苦言するのも厭わない。彼が一段高い位置から他の同性愛者を見ていたのではないことが読み取れる。「代弁者」や「指導者」としての色合いがこの時期の正当化言説に強いことは注目してよいだろう。次に具体的に「対抗」言説の中身の検討に入ることとする。

第2節 「解放」主義的言説の論理³⁶

第1項 「誰にでもある」同性愛

彼らはいかにして抑圧的な同性愛言説に「対抗」したのだろうか。まず「誰にでも」同性愛（同性性欲）はあり、決して同性愛は「異常」でも「変態」でもないとする言説がある。これは第1章で述べた同性愛は人間の性の発達の一過程とする「原因」論を逆手にとり、人間には本来、同性愛的なものが本来的に備わっていると主張する。

藤井晃は特に「誰にでもある」同性愛言説を意図的に使い、相談者が「私の異常性は困ったもので、精神的肉体的に同性無しでは一日としてすごされない位です。」³⁷と劣等感を抱いていると、「一般同性愛者の殆どすべてがそうであるように、あなたも、自分の同性愛傾向を、『異常性』とか『変態』とか云っているようですが、近代の医学では、同性愛は嘗て云われていたように、決して退化変質でもなければ、病気に属するものでもなく、い

わば『人類の常態変化』の一種にすぎないとされているのです。つまり万人に共通する性欲発達的一段階に固定しているにすぎないのです。」³⁸と万人には同性愛があるとして、それほど気にすることはないとしている。他にも「同性愛は万人に共通する性現象です。その傾向が人より多少強烈であつたとしても、なんでそのようにはずかしがることがあります。何も進んで自己の性癖を他人の前に発表することはありませんが、ヒタ隠しに隠すことなど更々ありません。」³⁹と同性愛者に向けて励ましの言葉を送っている。

かびやかずひこも同じように抑圧的な言説に対して対抗している。「そどみあの断層」(『風俗草紙』53年11月)で「男は異性に惹かれるとともに、また同性に惹かれる本能を何人ももっているものなのだ」⁴⁰と同性に惹かれる「本能」は誰もが持っていることを述べ、「友情」や幼少期は同性愛的な恋慕が強いことを示し、「男性と女性との恋愛が、自然で美しいものであるように、男性と男性との恋愛も、本質はそれに勝るとも劣らぬほど美しいものであり、自然なものであつて、決して異常でも変態でもなく、況してグロ視すべきものなどでは決してない」⁴¹と男女の恋愛を例にとり、男性同士の恋愛も同じく「美しいもの」であるから排撃すべきものでないとしている。

かびやは別のところでも「精神分析学者の言うごとく、人間はすべて生まれながらにして両性的、したがって両性愛的なのだから、このようなことは当然すぎるほど当然なのだ。誰も同性愛を指弾することなどできはしない。もし同性愛を指弾するとしたら、同じように異性愛も指弾されなければならないのである。」⁴²と人間は「両性愛」的であり、同性愛と異性愛を等価な性的な欲望であると、擁護を図る。そして「矯正」や「治療」は「とにかく、男色を治す治さぬは、ソドミア本人の意志に任せることである」⁴³として本人の「自主性」に委ねようとする。

さて、ここまで見るとこの言説が「後天的」な「原因論」にみえる。しかし同性愛は「後天的」であっても、「意思」によって「矯正」できないのであるとかびやは述べる。

それがいかに強固な意志であろうとも、同性愛という厳然たる性現象は、意思などというものでは、絶対に矯正できぬということを明白に物語っている⁴⁴。

個人の力ではどうしようもないので、「とするならば、同性愛を、そして同性愛者を、いかに処理し〔、〕いかに導くのが妥当であるか—医者でもない学者でもないわれわれとしては、そこにこそ主点をおいて、研究していかなければならぬと私は思うのである。」⁴⁵と

主張できるのである。「医者でも学者でもない」自分（かびや）は「治療方法」を見ること
ができないわけで、ならば同性愛者を「導く」のが仕事と論理を展開する。

第2項 「先天的」な同性愛

次に見るのは一見すると科学的・医学的な言説を使用しているが、当事者の「実感」を
根拠として同性愛を「先天的」なものとして正当化する言説がある⁴⁶。「先天的」な同性
愛言説は「第三の性」⁴⁷と呼ばれることもあり、「異常性欲」や「変態」というレッテル
を回避する論理を作り出した。

ここでは扇屋亞夫の言説を取り上げながら、その使われ方について見ていく。扇屋は「男
色者とその性的特質」（『風俗科学』、53年10月）において、柏倉幸蔵「男色は流行する—
その社会的考察」（『風俗科学』、53年8月）を批判しながら、自らの主張を展開している。

柏倉は「まことに社会が正常な状態にある時に於いては、男色者のすべは例外的な変質
者であろう。けれども、一旦その社会が不正常的な状態に追い込まれ、性道徳も特異な状態
を現出するとき、その間隙を縫って、こうした男色の排出するのは、現在のわが国が最も
好適なモデルである。……社会的基盤こそ問題があるのである。」⁴⁸と同性愛は社会が「不
正常な状態」な日本で流行しているのであって、ソ連を例に挙げ、「社会的基盤」が「正常」
であるならば、同性愛は起こらないとしている。これに対して扇屋は、同性愛の「社会的
基盤」という「原因」を否定し、個人の力ではどうしようもない、「先天的」なものとして
同性愛を捉える。

多くの男色家たちの中には、あたかも後天的に思えるものもいるようだが、深い観察
を行つたならば、恐らく常人でない閃きを発見出来ると思う。

同性へのみ限りない思慕と憧憬と願望する異常さが、素質的にどこかにかくされて
いるに違いない。受入態勢的の準備があり、能動的なものを待つているに違いないの
だ。もちろん、すべての人間がそうなのではなく、ある限られた人のみであることは
言うまでもない⁴⁹。

「先天的」な主張は「当事者」が「唯私の言えることはその大半は先天的な、若しくは
幼時からその傾向を持つていると考えられることで、全然その傾向のないものが成人して

から、何かのきっかけでそういう傾向になる等ということは私には殆ど信じられない。」⁵⁰と「実感」を語り、自分の力ではどうしようもない性向であるのだから、排撃や排除をなすことは理不尽であるとしている。

第3項 「解放」言説の陥穽——同性愛内部の差異化・差別化——

このように同性愛を卑下せず、自らのアイデンティティを擁護する「解放」言説がなされたために、「……貴誌『風俗草紙』の『ソドミア通信』を読み小生の考えが変つて来ました。いままで自分が抱いていた劣等感は雲散霧消し、そのかわりに勇気が出て来ました。この通信欄に投稿しているホモの人たちは、それぞれ楽しい（ホモとしての）生活をしていることを知り、自分もその人たちと同化しようと思うにいたりました。」⁵¹と劣等感から「解放」されたとする投稿者が現れた。

「解放」言説は一定の裾野を持ったものになり、先述のとおり、扇屋亞夫『白い血の狩人』、かびやかずひこ『夜の異端者』がそれぞれ出版されている。また太田典礼編著『第三の性』も刊行され、執筆陣に扇屋とかびやも加わっている⁵²。

しかし、「解放」言説は同性愛者自身の劣等感を払拭することには積極的であったが、異性愛の社会制度そのものへの疑義は見られず、「私共は異性愛をことさらに軽視するものではありません」⁵³と社会との「対決」はなされなかった⁵⁴。

そして「解放」言説が「誰」のために行っていたかといえ、ば、「真正」の同性愛である人へ向けた言説であった。相談欄でE・T生が「女の方には少し興味を感じますが、結婚すれば、そどもあは根を断つものでしょうか。」⁵⁵と質問しているのに対して、扇屋は「お手紙を見ますと、あなたのそどもあは、まだ極めて初期と思います。あまり熱烈にならないうちに、興味を女性の方にきりかえられて下さい。〔中略〕結局あなたは真正のそどもあではなかつたわけです。」⁵⁶と回答している。「真正のそどもあ」でなければ、「努力」して異性へ「切り替える」べきことが説かれているのがわかる⁵⁷。この例は戦前来の「真性」／「仮性」の言説である。そこでは「真性」の同性愛は「絶対に異性を愛せない」が、「仮性」であれば、「異性を愛する」ことができるという。「解放」言説は「誰にでもある同性愛」・「先天的な同性愛」という違いはあるものの、「真性」の同性愛を想定していたのである。学校や軍隊での「同性行為」は「代用」と考え、分けて考察した。さらに「真」とそうでないものを分ける言説は「異性を愛せる／愛せない」の区分だけでなく、性格や「倫

理」といった個人の「人格」にかかわるもので峻別する場合がある。

かびやかずひこは「……幼い同性を犯すものも、同性愛者あるいは同性愛傾向をもつものと思われる人もあるやも知れぬが、事実はそのような男はソドミアではないということだ。真のソドミアというものは、そのような幼いコドモになど爪のハシほどの同性愛的感情をもつものではない。しかもソドミアは総じて自己省察的の念が強く、デリケートな心性をもち、その行動は他に迷惑を及ぼすことを努めて避けている。以上のような背徳的行為など、かれらには到底でき得ようわけはないのである。」⁵⁸として、「幼児」に性的な興味をや抱くことや迷惑をかける「背徳的行為」を「真のソドミア」はしないことが述べられている。裏を返せば、他人に迷惑をかける「背徳的行為」などは「真のソドミア」でないわけだ⁵⁹。

また、それまで同性愛が「多情」が「本質」とされていたのが、否定的に扱われて「真」の同性愛ではないとする論理も登場する。「貴兄は又同じソドミヤの中にも相手をえらばず、交情を持つ人があることを指摘され、嫌悪されておりましたね。私も同感です。その様な、真の愛情を伴わない、漁色的なものは、それが唯単に同性間に行われるというだけで、真の同性愛とは凡そ縁遠いものと言わねばなりません。」⁶⁰と「真の同性愛者」は「愛情」を伴われなければならないとしている。これらの言説は「当事者」から積極的発信されており、「ぼくは、ソドミアを、精神から始まり、肉体に至るものだと解釈しています。だから、精神を伴わない、肉体と肉体の交渉は、それが男と男であつたとしても、ぼくはソドミイという名で呼びたくありません。」⁶¹と「精神愛」を強調し、「肉体のみの交渉」である人と自分とを差異化し、区別しようとする。この時期の異性愛の「性と愛の一致」とレトリックは同じであるが、同性愛が「多情」と認識されており、その認識枠組みから外れたい思いで、発言したことは注目してよいだろう。

さらに風俗科学研究会ではこのような愛情を伴わない行為については厳しく戒めるべきと発言している。西條が風俗科学研究会の案内で、「享楽に耽りたがる心に鞭打ちましょう。享楽の次に来るものは墮落です。〔中略〕愛情の当然の帰結ならともかく、享楽自体だけ追及することはやめましょう。これは極めて重大です。」⁶²と主張している。

享楽＝「墮落」の図式は扇屋も共有しており、読者投稿欄で信夫生と名乗る人物が自らの年少者たちとの性的遍歴をあけすけに語ったところ、扇屋は「末恐しいような気がします〔。〕肉体的なものから順次精神的に採用せられ、行為も調節なされるよう望みます」⁶³と自重を促している。

このように「真」の同性愛かどうかによって、「救済」の対象があらかじめ定められ、「真」とそうでないものを分け、時には「優劣」がなされた。さらに「代弁者」だけでなく、「当事者」である同性愛者自身が「真」の同性愛言説を内面化する場合がある。そこでは「当事者」が「真」とそうでないものを判定し、そうでないものを差別化した上で、自らの行為や精神を正当化する根拠をつくった。

第4項 女装との差異化言説⁶⁴

男娼と同性愛は前章で述べたとおり、近接した概念として社会に流布していた。「解放」言説は男娼＝同性愛の認識を打破すべく扇屋は「……女装の男娼のみを男色と思っている傾きさえある。真の男色者たちは、同性に対してのみ、真実の愛情を抱き、崇高にして、純粋な歓喜を感じ、生甲斐を感ずるものなのである。」⁶⁵であると述べ、「真の男色者」は男娼を求めたりせず、「異性を嫌悪している男色者たちが、何を好んで自ら女装したり、女装の男に魅力を感じたりするだろうか。女装の男を求めるのは、やはりどこかに女を求め^{ママ}いる証拠であり、一時的の間に合わせなのである。真の男色家は決してそのような代用品をよせつけない。」⁶⁶と異性を嫌悪しているがために、「男色家」になったのであって、女装の男に欲望を持たないとする。さらに「真の男色家は、男性そのものの姿、出来れば一糸をまとわぬ姿にこそ、限りないあこがれをもつものだと思う。」⁶⁷と述べている。

「女」をまとった「男性」を同性愛者が愛するわけがないとする言説は数多く存在し、同性愛者にとって、男娼は「代用」ではなく嫌悪すべきものと述べる「当事者」もいる。彼は男娼と一夜を過ごしたが、「……嫌悪を感じて帰つて来ました。女装した男はとてもグロテスクで、美というものは得られませんでした。」⁶⁸と語っている。

かびやかずひこは「女装がホモの正統派か邪道かの論は措いて、とにかくかれらの中には女装に対する願望を持つものは少ないらしい。」⁶⁹と女装と同性愛は近いものと認識している。しかし女装を「真の男子同性愛は、男性本来の姿を愛するものであるとするならば、同性愛の女装は異常心理と云つていいだろう。」⁷⁰と女装を同性愛の「異常心理」と定義している。そして「真の男色を求める人達は、寧ろ相手に女性の片鱗だに見ることを嫌うだろう。だから女装愛好者^{ママ}も対する恋愛は、同性愛というよりも擬似異性愛と見た方が穏健のようである。」⁷¹と同性愛と女装の性愛形態を差異あるものと捉えている。同性愛と女装の差異化によって、男性同性愛と女装は性的には交わらないものとして認識さ

れ始め、同性愛の一翼を担っていた「かげま」は以後解体していくことになる。そして「真」の同性愛とそうでないものが峻別され、結果として固定的なアイデンティティが形成されてくる。

第3節 異性愛への同調圧力

第1項 結婚に悩む投稿

「解放」言説は「誰が同性愛者たりうるか」（そして「救済」されるるか）という論点を孕んでいたが、社会の側からそういった問題が突き付けられる事もあった。それが「結婚問題」であった。しばしば読者投稿欄に以下のような投稿がなされる。

嫁取の話も出ていますが、軍隊で覚えた同性愛のためか、丸るきり女に興味がありません。実は従妹を貰えと云つて、親たちはじめ、親類からすすめられて弱つていきます。どうしたらいいでせうか。（土佐 山岡生）

★大問題ですね、深刻な人生問題でもあります。これは多くの方々の共通のなやみと存じますので、最近某大家にお願いして誌上に掲載しようと企画中です。ただここで一と言えることは、結婚はあくまでもお互いの愛情を基盤とすべきであると云うことです。従妹と愛情もないのに結婚することは同性愛問題以前です。愛情もないのに結婚して、不幸な二人を作るより、断つた方がいいと思います。そして出来得べくんばあなたも正常に立ちかえられて、正常な結婚をする方がいいに決まっていますが、この問題はなかなかむづかしい問題だと思いますので、前記のように大家の意見を伺うことにしませう。（西條 [道夫]）⁷²

結婚は同性愛者が一人では対処しようがないので、ここでは「大家の意見」を参考すべきことが記されている。それでは「大家の意見」はどのようなだろうか。

第2項 「大家」によるアドバイス

それでは「大家」の意見は具体的に見ていこう。扇屋亞夫は「そこで出来ることならば『生涯独身』を通される方がいいと思うがどんなものであろうか。私見であるが、世間体

や見得で、希望しない結婚をして、不幸な人間が二人出来るよりも、結婚しない方がいい。しかしこれをどのようにして、発表するか？少しの劣等感なしに大義名分的理由をいかにつけるか、これこそ重大な課題ではないか。[中略]こうした問題こそ本誌のような雑誌で、各方面の総智を絞るべく特別な機関の設置を念じてやまない。」⁷³と結婚については反対の立場をとっている。しかしのちには扇屋はこの立場を多少変え、「[結婚によって]『不幸な二人』が出来上るよりは、独身を通した方がいいと思うが、事情止むを得ずと云う立場の人も居られる。」⁷⁴と条件付で結婚もやむなしとする立場になった。

藤井晃は先ほど引用したが、「いわゆる結婚適齢期になる同性愛者は、かかる外見をつくらつてこのようなエゴイスティックな欺瞞的な結婚を断固としてしりぞけるか、或はどうしても結婚せねばならぬ場合は同性愛癖を矯正して後にすることこそ望ましいと思いません。」⁷⁵と結婚については断固反対の立場を明確にしている。藤井は「強い個人」の力によって結婚を打開すべきであり、妻である女性にも迷惑をかけるために必死で周囲の圧力に屈せぬようにすべきと論している⁷⁶。

西條道夫も同意見で、「ある人は、周囲と妥協して結婚せよ、そして一日も早く子供を生め、そしたら妻は子供にかまけて、あまりに自分にうるさくなくなるだろうと言います。しかし、そのためには一個の女性という人格を一生犠牲にしなければなりません」⁷⁷と女性を「犠牲」にしての結婚には拒否すべきとしている。さらに「不幸な結婚をして、一人の女性を犠牲にすると同時に、自分もまた気に染まぬ重荷を一生背負うよりも、たとえどんな重圧があるにせよ、結婚しないに越したことはありません。それよりも自分の好きな同性と、偕老同穴の契りを結んで、終生を楽しく暮らした方が、どれだけ有意義かわかりません。周囲に対する気兼ねは一時的でありますがそのために結婚すると、そこから生ずる気兼ねは一生を通じて続きます。家の幸福のために自分があるのではありません。いさぎよく周囲と戦つて、結婚を拒否しなければならないのではないのでしょうか。」⁷⁸と「周囲」を説得して好きな同性と暮らすべきと主張する。

かびやかずひこも結婚しないほうがよいとする立場である。結婚したが、結局離婚してしまったことをつづった手紙を例に挙げ「嘗ては、正常になろうとして、努力し苦しんだこともありますが、今では、私は、自然のままに生きてゆくことが、一番いいと思っております。」⁷⁹とかびやは引用し、「しかし、このような彼も、ウソの生活の堆積にたえられず、ついに、『自然のままに生きてゆくことが一番いい』ということを経験したわけだ。」⁸⁰と「自然」のままに結婚を拒否し、同性愛として生きていくことを勧めている。

このように同性愛者は個人の力ではどうにも変えることができない性向であるから、断固結婚を拒否すべきか、留保をつけながら妥協して結婚するかが同性愛者に突きつけられた。結局、「結婚問題」は「個人」の「自己責任」に帰せられる問題に矮小化されてしまっている。これは「結婚問題」が語られる場所が「個人的」な悩みを表明するところであったため、社会制度やシステムの問題として語られることはなかった。

次に見るのは、「結婚」という選択肢を選んだとしても、結婚生活と同性との性愛を「両立」できるとする言説が展開していく。

第3項 「友愛」言説

それでは結婚生活と同性との性愛をどのように「両立」すべきなのだろうか。『風俗科学』で評判になった東榮一「友愛讃歌」を手がかりに検討する。「友愛讃歌」は東が20年来交際しているAとの交友譚である。東とAは共に結婚生活を営んでいるが、それを両立した上で東とAはお互いを愛していた。東は文章の最後に以下のような文を掲げ、結婚生活の両立を若い同性愛者に訴えている。

又夫婦生活との両立を、懸念する青年の苦悩もよく聞くが、私はこの問題は「特別な人」でない限り、結婚を恐れることはない信じ、寧ろ両立させる性生活を持ち得ることが我々の特権とすら思っている。Aと私の場合にしても、今では双方の妻の立場は、妻として深い愛情を感じ、切り離して考えられない繋りを持ち、又かつて妻に不満を与えた記憶もない。恐らく他の人の体験も殆ど同じケースに属することと信じている⁸¹。

反響はかなり好意的で「東氏の言われる通り、社会人として生きる以上、夫婦生活を両立させてこそ私共同志の真の生きる意味があると、私は確信して居ります。」⁸²と述べている。

結婚で悩む「埼玉・生」は「私は一ソドミアですが、近く結婚しなければならない破目に陥り、今から毎日ユウウツな日を送っています。こういうような場合、先輩諸氏はどう解決されているのでしょうか。」⁸³という切実な問いに対して、扇屋亞夫は「御尤もな意見です。実は先日のFKK大会でもこのことが大きな問題となつて、長時間に渡つて論じ

られましたが、なかなかいい結論が出なかつたようです。〔中略〕東栄一さんあたりは『友愛讃歌』などの小説を発表されて、結婚しても幸福になり得る可能性を暗示されているようです。⁸⁴と扇屋も東に賛意を示している。

やむを得ない結婚という言説に対して、むしろ結婚と同性との両立ができないことに腹を立てた投稿もあり、妻帯しても何の問題もないとする論者もいた。

私は四十七歳になつて、妻との間に二人の子供がありますが、同性の愛人を持つて居ります。妻も別に怪しんで居りません。〔中略〕妻との夫婦生活も、別段ひとと変つたこともありません。一ヶ月に一度位の程度ですが、私の年頃になれば、それが普通らしいのです。それであるから、別段妻を悲しませるようなこともありません。

同性愛は家庭を不幸にするという抗議をよく聞きますので、一言申し上げておきます⁸⁵。

「夫」としての「義務」を果たしているわけで、「愛人」がいるからといって何らの非難される筋合いではないと述べている。「妻」を悲しませていないのだから、問題はないとされており、「男性」としての「役割」を果たしさえすれば、「両立」できるとしている。このように、同性愛ということで劣位に置かれていても、「外」で性愛を楽しむことが可能なのは、男性という社会的属性がなせる技であった。現在から見れば、このような態度そのものは男性性の「特権性」であると厳しい批判があろう。ただ、周囲の結婚圧力から抗し、「自立」した道を歩むにはあまりにも社会的条件が整っていなかったのである。このような隘路は現在においても継続しており、「結婚した同性愛者」を単に批判すれば良いわけではないだろう。

おわりに

本章では同性愛の正当化を図るための「解放」言説を見てきた。このような同性愛を正当化した点では50年代において一つの極となった。しかし、「真」の同性愛とそうでないものを差異化し、分離化することによって、「対抗」言説が形作られた。さらに「社会」との「妥協」を図ることによって、結局は「結婚」問題は棚上げされ、「友愛」の名の下に、結婚と同性との性愛が「両立」したのである。これは男性性の「特権」がつくり出した「友

愛」でしかないかもしれないが、そう生きざるを得なかった状況があったこともある程度は推測される。この時代にはまだ同性愛者自身が本来の意味で社会に対して「対抗」することは困難であった。

¹古川誠『解説』一第1・2巻及び第3巻『鶏姦罪時代の関連新聞記事』（『編集復刻版 戦前期 同性愛関連文献集成』3巻、不二出版、2006年）8頁。

²同じ内容で1958年に『そどみあ挽歌』が新鋭社から出版されている。

³太田典礼編著『第三の性』（妙義出版、1957年）428頁。

⁴鹿火屋一彦「そどみあ断層」（『風俗草紙』1巻8号、1953年11月）145頁。

⁵「龍陽クラブ御案内」（『風俗科学』2巻8号、1954年8月）148頁。

⁶この点については、伏見憲明『ゲイと経験 [増補版]』（ポット出版、2004年）353～355頁。

⁷同性愛関連では一般流通ではなく、通信販売された『ホモセクシュアリテ・テクニック』（1953年?）がある。

⁸編集部「お知らせ」（『風俗科学』1巻1号、1953年8月）180頁。

⁹扇屋は風俗科学研究会に対して無報酬で働いているという（「FKKに感謝」（『風俗科学』2巻12号、1954年12月、53頁）。

¹⁰無署名タイトル無し（『風俗科学』1巻3号、1953年11月）170頁。

¹¹無署名「特異風俗研究会のお知らせ」（『風俗科学』1巻4号、1953年12月）48頁。

¹²同前、48頁。

¹³無署名「そどみあ集い『風俗科学研究会』会員募集」（『風俗科学』2巻2号、1954年2月）73頁。

¹⁴編集長西條道夫が「男色に関する十二章」（『風俗科学』1954年10月）を発表しており、この時期では最大の正当化言説といえよう。

¹⁵54年10月の広告では送料8円を4ヶ月分前納するように記されている。

¹⁶西條生「F・K・Kへの御招待」（『風俗科学』2巻10号、1954年10月）165頁。ちなみに『羅信』で掲載されたのは現在わかっている範囲で、難波四郎「そどみあとその結婚問題」（月報8号）、難波四郎「多情の倫理」（月報12号）がある。

¹⁷西条〔道夫〕生「そどみあ花園」（『風俗科学』2巻7号、1954年7月）118～119頁。

¹⁸「ホモの頁」（『風俗科学』3巻2号、1955年2月）165頁。

¹⁹ON生「そどみあ花園」（『風俗科学』2巻6号、1954年6月）133頁。

²⁰西条〔道夫〕生「そどみあ花園」（『風俗科学』2巻6号、1954年6月）133頁。

²¹西〔條道夫〕生「ホモの頁」（『風俗科学』3巻2号、1955年2月）165頁。

²²（編集部）「編集後記」（『風俗科学』2巻6号、1954年6月）180頁。

²³同前、180頁。

²⁴西條〔道夫〕生「F・K・Kへの御招待」（『風俗科学』2巻10号、1954年10月）165頁。

²⁵西條〔道夫〕生「F・K・K秋季大会記 ホモの会の記録」（『風俗科学』2巻12号、1954年12月）177頁。

²⁶無署名「特別人事相談開始のおしらせ!」（『風俗科学』3巻1号、1955年1月、167頁）。

²⁷無署名「扇屋亞夫の特別相談所」（『風俗科学』3巻3号、1955年3月）178頁。

²⁸無署名「FKK会員のお知らせ」（『風俗科学』3巻1号、1955年1月）165頁。ちなみに扇屋はバアに対してはやや批判的であった。『風俗科学』（2巻7号、1954年7月、121

頁)の「そどみあの花園」では「会でそういうところ〔バー〕の提灯持ちをするということは、会のたて前から申しましてあまり感心したことではありません。会はあくまでも健康に、明朗に、お互いに激励し合うものにしたいいものです。」とある。しかし『風俗科学』(3巻2号、1955年2月、164頁)では扇屋がバアの主人と懇意であることが書かれている。

²⁹アドニス会については「特集 アドニスの杯」『彷彿月刊』(245号、2006年3月)に詳しい。

³⁰扇屋亞夫「私のページ」(『風俗科学』3巻2号、1955年2月)79頁。

³¹一ソドミイ生「ソドミア通信」(『風俗科学』第1巻第3号、1953年11月)168頁。

³²R・T生「そどみあの花園」(『風俗科学』2巻10号、1954年10月)50頁。

³³かびやかずひこ「少年同性愛」(『風俗科学』2巻4号、1954年4月、39頁)

³⁴藤井晃「そどみあ通信」(『風俗草紙』1巻1号、1953年7月)130頁。

³⁵藤井晃「そどみあ通信」(『風俗草紙』2巻1号、1954年1月)196～197頁。

³⁶「誰にでもある」同性愛言説と「先天的」な同性愛言説のほか重要な正当化言説がある。それは「文化」を根拠とした正当化言説である。これは上記とはいささか異なった切り口から同性愛を正当化する。それは「文化」によって同性愛は「発生」するのであり、「文化的」に「高い」ものであるとする。これは同性愛の担い手たる人々も「インテリ層」が多いことを述べ、同性愛者＝インテリ／「高級」であり異性愛は「低級」／「非文化」としている。さらに文学によって同性愛は一つのテーマであり、「異常」や「変態」ではなく、「美」として捉えることを主張している。これらの言説はさまざまな論者によってなされ、岩倉具栄「オスカア・ワイルドの情熱」(『人間探求』1951年4月)、岩倉具栄「天才と同性愛」(『人間探求』1951年10月)、田中純夫「現代文学のテーマとしての同性愛」(『人間探求』1953年8月)中野正直「同性愛者としてのアンドレ・ジイド」(『人間探求』1953年8月)などである。部分的には扇屋亞夫「男色者とその性的特質」(『風俗科学』1953年10月)、西條道夫「男色に関する十二章」(『風俗科学』1954年10月)やかびやかずひこが言及している。

³⁷村田生「そどみあ通信」(『風俗草紙』1巻5号、1953年8月)160頁。

³⁸藤井晃「そどみあ通信」(『風俗草紙』1巻5号、1953年8月)162頁

³⁹藤井晃「そどみあ通信」(『風俗草紙』2巻9号、1954年9月)175頁。

⁴⁰鹿火屋一彦「そどみあ断層」(『風俗草紙』1巻8号、1953年12月)140頁。

⁴¹同前、142頁。

⁴²かびや・かずひこ「同性愛における精神派と肉体派」(『あまとりあ』4巻8号、1954年8月)157頁。

4³ 鹿火屋一彦「男色は治癒できるか」(『風俗草紙』1巻9号、1953年12月)141頁。

4⁴ かびや・かずひこ「同性愛のユートピア」(『あまとりあ』4巻11号、1954年11月)114頁。

4⁵ 同前、114～115頁。

4⁶ 同性愛ではないが、「変態」を讚美する言説の一部とも通底している。林弓志雄「自らの問題として—倒錯研究の新展開を読んで—」(『奇譚クラブ』55年5月)で、「正常とは、倒錯せずにおれる者のことであり、異常とは、倒錯せずにはおれない者のことである。」(39頁)と境界を強化しようとする。さらに「当事者」にとっては、「倒錯」が人間にある普遍的なものとする論は受け入れがたく、「問題は、倒錯せずにはおれない者の側にあるので、倒錯的情绪が、成瀬氏の云われるように『人間には誰だって多少の倒錯傾向がある』という普遍性も、倒錯せずにおれる者にとっては、むしろ問題外である。」(39頁)と述べる。さらに「倒錯せずにはおれない者」は「この先天的な気質なるが故に、それを内因的な^{カルマ}業」であり、「私達の倒錯の気質は、いかなる権威を以てしても、剥奪したり、変更させたりすることは不可能なことである。」(40頁)と本質主義的な論に依拠しながら、自らのセクシュアリティを正当化する。

4⁷ 初出はおそらく「そどみあは何も『変質者』とも『異常性慾者』とも考える必要はなく、全然別個な『第三の性』の所有者だと思えばいゝわけです」(西條道夫「男色に関する十二章」(『風俗科学』2巻10号、1954年10月)30頁)だろう。ちなみに「第三の性」は20世紀初頭に活躍したドイツの性科学者マグヌス・ヒルシュフェルトが主張したことはよく知られている。ヒルシュフェルトは生物学的・医学的な立場にたち、同性愛者は「背徳」でもなく、「病理」でもないことを証明した。しかし日本において展開された「第三の性」はヒルシュフェルトに依拠するのではなく、「当事者」の「実感」に頼ることによって正当化を図ったのが特徴である。もちろんヒルシュフェルトの理論は日本に移入されており、性科学的な立場で発言する間ではしばしば引用されている。今後、ヒルシュフェルトの理論がどのように受容されたかは今後の課題であろう。

4⁸ 柏倉幸蔵「男色は流行する—その社会的考察」(『風俗科学』1巻1号、1953年8月)45頁。

4⁹ 扇屋亞夫「男色者とその性的特質」(『風俗科学』1巻2号、1953年10月)、157頁。

5⁰ 坂田春人「ソドミア随想」(『風俗科学』1巻3号、1953年11月)170頁。

5¹ A・L生「そどみあ通信」(『風俗草紙』2巻4号、1954年4月)245頁。

5² ちなみに執筆者は太田典礼(医学者)、扇屋亞夫(作家)、かびやかずひこ(作家)、原比露志(美術史家)、滋賀雄二(演劇研究会主宰)、比企雄三(医学者)となっており、執筆担当は以下の通り。

はしがき…太田(13～14頁)

同性愛とは…太田(25～32頁)

百人の調査…太田(33～95頁)

同性愛の悩み…太田 (96～131 頁)

実態調査のレポート…かびや (132～160 頁)

事例のいろいろ…かびや (161～227 頁)

同性愛者と文学 I …原 (228～260 頁)

同性愛者と文学 II …かびや (261～275 頁)

男色者の分布と地理的分類…滋賀 (276～287 頁)

男娼の今昔…扇屋 (288～305 頁)

ゲイ・バアの生態…かびや (306～311 頁)

同性愛者の身体的特徴…比企 (312～319 頁)

同性愛の秘技を探る〔対談〕…語る人…伊藤晴雨／聞く人…比企雄二(320～338 頁)

女装愛好者…滋賀 (343～397 頁)

レスボスの一断面…かびや (398～410 頁)

同性愛者の将来…太田／鹿火屋／扇屋／原／青山／滋賀／A 氏 (411～423 頁)

ちなみに太田典礼は第 1 章では「異常性慾」と同性愛を規定したが、なぜ扇屋とかびやと共にこのような本を出したのだろうか。その動機を「私は何も同性愛をたたえようというのではない。セワードのいうように『同性愛が消えてなくなるところまで社会を進歩させねばならない』と考えているのであるが、現在のように矛盾の多い時代で同性愛を白眼視することはできない。治療も今のところ困難だし、各人の性向を自由に生かして社会に役立たせた方がいい。」(太田典礼編著『第三の性』(妙義出版、1957 年) 95 頁。)と現在という時代は荒廃しており、「治療」が困難で、同性愛には「天才」的な才能も持ったもの

がいるので、やむを得ず存在は認める立場になっている。

⁵³ 扇屋亞夫「同性愛親睦クラブへ御案内」(『風俗科学』3 卷 1 号、1955 年 1 月) 166 頁。

⁵⁴ 扇屋亞夫が一般向けに執筆した『白い血の狩人』の「あとがき」で「世の劣等視の中にもどこか間違いがあるような気がしてならない。私は何もここで、『第三の性』を正当化しようというのではないが、そのような人々へ限りない愛情と、理解を以ていくつかの物語を書いた」(扇屋亞夫『白い血の狩人』(妙義出版、1957 年、316)、『風俗科学』の執筆と違い、大きくトーンダウンしている。かびやかずひこの著書『夜の異端者』で「異性サマサマの正常人にたいして反旗をひるがえす異端の徒ともいおうか。ただ一言ことわっておきたいのは、この一群のものは、単にSEXの異端であって、全人格的にはノルマルそのものであるということだよ。」(かびやかずひこ『夜の異端者』(南旺社、1958 年、243～244 頁)と社会へ「反旗」を翻す存在としではないとしている。

⁵⁵ E・T 生「そどみいの花々」(『風俗科学』2 卷 4 号、1954 年 4 月) 133 頁。

⁵⁶ 扇屋〔亞夫〕「そどみいの花々」(『風俗科学』2 卷 4 号、1954 年 4 月) 133 頁。

⁵⁷ 藤井晃は「両性愛的」であっても、否定することなく「あなたの同性恋慕は激しいと云われておりますが、根本的には、あなたの同性愛は軽度のもののように思われます。若しあなた自身治そうという意味さえあれば、わりあい早期に治癒しすなはち異性愛^{ママ}え轉換できるのではないのでしょうか。しかし、おそらく、現在のあなたは、治そうという考えはお

もちになつていないでしょう。左様。治そうなどという努力はなさらずに、自然の成行に任せることが、一番いいと私は思います。」(藤井晃「そどみあ通信」(『風俗草紙』1巻3号、1953年9月)163～164頁。)と相談者の意思を尊重する発言を行っている。この時期の言説としては稀有であった。

⁵⁸かびや・かずひこ「同性愛最初の契機」(『あまとりあ』4巻9号、1954年9月)24頁。

⁵⁹「変態」を讃美する言説に犯罪視を避けようとするものがある。鬼山絢策「変態讃美論」(『奇譚クラブ』8巻3号1954年3月)では、犯罪を連想して危険視する人々に対して「世の中には通常の性慾が昂進して、強姦し、殺傷し、盗むものは数限りなくある。これ等の犯罪者は変態性慾者と通常性慾者とを問わず、いずれも理性を失つた人々の行為である」(101頁)と述べ、犯罪がどのような性欲を持とうとも許されるべきことでないとしている。しかし犯罪を犯す「変態性慾者」もあり、それらに対しては、「邪悪なる変態性慾者」と呼び、「通常」の「変態性慾者」とは峻別すべきであるとしており、「いかに変態性欲を賛美する筆者と雖も『邪悪なる変態性慾者』の味方までは出来ない。否味方どころか峻厳にこれを拒否する。『邪悪なる変態性慾者』があるために『正しい変態性慾者』迄同類と見なされて大きな迷惑を蒙つて居るからである。」(101頁)と主張する。「正常な社会」の「理解」を得るための言ではあるが、「邪悪なる変態性慾者」／「正しい変態性慾者」という二元論は容易にある区別を生んでしまう。つまり「邪悪なる変態性慾者」は「正しい変態性慾者」にとって「足枷」であり、「正しい変態性慾者」にとって迷惑な存在であり、排除すべきものとして認識される。

⁶⁰坂田春人「同性愛に悩む友へ」(『風俗科学』2巻1号、1954年1月)149頁。

⁶¹宮島みつぐ「そどみあの世界から肉体へ」(「そどみあの世界」『風俗科学』2巻4号、1954年4月)141頁。

⁶²西條道夫「風俗科学研究会に就いて」(『風俗科学』2巻8号、1954年8月)181頁。

⁶³扇屋〔亞夫〕「そどみあの花園」(『風俗科学』2巻6号、1954年6月)133頁。

⁶⁴村上隆則・石田仁の議論を参照すれば、「男を愛する男」と「女性化した男」は離れがたいものとして捉えられている。しかし50年代後半からシスターボーイブームと個別の愛好者に分節化することによって「変態」言説が瓦解していくこととなる。その後、「男を愛する男」と「女性化した男」は性的には交わることがない「他者」として認識されることとなる。

「変態」の二元論的が瓦解する契機となった、内在的な動機(個別の愛好者のみを対象とするコーナーに細分化)(村上隆則・石田仁「戦後日本の雑誌メディアにおける『男を愛する男』と『女性化した男』の表象史」矢島正見編著『戦後日本女装・同性愛研究』(中央大

学出版部、2006年)、530頁)したものと、1958年『奇譚クラブ』誌上で起こった「マゾヒズムとは何か？」という論争を理由として挙げている。

65前掲、扇屋亞夫「男色者とその性的特質」156頁。

66同前、156頁。

67同前、156頁。

68かびや・かずひこ「同性愛における精神派と肉体派」(『あまとりあ』4巻8号、1954年8月)155頁。

69かびや・かずひこ「セミプロ・ソドミアの生活と意見」(『あまとりあ』4巻10号、1954年10月)48頁。

70かびや・かずひこ「ソドマイ五つの変型」(『風俗科学』2巻1号、1954年1月)43頁。

71同前、43頁。

72「そどみあ通信」(『風俗科学』2巻2号、1954年2月)167頁。

73前掲、扇屋亞夫「男色者とその性的特質」160頁。

74扇屋亞夫「F・K・Kだより 風俗科学研究会のことども」(『風俗科学』2巻9号、1954年9月)85頁。

75藤井晃「そどみあ通信」(『風俗草紙』2巻1号、1954年1月)196

76別のところで藤井は男性同士で同棲しているカップルを例に出し、結婚を拒否するように勧めている。「ほんとうは、あなたのような人は、自分の好みのタイプの同性と二人で家庭をもち、協力的に生活をされるのが、最も理想だと思います。私の知ついているソドミアも、結婚せずに、意気投合した一人の同性と家庭をもち相当の事業を営んで成功しているものがあります。」(藤井晃「そどみあ通信」(『風俗草紙』2巻8号、1954年8月)70頁。)

77西條道夫「男色に関する十二章」(『風俗科学』2巻10号、1954年10月)32頁。

78同前、32～33頁。

79前掲、かびや・かずひこ「同性愛における精神派と肉体派」152～153頁。

80同前、153～154頁。

81東榮一「友愛讃歌」(『風俗科学』2巻7号、1954年7月)191頁。

82IN生「FKKのお便り」(『風俗科学』2巻12号、1954年12月)166頁。

83埼玉・生「ホモの頁」(『風俗科学』3巻2号、1955年2月)165頁。

84扇屋〔亞夫〕「ホモの頁」(『風俗科学』3巻2号、1955年2月)165頁。

85NG生「そどみあの花園」(『風俗科学』2巻7号、1954年7月)120頁。また結婚をすることが「男らしさ」と関連付けられて語られることがある。「……然し君がこの愛情の為に結婚を否定する事は間違っている。男性が男性に対して愛情をかけたい上、女性との結婚はいやなものに違いない。だがその為に結婚を否定出来る程の世の中にはなつて居ない。結婚して社会の一員として表面は大手をふつて歩くける人間にならなければならない。世の中つて苦しいものなのだ。その苦しみに耐えて行くのが男性なのだ。その男性であつ

てこそ、より以上に美しい愛情が生まれてくるのだ。僕の云う事をわかってくれるね。」(意布栗夫「巷に雨の降る如く」(『ADONIS』、23号) 38頁)。他にも「レスボス」との「結婚」をすることで「解決」をはかる言説がある。「つまり本誌上にでも広告して適当な相手を探し表面上 二組の平凡な協議結婚を行い、実際生活は昼と夜、即ち雨戸の開閉と共にその配偶者を変えるのである。昼夜と云つても第三者が居ては駄目です。〔中略〕そして隣近所の社会的には勿論兄弟友人全てにノルマルな夫婦の同居の様に見せ掛けねばなりません。」(羽村京助「レスボスとソドミアへの福音」(『奇譚クラブ』9巻2号、1955年2月) 238頁。)

第4章 富士高校放火事件が語りかけるもの——同性愛冤罪事件を中心に——

はじめに

本章は1973年11月に起こった富士高校放火事件を取り上げ、この時代の日本社会の同性愛嫌悪と「寛容」についての一側面を明らかにするものである。富士高校放火事件とは、都立富士高校で発生した連続放火事件の犯人として、当時定時制高校生だったAが警察により不当に逮捕・拘禁された事件である。警察の執拗な取り調べにより「自白」が強要されたものの、Aは公判で無罪を主張、東京地方裁判所、高等裁判所でいずれも無罪判決が下り、のち国家賠償請求をおこない、勝訴判決を受けている。裁判闘争の過程で多くの支援者やルポライターらが裁判の不当性を訴え、Aの社会的な地位やある男性との性関係を暴露されることを恐れ、「自白」を強要されたことを明らかにしている。

事件については日本弁護士連合会人権擁護委員会がまとめた『誤判原因の実証的研究』¹やゲイのハンドブックとして編集された『オトコノコのためのボーイフレンド』²で言及はされている。前者は、法学的な観点から事件の概要と論点、判決の妥当性等が論じられている。後者はゲイのライフスタイルや歴史とともに、富士高校放火事件を「ゲイに対する偏見と最も密接につながっている例」³と述べている。また富士高校放火事件の弁護士であった百瀬和男が『弁護と随想録—折々の記』を記している⁴。他にも言及している著作⁵はあるものの2015年までレズビアン／ゲイ・スタディーズ、クィア・スタディーズにおいて、同性愛への差別として論じられたことはなかった⁶。

しかし富士高校放火事件は被差別部落出身で定時制高校に通う同性愛者であるAが、その三つの社会的位置によって不当な扱いを受け、それに対する支援運動を奏功し、無罪判決を勝ち取った画期的な事件である。その事件において同性愛の問題がいかに関与され、どのような社会的要請によって「差別」問題へと「格上げ」されたのか。この事件の背後にはAの同性愛関係がスキャンダルなものとみなされ、社会的な信用の失墜につながるという時代であり、単なる警察の偏見ということだけでなく、社会に広く蔓延していたホモフォビアをその原因と見るべきだろう。また支援者やその周辺にいたルポライターらが同性愛をどのように見ていたのか、なぜ彼ら／彼女らが支援に加わったのか、裁判闘争の広がりやAと支援者との差異、さらに同性愛者自身はこの事件をどのように感じていたのかな

どの諸点を見ることで、70年代の同性愛嫌悪と「寛容」の様相を明らかにする。

なお、残念ながら冤罪を受けた者の消息は不明であるが、2015年現在も存命している可能性があるため、プライバシー保護のためAと呼ぶ⁷。支援団体の「守る会」も苗字が記されているため、「A君を守る会」と記す。他にAの放火容疑を証言した定時制生徒についてはB、C、E、Fとし、Aと同性愛関係にあった者はDとする【表1】。

【表1】人物のプロフィール

人物	プロフィール
A	富士高校放火事件被疑者
B	富士高校（定時制）生
C	富士高校（定時制）生
D	Aと同性愛関係、芸能関係の仕事に従事
E	富士高校（定時制）生
F	富士高校生、「真犯人」と目された

第1節 富士高校放火事件の概要

第1項 Aの逮捕

富士高校放火事件とはどのような経過をたどったのだろうか。順を追って見ていくことから始めたい⁸。富士高校放火事件は【表2】のような経過をたどり、事件発生からすべての裁判が終結するまで15年かかっている。

1973年9月23日正午ごろ東京都立富士高校（中野区）で1回目の火災が発生した。1年A組の教室から出火し、すぐに消し止められた。しかし同日夕方ごろ2回目の火災が発生し、同教室から再び出火した。その後10月26日午前2時ごろに3回目の出火が新館（北館）の2階化学準備室前の廊下、1階1年A組教室前廊下、1階1年B組教室内で火災が発生した。3回目の出火はマスコミも写真入りで報道している⁹。ちなみにAの別件逮捕は11月12日だが、その後4回目（74年9月18日）、5回目（75年4月17日）の火災が発生している。

【表 2】 富士高校放火事件年表

年	月日	出来事
1973	9/23	富士高校校舎で火災発生（正午と夕方）
	10/26	午前 2 時ごろ、富士高校校舎で火災発生（富士高校放火事件として捜査）、その後 74 年 9 月 18 日、75 年 4 月 17 日にも火災発生
	11/12	A 逮捕（窃盗容疑）
	11/24	A、富士高校放火事件での「犯行」認める
1974	1/17	検察、懲役 8 年を求刑
	4/	A 君を守る会結成
	7/4	A、保釈される
1975	3/7	東京地裁、放火事件を無罪（窃盗は懲役 1 年 6 ヶ月執行猶予 2 年）、別件逮捕を違法とした
	3/20	検察、東京高等裁判所に控訴
1978	3/29	東京高裁、控訴棄却判決、別件逮捕は適法とした
	4/12	検察、上告せず。判決確定
	8/2	A、警察を特別公務員暴行陵虐罪で告訴
	10/28	警察の特別公務員暴行陵虐罪、不起訴処分
1984	6/29	東京地裁で国家賠償訴訟判決、240 万円の支払いを国と都に命じる。控訴した検察を違法と認定
1987	12/24	東京高裁で国家賠償訴訟判決、360 万円の支払いを都に命じる。検察は適法とした（国の賠償は取り消し）
1988	1/8	A と都、上告せず。富士高校放火事件の裁判、すべて終結

【出典】『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『判例時報』の各種資料。

3 回目の放火事件を重くみた警察は、警視庁捜査一課と中野署が合同で捜査本部を設けた。高校が事件発生現場であったことから、全日制・定時制高校生の犯行が疑われ、警察が学内の印刷室に捜査本部を設置するという、かなり異様な捜査手法がとられた。「A 君を守る会」で主導的な立場にたっていた全日制の生徒である石井彰は、教師から警察側が取った措置について以下のように記している。

十月二十九日朝、「事件の捜査本部を学内に設置し、警察が常駐する。教師が必ず同席するが生徒から事情を聞くこともある」という伝達が、担任を通じて全生徒につたえられた¹⁰。

その後、警察は全日制の生徒を捜査の対象から外し、定時制の生徒を疑い始める。なぜ警察が定時制の生徒にそのような疑いの目を向けたのか。その理由として「後日法廷で全日制の捜査について質問をされた警察官は、『全日制の生徒さんについては、身上書等を調査した結果、家庭内に問題のない良家のおぼっちゃん、おじょうちゃんばかりですからそれ以上捜査の必要はないと判断しました』という意味の答えをした」¹¹と裁判の過程で陳述している。A を取り調べた際にも『定時制の生徒を調査してみたがロクな奴はいない』『全日制の生徒の家庭の良さ、進学率の高さから考えても放火をする様な人間がいるとは思えない。それに比べて定時制はどうだ。まるで人間のはきだめ、悪の温床としか言いようが無い』『常識的に考えても定時制の中に犯人がいるというのが妥当な線だ』¹²ということを繰り返していた。

都立富士高校は戦前の東京府立第五高等女学校の系譜を引いており、現在でも難関国公立大学や有名私立大学への進学実績を誇っている「進学校」である。一方で、定時制には何らかの事情で高校へ行けなかった者や貧困を抱えた生徒が数多く在籍しており、石井の言葉を借りれば「自分の学校から犯人が出たことのショックと、それが定時制という他の学校からだったことで、ホッと一息つけたと感じた人が多かったのではないだろうか」¹³と全日制の生徒が定時制の生徒を「別の学校」の生徒とみなされていたことが伺える。

警察は全日制＝善良な市民／定時制＝犯罪予備群という図式のもとに容疑者を割り出そうとする。そして警察の取り調べ時は教師が「立ち会う」とした「取り決め」も定時制の生徒には適用されず、「かたっぱしから家庭訪問、署への呼び出しを、教師の同席なしにやられる」¹⁴こととなる。「問題児」を放火容疑で「調査」するやり方は強引になされ、定時制生徒のおかれている社会的な環境や出自を理由に警察は次々と聴取をおこなった¹⁵。このような手法で進められた強引な捜査で浮上したのが、定時制生徒の B である。B は事件当日の午前 1 時ごろマラソンをして学校付近を通りかかった時、A を目撃したと警察の取り調べで「証言」している。もっとも、ルポライターの高橋一穂によれば、B は最初の取り調べ中「A を事件現場で見たとは一言もいっていない」¹⁶と記している。しかし B は新

聞で報道された犯人らしき人物像の「二十歳くらい、白っぽい服」に該当しており、容疑者にされるのではないかと恐れた。さらにBの友人CはAとBを放火犯として疑っており、事情聴取でそれを語っている。BはそのようななかでAを「犯人」として挙げざるを得なかったのである。警察は11月12日にAに任意出頭を求めた。逮捕容疑は警察官や消防署員などの制服の窃盗であった。逮捕時の『読売新聞』は「Aは日ごろから警察官、消防署員などにあこがれており、今回逮捕された容疑も、さる〔昭和〕四十五年五月、警察官や消防署員の制服を盗んだため。同課では、消防署員などに対するAの異常な関心が屈折して放火の動機になったのではないかとみている。」¹⁷と、おそらく警察の情報（「Aの異常な関心が屈折して放火の動機」）をそのまま報じている。

逮捕されたAは窃盗については容疑を認めたが、放火については認めなかった。これに対して警察は執拗な取り調べをおこなう。Aは犯行時には自宅で酒を飲んでおり、そのまま寝ていたと主張するが、警察はそのことについては無視し、「自白」を促すためAに対して「脅し」をかけるのである。それがD（男性）との性愛関係である。Dは既婚者で芸能関係の仕事に就いていた著名な人物であり、Aへ生活費や学費を援助していた。警察はDとの性愛関係を暴露されたくなければ放火を「自供」せよと迫る。そのときの様子をAは手記で以下のように記している。

M〔刑事〕 Dのじいさんと呼んで、お前がDから金を「たかる」ためにつき合っていたとはっきり言っといてやろうか。エエ?! これは脅しじゃない、本当にDをよび出してあるんだ、いずれDの家族も、ここへしょっぴいてきて取調べをするんだ!! わかったか!!

私はびっくりした。Dさんを妻子共々、警察に呼び出して調べるという。私とD氏との間柄は、他人はもちろん、とりわけ家庭には、絶対に知られてはならない関係である。「どうかそれだけは止めて下さい!!」と哀願する私に、M警部は、「お前とDとの関係を、新聞・テレビ等に発表する予定だ。三流週刊誌などは喜んで書き立てるぞ!!」「そうなれば、Dの社会的地位も名誉もおしまいだ。Dはもういいかげんジジイだから、ショックで死ぬかもしれないな」「妻や子供に、同性愛関係の事が知れたら、家庭は破壊してしまうだろう」「長年の間世話を受けていながら、そんな事になってもお前は平気なのか」「それでもお前は人間か。犬でも三日飼えば恩を忘れないのに、お前は犬にも劣る畜生だ」等と、私が一番心配していた事態をならべ立て、「恩知らず」とい

う私の一番嫌いな言葉をあびせた。〔中略〕

M 警部は側の刑事に向って、「D と D の女房、子供をここへしょっぴいて来い!!」とさしずし、「記者会見の手配をしろ!!」と命令した。その言葉で私の心は決った。

「もうどうでもいい!!刑務所へでもどこへでも行こう!!そうすれば D さんにも傷がつかずにすむ!!」

「止めて下さい!!私が放火犯人になります!!」「ですから、D さんの家族を取り調べるのは止めて下さい!!」「それを約束してくれるのなら、どんな事でもします。何でも警察のいうとおりにします」¹⁸

警察による A への脅迫・圧迫・罵倒が見て取れ、放火事件の「自白」を引き出すために同性愛が利用されたのである。無論、A もすぐに放火を「自供」したわけではなく、異性愛と同性愛は同等の「愛」であることを警察に訴え、自身のセクシュアリティを擁護しようとする。「異性を愛するのも同性を愛するのも、愛情という点では全く変りない事、同性を愛する場合、肉体よりもむしろ相手の人格、品性など精神的な面に強く愛情が湧く事を D さんを例にとって話した」ものの、「しかしいくら説明してもダメだった。『そんな事は詭弁だ!!』『男同士でセックスする事に変りはない、どうやってやるんだ!!きたならしい奴め、さあ、くわしく説明しろ!!』とののしられ、嘲笑されつづけた。数時間そればかり聞いていると、まるでもう自分という人間が、完全な変質者で、今では自分が正しいと信じてきた事の全てが、同性愛という精神異常によって生じた錯覚のように思えてきた。」¹⁹と警察は A の「道理」を歯牙にもかけない。

同性愛を擁護しようとしても、異性愛の「論理」を大人数で振りかざせば、同性愛側の「道理」は引っ込んでしまう。取調室という異性愛が優位にたった「密室」では、マイノリティは圧殺されるのである。もちろん既婚者との関係を「スキャンダル」として脅しをかけることは、ヘテロセクシュアルな関係でもあり得る話である。しかし、A の言葉を信じるなら、同性愛関係それ自体が嘲笑の対象として警察官の口から発せられたのである。無論、警察による同性愛への嫌悪感は、国家権力のみが有していたというよりは、社会にそうした風潮が蔓延していたことによる。「きたならしい」、「どうやってるんだ」などの言葉は異性愛が前提でなければ意味をなさず、それ以外のセクシュアリティを排除するものとして機能した。異性愛の関係ではこのような問いかけは成り立たない。このような強圧的な態度は A の出自に関することにまで及び、A の自尊心を喪失させていく。

さらに A は持病（痔）を患っており、連日の取調べにより、体調が相当悪化した。そして長時間椅子に座ることは困難であったため、中腰で取調べを受けていた。結局 D へ危害が及ぶこと²⁰と持病の悪化により、A は「自白」し、犯行を認めることとなる。また裁判の過程で明らかとなったが、このとき出頭拒否や黙秘権、弁護人選任権の告知も全くなされていなかった²¹。警察は A の「自供」後、「科学的」な裏付けを取るため、ポリグラフ捜査（いわゆる「ウソ発見器」）をおこなった（ただし、ポリグラフ捜査の手法は判決で厳しく批判された）。

第 2 項 逮捕後から裁判へ

11 月 24 日の新聞は、一斉に A の顔写真入りで放火容疑の報道をした。『朝日新聞』では「〔兵庫〕県内の定時制高校を数カ月で中退、工員やバーのボーイなどを転々としていたが、高卒の資格を取るため、今年〔1973 年〕六月、同〔富士高〕校に入学した。内気で口数も少なく、全日制の生徒に対するコンプレックスなどから、うさ晴らしに火をつけた、という」²²と「全日制生徒へのコンプレックス」が犯行動機として語られている。さらには職を「転々」とする様子が描かれ、自堕落な印象を与える。『読売新聞』は、以下のように友人への疎外意識により放火をおこなったことに加えて、A のセクシュアリティや人物評にも言及している。

A は、年をとっているため、同級生が相手にしてくれず、学校がいやになり、火をつけたと言っている。〔十一月〕二十四日、同【警視庁捜査一課と中野署】課員が A の部屋を調べたところ、きれいにプレスした警察官、消防署、国鉄、地下鉄職員の制服が六畳間の押し入れにビッシリあった。これは、ゲイ・バーにつとめたこともある A が、男らしい制服にあこがれ、都内の交番や消防署などに忍び込んで盗んだものだった²³。

ゲイバーに勤めていたことや制服を盗んだ動機を「男らしさ」の憧れであるとし、性的な次元に放火事件の原因へと回収しようとする。いわば放火犯の「女性化」として描かれている²⁴。

逮捕直前の『毎日新聞』では、朝刊では容疑が固まるまでは学生であることから、A の本

名は記されていないものの「同課〔警視庁捜査一課〕が A を重要参考人とみているのは、変質的な性格で深夜出歩くクセがあることや、事件当日のアリバイがなく、住居侵入で捕まったことがある」²⁵と記している。逮捕が決定した後の夕刊では実名報道に切り替え、友人との関係が疎遠なことから放火をおこなったと自供したと語り、A の行動を「工員当時から盗癖があり、とくに制服を集めるマニアだった」²⁶と朝刊で示唆した「変質的な性格」をより補強しようとする。

このような報道のなか、A は取調べ中に悪化した痔の手術のため入院を余儀なくされた。起訴は 12 月 28 日、翌年 1 月 16 日に東京拘置所に移送された。その際 D と面会が叶ったが、刑事から事件について口止めされ、一言も発することは出来なかったという²⁷。

A の逮捕後、生徒側は校長と直談判を試みる。逮捕がなされたといっても容疑者が犯行をおこなったかどうか確定していないため A を退学処分にはしないこと、全日制と定時制の生徒との間で部室や図書室利用に差が設けられていたことについて話し合いがなされていた。校長の回答は「A 君を退学処分にはしない。面会は出来ないらしい（接見禁止になっていた）。差入れや弁護人をつけることについては検討する。図書室他の施設の問題は色々難しいこともあるが、なんとかしよう。生徒から君達のように考えてくれる人が出て来て大変結構」²⁸と A を退学処分にはしないことや全日制と定時制の格差是正を約束するなど「対話」の姿勢をとろうとする。しかし、それは単なる口約束だったことが後に判明する。

だが、裏での実際はどうだったか。「本人が放火を認めているし、窃盗で刑務所へ入らねばならない。したがって、長期にわたって欠席しなければならない。ちょうど学年末なので自主退学という形で退学にしたらどうか」と、定時制の主事と A 君の担任が相談して、そのような処分ならぬ処分をもって A 君の担任が拘置所へ面会にいき、A 君に承諾を求める。もちろん私たちにはこのことは知らされなかった。拘置所内の人間に自主的な意志が許されるわけがない²⁹。

主事と担任が「自主退学」を迫り、結果、A は高校を去ることとなる。「逮捕」という事実を重く見た学校側の判断は、A や彼を支援するグループによって厳しく批判されることとなる。A は「逮捕されてから約三ヶ月後」の処分であったと言い、その時の様子を「拘置所に入れられていた私の所へ、担任の教師が自主退学の書類をもってきた。鉄格子をへだてた向う側から一方的に『三文判を使って退学届けを作る』と宣告されて否も応もない。こ

の時から富士高の生徒ではなくなった」³⁰と記す。当然、Aはこの段階では「容疑者」にとどまり、有罪か無罪かの「決着」はついていない。Aは手記で学校側の「処分」を批判し、なぜ学校側がこのような判断をしたかについて以下のように述べる。

判決を待たずに処分してしまうのは、裁判なしで処刑してしまうのに等しい。学校でそれぐらいの事は生徒に教えているはずの教師が堂々と自分達の教えに反する事をする。誰が考えても非常識な処分を強行したのには理由がある。富士高全日制の生徒の一部から、たとえ放火犯人であってもAは在校生なんだから、弁護士をつけるとか、面会や差し入れをするべきだという要求などが出された事もあり、定時制からは放火の原因が格差にあるという声なども出て、学校当局としては騒ぎが大きくならない内に、一日も早く私を「学校と関係の無い人間」にしてしまいたかったのだ。

それに加えて真犯人の問題が全日制の中にもち上った。生徒の不安や動揺を押え、名門校としての体制を維持してゆくためにも、放火といういまわしい事件を一日も早く過去のものにしてしまわなければならない。それが裁判の退学処分であり、「犯人はA、他に真犯人などいない」という学校側の意思表示であったと思う³¹。

生徒の間で学校批判がおこなわれていたこと、さらに「真犯人」の問題³²があったことから、学校側は「自主退学」という「決定」をおこなったと述べる。

このようななかで、Aは初公判（74年2月28日）の前日に国選弁護人の百瀬和男と面会することとなる。Aは長期間の取調べ、拘留、学校側の強制的な「自主退学」が重なり自暴自棄になっていた。百瀬に対して当初「先生（弁護士）、僕は放火なんかしてませんけどね、やったように弁護する方が楽でしたら、そうして下さい。僕はどっちでもいいですよ、御都合のよろしいように……」³³と述べたという。取調べでも刑事から「弁護士は金の為にはどんな事でもするが、金を出さなければなにもしない。国選弁護士というのは、裁判の形式をととのえる為につけるだけだ」³⁴と吹聴されていたため、弁護士に不信感を持っていた。だが百瀬はAの話を実際に聞き、無罪立証へ動こうとする。

第3項 裁判闘争と支援運動の盛り上がり

裁判では検察側から以下のような公訴事実が述べられ、窃盗容疑も含め懲役8年が求刑

された。

被告人は、昭和四八年一〇月二六日午前二時三〇分ころ、東京都中野区弥生町五丁目二一番一号東京都立富士高等学校において、同校警備員神通忠が現在する鉄筋コンクリート造り三階建及び四階建校舎（延べ床面積六、八九〇平方メートル）に放火してこれを延焼しようとして決意し、同校右四階建校舎二階化学準備室前廊下、一階一一一教室前廊下の各木製掃除用具入れ箱内及び一階一一二番教室内の生徒用木製椅子に差込まれた竹ぼうきに接着してそれぞれ付近よりかき集めた紙くず・書籍及びトイレトペーパーを置いたうえ、順次これらの紙片に所携のマッチで点火して火を放ち、その火を右紙片等より前記木製箱の壁体・天井・柱及び床板等に燃え移らせ、よって、右壁体・天井・柱及び床板等（延べ 床面積約六七・六平方メートル）を焼き、もって人の現存する建造物を焼燬したものである³⁵。

Aの手記には、冒頭陳述書で「被告人Aは、性的異常者、いわゆるホモで、……Dの男妾として、その世話を受けるかたわら、定時制高校に通学して、その異常な性欲を満たすため、年若い男子生徒を漁り、欲望の餌食としていたものである」³⁶と検察側は主張した。そしてDが東京を離れている間、同性愛の相手もおらず、また友人も中間試験のため訪れなかった寂しさから、放火を実行した「動機」が読み上げられた。

こうしたA=異常者というレッテルのもと公判がおこなわれた。状況を打破するため、Aは裁判外の闘争に打って出ることになる。

富士高校の有志の生徒は学校側との交渉が頓挫した後、裁判を傍聴していた。74年4月末に卒業生・在校生数人により、Aへの支援を積極的に進めるため、「A君を守る会」を結成する。この会は事件を社会に訴えるとともに、学校側の対応を批判する行動に出る³⁷。まずAの保釈を裁判所に認めさせようとする。裁判当時、Aは住居がなく（警察が処分したという）、母親が住む大阪と一緒に居住することを条件に、保釈金のカンパを集めた。そして、74年7月4日にAの保釈が認められると、学校側に対しては警察を常駐させたこと、警察に協力し、いわゆる「問題児」の「ブラックリスト」を提出したこと、「自主退学」にしたことについて「公開質問状」を提出する。学校側は事件が起こったため警察を入れた、「ブラックリスト」はない、「自主退学」は止むをえなかったと回答した。「A君を守る会」の石井はこれについて、「満足いく回答ではもちろんなかった。教師が警察を信用して、構

内常駐を認め、取調べには教師同席という約束を破られたからこそ、A君は密室での脅迫を受け、ウソの自白をさせられたのではないのか³⁸と批判する。石井の言葉によれば学校側は一度も裁判を傍聴していないという。

弁護士や「A君を守る会」が支援をするとともに、出版社も協力を申し出た。Aは控訴審判決後の手記に「某出版社から『手記』の依頼があり³⁹と語っているが、これは74年10月に『終末から』（筑摩書房）に掲載された「“異常者”というレッテルゆえに……—都立富士高校放火事件被告の訴え—」のことを指しているのであろう（なお、75年6月に「冤罪を生む“常識”という偏見」が掲載された『展望』も同じ筑摩書房が発行している）。Aは手記公表にためらいもあったが、「某出版社」の編集長が編集員を大阪へ派遣し、「私の原稿が完成するまで、編集員のAさんを専属コーチャーにすると約束してくれた」⁴⁰ことで出版に踏み切った。その後は市民集会などにパネリストとして出席し、冤罪事件の被告人として裁判の不当性を訴えた。Aや支援者たちの行動によって、事件冤罪の訴えが広がったのである。

第4項 裁判の争点

それでは、裁判ではどのような点が争われたのか、具体的にみていこう。放火という犯罪の性格上、裁判は「自白」や目撃証言について多く検討された。そして①Bの証言、②「自白」調書の信憑性、③「秘密の暴露」（犯人しか知り得ない情報）の有無、④動機に関する自白、⑤犯行当時の行動などが争点となった。

75年3月7日、東京地裁で判決が下り、Aは窃盗については懲役1年6ヶ月（執行猶予2年）、放火については無罪となった。次に地裁はどのような判断で放火については無罪判決をおこなったのか、順を追ってみていく。

①のBの証言は特に重要視され、その真偽が争われた。しかし、Bの証言そのものが曖昧であり、判決では「事件当夜、体育館裏ですれちがった人物が、顔のりんかく等から被告人でないかと思ったものの必ずしも、確実にそれが被告人であると断定できるだけの自信はなく、また、その着衣等についての記憶も、それほど確たる自信に裏付けられたものではなかったと認めるのが相当ではなかろうか」⁴¹とされている。

②の「自白」調書の信憑性については、Aの手記にあるような「被告人〔A〕は、放火を認めなければDのじいさんの社会的地位を抹殺するぞとか、家庭をめちゃめちゃにするぞ

というようなことを証人からも武藤氏〔刑事〕からも言われた」⁴²というのは、事前に A と D の関係を知っており、そのことについて本当かどうかを確かめ、それが難しい時は D を呼び出すことにすると行ったと反論した。警察はあくまで A の身辺に対する「確認」であると主張したが、判決では、「むしろ、取調官において、被告人のいうとおりのままの表現であったかどうかはともかくとして、少なくともそのような〔脅しのような〕趣旨にとれる言動をもって被告人に自白を迫った疑いが強いと言うべきである」⁴³と認定した。

そのほか一審では長時間の取調べを問題視し、窃盗容疑にかけた時間は多く見積もっても 20 時間 39 分、放火容疑は 90 時間を超えるものであったとしている⁴⁴。判決では、放火事件についての取調べは未だ任意捜査の段階にあり、さらに黙秘権や弁護士選任権の告知をしていない点を重視、別件逮捕による違法な取り調べがあったと認定している。

捜査当局の、第一次逮捕拘留中〔窃盗容疑〕における被告人に対する取調べの実状は、……その取調時間の大部分は、未だ適法な令状発付のない放火についての取調べにあてられていること、取調べにあたって、放火について取調受忍義務のないことを告知した事実はなく（のみならず、黙秘権や弁護士選任権を告知した事実もうかがわれない。）痔疾による苦痛を訴えていた被告人に対し、連日長時間にわたる取調べを受けるのやむなきに至らせたこと等を考えると、右取調べは、その実質において……任意捜査としての取調べというを得ず、強制捜査としての取調べであったと認められるところ、捜査当局においては、当初から窃盗についての身柄拘束状態を利用して放火につき右のような取調べを行なう意図であったことも前認定のとおりであるから、右取調べは、結局……違法なものというべき〔後略〕⁴⁵。

なお警察は、窃盗による逮捕の正当性として制服の流出が学生運動の「過激派」学生へ渡ることを警戒し、その「余罪」を追及するなかで放火事件について取調べをしたと主張する。もちろん「過激派」学生という理由付けは、放火事件取調べの方便であろう。しかし、「過激派」学生への流出を根拠にする論理は裁判終結まで展開され、裁判所も一定の理解を示している。

また裁判過程では、A の自白の変遷についても検討している。警察で犯行を自供するが、検察での取調べ（検面調書）で否認をおこない、しかし再度「自白」、その後公判で否認とその立場を変化させている。「自白」（警察）→否認（検察）→「自白」（警察）の経過は警

察による圧迫を示唆していると判決は認定している。

③の「秘密の暴露」については、Aの供述から警察が知り得た情報は「二点しか発見できなかった」⁴⁶としている。その二点とは(A)化学準備室前廊下の放火の媒介物(延焼物)と(B)侵入口の窓の施錠の有無である。(A)の媒介物については「自分の教室から参考書二、三冊を使用した」⁴⁷と供述している。しかし、(a)「自分の教室」(全日制1年G組、定時制1年A組)で紛失した参考書の場所と、Aが持ち出した場所が一致しないこと、(b)紛失した参考書は(a)の持ち主の生徒以外確認できなかったこと、(c)化学準備室前廊下の焼跡から参考書の燃え残りが発見できなかったことから、判決では「被告人の自白したような物であったとの点については、未だ確たる証拠によって裏付けられたとは言えない」⁴⁸と結論付けた。(B)施錠の有無については「侵入口たる窓の右隣の窓だけ」⁴⁹と判決では指摘している。だが、検察は侵入口に使われた窓も無施錠であったと主張している。判決では一般論的にはそのような事実があったとしても、警察による誘導の可能性を示唆している。このように、暴露された「秘密」の二点とも疑問符がついており、先の②の「自白」の信憑性との関連で、根拠の薄いものとして扱われている。

④の動機に関する自白では、検察は「いわゆる性倒錯者で、酩酊すると、夜間徘徊して、自己の性欲を満足させるため、制服等を窃取する異常な性癖の持主であること等」⁵⁰を主張していたが、判決では「動機は、あくまで人の内心の動き」⁵¹であり、外部からそのような判断がつくかどうか慎重に検討しなければならないとした。また直接的な動機の「試験で友達が自分に寄りつかなくなったこと、及び、火事を起こして試験が中止にでもなれば、また友達が寄りついて来るのではないか」⁵²という点も、試験はあと1日で終わること、試験直前に友人と酒を飲んでいること、Dが10月26日に帰京する予定であったことなどから「被告人の自白にあらわれた放火の動機は、学校放火という重大な犯行を行なう動機としては、いささか薄弱であるようにも感ぜられる」⁵³とした。そして「被告人が放火の真犯人であると断ずるための証拠としては、検察官の言うほど大なる証拠価値を有するものではないと考えられる」⁵⁴と結論付けた。

⑤の犯行当時の行動については、放火に使用した延焼物についての供述が一貫していない点が挙げられた。具体的には、化学実験準備室前廊下の延焼物は紙→ガソリン→ボロとワラ半紙→参考書二、三冊、1年B組教室のそれは机・椅子などに紙類・モップ→竹ぼうき(ロッカー内)→シロホーキ→竹ぼうき(教室内)、1年A組教室のそれはトイレトペーパー(5個くらい)→同(3個)、「5個くらい」では両手持ちとした証言が、「3個」では

右手持ちとそれぞれ供述を変えている。

判決では、「およそ、放火の実行行為と言え、放火の自白中動機と並ぶ最も重要な点であると思われるが、この点において、被告人の供述が、かくも転々と変るのは、いかなる理由によるのであろうか。検察官の主張によると、被告人は、当時ほとんど泥酔に近い程度に酩酊していたことになっており、この主張を前提として考えると、その間に、ある程度の記憶の混乱・訂正があることは、むしろ自然であるとの考えもあり得よう。しかし、当裁判所は、被告人の右の供述の変化には、たんなる記憶の混乱や誤りとして簡単に片付けられない重大な問題があると考え。」⁵⁵とし、警察による誘導の可能性を示唆している。そして「自白」内容が具体的であったとしても、事件現場が A の通う学校であり、十分な知識があった点などを考慮して、「自白」内容の証拠能力を斥けている。

被告人の自白には、捜査当局が未だ探知していなかった事実で被告人の自白に基づいて捜査した結果その確実な裏付けがとれたと言うようなものが一つも見当たらないこと、言いかえると、被告人の自白は、捜査官にとって自明な（従ってまた誘導可能な）事実関係を内容とするか、あるいは、自白以外に何らの裏付けを欠く（従って、想像で述べることの可能な）ものであること、犯行の舞台が、被告人の日頃通学する学校であり、前提となる事実関係につき被告人が十分な知識を有していたこと、被告人が、……相当高度の知能と特異な才能を有する人物であること等を考慮すると、自白内容が詳細かつ具体的であるとの点をもって、前記の推論を困難にするような証拠であると言うことはできないであろう⁵⁶。

また犯行当時の行動について「自白」の供述に疑問が提出された。犯行当時非常ベルが鳴ったにもかかわらず、それを聞いたとする供述が全くない。判決は、「このような重要な部分が自白から欠落しているのは、被告人が、真実体験しない事項を供述しているからではないだろうか」⁵⁷としている。

結局、判決は警察の取調べを厳しく批判し、D との関係を暴露されたくなければ、「自白」するように迫られたと判断し、警察で取った 25 通の自白調書を別件逮捕による違法な取り調べとして認定し、証拠としなかった（ただし、検察で取った自白調書（4 通）は手術後で身体が安定したあとに聴取したものであり、警察からの圧力下で取られていないとして採用した）。結果、A に無罪判決が下ったのである⁵⁸。

第5項 裁判終結

判決は新聞でも報道され、『朝日新聞』では警察による別件逮捕の違法性を大きく取り上げた。D との関係も「親しい関係」と触れた上で、A が無罪を主張した理由を紹介した⁵⁹。『毎日新聞』では警察の取調べを違法とした点を報じたのは『朝日新聞』と同様であるが、D との関係についてはA が「警察で取調官に私 [A] が個人的に世話になっている芸能人、D さんのプライバシーを週刊誌などにバラすと脅され、D さんに迷惑がかかるのを恐れてウソの自供をした」⁶⁰と公判で訴えた内容を紹介している。いずれもA が放火を「自供」する際の引き金になったD との関係について言及しているものの、なぜ「親しい関係」が脅しの対象になったのかについては論じていない。単に「プライバシー」の問題だけではないだろう。同性愛関係は「私的」な領域であり、社会的に劣位に置かれた状況については不問に付された。

その後、検察は地裁の判決に不服として、75年3月20日高等裁判所へ控訴する。そして78年3月29日に控訴審判決が言い渡された。一審判決で認定された別件逮捕の違法性については、適法とする判断をおこなった。一審判決では別件逮捕時から放火事件捜査を意図していたこと、窃盗容疑の取調べ時間に比して放火事件のそれが大幅に超過していたことの二点を挙げているが、「捜査当局が、専ら本件取調の目的をもって別件の逮捕・勾留に名を借り、実質的に令状主義を潜脱したものとまでは認めることができない」⁶¹とした。その理由として、警察は窃盗事件と並行して放火事件を捜査・取調べていたに過ぎないと認められること、時間の長短のみで違法性を判断することは出来ないとした⁶²。

控訴審判決では、別件逮捕による取調べは違法とされなかったものの、D との関係によりA が警察の影響下にあったと認定し、検察での取調べも警察の取調べをなぞったものであったと判断した。一審判決とは上記の点で異なるものの、一審判決とほぼ同様の結論に達し、無罪判決を下している。

百瀬弁護士は控訴審判決後、メディアに対して「別件逮捕・取り調べについて違法性がないとしたのは、違法性の限界を狭く解釈したもので、不満だ」⁶³とコメントしている。『読売新聞』、『朝日新聞』は控訴審判決では事件の概要が述べられているに留まり、冤罪事件の一つの事例として報道されている。『毎日新聞』は二紙に比べて踏み込み、原告側のD との関係により脅されたと主張した点について言及している。そして「捜査官がプライバシ

一を持ち出して、自白を強制した疑いがあることや、病気を訴えていたのに十分な配慮をせずに長時間取り調べた事実を指摘」⁶⁴と判決を紹介している。

78年4月12日、検察は上告を断念し、判決が確定する。そしてAと弁護士らは警察の不法を訴えるため、78年8月2日、警察による取調べを違法とし、特別公務員暴行陵虐罪で告訴したが、同年10月28日に不起訴処分となった。

そのため国と都に対して慰謝料1780万の支払いを求めて国家賠償請求訴訟をおこなう。84年6月29日の判決は、国と都に240万の支払いを言い渡した。別件逮捕については適法としたものの、「自白」の誘導及び同性愛関係を理由とした脅迫については、その事実を認定した。

右のとおり、原告は、長年援助を受け自己と同性愛関係にある……の乙山〔仮名、Dのこと〕にだけは迷惑をかけたくないという思いを持っており、乙山が参考人として取調べを受けるなどして、原告と乙山の同性愛関係が乙山の妻や報道機関等に知られ、そのため、乙山の家庭の平和やその社会的地位、名誉に傷がつくことを極度に恐れていたこと、武藤警部及び矢野警部補は、原告と乙山との同性愛関係を事前に知っていたのみならず、原告の取調べによって原告が右のような思いを持っていることを知っていたこと、原告が、武藤警部及び矢野警部補以外の者には、一旦自白した後も、否認したり自己の無実を訴えることがあったにもかかわらず、右両取調官の前では、否認したことを弁護して自白に転じ自白を続けていること、更に、2〔自白内容の検討〕で認定した誘導の事実等を併せ考えると武藤警部及び矢野警部補は、原告の供述次第では、原告と特殊な関係にある乙山を取調べることがある旨折にふれて示唆し、原告に自白するよう心理的強制を加えたものと推認することができ、右認定を覆すに足りる証拠はない⁶⁵。

そのほか痔疾の痛みを訴えているにもかかわらず、長時間の取調べをおこなったことについても批判し、「取調べにおいて原告の肉体的苦痛を軽視したものとわざるをえない」⁶⁶とした。また警察がおこなったポリグラフ捜査の結果を検察にただちに送付しなかったことは刑事訴訟法（検察官への送付義務）違反であるとした。その鑑定結果を精査すれば自白の信憑性について疑問を抱かせた可能性を指摘し、捜査にあたった警察官を任用した東京都に対して「警察官の右違法な職務行為につき原告の被った損害を賠償すべき責任が

ある」⁶⁷と判定した（ただし、検察官（国）の取調べは適法とした）。

最後に検察が控訴した事実について「第一審判決の指摘した数多くの信ぴょう性に対する疑問をことごとく氷解させるだけの証拠もないまま、その信ぴょう性を主張して控訴を提起、追行したものというほかはない。検察官において、右各点につき相当の注意を払えば、有罪判決を期待しうる合理的理由が乏しいことが判明し、控訴の提起を避けえたにもかかわらず、あえて控訴を提起し、これを追行したものといわざるをえず、検察官の提起、追行は違法であったというほかはない」⁶⁸と結論付けた。検察による控訴を違法と判断し、都（警察）と国（検察）を批判した。

同年7月11日、都と国が控訴し、87年12月24日高等裁判所で判決が下った。裁判所は警察による別件逮捕は限度を超えたものであったと認定し、一審判決を上回る360万円の支払いを都に対して命じた。判決では別件逮捕による取り調べの許容度を「形式に囚われることなく捜査方法の実体、就中、取調方法、取調時間、取調べの内容が事実関係の詳細にまで及んでいるか否か、本件の被疑事実とこれについての供述拒否権及び弁護人選任権の告知をしたかどうか等の諸事情を総合して判断」⁶⁹すべきとした。窃盗の取調時間が約22時間、放火のそれは約80時間と認め、病気にもかかわらず連日の過酷な取り調べをおこなったことや「自白」の強要、さらには黙秘権や弁護人選任権の告知もおこなったかどうか疑問が残るとした⁷⁰。結論として「余罪取調べとしての限度を超えた違法なものにとどまらず、憲法及び刑訴法の保障する令状主義を実質的に潜脱する違法をも有するものといわなければならない」⁷¹と警察の捜査手法を批判した。しかし、検察（国）の控訴については一審判決を不当として、上級裁判所へその判断を求めることは適法であったと判断した。

以上のように判決では警察（都）に対しての違法性は認定されたものの、検察（国）の責任は認められなかった。そのため「判決について原告側は、賠償額が百二十万円増えたものの、一審で認められた検察の控訴の違法性、国の賠償責任が問われていない点を不満とし、上告を検討している」と紹介したうえで、Aの言葉として「国の責任が認められず、怒りをおぼえる」⁷²と報道されている。一審判決で記者会見した際は「声にも晴れやかさはなかった」⁷³と長い年月の裁判を闘ってきたなかで、やっと出された判決に対して浮かぬ顔をしていたものの、「判決で主張が認められて本当にうれしい」⁷⁴と語っているのは対照的である。

結局、都と原告の双方が上告しなかったため、88年1月8日国家賠償請求訴訟は決着し

た⁷⁵。Aは保釈後、職を転々としており、「どこも二カ月と続かなかった。いちばん長いところでホテルのボーイ」⁷⁶をし、本採用になったときクビを宣告された。その時「ホテルは客商売、どうもきみにはふさわしくない」⁷⁷と人事担当者に言われたと語っている。裁判では無罪判決を勝ち取り、国家賠償請求訴訟では都や国の責任が認められたにもかかわらず、「元被告」ということが重い足かせとなった。定職につくことができず、国家賠償請求訴訟の際は塾経営を名乗っているが、その後の足取りは不明である。

第2節 支援者たちと三つの被差別性

第1項 被差別部落

裁判はAの無罪判決で終わり、国家賠償請求訴訟も慰謝料は大幅に減額されたものの、警察や国の不当性を認めさせることができた。それが可能となった要因は警察の捜査の不当性を訴えた雑誌や支援者であり、彼ら／彼女らが世論喚起に大きな役割を果たしたからである。

では支援をしていた彼ら／彼女らは、この事件に対してどのようなスタンスで臨んでいたのだろうか。本節ではこうした支援者たちが事件をどのように把握し、それが同性愛とどのように関連するのかについて論じる。

Aは『終末から』や『展望』に手記を掲載しているが、『終末から』では主に同性愛関係を理由として、警察が「自白」を強いた点を強調しており、『展望』では自らの出自や社会的位置についての考えを述べている。『展望』によれば、警察による取り調べ中に「お前は同性愛という精神異常者で、家系を調べたら祖父は部落民じゃないか、狭山事件のように部落の人間は、たとえ人を殺していても、『私は無実です』という人非人の種族だ」⁷⁸と罵倒されている。そして「定時制に通う事を恥ずかしいと思い、同性愛や部落民の末裔であることを常に隠しつづけてきたのだから、世間の偏見に負ける前に、すでに自分自身の中にあつた、偏見と差別意識に負けていたんだと言ったほうが正しいのかもしれない」⁷⁹と自身を分析する。

1970年代には被差別部落に関する差別闘争として、狭山事件が発生し、盛り上がりを見せていた。当時、毎日新聞記者であった八木晃介は富士高校放火事件に関心を寄せ、レポートを『部落解放』に寄稿している。八木はAを追い込んだ状況を「呪縛としての差別構造」とし、警察による不当な取り調べを「社会意識としての差別観念を存分に利用しつく

した警察＝検察権力の犯罪性」⁸⁰と強く非難した。そして、その差別構造—差別観念のカギは被差別部落であると分析し、「……Aさんにとってはやはり、部落出身ということの方が圧倒的に重かった」⁸¹と考察する。その理由を「あとで述べるように、同性愛者ということも、警察が利用した脅迫材料であったが、Aさんにとってはやはり、部落出身ということの方が圧倒的に重かったのである。同性愛のことは、親や兄弟も知っていることで、それがかりに公表されたところで、それほどのこともない。だが、部落出身の方は違う。Aさんは『親も兄弟も、部落をひたすらかくして生きているんです。僕が部落民であることが公表されたら、親兄弟へ与えるダメージはもう決定的でしょう。親兄弟ばかりでない、その子の世代、孫の世代までも…。僕はそれがこわかった』と述べている。」⁸²と、同性愛者であることは「公表」されても「それほどのこともない」が、被差別部落出身が判明した場合、親兄弟や親戚への影響力が大きいとAの言葉を引用しながら論を進める。

誤解のないように言うておくと、私は同性愛への差別問題が被差別部落のそれよりも重要であると主張したいわけではない。被差別部落や同性愛の問題は異なる歴史的、社会的なコンテキストのなかで形成されたものであり、固有の歴史過程が存在している。八木の主張は『部落解放』に掲載された論考であることを考慮しても、この当時において日本の差別問題の中心点が被差別部落への差別にあり、そのことを強調するあまり、他の問題が周縁化されてしまったのである。

もちろん八木は、同性愛関係が「自白」強要の重要な要素であった点は認めており、さらに定時制の生徒を警察による偏見のまなざしが誤認逮捕につながったことも言及している。「部落出身、同性愛、定時制高校生という、多層的な差別構造」⁸³と放火事件の全体像に迫ろうとする。ここで言う同性愛の「差別構造」とは何であろうか。八木は「同性愛といっても愛情であることに変りなく、他人がとやかくいうべき筋合いのものではない」⁸⁴と、同性愛は個人の問題であり、「他人」とは関係のない「私的」なものという考えによっている。「私的」なものであった同性愛がなぜ警察の脅迫の材料になったのかについては言及していない。もちろん、八木自身が同性愛を嫌悪していたわけではない。「Aはときに自分の同性愛というものを考えてみる。しかし、明解な解答はどこにもない。ただいえることは、幼児期から現在にいたるまで一度として女性に性的魅力を感じたことがない、という一点である。なぜそうなのか、と迫及したところで、それならばなぜ男が女に性的魅力を感じるのか、と迫及するようなもので、迫及それ自体が作業として消耗するようなタチの問題なのであろう。マジョリティの愛の姿から逸脱しているというだけの理由で、眉をつりあ

げて考え込むほどのことはないのかもしれない⁸⁵と「マジョリティ」の異性愛男性の「絶対化」は避けようとする。しかし、社会が寄って立っている異性愛についての考察は「消耗するようなタチ」を理由に避けている。八木は同性愛を「否定」しないものの、さりとして「肯定」することもできず「容認」する姿勢をとっていると考えるべきだろう。

このように八木は同性愛差別の問題についてあまり突っ込んだ考察をしていないが、そもそも八木が富士高校放火事件に論じる原動力になったのは被差別部落に関心を示しているからであり、同性愛の問題は事件に付随する事柄だったと考えても不思議ではない。そして当時、被差別部落の運動が高揚しており、事件の「問題化」を通じて、はからずも同性愛の問題も「社会問題」の一コマへと「格上げ」されたのである。ただし、それは同性愛の問題が可視化されたというよりは、「私的」な事柄として「容認」されることになった。同性愛への嫌悪を批判しつつ、社会的にその存在を認知しながらも、異性愛社会の基盤は揺るがせない地点に着地させる。いわば「寛容」さによって同性愛を社会的に包摂するのである。

第2項 「A君を守る会」

次に定時制の問題を重視した「A君を守る会」について考察する。「A君を守る会」は前節でも言及したが、裁判闘争に重要な役割を果たした。マスコミに対して積極的に働きかけ、事件の重要性を力説したことにより、『終末から』や『展望』への手記掲載を実現している。また裁判の過程で弁護士が躊躇した保釈についても、カンパ集めに奔走し、大阪の実家への居住に成功している。「真犯人問題」についても、Aの無罪を立証するため生徒への働きかけをおこなっている。「A君を守る会」には若者が多く出入りしており、そういう点でもフットワークの軽さがあっただろう。「A君を守る会」を主導していた石井彰はこの運動に関わったことについて次のように述べている。

犯人デッチあげの事実を広く世に訴え、A君を無罪にするための国民的な運動を起こしながら、犯人デッチあげを支える市民の意識（警察は正義の味方である）を私達は変えていきたい。事件を通じてあらわれて来た、教育の（教師の、生徒の）本質をとらえ、これを告発し、定時制への差別をなくす闘いを進めよう。その闘いの中で、ひとりひとりが、だまされ続ける自分を変えねばならないだろう。そうでない限りデッ

チあげをくいとめることは出来ない。デッチあげの根は、深く私達をとらえている。A君を守っていくと同時に、からみついた根をたちきっていかなければならない⁸⁶。

警察の欺瞞性を突くとともに、なにより重視されているのが定時制生徒への差別である。それは石井が全日制生徒であり、自らの「差別性」と向き合ったがゆえであった。「A君を守る会」結成以前に教師たちとの交渉の過程で、自分たちの思いが裏切られたことへの怒りとともに、「だまされ続ける」自分たちの「市民の意識」をも変えたいと主張する。

では、石井は同性愛についてはどのように考えていたのか。八木に比べ同性愛への明確なスタンスは語られていないが、裁判の過程で検察が「性的異常者」を理由として放火を犯したと述べたことに対して、「彼ら〔検察〕のいう性的異常とはなんだろうかについても、私達は考えていかねばならないが、A君に人と違った所があろうがなかろうが放火とは全然関係ないのである。本来、証拠によって進められるはずの裁判の中で、このような検察側の主張が堂々とまかりとおっていく⁸⁷と、犯罪は証拠によって審理されるべきであり、「性的異常者」とは「全然関係ない」と言い切る。『日本読書新聞』に掲載された「A君を守る会」の署名記事でも、警察による定時制生徒への取調べの不当性・不法性を述べたあとで、また「自白」に追い込まれたDとの関係については「九年間、物心両面にわたって面倒を見てもらい、『親兄弟以上に想っている』、同性愛の相手D氏の名誉と家庭を守る為にA君は『それだけはやめて下さい。』『僕が放火犯になります。』といわざるをえなかったのである⁸⁸と記すのみである。この記事には最後に「全ての闘う人々、定時制高校生、同性を愛する人々、『犯罪者』よ我々と共に進まん!!」⁸⁹と叫んでいるものの、「同性を愛する人々」がなぜ社会において非対称性の関係なのかは不明なまま、「連帯」が呼びかけられている。公的な刊行物を見る限り、「A君を守る会」及び石井は定時制生徒への差別と警察（国家権力）によるフレームアップ（でっち上げ）に焦点を当てており、同性愛については警察による「自白」を引き出す道具であったと言及されるものの、定時制生徒（「社会的に劣位に置かれた人びと」）が重要としている⁹⁰。同性愛はその点で「差別」問題であるものの、その問題性は深められておらず、「周縁」へと位置づけられている⁹¹。

第3節 同性愛をめぐるポリティクス

第1項 Aと弁護士の間

以上、富士高校放火事件の支援者たちの動きはそれぞれ別々の思惑が働いており、どの観点を重視するかはどのような「社会問題」を構想するのかによって対応が分かれた。しかし、同性愛の問題は警察の横暴さを示す一つの事例として提示されたに過ぎず、それがなぜ同性愛が社会で劣位に置かれているのかについては展望されなかった。

それでは A は、富士高校放火事件あるいは同性愛をどのように見ていたのか。事件については「少なくとも今回の事件に関しては、富士高全日・定時制を問わず、誰にも現在の私となる可能性はあったのではないか」⁹²と問題を提起する。「特殊」な事件、「特殊」な人間が「罪」を着せられたのではなく、誰にでも起こり得る事件であると訴える。公判で無罪を勝ち取るため、広く人々の支持を獲得する上での戦略であり、A 自身のある部分での本心なのだろう。A の手記や発言の多くは一般の読者が読むことを前提にしており、警察の横暴さや国家権力の恐ろしさを訴えるものばかりで、支援者や弁護士に対しては非常に信頼している様子が描かれている。たとえば放火事件の高裁判決後の短いインタビューでは「幸い私は、多くの人に助けられ、無実の罪を晴らすことが出来ました。とりわけ、獄中で孤立無援だった私に『苦しくとも真実を守れ』とはげまして下さった百瀬和男弁護士、事件のために職も奪われて、貧窮のどん底にあった老母と私を、あたたかく援助して下さった人達に、心からの感謝をささげたいと思います。もしも私に、百瀬さんという弁護士がいなかったら、そして支援をつづけて下さる人がいなかったら、私は無実の罪に服していただいでしょう」⁹³と感謝の意を表明している。

しかし、ゲイ雑誌に掲載された A の言葉は、「公」に発せられたそれとは異なるものであった。百瀬との初めての接見で A は同性愛への偏見があることを予測し、「弁護士とはいっても、同性愛に対して持っている感情は、世間の人達とあまり変わらないだろう。同性愛者＝犯罪人というイメージを、まずこの弁護士の気持から追い出さなければならない。唯一の味方である弁護士の、心の底にあるかもしれない偏見が、私の戦いの第一歩となった」⁹⁴とかなり警戒的であった。これは警察が弁護士は金儲けをしている人間と取調べ中に発言したことを大なり小なり内面化しているためであった。百瀬は警戒をしている A の話に対して真摯に耳を傾けたため、A は意を決して D との関係によって「自白」に追い込まれたことを話した。百瀬は『同性愛』という言葉聞いて、弁護士の顔が少し“歪んだ”様に私には見えた。『フーン、同性愛ねえ……私にはそんな気持ち分らんけどねえ……。じゃあなんだね。その人の秘密を守るために、やっていない放火を認めたと、こう言うんだね。だがねえ、君を疑うわけじゃないけど、どうも私にはピンとこないねえ、放火といえば大

変な罪だよ、それを覚悟で嘘の自白を認めるなんて、ちょっと信じられないなあ、裁判官だってどう思うだろうねえ……』⁹⁵と半信半疑な面持ちで、苦々しく言葉を吐いた。Aはこのやり取りを「あくまで最初の頃の弁護士であって、これ以後百瀬弁護士の同性愛への考え方は、大きく変ってゆきます」⁹⁶と断り書きをしている。「大きく変って」いくかどうかは後述するとして、ともかく百瀬はDと面会し、事情を確認することとなる。

裁判の審理が開始される前の心情としてAは弁護士との齟齬について以下の通り語っている。

まして私の弁護人は、国選で付された無料の弁護士。初対面の人である。同性愛についての理解など全くなかった。同性愛＝異常＝放火犯人という図式が、法律的に無茶な論法だとは言えるものの、世間の常識としては、そういう見方もあると思っている人だった。私の代弁をしてくれる唯一の人が、私の最も主張したい事柄を少しも理解出来ていないのだ。これほどもどかしいことが他にあるだろうか。だが短時間で同性を愛する者の心情を理解してくれというのも無理な注文だ。結局私は、弁護人に対して脅迫と拷問による、自白調書の偽造過程を、詳しく語る事だけにとどめた。そして公判、刑事との対決が開始された⁹⁷。

百瀬との信頼関係が構築されないまま、初期の裁判は推移していったと思われる。Aは「人を愛することを覚えてから、その日に至るまで、私は多くの同性を愛してきた。そして愛されもした。とりわけDさんとの関係は深い。その人が事件の成りゆきから、自分が同性愛者であった事を、公言しなければならなくなった。そうなった以上、Dさんの名誉を守り、人格を保償するためには、同性愛が決して異常なものではなく、人間としての欠陥でもないことを裁判で証明しなければならない。私はそれを自分に与えられた使命だと思った」⁹⁸と心に決める。

その後、百瀬はDとの関係が少しでも公になるのを防ぎたいというAの希望に対して、裁判官へ警察の脅迫について上申書を提出するよう提案する。しかしその際「しかし君ね、同性愛を美化したり、正当化するのは良くないよ。まあどっちかと言えば、『悪いことでした、今後は正常になるよう努力します』という調子がいいんじゃないかねえ。裁判官にもその方が、良い印象を与えると思うよ」⁹⁹と釘を刺した。このように百瀬は同性愛への忌避感をたびたび口にしたが、裁判では警察による放火＝「異常者」の犯行という図式を、

根拠のないことと示したり、「自白」強要に至るプロセスを解明しようとした。ただ、Aの記述からは百瀬の同性愛への認識はそれほど変化したようには読み取れない。保釈決定後、支援者たちに百瀬弁護士は以下のような言葉を述べたという。

「正直なところ私は、A君の保釈は、まず無理だと判断していた。何と言っても罪名が“放火”という重罪です。しかも警察は、A君の住んでいたアパートを解約し、家財道具を全て処分してしまった。その時点で彼は“住所不定”になってしまった。これでは裁判所が保釈を許可したくても、住所の定まらない人間を、獄から出す事ができない。さすがに警察は“プロ”です。ちゃんと先を読んでいる。私もそれで弱りました。その時、Dさんから『私がAの住居を確保して、身許引き受け人になる』という申し出がありました。しかし私としては、DさんとA君は、特殊な関係であるし、そのような人間がA君の保証人になる事は、裁判所に対して悪い印象を与えるのではないかと思いました。そこで、A君の住居を、大阪のお母さんの所に決め、ようやく保釈許可を得た訳です。

又、保釈金につきましては『守る会』の御協力をいただき、A君共々、感謝申し上げる次第です。」¹⁰⁰

Dとは「特殊な関係」であり、裁判所へ「悪い印象を与える」と説明し、特にそれについて周りから批判的な言動があったとは記されていない。「特殊な関係」が同性愛関係のみなのか、いわゆる「不倫」関係を指すのかは判然としないが、別の箇所では「保釈が決った時、Dさんが身元保証人になることや保釈金を出すことを、私の〔百瀬〕弁護士は断っている。Dさんと私の関係は、すでに裁判も知っているのだから、Dさんの保証では裁判官の心証を害する恐れがある、というのがその理由だった。弁護士は私に対しても、『そういう関係は、なるべく早く治すように』と、会うたびにくり返して言った。保釈後も『逢うな』とは言わないまでも、『裁判所の心証があるから、そういう関係をつづけていることを知られたら困る』という。出来れば私に、同性愛が治ったという態度を、裁判官に対して見せてもらいたいのだ」¹⁰¹と「異性愛になった」と示すことが大事だと諭そうとする。裁判所の「心証」と言いつつも、「同性愛であること」は百瀬にとって裁判闘争をする上でマイナスの要素でしかないとAにたびたび語っている。保釈後、AはDを訪ねているが、手記の公開と保釈の話になった際、Dは「保釈の時ねえ、私が金を出すと言ったんだ。それ

なのに……。私が出しときゃそんな余計な所に義理を作らなくて済んだのに……」¹⁰²と支援者たちとの「距離」と、保釈や裁判に協力できなかったことを苦々しく述べているという描写がある

このように、百瀬は事件の冤罪解明については尽力したものの、同性愛についてはあまり好ましいこととは思っていなかったと A は語る。しかし繰り返しになるが、A は一般の雑誌やインタビュー等では裁判闘争に尽力していたと言い、必ずしも仲違いをしていたわけではないだろう。ゲイ雑誌に掲載された手記は「公的」な場面では語られなかった心情を吐露していると思われる。

第2項 A と支援者たち

次に、百瀬以外の支援者（A 君を守る会を含む）に対して A はどのように思っていたのかについて述べる。公判に先だって「私は裁判で闘おうと決心した時、弁護人も含めた全ての人間を、自分の敵だと想定していた。ホモに対する世間の偏見は強い。法廷で検事や警察が主張する様に、男が男を愛するというだけで、私という人間の全てが、異常で薄気味の悪い存在と見られている。悔しく辛い事ではあったが、それは厳しい現実でもあると考えていた」¹⁰³と語っているように、「全ての人間」を「敵」と考えており、ある種の「諦め」に似た感情を持っていた。だが、保釈前に裁判を支援する手紙が頻繁に舞い込むようになり、そこには一部の人たちを除き「全て同性愛は異常ではないと書いてあ」¹⁰⁴った。これには A は嬉しいというよりは困惑したと感じ、「この人達は本当に私を理解しているのだろうか。激励し私の闘いを応援してくれるのは嬉しい。だが、私の闘っている真の目的を、この人達はどの程度知っているのだろうか」¹⁰⁵と述べる。そして支援者が事件を冤罪としてだけ見て、同性愛の問題を見過ごしていることについて疑問を投げかける。

手紙の多くは、「無実の人間を獄に押し込め、有罪にして刑務所へ送る事など、絶対に許されるべきではない」と言う。たしかに基本的な争いは、「無実の人間を無罪に」ということである。だが私は、単に無罪判決だけが目的で争っているのではない。それだけなら、さっさと犯行を認めて刑務所へ送られた方が、よほど確実に早く釈放されるのだ。

ホモの人間を、異常者＝犯罪人と決めつけて、拷問的な取り調べで“犯人”に仕立

てることが、どれほど間違った行為であるか、取り調べの警察官や、世間の人達に知ってもらいたいのだ。私が無実の身を獄に下されても、絶望せずに生きられるのは、その目的があればこそだった。この気持を知ってもらいたい。だが、ホモでない人達に理解出来るだろうか¹⁰⁶。

有罪を認めれば「よほど確実に早く釈放される」と記しているのは、保釈が認められない段階（74年7月4日前）であり、いつまで獄中にいるのかわからない状況にあったからであろう。支援者たちの熱の入れようとは対照的に、「ホモでない人達」は同性愛を理由とした取調べを理解しているのかと、その感覚の違いを強調する。

その後、保釈が決まり、支援者たちと会う際には自分がどのように思われているのかを恐れ、Aは戸惑いを見せる。

（あんなに大勢の人が、僕を迎えに……）

私はむしろ、嬉しさよりも戸惑いを感じた。

（僕がホモであることを、彼等はすでに知っている。今僕は、その人達の前に立たなければならない。おそらくあの人達は、ホモを宣言した男と、身近かに接するのは初めてだろう。一体僕は、どんな態度で、彼等と接すればいいんだろう……）¹⁰⁷

支援者たちへの戸惑いを隠せず、どのように振る舞ってよいのか不安であったが、支援者たちが保釈に向けて運動を展開してくれたことを知り、感動して涙を流した。「何もかも、全て夢のようだった。裁判の流れが、大きく転換した時でもあり、もっと記録しておきたいのだが、今、当時を思い出しても、ハッキリとした記憶がない」¹⁰⁸と述べるように、支援者たちが自分のために活動してくれたことに感謝している様子がうかがえる。彼ら／彼女らの支援の重さを感じ、Dに手記掲載に慎重になるようアドバイスを受けたAだが、事件の不当性を訴えるため、手記掲載に踏み切る。その間支援者たちの運動が活発化し、集会や報告会が催された。同性愛について語るのは「最大限の勇気を出さなければならなかった」¹⁰⁹ものの、頼まれればどこへでも足を運んだ。ところで保釈後から手記掲載までの間、同性愛をめぐる支援者たちとの具体的なやり取りはゲイ雑誌の手記からは伺い知れない。だが、次のエピソードは支援者たちとの間の齟齬を語る上で重要であると考えられる。

雑誌掲載後は様々な反響があり、出版社では事件報告会を企画し、T 公会堂（豊島公会堂か）で開かれた。来場者は千数百人になったという。登壇者として「弁護士、学者、有名作家などが動員されたが、同性愛を弁護する立場として、出版社がある人物に講師を依頼した」¹¹⁰。A は同性愛を語れる人物が少ないこと、そしてその人物がそれを擁護してくれることを期待したものの、「当日あらわれたその人は、濃い化粧をして、派手な和服の着流し姿」¹¹¹だった。社会学者の石田仁は、この人物は東郷健ではないかと推定している¹¹²。当日、A はこの人物には申し訳ないと思いつつも、「とにかく無性に恥づかしかった」¹¹³と振り返る。A のこの時の感情を、内面化されたホモフォビア、あるいは女装と同性愛を切り分けようとする意識と即断することには慎重になるべきだろう。自らに向けられた同性愛＝女装する人と認識されたことについて、いたたまれない気持ちになったのだろう。A は以下のように記している。

化粧をすることも、女装をすることも、それは本人の自由だし、私が嫌悪する理由はない。まして同じホモの仲間であれば、お互いに助け合わなければならない。私の理性は、必死でそう叫んでいるのだが、私はその人物と同席することに、理屈を越えたいたたまれなさを感じた。と同時に、世間の同性愛に対する感情も、存外、こういう感情に由来しているのではないかという考えが、フッと脳裏を過ぎった¹¹⁴。

A は同性愛＝女装と見られたくない反面、「世間」においては同性愛＝女装とみなされていると分析する。支援者たちが「善意」で「同性愛を弁護」する立場の人物を招き、その人が同性愛＝女装を体現し、A に無用の感情の混乱を引き起したのである。もちろん現実問題として、この時代に「同性愛を弁護」する立場を表明した人は圧倒的に少ない。まして同性愛＝女装の人物を登壇させることそのものが悪かったということではない。ただ、同性愛が「当事者」の問題として切縮められ、同性愛者間の齟齬と混乱を引き起こした点を深く考える必要がある。ヘテロセクシズムが蔓延している社会において、同性愛は「自由」や「私的」な領域ではなく、「自由」や「私的」な問題として語られる構造がまさに権力関係を発生させ、同性愛者を排除させるのである。支援者たちと A の距離感がどのようなものであったかはまだまだ不明な点が多いが、前節で分析した A 君を守る会の活動と合わせて考えれば、同性愛をめぐる非対称性の問題がそれほど深められたとは考えられない。

第3項 同性愛者間の反響

最後に、富士高校放火事件は同性愛者にどのような影響を与えたのかについて、ゲイ雑誌の読者投稿欄を中心に検討する。1970年代はゲイ雑誌隆盛の時代であり、専門誌が相次いで創刊された。1971年の『薔薇族』創刊を皮切りに、74年『さぶ』、同年『アドン』、77年『ムルム』、78年『THE KEN』（のち『ザ・ゲイ』）が生まれた。『薔薇族』はグラビア、小説、コラム欄、回送システムなどが人気を博し、『さぶ』は主にグラビアや小説に力を注ぎ（いわゆる「野郎系」）、『薔薇族』と同種の回送システムを設けていた。『薔薇族』と『さぶ』は好みのタイプなどで棲み分けがなされていた。一方、『アドン』、『ムルム』は同性愛者の南定四郎を編集長に据え、『薔薇族』とは対抗関係にあった。特に『ムルム』はアメリカの記事紹介、ライフスタイルを紹介する雑誌を目指しており、『ムルム』はMy Life My Way (MLMW)の頭文字から取られたタイトルからも明らかなように、『薔薇族』や『さぶ』の誌面構成とは一線を画していた。『THE KEN』は東郷健が主宰した雑誌であり、独自色が強い雑誌である。

これらの雑誌群のうち富士高校事件を取り上げたのは、『アドン』（1975年1月号）であった。その後、同誌は1975年2月号で「前号の末尾に朝日新聞にのっていた富士高校放火事件の論評記事を十二行ばかりで扱いましたところ、早速、関係する救援組織の若者がやってきました。『同性愛者は差別されているから、そのことに関して機関紙に寄稿してほしい』という用件でした」¹¹⁵と記されている。1975年12月号にAの手記が掲載（未見）され、その反響が読者投稿欄に掲載されている。投稿者は「何をもって異常と決めるか、なんら根拠のない話で、むしろ同性愛の方が自然ではないかと思えます。何事にしても触れる機会が多い同性に魅力を感じてあたりまえ……だと考えます」¹¹⁶と述べ、社会的偏見から同性愛者の人間性まで汲んでくれず、嫌悪感を持つ人間がいると言及する。自分が定時制4年で来春大学に進学することなどを記し、そしてAと同じ名前を持つ人間として、裁判での勝利を願っていると締めている。投稿者はAと同様の境遇であり、共感を示しているものの、「気の弱い者」と自ら言うように、裁判を支援するなどの具体的な行動には出なかつたろう。『アドン』掲載の手記は「たいへん反響をよび、映画化の話ももちあがっています」¹¹⁷と編集後記に記されているが、映画化は確認した限りでは実現していない¹¹⁸。

『ムルム』掲載の手記の反響は「Aさんの手記には心をうたれました。今度はAさんの小説なんか読みたいと思っています」¹¹⁹と記されただけである。

『薔薇族』は『終末から』の手記を紹介している。「……警察のホモについての考え方は、こうでもあろうかと思われる迫力あるもの。そして、こうしたホモへの侮蔑的態度は、一たん弱みに落ちこんだホモに対して一般社会もまた見せるものなのが恐ろしい。」¹²⁰と警察による取調べが強圧的だったことと社会の同性愛への嫌悪感を結び付け捉えている。また、読者投稿欄ではアメリカや欧米で活発化しつつあったゲイ解放運動を紹介した後、『終末から』の A の手記に言及し、『性的『異常』者』イコール『犯罪者』という、しつらえられた権力の網にかかった仲間のもがきを、決して傍観すべきでないことを、示唆してくれたと思うのです。この偏見、このフレームアップから目をそらしてはならないと、僕も思います。読者がなんらかの形で A 君救援にたちあがるべきだと思います」¹²¹と訴え、救援の意味で『薔薇族』編集部にカンパとして 5000 円同封した旨が記されている。

『アドン』、『ムルム』、『薔薇族』では、富士高校放火事件についての言及は管見の限りでは上記の記事しか発見できず、『さぶ』は事件そのものも報じていない。これは同性愛者の側の「無関心」というよりは、富士高校放火事件の活動は「A 君を守る会」を中心に展開していたため、東郷健以外は同性愛者の入り込む余地がなかったためと思われる。同性愛者が積極的にエンパワメントするまでにはまだ時間がかかったのである。

おわりに

本章では富士高校放火事件の概要と、その支援者や事件に関与した人々の語りの位相について考察した。富士高校放火事件は被差別部落出身、定時制高校の生徒、同性愛など社会的に劣位に置かれた A を警察は誤認逮捕したこと、とりわけ同性愛への嫌悪感を下敷きに A へ「自白」を強要し、有罪に持ち込もうとしたのである。そのような中で、支援者たちの粘り強い運動により、A は無罪を勝ち取り、曲がりなりにも国家賠償請求訴訟も勝利を収めた。しかし、支援者や事件に関与した人々と A は同性愛をめぐる齟齬と混乱があり、同性愛の問題は周縁へと追いやられたのである。

繰り返しになるが、私は富士高校放火事件を同性愛のみが最重要の要素であったと主張したいのではない。そうではなく、被差別部落出身、定時制高校生、同性愛者であることがそれぞれどのような語りの位置にあり、事件を語る人々が何を重視し、何を周縁化しているのかを明らかにした。言うまでもないが、被差別部落、定時制を重視することそのものが同性愛に対してある種の「偏見」を助長させたわけではない。むしろ被差別部落、定

時制をめぐって当時の問題設定を「流用」することによって、同性愛はある種の「社会問題」へと「格上げ」された側面があったとさえいえるからである。

しかしながら、富士高校放火事件における「問題」の中では同性愛は周縁化され、「自由」や「私的」なものへと問題は矮小化された。いわば、同性愛は「社会問題」化されつつも、それは「私的」なものであり、「私的」に留まっていれば、社会的には「認められた」存在になったのである。社会における同性愛への嫌悪感は国家や警察のみが形作っているのではなく、広く人々の間に根差しているのである。異性愛主義に基づく統治は国家が担っているものの、それを受容し、「当たり前」のものとしている限りにおいては、嫌悪感は醸成され続けてしまう。

富士高校放火事件は同性愛を一つの「社会問題」として「認知」させたものの、「差別」のはらむ根本的な「問い」は共有化されずにいた。このような「社会問題」のなかでの中心と周縁を考えることは、現在の社会編成を問う上でも重要な問題を投げかけているのではないだろうか。

¹ 日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』（現代人文社、1998年）。

² プロジェクトG編『オトコノコのためのボーイフレンド』（少年社、1986年）。また同時期にI L G A日本（International Lesbian Gay Association）が発行した機関誌『Win』（12号、1989年10月）で南定四郎が「[ユトレヒト大学へのレポート] 日本におけるゲイ差別」と題して富士高校放火事件を「放火事件の容疑者の自白はゲイのプライバシーを材料にして、不当につくりあげられたものであった。このようなことが起きるのは、ホモセクシュアリティについてモラリスティックな考え方が支配している結果」と述べている。さらに「このような意識構造は、ゲイのセクシュアリティに対する反感から発生する。彼らはゲイのセクシュアリティとは社会のモラルを破壊すると考えている」（13頁）事件と指摘する。

³ 同前、67頁。

⁴ 百瀬和男『弁護と随想録—折々の記』（私家版、2004年）。百瀬の生い立ちや自身が弁護を手掛けた事件の概要が記されている。富士高校放火事件については、自身の見解や当時の様子を振り返る回想という体裁ではなく、資料を転載してそれに語らせようとしている。

⁵ 永野恒雄「富士高校放火事件」柿沼昌芳、永野恒雄編著『[戦後教育の検証] シリーズ学校の中の事件と犯罪 3 1973—2005』（批評社、2005年）。

⁶ 本章執筆時に石田仁「富士高校放火事件の再構成—複合差別、セクシュアリティ、（トランス）ジェンダー」『現代思想』（第43巻第16号、2015年10月）が発表された。石田は富士高校放火事件の経緯を追い、被差別部落出身・定時制・同性愛の重層的な差別のあり様を資料に基づき分析している。また同性愛と「女装」の関係を問い、複雑な力学を捉えている。石田の分析は本章と重なる点はあるものの、Aと支援者との関係性は論じておらず、またAの手記（『終末から』など）を使用していない点で、本章の意義は減じてはいない。

⁷ Aのプロフィールは以下の通りである。1944年9月4日兵庫県生まれ。父方の祖父は被差別部落出身であったという。4歳の時母親がAを連れて家を飛び出す。小学校5年生の際、父親のもとに帰される。学校での勉強に当初ついていけなかったが、中学卒業前に480

番中 5 番以内の成績になる。高校には行けず、就職活動するが不採用となる。その後、四条畷高校（定時制）に通い、在学中大阪府労働部職業訓練課に就職。しかし同性との恋愛関係が破綻し、自暴自棄になり役所の金に手をつけ、自殺未遂もする。地元での生活に行き詰まりを感じていたため上京し、ゲイバーにつとめ D と知り合う。D の世話を受けつつ、都立富士高校定時制に入学する。裁判最終後は「塾経営者」を名乗る（八木晃介「富士高校放火事件—狭山と八鹿を繋ぐもの」『部落解放』181号、1976年2月、69～72頁、『朝日新聞』1984年6月30日朝刊を参照した）。

⁸事件については同時代の記録として以下のものがある。石井彰「いつか誰かが火をつけて—教育・差別・私—」『終末から』（1974年10月、9号）、日比幸一「Aさんのこと」『終末から』（1974年10月、9号）、A君を守る会「保安処分は始まっている」『日本読書新聞』（1974年12月2日、1791号）、八木晃介「富士高校放火事件—狭山と八鹿を繋ぐもの」『部落解放』（1976年2月、181号）、同「母たちの女性史④ 悪女の汚名を着ても」『月刊ペン』（1977年4月、10巻4号）、高橋一穂「犯罪の研究⑩—富士高校放火事件—」『創』（1978年11月、8巻11号）、百瀬和男「冤罪と弁護士活動」『新地平』（1978年7月、49号）、稲葉馨「検察関係国賠訴訟の動向—都立富士高校放火無罪国賠訴訟控訴審判決（昭和高裁昭和62・12・24）を機縁として」『ジュリスト』（1988年5月1日、907号）。当時の肩書きは日比（『終末から』編集部）、八木（毎日新聞記者、東京部落解放研究会会員）、高橋（ルポライター）、百瀬（弁護士）、稲葉（熊本大学助教授）である。

⁹「都立富士高でナゾの出火 三カ所から同時に炎」『読売新聞』（1973年10月26日夕刊）、「富士高また放火 教室など3カ所 深夜若い男を目撃」『朝日新聞』（1973年10月26日夕刊）、「また放火でボヤ 都立富士高」『毎日新聞』（1973年10月26日夕刊）「都立富士高校で放火 三カ所で燃える すぐ消す」『東京新聞』（1973年10月26日夕刊）など。

¹⁰前掲、石井彰「いつか誰かが火をつけて—教育・差別・私—」256頁。

¹¹A「冤罪を生む“常識”という偏見」『展望』（198号、1975年6月）69頁。

¹²同前、69頁。

¹³前掲、石井彰「いつか誰かが火をつけて—教育・差別・私—」257頁。

¹⁴同前、256頁。

¹⁵Aと親しい友人のEは執拗に警察の取調べを受けていたといい、「アパートの住人や家主のところ、職場にまで刑事が聞き込みに回り、彼[E]は『Aさん、俺が放火犯人に疑われているらしい。どうしたらいいんだろう』と何回も青い顔をして、私の部屋にたずねてきた」（前掲、A「冤罪を生む“常識”という偏見—富士高放火事件の孕むもの—」74頁）と述べている。のちAの取調べを受けた際、Eの話がたびたび出ていた。Eは沖縄出身で警察は「沖縄の人間は日本人じゃない。あいつ等はチャンコロ（中国人）だ」（同前、74頁）ということで「疑い」をもったという。

¹⁶前掲、高橋一穂「犯罪の研究⑩—富士高校放火事件—」252頁。

¹⁷「定時制一年生を別件逮捕 富士高放火」『読売新聞』（1973年11月24日朝刊）。

¹⁸A「“異常者”というレッテルゆえに……—都立富士高校放火事件被告の訴え—」『終末から』（9号、1974年10月）248頁。

¹⁹同前、241頁。

²⁰もっとも警察は、Dと接触を試み、窃盗容疑で逮捕された翌日（11月13日）にD宅を訪れている。妻がいたためDは自宅での取調べを拒み、同月15日に参考人として取調べを

受けた。しかし警察は、この間の動きについてはAに隠していたことがのちに明らかとなった（「判例特報② 都立富士高校放火事件控訴審判決」『判例時報』（892号、1978年8月21日）33頁）。

²¹ 「判例特報① 富士高校放火事件決定」763号、1975年2月11日）19頁。

²² 「定時制生徒が放火自供 都立富士高火事」『朝日新聞』1973年11月24日夕刊。

²³ 「富士高放火自供 別件逮捕の生徒」『読売新聞』1973年11月24日夕刊。

²⁴ 女性の放火は性的な事柄からおこるものとされていた。例えば野添敦義『女性と犯罪』では「女性の放火の場合は、大抵其の行ふことと結び付いて、恋愛乃至は性的関係と云ふものが多かれ少なかれ存在するものである」（（武俠社、1930年）119頁）と戦前から語られている。また裁判での証人尋問でも以下のようなやり取りがあったという。

検〔察〕「証人は永年放火事件の捜査に従事していますね」

証〔人—警察〕「はい、十数年になります」

〔中略〕

検「では、被告人が犯人である可能性が、きわめて高いと言う根拠を具体的に説明して下さい」

証「犯人には必ず動機があります。放火犯人の犯行動機を大別致しますと、一つは営利目的、つまり保険金目当てなどです。次は怨恨、つまり建物の所有者や居住者に対する恨みから、放火をする場合があります。第三は変質者の犯行、つまり火事を見て興奮する者、又、不平や不満を放火によって晴そうとする者などですが、特に女性と性的異常者が多い様です。Aの場合、この第三に該当します。彼は性的異常者、俗に言うオカマでありまして、男でありながら男を好くという異常な性格です。普通、男を愛するのは女と決っておりますから、Aは肉体的には男性ですが、男を愛する以上、性質的女性だということになります。性的異常者で、しかも性格が女性である男。これはもう、放火犯人としての可能性は非常に大きいということになります」（A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録②」『ムルム』（7号、1978年9月）75頁）。

²⁵ 「定時制生徒浮かぶ 都立富士高の放火事件」『毎日新聞』1973年11月24日朝刊。

²⁶ 「試験がイヤで放火 都立富士高 定時制生徒逮捕」『毎日新聞』1973年11月24日夕刊。

²⁷ 前掲、A「“異常者”というレッテルゆえに……—都立富士高校放火事件被告の訴え—」249頁。

²⁸ 前掲、石井彰「いつか誰かが火をつけて……」259頁。

²⁹ 同前、259頁。

³⁰ 前掲、A「冤罪を生む“常識”という偏見—富士高放火事件の孕むもの—」71頁。

³¹ 同前、71頁。

³² 「真犯人」の問題は、裁判の過程で、Aが放火を犯していない証拠として提出された。全日制のこの生徒が真犯人（F）と会い、会話を録音したものを生徒会長と新聞部長に渡したものの、事件当夜に紛失した1年C組の出席簿である。Fと会話したある生徒は裁判では

証言を翻し、演劇の練習のため父親を相手に吹き込んだものと述べている。この生徒の変節は、警察・教師による圧力によるものであったと親しい友人に語っているという（前掲、高橋一穂「犯罪の研究⑩—富士高校放火事件—」259頁。前掲、八木晃介「富士高校放火事件—狭山と八鹿を繋ぐもの」67～68頁）。なお、八木の記録によると、ある生徒が生徒会長と新聞部長に話をした日付は1974年4月17日である。判決では、ある生徒の語る内容についての信憑性と出席簿の紛失が放火事件とをただちに結びつけられないとして、「真犯人」問題の証拠にならないと斥けた。

³³A「被告人経験者として“弁護士抜き裁判”に想う」『新地平』（49号、1978年7月）51頁。このような投げやりな態度を取ったのは、刑事からの弁護士の「あくどさ」を吹聴されただけでなく、別件逮捕された窃盗の公判であった国選弁護人とのやり取りに失望したためだった。

³⁴前掲、A「“異常者”というレッテルゆえに……—都立富士高校放火事件被告の訴え—」250頁。

³⁵「判例特報③ 富士高校放火事件第一審判決」『判例時報』（777号、1975年7月1日）23頁。

³⁶A「青空の見た日 “同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録①」『ムルム』（6号、1978年7月）37頁。

³⁷その一つの動きとして、新左翼運動や市民運動関連の裁判を支援した救援連絡センターの機関紙『救援』にも富士高校放火事件への共闘を呼びかけるものや裁判の経過を述べた記事が掲載されている。これは「A君を守る会」が救援連絡センターへアクセスしたものとされる。以下記事掲載は「富士高校放火事件—A君デッチあげと闘う」（68号、1974年12月）、「富士高校放火事件—A君に求刑八年—」（70号、1975年2月）、「富士高差別差別糾弾！A君完全無罪要求！総決起集会開かる」（71号、1975年3月）、「富士高校放火『犯人』デッチ上げ事件 A氏に無罪判決かちとる—検事側控訴に反撃を！」（72号、1975年4月）、「控訴審は九月 富士高校放火事件」（74号、1975年6月）、「検察側の『控訴趣意書』批判 富士高放火事件」（78号、1975年10月）、「不当な検事控訴は止める」（80号、1975年12月）、「3月29日富士高放火事件デッチ上げ A君控訴審判決」（107号、1978年3月）、「富士高放火事件・A君デッチ上げ裁判」（108号、1978年4月）、「三つのえん罪国賠判決 富士高放火事件は勝訴 米谷事件で賠償認めず」（183号、1984年7月）。また救援連絡センターでの大会で「フレームアップとの闘い」と題した分科会で「A君を守る会」は「平沢貞通氏を救う会」（帝銀事件逮捕者）、「土田邸・日石郵便局・ピース缶爆弾」などとともに発言をおこなっている（89号（1976年9月）、101号（1977年9月））。政治事件とともに、「国家権力」の弾圧の「象徴」として富士高校放火事件は位置づけられる。

³⁸前掲、石井彰「いつか誰かが火をつけて……」264頁。

³⁹A「青空の見た日 “同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録④」『ムルム』（9号、1978年1月）77頁。なお『終末から』編集部の日比幸一が手記掲載に至った経緯についてある人を通じて事件の概要を聞き、裁判の傍聴を見に行った際「彼は絶対にシロだと思った」（前掲、日比幸一「Aさんのこと」253頁）と感じた。「その後、裁判は進展し、七月には彼は保釈の身となった。原稿のことを『守る会』の石井さんを通して、もちかけてみた」（同前、253頁）と語っている。

⁴⁰A「青空の見た日 “同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録⑤」『ムルム』（11号、1979年5月）90頁。

⁴¹前掲、「判例特報③ 富士高校放火事件第一審判決」25頁。この判決ではB自身も放火の嫌疑がかけられており、苦し紛れにAの名前を出したことについても合理性があると結論付けている（同前、25頁）。

4²同前、26 頁。

4³同前、27 頁。

4⁴前掲、「判例特報① 富士高校放火事件決定」18 頁。なお控訴審判決では窃盗の取調べ時間を 25 時間 55 分、放火のそれを 70 時間 9 分とした（前掲、「判例特報② 都立富士高校放火事件控訴審判決」43 頁）。

4⁵同前、21 頁。

4⁶同前、28 頁。

4⁷同前、28 頁。

4⁸同前、29 頁。

4⁹同前、29 頁。

5⁰同前、30 頁。

5¹同前、30 頁。

5²同前、30 頁。

5³同前、30 頁。

5⁴同前、30 頁。

5⁵同前、31 頁。

5⁶同前、32 頁。

5⁷同前、32 頁。

5⁸なお裁判所がこのような判決を下したことで、同性愛を「容認」していたこととは別である。判決では、D による物心両面の関係性やそれを暴露されることを恐れた点について述べ、「右のような関係からうかがえる被告人の異常な性格と放火の動機との結びつきを知るために、その関係を詳細に問いただすこと自体は、とくに非難すべき事柄ではない」（前掲、「判例特報① 富士高校放火事件決定」19 頁）と記している。「異常な性格」と「放火」の関連性は判決では語られていないが、「容疑者」として「異常な性格」の人物を取調べることそのものは否定されていない。判決は同性愛を「肯定」しているわけではない。

5⁹「富士高校放火事件 証拠なく自供も信用できぬ 捜査を厳しく批判 東京地裁 別件の盗みだけ有罪」『朝日新聞』（1975 年 3 月 7 日夕刊）。

6⁰「富士高放火 別件逮捕の被告無罪 自白、信用できない 取調べに数々の違法」『毎日新聞』（1975 年 3 月 7 日夕刊）。

6¹「判例特報② 都立富士高校放火事件控訴審判決」『判例時報』（892 号、1978 年 8 月 21 日）44 頁。

6²同前、42～43 頁。

6³「富士高放火 『自白強制』高裁も支持 全調書を不採用 『別件逮捕』は違法性なし」『読売新聞』（1978 年 3 月 30 日朝刊）。

6⁴「『自白の信用性疑問』 富士高放火えん罪裁判 検察の控訴棄却」『毎日新聞』（1978 年 3 月 30 日朝刊）。

6⁵「判例特報② 都立富士高校放火事件無罪国家賠償第一審判決」『判例時報』（1122 号、1984 年 9 月 21 日）96～97 頁。

6⁶同前、98 頁。

6⁷同前、98 頁。

6⁸同前、108 頁。

6⁹「判例特報③ 都立富士高校放火事件無罪国家賠償訴訟審判決」『判例時報』（1270 号、1988 年 6 月 11 日）62 頁。

-
- 7⁰同前、62頁。
- 7¹同前、63頁。
- 7²「都立富士高放火事件で都に360万円のえん罪慰謝料支払い命令」『毎日新聞』(1987年12月25日朝刊)。
- 7³「違法な取り調べ 高校放火えん罪に賠償命令 東京地裁判決 誘導で自白強要 新証拠なしに控訴」『朝日新聞』(1984年6月30日朝刊)。
- 7⁴「富士高放火無罪事件 国と都に賠償命令 東京地裁『取り調べは違法』」『毎日新聞』(1984年6月30日朝刊)。
- 7⁵「『富士高放火』も無罪」『朝日新聞』(1988年1月8日夕刊)。
- 7⁶前掲、高橋一穂「犯罪の研究⑩—富士高校放火事件—」260頁。
- 7⁷同前、261頁。
- 7⁸A「冤罪を生む“常識”という偏見」62頁。
- 7⁹同前、63頁。
- 8⁰前掲、八木晃介「富士高校放火事件—狭山と八鹿を繋ぐもの」68頁。なおサブタイトルにある「八鹿」とは八鹿高校事件を指している。この事件は、「一九七四年(昭和四九)一月二二日、兵庫県立八鹿高校における部落解放研究会の設置をめぐり、これを推進する部落解放同盟および労働組合などからなる八鹿高校差別糾弾共闘会議と、反対の立場をとる教職員らの対立によって生じた事件」(「八鹿高校事件」佐々木毅、鶴見俊輔、富永健一、中村政則、村上陽一郎編『増補新版 戦後史大事典』(三省堂、2005年)執筆著者:黒川みどり)である。八木は放火事件においてAへの非協力的態度をとった富士高校と八鹿高校教職員を「退廃」と断じ、部落解放同盟側を支持している。
- 8¹同前、73頁。
- 8²同前、73頁。
- 8³同前、75頁。
- 8⁴同前、74頁。
- 8⁵八木晃介「母たちの女性史④ 悪女の汚名を着ても」『月刊ペン』(10巻4号、1977年4月)213頁。なお、八木はAの「幼児体験」(母親の性行為を目撃した)ことについて触れ「Aの幼児体験は、本人がどう考えようと、やはりそれ自体完全に倒錯している。しかし、私は彼の倒錯した幼児体験のみをとり出して、のちの彼の同性愛を説明しようとは考えない。同性愛は確かに倒錯した愛と性の形態には違ひなからうが、それにしてもあえて説明をつける必要があるとは思わない」(同前、213頁)と述べている。同性愛の「原因」が「倒錯した性体験」の影響ということは否定しているものの、同性愛は「倒錯した愛と性の形態」と位置付けており、異性愛の「原因」についてはそもそも考えに及ばない。
- 8⁶前掲、石井彰「いつか誰かが火をつけて……」265頁。
- 8⁷同前、264頁。
- 8⁸A君を守る会「保安処分は始まっている」『日本読書新聞』(1791号、1974年12月2日)7頁。
- 8⁹同前、7頁。
- 9⁰権力によるフレームアップは『終末から』の編集部員も同様の主旨を述べている。「異常な人間、弱みを持つ人間、それに反体制的な人間、このいずれかの範ちゅうに入る人はねらいうちされる。“正義を守る”警察によって。彼はその犠牲者の一人であったのだ」(日比幸一「Aさんのこと」『終末から』(9号、1974年10月)254頁)。国家による弾圧とそれに対抗する「市民」という構図になっているが、むしろ「市民」が同性愛者に対して偏見や嫌悪、「寛容」という感情を抱いているということは埒外にある。

⁹¹刊行されたものを読めば「周縁」に位置づけられているが、「A君を守る会」全体がどのようなスタンスを取ったかについては、まだ不明な点が多い。「A君を守る会」は会誌を頒布しており（『守る会通信』一未見）、また裁判終結後に記念誌も作成しているという。まだ存命のメンバーも多くいると思われるので、個々のメンバーや会のスタンスについては改めて検討を加えたい。

⁹²前掲、A「“異常者”というレッテルゆえに……—都立富士高校放火事件被告の訴え—」252頁。

⁹³「被告と人間国宝の同性愛関係」『週刊読売』（37巻18号、1978年4月30日）141頁。

⁹⁴前掲、A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録①」37頁。なお、掲載誌の『ムルム』には「この事件〔富士高校放火事件〕は同性愛の問題が裁判の本質」（同前、37頁）と記述している。もちろん、これはゲイ雑誌の読者を想定して、同性愛の問題を大きくクローズアップしたものと解釈できるが、一般に流通している雑誌や書籍では吐露できない心情を描いているとひとまず言えるだろう。また『ムルム』掲載の手記には拘置所内の様子も記述されており、それ自体興味深いが、やや「成長譚」的なストーリーとして語られる。拘置所内ではより立場の低い人間へのレイプや虐待が横行していたが、自らがリーダーになったときには留置されている人々を「統率」し、房内改革をおこなったと書かれている。そして仲間内の「連帯」が芽生え、無罪を勝ち取る原動力になったとしている。拘置所内の荒廃した雰囲気を変えたとする話を現時点ではどこまで信用していいのかわからないが、『ムルム』執筆時のAの同性愛や社会に対するスタンスを吐露しているとも読める。ちなみにこの連載の手記は一審判決終結前で閉じられており、その後の動きは記されていない。

⁹⁵同前、39頁。

⁹⁶同前、37頁。

⁹⁷前掲、A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録②」74頁。

⁹⁸同前、74頁。

⁹⁹前掲、A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録①」40頁。

¹⁰⁰A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録④」『ムルム』（8号、1978年1月）73頁。

¹⁰¹A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録⑤」『ムルム』（11号、1979年5月）89頁。

¹⁰²A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録⑤」『ムルム』（11号、1979年5月）89頁。なおAはDとの関係を「真剣な愛」とたびたび言及する。同性愛＝異常観を払拭するため、Dとの関係をそのように記述しているとも考えることもできるが、支援者たちとの関係や拘置所内での同性行為の「単なる“はけ口”遊び」（前掲、A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録②」78頁）とは違う高次の親密性であることを強調したいためとも解釈できる。

¹⁰³A「青空の見た日“同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録③」『ムル

ム』(8号、1978年11月)119頁。

104同前、119頁。

105同前、119頁。

106同前、119頁。

107前掲、A「青空の見た日 “同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録④」73頁。

108同前、75頁。

109前掲、A「青空の見た日 “同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録⑤」90頁。

110同前、91頁。

111同前、91頁。

112前掲、石田仁「富士高校放火事件の再構成—複合差別、セクシュアリティ、(トランス)ジェンダー」242頁。

113同前、91頁。

114同前、91頁。同性愛と女装をめぐる次のエピソードもAは記している。房内に女装姿の男性が収監された。房長のAは女装ではなく男性の身なりに整えるよう指示する。それを見ていた房内の男たちは不満な態度を取るが、「その時私は無性に腹が立った。女装の男を女の代用品にしたいと思っている、同房の男達への怒りと共に、男でありながら女装をしている男への憤りだった」(前掲、A「青空の見た日 “同性愛裁判”・『富士高校放火事件』勝利までの記録③」119頁)と語る。「公開の法廷の中で、“女装的変質者”“オカマ”“異常者”と、検事や証人の警官から罵られて、私はどれほど口惜しい思いをした事か」(同前、114頁)と、同性愛=女装=異常と言葉を投げつけられ、それを「具現化」したような人物が同じ房内にいることに耐えられなかったのだろう。そのため「弁護士や裁判官、同房の囚人達にも、自分が“男であることを強張〔強調〕していたし、“女性的変質者”という印象を持たれないよう、出来る限り努力してきたつもりだった」(同前、115頁)。しかし女装した男性と房内で話をするうちに「男らしさ」や「女装」に対する疑問が生まれ「だが、その努力にどんな意味があるのだろう。態度や言葉遣いを“男らしく”してみたところで、私の心にある男性への愛情が無くなるものではない。しかも、自分が嫌悪し逃げ出そうとしている“女っぽさ”は、自己を真剣に見つめる程、その存在が浮き出てくる。彼が女装という道を選んだのは、男を愛し、男から愛されたいという自分の欲求を、ある意味では素直に表現しただけなのかもしれない。男を愛しながらその気持を隠し、時には一般の人に付和雷同して、ホモを笑い者にしている“ホモ”も世の中にはいる。それを考えれば、今ここにいる彼の方がどれほどマシなことか。私は改めてこの少年っぽい若者を見直した。」(同前、115頁)と、その「純粹」な感情に納得するようになる。もっともDと

の関係の「純粋」さを補強する言説とも読めなくもない。

¹¹⁵「編集後記」『アドン』(2巻2号、1975年2月)142頁。救援組織とは前述の救援連絡センターであると思われる。ちなみに現在『アドン』を通覧できる公共の図書館が存在しないため、国立国会図書館で閲覧可能な号しか確認できていない。

¹¹⁶無名生「読者から」『アドン』(3巻2号、1976年2月)138頁。

¹¹⁷「編集後記」『アドン』(3巻2号、1976年2月)142頁。

¹¹⁸ちなみに、この映画化の話を持ち込んだのは当時、東京12チャンネルのディレクターをしていた田原総一郎であった可能性が高い。田原は『ドキュメント 第三の性』(エフプロ出版、1977年)(未見)においてAのインタビューに成功している。だが、その内容は「制服フェチ」の側面にもつぱら焦点を当てたインタビューであった(マーガレット「マーガレットの発見!今週のホモ本 第73回 覗きマニア、制服フェチ、SM好きのホモ、レズビアン同好会「若草の会」の代表らをインタビューした、田原総一郎『ドキュメント 第三の性』(2chopo、2015年8月23日、<http://www.2chopo.com/article/detail?id=1425>、2015年11月5日閲覧)。

¹¹⁹T・A「YOUR VOICE」『ムルム』(9号、1979年1月)141頁。なおAは「小説」として「俺が撃たれた日」『アドン 増刊号』(6巻2号、1979年1月)を執筆している。「事実をもとにしたフィクション」(160頁)と語り、拘置所内で出会った人物について書き記している。あらすじはその人物は不良で、たびたび警察沙汰を繰り返していたが、その時出会った警察官に恋慕の情を持っていたが、あるきっかけでその警官が家庭教師になり、それを機に親密さを増していった。しかし、警官が他の人間と親しくしている現場を目撃した際、嫉妬心が募っていった。そこで猟銃を手にするこゝで発散していた。ところが誤ってその警官を撃ってしまい、死刑囚として留置されているというストーリーである。真偽は定かではないが、文章はしっかりと書けており、Aは高裁判決後に文筆業を志そうとしたことが伺える。

¹²⁰「Book Review」『薔薇族』(24号、1975年1月)171頁。

¹²¹M生「人生薔薇模様」『薔薇族』(26号、1975年3月)27～28頁。

第5章 社会主義と同性愛——1970年代を中心に——

はじめに

本章では、社会主義と同性愛の関係、とりわけ日本共産党の同性愛に対するスタンスを考察する。そもそも社会主義と同性愛の関係はいかなるものであったか。よく知られた事実であるが、社会主義国であったソ連は1933年に同性愛行為を禁止、スターリン時代に数万人にのぼる同性愛者をグラウグ（強制収容所）へ送致した¹。非犯罪化されたのは1993年であったという²。中華人民共和国も1997年まで同性愛行為を禁止、強制収容所へ移送がなされ同性愛を抑圧していた³。抑圧を正当化する根拠は「西洋」や「ブルジョア」であり、外部からもたらされる「退廃」という論理であった⁴。

もっとも、社会主義国であれば同性愛行為を禁止していたということは出来ないし⁵、冷戦期を通じて西欧やアメリカにおいても同性愛行為は忌み嫌われていた。例えばマッカーシー旋風が巻き起こった1950年代のアメリカでは、同性愛者像が共産主義者と結びつき、同性愛者を公職から追放した⁶。冷戦期は資本主義／社会主義というイデオロギー対立であったものの、こと同性愛を抑圧する構図はあまり差がないように思われる。両体制はお互いを「墮落」した体制として非難し、その根拠の一つとして同性愛を利用したのである。それらの非難は異性愛の男女一子どもを基盤とした「家族」という価値観を絶対視しており、それを基盤とした社会を建設したためである。同性愛を抑圧することは「家族に基礎をおいたあらゆる国家に共通のひとつの政治的真理」⁷といえるかもしれない。「家族」を基盤とした社会に「外部」から持ち込まれる「敵」を徹底的に抑圧・排除したのである。

ところで近年、社会主義の問い直しがなされ、原子力発電所をめぐる事故を端緒した近代化（生産力）の再考がなされている⁸。だが、社会主義の問い直しが生産力だけでよいのだろうか。むしろ家族観のアプローチを通じて、社会主義の歩みや日本の近現代史の変遷を軸に再検討する必要があるのではなかろうか。社会主義・共産主義運動におけるハウスキーパー⁹は断続的に問題化されたものの、家族—異性愛主義がなかなか問われてこなかった¹⁰。本章では1970年代に出された共産党によるポルノ批判及び性の「道徳論」と、76年に起こった共産党市議をめぐる事件を例に社会主義と同性愛がどのような論理や予見によって嫌悪がなされるかを明らかにする。

第1節 「文化的退廃」への対抗

第1項 共産党のポルノ批判

まず、1970年代の共産党を取り巻く状況について確認しておこう。共産党は戦前からの革命政党として、天皇制批判や「国家独占資本主義」批判をおこない、安保闘争や警職法反対闘争を展開したものの、1949年の衆議院議員選挙を除き、50年代前半の「武力革命論」の影響で国会における当選議員数はわずかな数に留まっていた。だが、1960年代には公害問題やベトナム反戦運動が盛り上がりを見せ、革新自治体を相次いで誕生した。そして1970年代には議会制のなかでの改革を模索し始める¹¹。1972年の衆議院議員選挙では38人(のち追加公認1人)の国会議員を当選させることに成功、野党第2党へと躍進する。だが、部落解放同盟・社会党や新左翼運動との対立、民社党の春日一幸による共産党批判、いわゆる創共協定の成立とその破綻などがあり、党勢は必ずしも安定しなかった。

こうしたなかで共産党は73年3月29日、自民党・民社党を除く「民主連合政府」の統一戦線論を発表し、社会党との融和路線を展開する。その際、性の問題についての見解を発表した。性の問題を取り上げた理由として考えられるのは、この時期に週刊誌などで「性の解放」言説が氾濫していたため、共産党を含む野党が政権奪取をすれば「表現の自由」が侵害されると懸念されていたことに対応するものであった。共産党は「露骨で醜悪なブルーフィルム」については何らかの規制が必要であると認識を持ちつつも、「なによりも国民の健全な良識による解決を重視したい」¹²と「国民」の良識に委ねた。その後、共産党委員長の宮本顕治は「文化」や「道徳」の問題まで踏み込み、75年7月30日に「救国・革新の国民的合意への道を寛容と相互理解に立って——今日の政治的、経済的、道徳的危機から抜け出し、日本民族の進路を民主的に確立するために——」(以下、「救国・革新の国民的合意」と略記)¹³を発表し、テレビ番組や週刊誌などのポルノ批判¹⁴をする。その主題は、日米軍事同盟のもと、「国家独占資本主義」による貧困・環境破壊がなされ、国民本位の政策転換を訴える。そして「ここで重視しなければならないことは、こうした政治的、外交的、経済的危機の進行が、国民の文化的、道徳的生活における危機の深まりともからみあっていることである」¹⁵と主張する。ここで言及されている「文化的、道徳的生活における危機」とは、具体的には「子殺し」¹⁶、「トロツキスト集団」(新左翼運動)、「犯罪の増加」として指摘される。「社会問題」から学生運動までを批判の俎上に上げ、その原因をマスコミの流す内容に注文をつける。たとえば、「受験難などでの中学生の自殺が年間

百人に達し、むき出しの退廃的映像が一部のテレビをつうじて家庭に侵入し、子どもの心をむしばみ、非行を増加させつつある」¹⁷と性の「氾濫」が「家庭」へ持ち込まれることを憂い、親の「不安」を代弁する。マスコミが「害悪」を流すのは独占資本、政党、高級官僚の腐敗や不正、搾取があるためという理由付けをし、(A) 大資本によらない経済安定、(B) 核兵器廃絶、(C) 小選挙区制反対と議会制民主主義の擁護を謳う。さらに (D) 「暴力と破廉恥犯罪の横行、文化的退廃の進行を糾弾し、政治革新と民主主義に立脚する国民道徳、市民道徳の確立」¹⁸を目指すと結んでいる。

「救国・革新の国民的合意」文書は、安保条約・「国家独占資本主義」・自民党政治批判を念頭に置き、「子殺し」、「トロツキスト集団」、「犯罪の増加」という現象を「文化的退廃」と指摘、批判したのだった。では「文化的退廃」を起さず「国民道徳」・「市民道徳」を確立するために何が必要か。それは端的にいえば深夜テレビのポルノ放映と週刊誌の性情報の氾濫を食い止めることにあるという¹⁹。「われわれは、表現の自由は当然尊重する」が、「テレビその他公共機関に準ずるものを通じて、ポルノなどが家庭に流されるという状況は、ひどく病的で異常である。だから、退廃的文化現象を批判して、民族的、民主的な健全な精神と民主的な秩序の確立をめざすというのが、これまでもわれわれの基本的立場である」²⁰と表明する。家庭＝健全な場を形成するためには、ポルノ＝「退廃的文化」の侵入を防ぐ必要性を訴える。家庭が平穏なものとしてイメージされているがゆえに、外部からの「退廃的文化」の侵食を極度に恐れる。また「民族」という言葉を用いることで、国家的な「危機」であることも強調されている。

いわゆる 1960 年代後半の「性の解放」は週刊誌でヌードや性的な記事が氾濫した状況であった。こうした状況に危機感を抱いた共産党はそれへの批判に対抗し、あわせて党の伸長を図ったとみるべきだろう。

宮本が発した「救国・革新の国民的合意」文書を補強する形で、共産党政策委員長の上田耕一郎は「国民的合意と退廃文化の問題」という署名論文を発表している。まず上田は日本社会の「子殺し、内ゲバ殺人、爆弾事件、犯罪の増加、中学生の自殺などの異常な現象は、どれをとってみてもわれわれの日本の社会が病みつつあること、日本民族の文化的、道徳的生活に、民族の未来にもかかわる憂うべき侵食である」²¹と、「民族」の危機を表明し、「未来」にも関わる重大なことであると述べる。

それでは即規制すればよいかということそうではない。「表現の自由」は戦前のタブーを打ち破った点で「反動的抑圧」と戦ったが、現在の性表現は、「人間を侮辱した『フリーセッ

クス』の謳歌（おうか）や、商業主義的なポルノ表現の自由なるものにたいする当然の人間的、倫理的批判も、今度は表現の自由を口実としてタブー視するという、逆のタブー観をも生み出しつつある」²²というのが主張だった。いわばここでは性表現をめぐる目的論的に使い分け、現在の性表現を商業主義的なポルノと解釈し、対抗する形で「人間」や「倫理」を対置させる。現状を肯定することは「逆タブー」になってしまうと主張、ポルノは売買春と同じ「性の商品化」²³であり、非人間的な現象であるとする。

そしてエンゲルスを引きつつ「社会主義になったときの新しい世代の手で、経済的結果その他の利害からはなれて、両性の自由な意思と真の恋愛にもとづく一夫一婦制がつくられるであろう」²⁴と指摘し、子どもの成長を「阻害」するポルノを批判した。

共産党が発表したポルノ批判は権力批判を含んでいるが、戦後の悪書追放運動の論理を焼き直したものに過ぎない²⁵。ここで重要なことは、共産党という革新政党のなかにおいても、家族を称揚し、「子ども」への悪影響を慮るがゆえに、外部の「害悪」を防遏するという論理を共有していたのである。近代家族は保守層のみならず、革新も含めて戦後社会を形作っていったのである。

上田論文以後、『赤旗』では具体的にどの作品が「害悪」であるかを示し、その「実態」を肉付けしていく。東京12チャンネルで午後11時15分から放送された「独占！男の時間」を例に『濡れてみせます』『夜の寝室48手 生レズビアン』などというどぎついタイトルをつけて、上半身裸の女性数人がシャワーをあびている場面やベッドシーン、ストリップショーなどが、コマーシャルをはさんでブラウン管いっぱい映し出されます」²⁶と紹介する。視聴率が10%と高率で経営的観点から放映していると社長のコメントを掲載している。深夜のテレビ番組を憂うある母親は子どもが番組のマネをし、「性に極端に興味を持ったらどうなるかこわくなりました」と語り、「女同士の異常なシーンまで映すテレビ局はどんな感覚なのでしょう」²⁷とテレビ局の姿勢に批判を向ける。「女同士の異常なシーン」を子どもたちが見ることによって「影響」されてしまうのではないかと心配する母親にとって、共産党の表明は「親の自然の気持をくんだ意見」²⁸であると、自らの思いを代弁する「健全」な政党として謝辞を述べる。

また制作者や俳優へのインタビューをおこない、日活ロマンポルノ女優の片桐夕子は「子どもへの影響を考えるとテレビでポルノをやるのは考慮が必要でしょう」という言質を取り、プロデューサーも「準公共性をもつテレビではポルノを自主規制すべきでしょう」²⁹という意見を掲載した。前述の「独占！男の時間」に出演した匿名の女優は「私たちは好き

でやっているんじゃないの」と述べ、「やりたいのはセリフ芸なの。そうするためにもハダカが近道ときいたので仕方なくやっているのよ」³⁰と、不本意ながら女優としてのステップアップのために利用したという告白も続く。東京12チャンネルも番組の「いきすぎ」があったことを認め、演出の仕方について改めるとした。他のテレビ番組についても日本テレビで「ヌード結婚式」やフジテレビのドラマ「花くらべ」について言及し、ヨーロッパやアメリカの規制や運動³¹と比較、日本の現状を批判的に言及する。

この記事では制作者や出演者は「過激」なテレビ番組には慎重ないし批判的で、経営的観点からやむを得ず放映している現状にすぎず、子どもへの「悪影響」を心配し、「健全」な家族関係を脅かすものであるとする。テレビは公共性が高い機関であるがゆえ、何らかの「歯止め」が必要という認識を共有していることが語られる。

『赤旗』では「救国・革新の国民的合意」発表後にポルノや週刊誌を批判したことについて、読者から共感や賛意を示す投書を掲載している。ある母親は週刊誌を「はき気をもよおすような内容」と言い、「免疫性のある大人はまあいいとしても、青少年がこんな低俗な読み物をでうす汚い欲望にのみ憑（つ）かれ、清い愛情を一度も味わうことなく成長したら、大人はなんとって謝罪すべきでしょうか」³²と青少年が「こんな低俗な読み物」に染まったなら「愛情」が育たないと嘆いてみせる。ほかにも「市民的抵抗」³³を説いたものや、青年男子と思われる読者が「問題提起はすばらしいもの」³⁴と絶賛したもの、「子殺し」の風潮を批判したことを「日本の民族的誇りや民主主義の息吹」³⁵とを感じるもの、深夜放送を日本の「恥部」であり、「自民党政治のひとコマ」³⁶と悲嘆にくれるものが載せられている。いずれも共産党の主張に沿った形で投稿がなされている。

だが、それらとは異なる記事も掲載されている。ポルノ映画を鑑賞した青年男子はいつも見に行った後に後悔していたが、仕事で疲れて気持ちがイライラしたため「刺激にさそわれて、ついふらふらと映画館に入ってしまったものです」³⁷と弁明し、ポルノを「心を食い荒らす退廃文化」として批判する。仕事で疲れているなら布団に包まって寝てしまえばいいものを、「刺激」に耐えられないのでやむを得ず出かけてしまうという。これは外部からの「刺激」や「退廃」が実際には『赤旗』読者層にまでも浸透していたことを暗に示している。もちろん、ポルノ批判は子どもへの「影響」という観点からの投書が大半であり、青年へのそれはあまり問題とは誌面上考えられていないのかもしれない。だが、共産党はポルノ批判をより加速させ、青年への主体形成を呼びかけるのである。

第2項 対抗的主体としての「青年」

共産党は76年には積極的に「退廃文化」を批判するようになる。1月8日・9日『赤旗』に発表された無署名論文「退廃との思想闘争は民主的青年運動の重要課題」（以下、「退廃との思想闘争」と略記）は「救国・革新の国民的合意」をさらに推し進め、青年に訴えるべく書かれた文書である。

書き出しは「最近、わが国は、アメリカべったり、財界べったりの自民党政治のもとで、政治、経済分野の危機とともに、文化・道徳の分野での危機がすすんでいる。暴力、殺人、ポルノ映像の家庭侵入や性をめぐる退廃、廃人をつくる麻薬やシンナー遊び、ギャンブルなど、その事態は憂うべきものである」³⁸と前年の議論を踏襲している。このような状況に「悪影響」を受けるのは「成長期の青少年」であり、「この克服と青少年の健全な成長は、日本の未来にかかわる問題であり、わが党および民主的青年運動にとっても重要な課題である」³⁹と提起する。そして青少年の間では(a)暴力・恐喝・窃盗、(b)性をめぐる退廃、(c)麻薬、シンナーなどの幻覚剤、(d)ギャンブルが「退廃現象」として進行しており、日本民主青年同盟（民青同盟）が主体的に対抗しなければならないと説く。そしてこのような「退廃」が起こった原因を「戦後アメリカの占領下で暴力、殺人、セックスを売り物にした映画、出版物や『アメリカ的退廃』がもちこまれ、それと結びついた極端な商業主義の横行によって、急速にひろがり今日にいたっている。さらに、自民党政治の汚職や政治献金、社会的責任を放棄した財界の『利潤第一主義』などの政治的、社会的腐敗、不正の横行が道徳的、精神的退廃の背後にあることも明白である」⁴⁰と結論付ける。「救国・革新の国民的合意」ではそれほど重視されていなかったアメリカなどの「外部」からもたらされた「退廃」と批判しており、ポルノが資本主義国的な要素であると暗示されている。そして学生運動は、「一部の無責任な評論家」がそれに踊らされていると指摘した。以下の文章は生硬な言葉を連ねているが、端的に言えば、一夫一婦制度以外の性はすべて「反動」だと言っているに過ぎず、「道徳」を全面に押し出した議論である。

「一部の無責任な評論家」は「性」の「快樂」化を歴史の流れであるかのようにみなし、「婚前交渉も、姦通も、乱交も、夫婦交換も、同性愛もあらゆる変態性欲の容認も、そうした流れのなかのファッションである」などとのべる人もある。こうした主張は、性的放縦という人類史への逆行現象を進歩的現象であるかのように人間的性愛

をいわゆる「肉欲」だけにわい小化する点であやまっているだけでなく、その種の主張者が自分の妻や家族に「姦通」「乱交」をもとめてはいないことでも明白のように、それは極端に無責任な議論にすぎない⁴¹

異性愛（それも婚姻関係にある男女）を絶対視し、同性愛についても「性的放縦」の一種と見なされ、性の乱れと解釈される。このようなものをもたらしたのが学生運動による「エログロ文化＝ハンマー論」であり、「フリーセックス」を助長させたという。学生寮などで男女の同棲の場となり、「革命的どころか、反動勢力の『退廃』の虜囚にすぎ」⁴²ないと唾棄すべき対象として非難する。

また「退廃現象や退廃的な映像、出版物に無感覚になり、それを普通のことだとみなし、それらの退廃行為に若い仲間をさそうものもある。〔中略〕そうした『悪のさそい』にたいしては、きっぱりした態度をとらなければならない」⁴³と運動を担う者は「悪」に染まってはならず、仲間を「誘う」ことも断固とした態度で臨むべきであるとする。このような「きっぱりした態度」は「階級闘争の不可分の構成部分にさえなっている」⁴⁴とやや強引な論理展開をおこなう。そのような「悪」を断つため、スポーツや「健全」なレクリエーション活動、勉学に励むよう訴える。

「退廃との思想闘争」論文は「救国・革新の国民的合意」より「道徳」色が鮮明となり、青年（具体的には民青同盟やその関連団体）が「退廃文化」への対抗的な主体を積極的に形成するよう呼びかけている。

民青同盟や関連団体は『赤旗』でその意義を見出し、「退廃との思想闘争」を積極的に受容する。たとえば、「青年のあいだに顕著にひろがっている退廃現象を打ち破って健全な民主的なモラルを確立することが、社会の進歩と発展にとっていかに大切であるかを強く学ばされたのはもちろんですが、日本共産党の青年にたいする期待と信頼に勇気づけられたことです」⁴⁵と、共産党の姿勢に「期待と信頼」を寄せている。また、「私たちは、今回の論文主張を真正面から受けとめてみずからの運動に具体的方針をうち立てて推進していきたいと思います」⁴⁶と「退廃との思想闘争」論文は「押し付け」でもなく、崇高な理念を体現したものであり、それを実践することを誓う。また別の記事では学生運動により大学の「退廃」が進んでおり、大学寮が「トロツキスト暴力集団」により私物化され、特に女子寮に「退廃との思想闘争」で触れている同棲やレイプまがいの事例も横行しているという。さらにはある大学寮では週刊誌に『『ホモの館』とまで書かれたことさえあります」⁴⁷

とその「腐敗」ぶりを嘆く。「退廃との思想闘争」論文は大学寮での「退廃」との戦いを進める上で「全国寮生に大きなはげましを与えるものと思います」⁴⁸と結んでいる。

共産党中央委員会が発行する学生向け新聞（『学生新聞』）においても、大学生の「荒廃」ぶりが語られ、民青同盟の一人は「退廃が学生をもむしばんでいるなかで、民青同盟員がそれとの闘争を民主的・青年運動全体の課題として先進的役割を果せるよう、この論文〔「退廃との思想闘争」〕をもとに積極的、前進的にとりこんでいきたい」⁴⁹という発言を引いている。

以上のように学生の間では「退廃との思想闘争」論文が自らの寄って立つべき指針として言葉の上では機能している。また知識人も積極的にこの論文についてコメントを発表している。草鹿外吉（ロシア文学者）、橋本宏子（保育問題研究者）、山田和夫（映画評論家）、嶋津千利世（婦人労働問題研究者）、丸木政臣（和光学園校長）などの学者・評論家・運動家・教育者もこぞって賛意を示している⁵⁰。共産党が「道徳」の問題を取り上げたことによって、「国民的」な盛り上がり演出するためこのような紙面構成になったのであろう。当然のことながら、他のメディアでは賛成ばかりではなく慎重論や批判が数多くなされていた。次に新聞や雑誌から共産党の方針についての意見を検討していく。

第3項 新聞・雑誌の反応

先述の75年7月に出された「救国・革新の国民的合意」は新聞で取り上げられ、『朝日新聞』では『「退廃」かそうでないかを、だれが、どういう基準できめるのか。また『ポルノ規制』が検閲制度の復活推進というものと結びつけて受けとられることはないか』⁵¹と表現の自由／「わいせつ」の論点を提示した。そして「常識的な市民層をひきつけ、ひいては党の勢力拡大にも結びつくだらう」⁵²と党勢拡大の意図を指摘する。『読売新聞』では表現の自由をめぐる規制／慎重論議をまとめ、共産党のイメージアップを図ったものではないかと推測する⁵³。『毎日新聞』では識者の4人のコメントを掲載し、作家の井上ひさしはポルノを「誰にも迷惑をかけない。ポルノはよくないというのは、ファッション的な発言だな」⁵⁴と共産党の姿勢を批判した。小学校教諭の村田栄一は子どもが性に対して興味をもつことは当然であり、むやみに見せるべきではないが、規制の対象には反対の立場をとる。逆に共産党の意見について同意を示しているのは、自民党議員でタカ派と知られる奥野誠亮である。奥野は「性に限らず小さい時から無理な欲望を抑える訓練をする必要

があり、美的、道徳的な情操を養わなければならない」⁵⁵とし、共産党と同意見であると言う。どちらとも取れる発言として日本婦人有権者同盟会長の紀平悌子は共産党の発言を「ごく普通の一般市民の感覚」であるが、法律で規制することは出来ないので、「文化の在り方や社会環境の問題などとあわせて、みんなで考えていくことが必要だ」⁵⁶と述べるに留まっている。この時期の新聞では共産党への懸念は表明されつつも、現状に対して不満がないわけではなく、やや静観の構えをとっている。

これに対して、76年1月に発表された「退廃との思想闘争」論文については『朝日新聞』では共産党の上田耕一郎の見解と上述の井上ひさし、医者村松博雄がそれぞれコメントを出している。上田は一夫一婦制をエンゲルスの理論を下敷きに当然のこととし、「一部の無責任な評論家」は自分のパートナーに「姦通」や「乱交」を求めるのかと問う。そして「退廃」文化はアメリカの悪影響であると批判、「退廃との思想闘争」と同様の見解を示している。これに対して井上は「あくまで当人同士の問題」であり、「悪いものは自然に淘汰」⁵⁷されると批判する。村松は欧米ではピルによって、女性が主体性を持つことができるようになり、性意識が変容しつつある現状を肯定する⁵⁸。そして「イギリスでは、同性愛もコミュニケーションの重要な手段で、なんら人間の尊厳にそむくものではない、とされ始めている。資本主義の退廃の現れとして片づけるだけでなく、文化論の立場からも具体策が聞きたい」⁵⁹と欧米の「性解放」を紹介しつつ、共産党へ注文を付けている。あくまでも共産党の見解を伝えることに徹した上田に対して、井上は個人の「自由」として批判し、村松は欧米の「性解放」と対比させて、共産党の姿勢が時代と逆行していると疑義を呈する。

新聞記事では賛成派と反対派双方の意見を掲載しているのに対して、雑誌では「退廃との思想闘争」は槍玉に挙げられた。作家の野坂昭如は『週刊文春』に共産党批判の文章を寄稿している。野坂は自らを「アンチ反共」と言い、共産党に対して敵対的な行動を取るつもりはないと言う。しかし「ぼくが、何故この文章を書く気になったか、枝葉末節の如くだけ、『的』の氾濫に象徴される、人間についての認識の、粗雑さにうんざりしたこと、及び、あまりにも偽善に満ちているからだ。それはもう反吐が出るほどである」⁶⁰とやや曖昧な表現ではあるが、理論や規律で人間を分類化し、縛ることに対する嫌悪感を吐露している。そして自分の娘が売春をしたとしても「この論文の如き、形骸化した言葉のもてはやされる時代に、生きるよりはましだと思う」⁶¹と述べる。一夫一婦制を理想とし、それ以外を「退廃」とする共産党は「性をこんな風に、画一化するのは、全体主義のなによ

りの特徴」とし、『文化、勉学、スポーツなどの活動で、健康とよろこびにあふれた青少年に』戦時中の、写真週報でよくこのての絵柄と文章をみたものだ⁶²と戦時中の経験と現在の共産党の姿勢を二重写しにする。野坂は「健全」の欺瞞性を突き、「全体」への統合よりは「退廃」を選ぶと主張する。

このような「アンチ反共」からの批判だけでなく、「アンチ共産」からのそれもある。『週刊読売』では共産党に批判的なジャーナリストや作家に評論を依頼している。作家の杉浦明平は共産党が「上からの革命」を目指しており、「そのためには、どんな手段も辞さないんです」⁶³と恐怖感を煽る。ジャーナリストの俵孝太郎はそもそも犯罪やギャンブルで家庭が崩壊する事例は増加傾向にはなく、「徹底した青年蔑視のシロモノ」⁶⁴と切って捨てる。『週刊読売』では「退廃との思想闘争」論文を反共イデオロギーに利用したことが伺える。

もちろん、このようなイデオロギー対立としてだけ週刊誌が共産党の論文を嘸し立てたのではない。「退廃との思想闘争」において名指しで非難された女子寮の入寮者は「私たちが考えているのは、寮は一つの共同体」であり、「社会的には、私たちがやっていることは反逆と見られるかも知れないけど、道徳とか価値観は、それぞれによって違うわけで、共産党のようなきめつけができるものですか。要するに私たちがいいたいのは、自分の家にいるのなら、いくらでも男の人の訪問は自由なのに、なぜ、寮だとそれがいけなくなるのか、それはおかしいということです」⁶⁵と共産党のレッテル貼りを批判する。

「アンチ反共」と「アンチ共産」のトーンの違いはあるにせよ、週刊誌の記事に共通していることは、共産党の「道徳家」ぶりを批判、場合によっては揶揄しているのである⁶⁶。以上のように共産党は青年への主体性を強調しつつ、学生運動や「性の解放」へ対抗しようとし、それに対抗する形でジャーナリストや作家が反論を試みることになる。ところが76年8月にある共産党市議が謎の失踪をつけ、同性愛行為をおこなう「ハッテン場」において窃盗容疑で逮捕されると事態は変転していく。

第2節 共産党市議窃盗事件

第1項 共産党の見解

1976年9月8日東京都三鷹市の共産党市議であった31歳の男性、Z（プライバシーに関わる問題なので、Zと略記）は渋谷区内の旅館で窃盗をしようとしたところ警察により逮捕されるという事件が報道される。Zは共産党の専従活動家として、駅前で『赤旗』の販売促

進活動を展開し、「そのまじめな活動ぶり」⁶⁷は70年代初頭の共産党躍進を描いた永田久光著『赤旗戦略』⁶⁸で紹介されている。Zは活動を認められ、75年の統一地方選挙に立候補し、見事初当選を果たした。しかし、76年7月下旬以降自宅から突然姿を消し、都内を転々としていた。共産党は8月31日に除名処分しており、9月3日の逮捕を受けて渋谷警察署を訪れ9月6日にZにその通告をしている。窃盗の余罪は十数件にのぼった。

9月8日付の各社の新聞はほぼ同様の記事構成となっており、「模範党员」⁶⁹であったが、「市議の仕事が重荷になり、イヤになった」⁷⁰と供述したとする。

12日付の『朝日新聞』では事件背景について掘り下げ、「ふだん『清潔』を誇るあの共産党员が、と多くの人を驚かせた。〔中略〕事件の背後には、同党特有の党内事情もあるのでは」⁷¹と推察する。『赤旗』販売の活躍ぶりから、突然の失踪について、同新聞では警察で語ったZの言葉として「『昼の議員活動と夜の隠れた行動の、二つの顔に耐え切れなくなった』と語っている」と⁷²失踪した「事情」を解説する。さらにZの来歴についても触れている。それによるとZは大阪の区立中学を卒業後、レストランのウェーターに従事していたが、人当りのよさで金沢のあるホテルの食堂部に引き抜かれ、「ホテルの株主の娘と婚約したが、『裏切られた』」⁷³。傷心により68年上京し、生花店に勤めながら、サークル活動が縁で入党したという。記事の最後には「悪びれもなく、こう〔窃盗は仕方なかった〕答えるZの表情には、いま、ある解放感があると、取り調べの係員はいつている」⁷⁴と二重生活から「解放」されたZの心情を（勝手に）斟酌する。「清潔」な党活動と「夜の世界」とは相いれず、その二重生活から「解放」されたことで、そのような「悩み」を抱えなくなったとしている。しかし、まさにそのような眼差しこそがZを苦しめていただろうだろうことは容易に想像がつく。

『赤旗』では事件についての対応を迫られた。9月8日付『赤旗』は逮捕報道に先んじてZを除名していたと公表し、田中弘三多摩委員会委員長名で同月7日に「本人の容疑については、党はまったく知らず、おどろいています。これが事実とすれば、許すことのできないことです」⁷⁵と談話を発表したと述べている。同月9日付『赤旗』には共産党は無関係であること、事件が起こった背景には「ホモの習癖」が原因であったとする見解を発表した。

Zは失踪した失踪した七月十六日以前は表面まじめに議員活動をしていましたが他面私生活ではいわゆる「ホモ」の習癖がある二重人格者でした。一部報道に「仕事の

行き詰まりから失踪」としているものがありますが、そうではなく、こうした二重人格的生活の破たんから失踪したものとみられます⁷⁶。

『赤旗』誌上では共産党市議が犯した窃盗事件への謝罪というよりは、「二重生活」が事件の発端であり、共産党のイメージダウン、責任問題を回避する狙いが見え隠れする。さらに共産党三鷹市議会議員団名で7日の記者会見した様子を報じた。「この間の調査であらためて明らかになったことは、Zが、一面では党の市議会議員として活動していながら、他の一面では、過去にも金沢で活動していたとき、党にかくれて失踪して上京した前歴を持ち、上京して三鷹でふたたび党に入って活動するようになってからも赤坂、新宿などの盛り場で深夜喫茶店に出入りし、そこで知り合った友人と男同士のいかがわしい関係をつづけるなどという、きわめて異常、異質な二重人格的な私生活をつづけていたことです⁷⁷と その「異常」ぶりを強調し、共産党への「裏切り」を続けていたと説明する。続けて二重生活の破綻から窃盗に至ったと断定し、「こうした党議員として許すべからざる事態を事前に発見し、必要な措置をとることができなかったことは、まことに遺憾なことです⁷⁸と共産党が事件を防げなかったことについては陳謝するものの、共産党と事件との関連性は否定する。共産党はこの「二重生活」論をたびたび強調し、あくまで「私生活」の破綻による「退廃」が原因であり、事件を「例外」として処理する。

9月11日付には共産党東京都委員長の浜武司が『赤旗』で窃盗をしたことについて陳謝し、共産党市議としての活動と事件は無関係であること、「二重生活」により生活が破綻したと述べ、「かれが市議であろうとなかろうと、こうした行動は、黨員としての生活とは両立しえないものです⁷⁹と断じている。そもそもZがそのような生活に至った背景を、ロッキード事件により、「現在、日本の社会をむしばんでいる腐敗と退廃現象は、自民党の金権・戦犯・売国の三悪政治のもとでひろがっているものであり、巨大なマスコミの媒介もあって、日常的にたえず大きな力で浸透してきます。今日の意識的な闘争がなければ、黨員といえどもその影響からまぬがれることはできません⁸⁰と外部の「退廃」が侵入した結果だとする。そして黨員は規律を守り、「集団の援助」のもと活動を展開しなければならないと結論付ける。つまり外部からもたらされた「退廃」を黨員は規律によって跳ね除け、そしていかにそれに打ち勝つかが表明されている。

9月19日付の『赤旗』では再度事件についての見解を浜武司がQ&A方式で答えた記事を載せた。内容については11日『赤旗』と同様であるが、「週刊誌のなかには、共産党も

『ホモ』を認めたらどうかとか、『性的頹廢の浸透』をあれこれ憶測するむきがありますが、こんどのような問題を二度とおこさない保障はどこにあるのでしょうか」という問いに、浜は「私たちは、性の問題について、昔流の道学者的、封建的な立場で考えるのではなく、一夫一婦制の近代的な夫婦生活こそ、人類が長い歴史のなかで生みだした最高のモラルとして、これを正しく健全に発展させていく立場をとっています。このモラルをふみはずした不健全な性の退廢は、社会的にゆるされないと考えています」⁸¹と一夫一婦制を「最高のモラル」とし、同性愛を「不健全な性の退廢」として斥けた。こと窃盗が問題なのではなく、同性愛という「性の退廢」そのものが問題であり、許されないとする。

共産党は第1節で述べたように「性の退廢」から社会や党を守る方針を堅持しており、窃盗事件について同性愛への嫌悪感を露わにしたことは、なんら驚くべきことではないかもしれない。「性の退廢」ではそれほど明確な形で嫌悪を示していなかったものの、この事件によって共産党ははっきりと「ホモ」＝「退廢」を打ち出し、内外に発表した。むろん事件と共産党は無関係だと執拗に弁明したのは「アンチ共産」の攻撃からの「防衛」と見ることもできるだろう。だが、党の「純潔性」を保持するあまり、Zを切り捨てる行為には、同性愛嫌悪が働いていたことは明らかである。次に事件を報じた週刊誌からスキャンダルを使った共産党批判と同性愛嫌悪について検討する。

第2項 共産党批判と同性愛嫌悪

Zの背景が知られるにつれ、「あの清廉」な共産党がスキャンダルを起こしたとメディアはこぞって取り上げた。特に週刊誌ではZを写真入りで面白おかしく事件を報じた。このキャンペーンには共産党批判の側面も持ちつつ、同性愛への蔑みと蔑視をない交ぜに語られている。

9月23日付『週刊大衆』は事件の経過を追いながら、「真面目な」Zがなぜ「転落」したのかを報じている。この記事を見るとまず目につくのはZの「女性言葉」である。たとえば逮捕の取調べ中、身許を聞くシーンを再現している箇所がある。そこでは、なかなか口を割らないZに対して、警察が「過激派か」という問いに対してZは「あんな連中じゃないわヨ」⁸²と答えており、また金沢時代に失恋したことについて「どうしても株主の娘が忘れられなくて、金沢にいるのがとても苦しくなったの」⁸³と返答している。ほかにも取調べの際、『共産党の袴田里見副委員長に、“キミみたいな人こそが将来、幹部になって、

明日の共産党を背負っていかなければ”っていわれたのヨ』などと、係官に身をくねらせながら語っている」⁸⁴と描写されている。Zの語った言葉がいずれも「～ヨ」、「～の」など、「女性言葉」として記述され、同性愛＝「女らしさ」として認識されている。なお、Zは警察の逮捕時には一切素性を述べず、9月6日に共産党が渋谷警察署に訪問した際、弁護士を通じて初めて身元を明らかにしている。おそらく『週刊大衆』は警察や周辺の取材からかなり憶測も交えて書かれたものであろう。また盗みのやり方について、「ホモダチ」から同性愛行為中にしたといい、「なんとも薄気味の悪い手口」⁸⁵と同性愛への嫌悪を露骨に示す。

さらに共産党が発表した「退廃との思想闘争」を引き合いに出し、「婚前交渉はダメ、同性愛などは論外」と大々的に“純潔のすすめ”を説いていた矢先だけに、そのショックたるやおして知るべしである。それに総選挙も近い」⁸⁶と皮肉っている。また危機的な共産党の状況とは裏腹にZは取調べで『私、一回もお尻を貸さなかったのが自慢なの。いつもスマタよ！』なんてホザいているらしい」⁸⁷と発言したといい、事態の收拾を図っている共産党と能天気なZという像を提示している。

9月24日付『週刊ポスト』の記事では『週刊大衆』と同様に、事件の経緯や「原因」を推測してみせる。「ここは誰でも『しかも日本共産党党员』といたくなる」⁸⁸とあの「日本共産党党员」が事件を起こしたことを驚き、「ホモ」については旅館に頻繁に出入りしていたことに言及し、「まア、出来心のホモというわけにはいかない」⁸⁹と揶揄する。警察の言葉としてZの身体的特徴を書き、「背が低くナヨナヨ型のやさ男」⁹⁰と失踪や転職を「ホモ」の「飽きっぽさ」に求めている。「だが、ホモ通によると、ホモの性格の特徴は『飽きっぽいこと』だそうだ。[中略]まさしくプロレタリアの道一直線だが失踪、転職、転身のかわり身は見方によっては飽きっぽさによるのかもしれない」⁹¹。Zを「ホモ」の「飽きっぽさ」、「かわり身」の人物として分析してみせる。そして「少なくとも宮本〔顕治〕委員長が性の解放と放縦にゆるやかな線を引くか、モラル発言をしなかったらホモ市議はそれほど悩むこともなかっただろう」⁹²と共産党の姿勢が原因であったと揶揄する。

9月25日付『週刊読売』ではより露骨に記事のタイトルに「ホモは泥棒のはじまり」と題して、事件の経緯を時系列で追い、ドキュメンタリー風に「真相」を追う。先述の田中弘三多摩委員会委員長は取材に対し、Zの交友関係へ話を伺った際、「しかも、そのほとんどが、ナヨナヨした、男のくせにちっとも“男らしく”ない人間ばかりなんです」⁹³と「男らしく」ない不気味な存在として同性愛者像が語られている。逮捕という「真相」を知っ

た田中は「ホモなどという“生産性のない性行為”は、資本主義のもたらすあだ花以外の何物でもありません。われわれは日ごろ、そういう害毒に侵されないよう自分自身を厳しく鍛えているのです。しかるに、Zは、その進むべき道を踏み外して、資本主義のヘイの中に落ちてしまった。〔中略〕しかし、いかに、共産党が清潔、純潔を目標に掲げようとも、共産党を取り巻く状況は、資本主義の汚濁に満ちている」⁹⁴と述べたという。

上記の週刊誌とは別に共産党の「性的退廃」の例を示し、反共の「道具」として三鷹市議の問題が取り上げられる場合がある。たとえば9月23日付『週刊文春』では『赤旗』編集局員の女子短大生への「痴漢未遂事件」、『赤旗』集金人の既婚女性への「強制わいせつ事件」を解説⁹⁵し、党員数の増大がこのような結果を招いたものとして「“平和主義者”の共産党を戦争にたとえては悪い気もするが、戦線拡大を急ぐあまり兵站線がすっかり伸びきった状態にあるのではないだろうか？不祥事の続発も党員の濫造と無縁ではあるまい」⁹⁶と共産党の勢力拡大を皮肉る。Zの事件の経緯に触れ、共産党のポルノ批判、「退廃との思想闘争」論文が「党内の乱れ」に対する「対策」であったと推測し、党内の「退廃」ぶりを嘲笑する。

考えてみれば宮本〔顕治〕委員長のポルノ批判、今年〔76年〕に入っの「純潔のすすめ」など、この三件の事件が起きたとなると、思いあたるフシもある。あれは存外、党内の乱れに向けたものではなかったか？

党員数の高度成長期のヒズミが、ここに至って吹きだしてきた、という見方もあるが、生身の青年たちに“禁欲”を強いるよりも、適切な“性のしつけ方”をお考えになってはいかがでしょうか⁹⁷。

9月30日付『週刊サンケイ』も同様に、三つの事件を取り上げ、Zの事件の見解を發した浜武司の文章を引きつつ、「“護民官”がホモだった、では共産党としても立つ瀬がなかろうが、ローマ時代の護民官などは結構“少年愛”の実践者があつたともいう」⁹⁸と「護民官」と称した共産党を嗤う。また杉並の『赤旗』編集局員が取調べに完全黙秘を貫いたかと思うと「もっともこの男、食欲だけは旺盛で一日三回のドンブリ飯をペロリ」⁹⁹とその悪漢ぶりを報じている。そして共産党に「いろいろありますなあ、宮本〔顕治〕さん」¹⁰⁰といった調子で、共産党の「腐敗」ぶりをこけおろしている。

第3項 共産党の再反論と届かぬ「声」

週刊誌の共産党への嘲笑や皮肉、攻撃に対して、共産党も黙っているわけにはいかず、「反共攻撃」であるとして反批判を試みる。共産党はロッキード事件など自民党の金権政治を批判し、それとは無縁であると言い、「同時に、反共勢力は、共産党の清潔さにケチをつけ、共産党も同じじゃないかというイメージをいだかせる手口をつかっています。〔中略〕もちろんこれら〔Zや杉並の事件など〕は、今日の退廃、腐敗現象の影響と自覚的にたたかえなかった、ごく一部の党員による例外的なできごとで、日本共産党の清潔な体質や政策、方針とは全然あいいれないものです」¹⁰¹と事件を起こした人間は「例外」であり、共産党は「清潔」な党であることをアピールする。先述のZの事件と同様、事件を起こしたかあるいは不祥事を犯した者は「例外」と片づけ、それを非難する週刊誌は共産党を貶める「反共」キャンペーンであったとする。このような論理から少しでも「スキ」をつくらせないために、党員は一層「純潔」であらねばならないと説く記事も登場する。たとえば杉並の事件について『赤旗』編集局長は「国民」に対して事件を起こしてしまったことをお詫びしたものの、通常示談が成立しているため警察から報道機関には流さないのが「普通」であると述べ¹⁰²、「反共」攻撃であったと結論付ける。そして「世間でも酒の上の失敗はいましめられていますが、本部勤務員の場合は一度の失敗も許されないので」¹⁰³と党員への戒めを述べる。こうしたスキャンダルは「スパイ」や「反党分子」と同じように、党への損害を与えたと断罪する。そして警察・マスコミは共産党を貶めようと躍起になっているが、ほとんどの『赤旗』編集局員、党勤務員は規律ある生活を営んでおり、「これ〔杉並の事件〕によって、わが党の純潔性をいささかも曇らせることはできませんし、ましてや次元のちがうロッキード疑獄と相殺することなどできません」と自分たちの思想や行動を正当化する。

Zの事件に対しても共産党中央委員会幹部会委員・自治体住民局長が「単純な動機による個人的犯罪であり、それだけなら新聞種になったとしてもせいぜい社会面一段抜いくらいのものだったでしょう」¹⁰⁴と大々的に取り上げたマスコミを批判する。そしてZの事件は個人的犯罪であり共産党とは無関係、社会の「退廃」現象に流された「例外」的な人間、マスコミ報道は「反共」キャンペーンの一環であり、共産党は清廉な党であることを主張する。

もちろん、共産党がこのように主張するのは週刊誌などの報道は揶揄や皮肉、攻撃を意

図したものであろうことは容易に読み取れる。しかし党に尽くした人間を「例外」と切っ
て捨て、それらの人々へ罵倒を繰り返す姿勢からはもはやイデオロギー対立というよりは、
党のクリーンなイメージを維持することに汲々としている姿勢のように見える。

ところで、『週刊ポスト』は共産党批判の一環として出された発言ではあるが、Zを知る
近隣の住民の言葉として、「彼〔Z〕をよく知っている近所の人たちは、新聞記事を見て泣
いた。泣いた人は党员でもシンパでもない。ロッキードと組んで悪いことをする政治家も
いるのに『あのZ市議はいい人で、誠意でもって市民のことを考えてた』¹⁰⁵と市民の声
を紹介している。また『週刊文春』は勤め先であった生花店の主人の言葉として「Zちゃん
（Zの愛称）はそれは尽す人です。金銭には恬淡として、レジも集金もみんな彼にまかっ
せきりでした。共産党だって、どのくらい尽したか……。今、バツサリ党に斬られて、あ
の人の心はね……」¹⁰⁶とZの心情を慮る。これらの「声」を共産党は単なる「反共」攻撃
の一端とみなし、聞こうとはしない。『薔薇族』の編集長である伊藤文学も共産党が出した
声明に対して、「あまりにもホモに対してひどいことを言っている」¹⁰⁷と批判する。

同性愛への嫌悪という問題は相手のイデオロギーを否定する「道具」として機能してお
り、Zは孤立させられたのである。

おわりに

以上見てきたように、共産党はこの時期、一夫一婦制を絶対視し、「退廃」的な性につい
て嫌悪していた。その理由として、資本主義社会への批判が念頭に置かれていたためであ
ろう。70年代には共産党は公害問題や自民党の金権政治への批判をしていたが、それらは
生活を脅かす存在もしくは社会の腐敗であり、共産党はそれらへの批判を通じて、「市民」
生活を守る立場を堅持しようとした。その際、ポルノはそうした闘争への障壁となり、現
在の生活を追認する「害悪」として『赤旗』誌面に大きく取り上げられていた。とりわけ、
同性愛については、76年のZの事件のように同性愛行為が「退廃」であり、共産党とは相
いれないとその存在そのものを否定していた。また週刊誌でもZの事件を「反共」の攻撃
材料として利用し、Zを「女性化」し、揶揄や嘲笑を交えて報道した。

もちろん共産党「だけ」が同性愛に対して嫌悪ということではなく、たとえば日本社会
党の理論的支柱であった社会主義協会の向坂逸郎は1978年にアクティビストの東郷健と対
談した際、「ソヴェト共産主義になったら、お前の病気は治ってしまう」¹⁰⁸と言い放った

という。その後対談は物別れに終わり、東郷は「向坂さんは、私のことを“病気”だという。しかし、たとえ男が男を愛するということであっても、人間が人間を愛して幸せにするのが政治家であり、そういう思想をつくるのが思想家のつとめではないかと思う。それを人の病気とみなし、隔離しなければならないといういいざまである。〔中略〕そんなだったら病気なんか治らなくともいいし、そういう優位者のための社会なんていらん」¹⁰⁹と批判する。同性愛＝「病気」という意識は異性愛が「正常」とする考えにほかならず、向坂の個人的意見という見方もできるだろうが、この時代としてはそれほど奇異なことではない¹¹⁰。

現在、共産党は政策提言のなかに性的マイノリティへの施策を盛り込んでいる。2014年の衆議院選挙時には「いのち・人権の保障」の項目に「一人ひとりの人間の性的指向や性自認（心の性）は、実に多種多様です。〔中略〕日本共産党は、性的マイノリティの人権保障につとめます」¹¹¹と掲げている。主な具体的な施策として就労差別の是正、公的書類の不必要な性別欄の撤廃、「性同一性障害特例法」の見直し、同性カップルの公的保障、学校教育での啓蒙活動などを挙げている。これ自体は現実のなかにおける差別是正に資するものがあり、共産党の見解が70年代とは変化したとみるべきだろう。

このような動きがある反面、現在において同性愛への嫌悪感が果して取り除かれたのだろうか。単に性的マイノリティが劣位に置かれている環境を、マイナスからゼロに引き上げることのみが「正しい」ことではないだろう（もちろん、性的マイノリティの社会的な抑圧を除去することが必要であるのは言うまでもない）。1970年代の共産党と同性愛の関係性は「過去」のことではなく、異性愛／同性愛の境界がどのようにつくられ、なぜ同性愛が排除されたのかについて考える一つの例を提供しているのではないだろうか。

¹ピエール・アルベルティーニ「グラーグ」ルイ・ジョルジュ・タン編金城克哉監訳『〈同性愛嫌悪（ホモフォビア）〉を知る事典』（明石書店、2013年）193～195頁。

²ニコラ・プラーニュ「ロシア」同前、590頁。ちなみにロシア革命成立後の1917年にそれまで同性愛行為の禁止を非犯罪化している。この動きは「悪徳」というレッテルを一定程度緩和する試みである一方で、同性愛は「治療」をすることが望ましいとされた。

³ロラン・ロン「中国」同前、366頁。ただ共産党成立後の中国では同性愛行為を明確に取締る規定はなかったが、共同体によって統制をおこなっていた。1979年の刑法160条「フリーガンの行為」によって同性愛の取締りを明文化したという。

⁴ピエール・アルベルティーニ「共産主義」同前、175～177頁。

⁵ポーランドは1932年の新刑法によって、占領期を除き同性愛行為は禁止になっていない。しかしポーランドが「リベラル」だったというわけではなく、「形を変えて同性愛者に対する明白に敵対的な社会の雰囲気を形成」（ミシェル・セルス「ヨーロッパ中部・東部」前掲、『〈同性愛嫌悪（ホモフォビア）〉を知る事典』551頁）していたのである。

6 ピエール＝オリヴィエ・ド・ビュシェ「マッカーシー（ジョゼフ・～）」同前、525～526頁。

7 ロバート・オールドリッチ編田中秀史ほか訳『同性愛の歴史』（東洋書林、2009年）203頁。

8 加藤哲郎『日本の社会主義—原爆反対・原発推進の論理』（岩波現代全書、2013年）。

9 たとえば、山下智恵子『幻の塔—ハウスキーパー熊沢光子の場合—』（BOC出版部、1996年）。

10 ゲイ当事者の間では社会主義と同性愛の関係がわずかながら問われ、「こうした〔同性愛行為を禁止する〕社会主義諸国の『ゲイはブルジョワ的頹廢』である」という考えが日本の革新政党の中にも黒い影を落としていることは否めない（プロジェクトG編『オトコノコのためのボーイフレンド』（少年社、1986年）187頁）ことを指摘する。そして「革新政党にはその党なりの政策がありその中で例えば『セックス産業』が批判されることは充分理解できる。しかし、『セックス産業』を攻撃することが、男と女の間での愛やセックスを否定することにはつながらないのに、ゲイについてはゲイそのものを『ブルジョワ的頹廢』と決めつけてしまうことは異様な姿である」（同前、187頁）と批判する。だが、「ブルジョワ的頹廢」は裏に「正しいセックス」＝「正しい男女のあり方」が内包されており、のちに述べるが、「セックス産業」批判そのものに「正しい男女のあり方」が規定されている。

11 不破哲三『日本共産党を語る』（下）（新日本出版社、2007年）152頁。不破は1970年の第11回党大会で「人民的議会主義」という言葉を採用し、現体制下の改革を志向したという。

12 「民主連合政府ができたらどうなる 日本共産党上田政策委員長に聞く」『赤旗』1973年3月29日。上田政策委員長は、上田耕一郎で不破哲三の兄である。

13 この文書に対する共産党の公式見解は、「七五年七月、宮本〔顕治〕委員長は、『救国・革新の国民的合意への道を寛容と相互理解に立って』を發表し、経済問題や道徳・文化・教育問題などでの緊急課題を提起し、国民的合意の実現にむかって、広範な国民運動をよびかけました」（日本共産党中央委員会編『日本共産党の八十年』（日本共産党中央委員会出版局、2003年）213頁）と表現はかなり抑制された記述となっている。だが後述するように、「国民的合意の実現」というよりは、種々の社会問題を「道徳」という観点から批判する構成となっている。

14 ポルノグラフィとは何を指し、誰がそれを判定するのかについては現在まで議論が分かれた問題であり、歴史的に定義するのは困難である。赤川学はそのような困難を回避し、「ポルノグラフィが何であるかを研究者の側があらかじめ措定するのではなく、それが人々の間でどのようなものとして観念され、どのように語られてきたのかの変遷そのものを追いかけてみる必要がある」（赤川学『性への自由／性からの自由—ポルノグラフィの歴史社会学—』（青弓社、1996年）14頁）と述べている。

15 「政治・経済・道徳的危機を打開 救国・革新の国民的合意へ全力 宮本委員長が会見寛容と相互理解に立ち大同を」『赤旗』（1975年7月31日）。

16 育児をすることの困難さはこの当時それほど認識されておらず、虐待する親は「道徳的」に「退廃」していると一方的に宣告している。なおウーマンリブはそのような見方への批判をおこない、田中美津は「希望の象徴としての子供、やさしさの象徴としての母親、というそのたてまえは、裸の王様を、人々の目から裸だとは思わせないカラクリの、その最前線を受け持つ幻想なのだから」（田中美津『新装版 いのちの女たちへ—とり乱しウーマン・リブ論—』（現代書館、2001年）183頁）とその幻想を突く。

17 同前。

18 同前。

19 「宮本委員長の見解 一面のつづき」『赤旗』（1975年8月1日）。

20 同前。

-
- 21 上田耕一郎「国民的合意と退廃文化の問題」『赤旗』（1975年8月3日）。
- 22 同前。
- 23 商業主義的なポルノ批判は『赤旗』で取り上げられ、「徹底取材レポート テレビを見つめる② なぜふえるポルノ番組」（『赤旗』1975年9月7日）と題して「ポルノ番組」は安価、出演する女性は低報酬、短時間で制作、CMが長時間などその問題点を指摘している。
- 24 同前。
- 25 悪書追放運動は1955年前後、1960年代に大きく盛り上がり、前者は青少年育成条例、後者は「白ポスト運動」につながった。両時代とも性の雑誌やマンガなどが「悪書」として認識され、「青少年」の「健全な」成長を阻害するとして、運動が展開された。ここでも「家庭」に侵入する「害悪」から守るということが言われた（長岡義幸『マンガはなぜ規制されるのか—「有害」をめぐる半世紀の攻防』（平凡社新書、2010年）を参照）。
- 26 「子どもたちを暴力・ポルノの害悪から守れ ブラウン管の内側からも批判」『赤旗』（日曜版）（1975年8月10日）。
- 27 同前。
- 28 同前。
- 29 同前。
- 30 同前。
- 31 アメリカでは子どもへの「保護」を名目に「家族むけ視聴番組帯」を設定したことにより、「ホモセックスを少しとりあげていた『オール・イン・ザ・ミリー』が姿を消すことになりました」（同前）と紹介している。「ホモセックス」についての見解は特には書かれていないが、ポルノ批判の文脈で紹介していることを勘案すれば、同一線上という認識はあっただろう。
- 32 「提案に心から共鳴 母親として寒心に耐えない」『赤旗』（1975年8月11日）。投稿者は一般市民であることから引用はタイトルのみとした。以下同じ。
- 33 「ポルノ退廃文化 市民的な抵抗が大切」『赤旗』（1975年8月12日）。
- 34 「青年の人間性を否定する商業主義」『赤旗』（1975年8月15日）。
- 35 「民族的誇りと民主主義の息吹を感じる」『赤旗』（1975年8月21日）。
- 36 「日本の恥部を露呈 まかり通る俗悪番組」『赤旗』（1975年8月26日）。
- 37 「若者の心を食い荒らすもの」『赤旗』（1975年8月15日）。
- 38 「退廃との思想闘争は、民主的青少年運動の重要課題」『赤旗』（1976年1月8日）。
- 39 同前。
- 40 同前。
- 41 「退廃との思想闘争は、民主的青少年運動の重要課題」（下）『赤旗』（1976年1月9日）
- 42 同前。
- 43 前掲、「退廃との思想闘争は、民主的青少年運動の重要課題」（下）。
- 44 同前。
- 45 「新しいモラル確立へ」『赤旗』（1976年1月14日）。
- 46 「退廃現象にメス」『赤旗』（1976年1月14日）。
- 47 「学寮を成長の場に」『赤旗』（1976年1月17日）。
- 48 同前。
- 49 「退廃との闘争 反響よぶ共産党の論文 未来ひらく健全なモラルを 無責任な退廃合理化論を批判」『学生新聞』（638号、1976年1月21日）。
- 50 草鹿外吉「高い理想と責任感を」『赤旗』（1976年1月17日）、橋本宏子「ともに手をつないで」同、山田和夫「退廃こそ思想攻撃」同。嶋津千利世「憂うべき現状へ警鐘」『赤旗』（1976年1月18日）。丸木政臣「根源とたたかう勇氣」『赤旗』（1976年1月20日）。
- 51 「新道徳形成ねらう ポルノ映像も告発 表現自由絡む難問 宮本委員長の“文化革命”論」『朝日新聞』（1975年7月31日朝刊）。

-
- 5²同前。
- 5³「デスク討論 共産党ポルノ“規制”」『読売新聞』（1975年8月2日朝刊）。
- 5⁴「ポルノ宮本発言 『誰にも迷惑かけぬ』井上ひさし氏 『営利主義が目立つ』奥野誠亮氏」『毎日新聞』（1975年7月31日朝刊）。なお『毎日新聞』は8月3日朝刊の記事では「ポルノ、暴力から子供らを守ろう 共産党が市民運動を提唱」と題して、共産党の記者会見の様子をそのまま報じている。
- 5⁵同前。
- 5⁶同前。
- 5⁷「波紋広がる 純潔のすすめ 共産党の説明と批判の声」『朝日新聞』（1976年1月11日朝刊）。
- 5⁸もちろんテクノロジーによって女性の「主体性」が進んだと言い切ることはできないだろう。この当時のピルは副作用を懸念して、日本では避妊薬として正式には認可されておらず、また「たとえ重大な副作用がなかったとしても、ピルは女だけがそれを飲むことによって、男を避妊への責任から逃れさせる結果」（荻野美穂『女のからだ』（岩波新書、2014年）127頁）につながった場合もあったという。またアメリカではピルはアジアやアフリカ系の女性を使った「人体実験」であったことが日本のウーマン・リブのなかで指摘されており、同国においても手放しで礼賛されていたわけではない。
- 5⁹前掲、「波紋広がる 純潔のすすめ 共産党の説明と批判の声」。
- 6⁰野坂昭如「特別寄稿 えらいお固いこというてまんな 日本共産党の『ポルノ綱領』批判」『週刊文春』（18巻3号、1976年1月22日）139頁。
- 6¹同前、139頁。
- 6²同前、141頁。
- 6³「婚前交渉／同棲／ホモ／レズ／競馬／マーじゃん すべてダメという日本共産党」『週刊読売』（35巻4号、1976年1月24日）137頁。
- 6⁴同前、139頁。
- 6⁵「『赤旗』に性乱脈を指摘された 同志社大学女子寮の相関図絵」『週刊新潮』（21巻3号、1976年1月22日）36頁。
- 6⁶このような記事に対して『赤旗』では「座談会 退廃論文の反響をめぐって」（1976年1月19～23日、全5回）を再反論として掲載している。出席者は上田耕一郎（共産党政策委員長）、山下文男（共産党文化部長）、山中郁子（共産党婦人部長）、高草木博（日本民主青年同盟中央常任委員）、平兼悦子（日本民主青年同盟中央常任委員）。この座談会はいままで共産党が主張してきた論点を整理したものであるが、性の商品化それ自体について山中が「結局女性の性の商品化することによって女性の人権がおとしめるということですね。これは民主主義にまったく反するものですが、結局それが一致するわけですね。女性の性を商品化するという意味でね」（「座談会 退廃論文の反響をめぐって」『赤旗』（1976年1月20日）と女性の人権を蔑ろにしていると指摘する。性の商品化＝女性への差別のレトリックについては前掲、赤川学『性への自由／性からの自由』を参照。
- 6⁷「共産党市議が盗み 三鷹 以前は『模範的活動家』」『朝日新聞』（1976年9月8日朝刊）。
- 6⁸永田久光『赤旗戦略』（講談社、1973年）。
- 6⁹「『仕事に行き詰まり』旅館転々 共産党三鷹市議が盗み」『毎日新聞』（1976年9月8日朝刊）。
- 7⁰「三鷹市議（共産）が旅館荒らし 『失踪』中に十数件 『仕事が重荷になり』党は昨日除名処分」『読売新聞』（1976年9月8日朝刊）。
- 7¹「NEWS 三面鏡 ジキルとハイドに耐えられず 昼は党活動、夜は『仮面』の世界」『朝日新聞』（1976年9月10日夕刊）。
- 7²同前。

-
- 7³ 同前。
- 7⁴ 同前。
- 7⁵ 「Zすでに除名 共産党三多摩委 田中委員長が談話」『赤旗』（1976年9月8日）。
- 7⁶ 「党にかくれ二重生活 失踪一窃盗容疑のZ」『赤旗』（1976年9月9日）。
- 7⁷ 同前。
- 7⁸ 同前。
- 7⁹ 「前三鷹市議 Zの問題をきびしく戒めとして」『赤旗』（1976年9月11日）。
- 8⁰ 同前。
- 8¹ 「前三鷹市議 Z問題をどうみる」『赤旗』（1976年9月19日 日曜版）。
- 8² 「今週の焦点② ドロボウを捕まえてみれば元共産党市議も“ホモ”だった」『週刊大衆』（19巻46号、1976年9月23日）140頁。
- 8³ 同前、142頁。
- 8⁴ 同前、142頁。
- 8⁵ 同前、143頁。
- 8⁶ 同前、143頁。
- 8⁷ 同前、143頁。
- 8⁸ 「混迷列島事件ワイド1 共産党市議が模範党员からホモ旅館でロッカー荒らしに“転向”するまで」『週刊ポスト』（8巻37号、1976年9月24日）35頁。
- 8⁹ 同前、35頁。
- 9⁰ 同前、35頁。
- 9¹ 同前、36頁。
- 9² 同前、36頁。
- 9³ 「元共産党三鷹市議逮捕でわかった 『ホモは泥棒のはじまり』」『週刊読売』（35巻40号、1976年9月25日）148頁。
- 9⁴ 同前、148頁。
- 9⁵ 事件の顛末はこうである。「痴漢未遂事件」は76年9月2日午前2時過ぎ杉並区の路上で女子短大生が自転車で帰宅途中、酒に酔った『赤旗』編集局員が女性につきまとったため、恐怖した女性は近隣の住民に助けを求めた。『赤旗』編集局員が住民と揉みあった際、住民の顔面を殴打したため、警察に軽犯罪、暴行などの罪で逮捕されたものの、示談が成立した。現在ではストーカー事件として立件されるだろうが、当時の呼び名である「痴漢未遂事件」とした。なお『週刊文春』は「しかし、午前2時すぎという時間に、若い女がひとり歩いていれば近よって顔をみてやりたくなる気持も分らなくはない」（「あの三鷹市議は『ホモ』を強調する 共産党にあと二つの『性的事件』」『週刊文春』（18巻38号、1976年9月23日）136頁）と女性への揶揄も忘れていない。「強制わいせつ事件」は埼玉県川口市のある夫婦が大家と揉めた際、仲介をしてくれた共産党に恩義を感じ、『赤旗』をカンパのつもりで購読した。その集金人が8月13日妊娠中の妻に「マッサージ」と称して体をさわるなどの行為をおこなったため、夫婦は集金人を告訴した。それにより逮捕されたが、示談に至ったという。
- 9⁶ 「あの三鷹市議は『ホモ』を強調する 共産党にあと二つの『性的事件』」『週刊文春』（18巻38号、1976年9月23日）136頁。
- 9⁷ 同前、139頁。
- 9⁸ 「ホモ議員にモミモミ集金人！ 鉄の規律からはみ出す共産党员ハレンチ事件」『週刊サンケイ』（25巻48号、1976年9月30日）20頁。
- 9⁹ 同前、23頁。
- 10⁰ 同前、23頁。
- 10¹ 「反共攻撃の新『三つの手口』」『赤旗』（1976年9月19日）。
- 10² このような観点は被害者である女性への「反省」というよりは、報道されたこと自体を

「反共」キャンペーンの一環と捉え、共産党のダメージを軽減しようという意図が読み取れる。

¹⁰³ 蕪沢忠雄「なぜ本部勤務員は外での飲酒を慎まなければならないか」『赤旗』（1976年9月22日）。

¹⁰⁴ 茨木良和「前三鷹市議Zの問題とその教訓を生かす道」『赤旗』（1976年9月26日）。

¹⁰⁵ 前掲、「混迷列島事件ワイド1 共産党市議が模範党员からホモ旅館でロッカー荒らしに“転向”するまで」36頁。

¹⁰⁶ 前掲、「あの三鷹市議は『ホモ』を強調する 共産党にあと二つの『性的事件』」139頁。

¹⁰⁷ 伊藤文学「伊藤文学のひとりごと 25 もっと、もっと、闘志を！」『薔薇族』（50号、1977年3月）62頁。もっとも伊藤は同性愛者自らが卑下することを恐れずに生きていくように「自己批判」を促している。これは一種のパターナリスティックな物言いであり、それ自体問題を含んでいるが、詳述は今回しない。

¹⁰⁸ 東郷健『常識を超えて一オカマの道、七〇年』（ポット出版、2002年）164頁。

¹⁰⁹ 同前、166頁。

¹¹⁰ ただし、党としての社会主義が一夫一婦制を絶対視し、同性愛を排除していたからといって、社会主義思想そのものが歴史的にそうであったかどうかは議論の余地がある。戦前においても「恋愛」や結婚をめぐる議論がなされており、必ずしも一夫一婦制を前提としたわけではないことがわかる。

¹¹¹ 「2014年 総選挙各分野政策」（日本共産党ホームページ、2014年11月）

http://www.jcp.or.jp/web_policy/2014/11/10-2.html 2015年11月6日日閲覧。

終章

第1節 本論文の結論

戦後日本社会は異性愛的な価値観がより浸透し、同性愛は排除される反面、雑誌や都市のなかでの遊興によって同性愛者が可視化する現象がおこった。同性愛への「寛容」と嫌悪は社会の変動とともに形を変えながら変遷をしていくのである。70年代が一つの「寛容」をつくり出すとともに、80年代になるとエイズが「社会問題」として浮上し、同性愛者は新たな「問題」を強いられることとなる。改めて本論文を概観し、次に本研究の意義について述べたい。

占領期から1950年代は通俗性科学が勃興し、セクシュアリティの次元から国家や社会を構想した。そこでは異性愛がナショナルな主体として語られ、男性／女性の役割の固定化を企図するとともに、「正常」な性以外のセクシュアリティは周縁化された。同性愛はまさに異性愛の正統性を「補完」する形で、位置づけられたのである。そのような「補完」を受け入れつつ、同性愛者たちは独自のネットワークを築くものの、異性愛への「同化」を強いられた。

一方、路上で性を売る男娼は戦争や敗戦の醜い表象、「調査」の対象としてイメージされた。占領の「屈辱」あるいは貧困として語られた男娼ではあったが、上野の路上でパンパンたちや地域社会との折り合いをつけ、生き延びていた。50年代には占領期の男娼イメージとともに、ゲイボーイが登場した。占領期の醜い姿ではなく、「豊かさ」や派手さを売りに都市で生活をしていた。

1950年代の同性愛（者）観は70年代には変容を見せる。1973年に起こった富士高校放火事件は同性愛への迫害は「差別問題」の一つとして論じられた。Aは社会的に劣位に置かれた位置におり、それらを「問題化」する構図が支援者たちの運動にはあった。だが、Aの支援者たちは同性愛に対しては冷淡かそれほど熱心ではなかった。同性愛の問題が「社会問題」としてクローズアップされた反面、同性愛への差別はそれほど深められなかった。

また70年代の動きとして、日本共産党市議をめぐる事件は共産党が「正しい」セクシュアリティを唱導し、「外部」から「害悪」がもたらされたとする主張を頑なに固守した。マスコミも市議を嘲笑し、罵声を浴びせた。社会における同性愛嫌悪は左派でも例外ではなく、異性愛を基盤とした家族主義にもとづく限り排除、周縁化されるのである。

本論文では第1章から第3章まではおおむね占領期から1960年代前半、第4章から第5章までは1970年代の動向について検討をおこなった。そこでの意義を時代的な変遷、セクシュアリティとジェンダーの関係性と社会編成、暴力の3点について指摘したい。

一つ目の時代的な変遷については、「戦後」と一口に言っても、同性愛への「寛容」と嫌悪は変化している部分とそうでない部分があり、変転を遂げていることが指摘できる。

占領期から1950年代の同性愛は、通俗性科学の「科学性」と啓蒙により異性愛との関係で劣位に置かれ、またコミュニティも誌面や都市空間に勃興し始めた段階であった。同性愛を擁護する論者も同性愛者が「普通の人間」であり、当事者もそれを受け入れるよう迫られた。男娼やゲイボーイも都市空間のなかで嘲笑や蔑みを受けていたが、上野の男娼とパンパンとの協力関係は一時であれ、存在していた。また1950年代は「貧困」として同性愛が語られ、生活の一手段として売買春がおこなわれた。概して同性愛者のネットワークは微弱であった。

一方、70年代の富士高校放火事件では同性愛が「自白」強要の引き金となったが、支援者たちは同性愛ということだけであからさまな嫌悪感とは表明しなかったのは変化している部分と考えてよいだろう。また共産党の「ポルノ批判」についても野坂昭如や井上ひさしのように「上からの道徳論」は無意味であり、それ自体が滑稽な姿であると批判している点もセクシュアリティの枠組みそのものが変容を遂げたといえる。セクシュアリティをめぐるポリティクスは60年代を挟んで変容したのである。しかし、富士高校放火事件の警察や共産党市議をめぐる共産党やマスコミの対応は同性愛への嫌悪感を露わにしており、70年代においても嫌悪の感情は社会に偏在していた。また70年代は「差別」問題として同性愛や他の差別問題との「連帯」を模索する一方で、性的欲望や性自認をめぐる問題は必ずしも深められることなく、「差別」問題のなかで同性愛は周縁化させられた。同性愛(者)への「寛容」は問題解決へと結びつくのは困難であった。同性愛をめぐる「寛容」と嫌悪はそれぞれ異性愛を上位に置いている限りは、消えるものでない。

二つ目のセクシュアリティとジェンダーの関係性については、セクシュアリティの編成はジェンダーによって構成されるということである。第2章以降で論じたように、同性愛／女装をめぐるポリティクスは当事者／非当事者を問わず、語られていた。性的欲望は自己意識と他者認識であり、「誰を好きになるか」とともに「自らはどのような者であるのか」がせめぎ合う場なのである。そこでは男らしさ／女らしさと性的欲望が織りなす力学が働いている。そして重要なのは、そのようなジェンダーとセクシュアリティの権力性はシス

ジェンダー／ヘテロセクシュアルな社会において、同性愛／トランスジェンダーを劣位に置くということである。そしてシスジェンダー／ヘテロセクシュアルな関係性が優位であるほど、当事者間の軋轢や矛盾が増大する。そのような権力関係としてセクシュアリティは編成されているのである。また、セクシュアリティはナショナリズムや市民主義と結びつき、「普通の人々」や「日本人」としてのアイデンティティを補強する役割をする。第1章から第3章は、ナショナルな語りとして異性愛／同性愛が動員されたことを明らかにした。異性愛的な「正常」な身体が称揚され、同性愛的な「異常」な身体は貶められる。つまり、セクシュアリティは社会のあらゆる領域にまたがり、様々な社会関係を再編・強化する。

三つ目の暴力については、社会的に劣位に置かれた状態の人々は容易に偏見に晒されるということである。一見、暴力に晒されていないかのように見える（それは同性愛が無視された結果でもある）、劣位に置かれた状態（逮捕やスキャンダル）で同性愛が判明した時、バッシングを受けるのである。

日本においては明治期の改定律例を除いて、同性行為や同性愛者を明確に取り締る法律は存在しなかった。だが、第2章でふれたように占領期において男娼を精神病院へ送り、「調査」や「治療」を施した。ヨーロッパやアメリカなどにおいて同性愛者が投獄されたりすることは無いものの、社会における嫌悪によって「治療」や差別意識は存在した。同性愛への抑圧は伏在しており、絶えず暴力の危険性に晒されていた。

このように同性愛への「寛容」と嫌悪という視点を導入することによって、その語られる場や社会的なコンテクストを大きく視野を広げることができる。「寛容」や嫌悪の感情のレトリックそのものは歴史的な変遷を辿っており、「気持ち悪い」や「醜い」、異性愛関係になぞらえて攻撃するといったものばかりではなく、「子孫を残せない」など異性愛社会にとって「有用でない」ことも含まれるだろう。同性愛者へのむき出しの暴力と同性愛は「日陰にいればよい」とする論にどれほどの違いがあるのだろうか。歴史学に求められているのは、同性愛を社会はどのように捉え、考えてきたのか、その論理に嫌悪（排除）や「寛容」（包摂）はなかったのだろうかということを見つめる確かな視点ではなかろうか。「いま」の社会が形作られた背景を歴史的にたどることを通じて、現在へ「応答」できるのではないか。本論文はクィア史という観点からその潮流に貢献するものである。

第2節 残された課題

だが、クィア史はまだ緒についたばかりであり、資料発掘と「読み替え」は不足している。今回は1970年代に発行されたゲイ雑誌（『薔薇族』、『さぶ』、『アドン』、『ムルム』、『ザ・ゲイ』）の調査はまだ不十分であり、早急に目録化に取り組みたい。また1960年代の風俗雑誌『風俗奇譚』についても本論文では取り扱えなかったため、調査分析をおこないたい。

年表についても事項の確定を急ぐことにしたい。本論文では既存の研究ではほとんど触れてこなかった富士高校放火事件と共産党市議についての資料収集に手間取ってしまった。性的マイノリティの動向を知る上でも「何があったのか」については共有財産として何らかの手段を用いて公開したい。本論文作成と並行して朝日新聞データベース「知恵蔵」、読売新聞データベース「ヨミダス」、毎日新聞データベース「毎探」、日経四紙データベース「日経テレコム」及び全国の新聞データベース「ELNET」から近年の性的マイノリティの新聞記事目録を作成中である。数が膨大であるため未整理段階であるが、目録化を進めていきたい。これらのデータベースが年表作成の基礎資料として生きてくるだろう。このような地道な作業なくしてはクィア史は歴史学に「認知」されることはなく、散発的に学会誌やシンポジウムで「消費」されることになるだろう。歴史学は資料の一点一点を大事にすること、その背景を探ることのスキルやノウハウは他の学問領域に比べて優れている点であり、その積み重ねをして、初めてクィア史が「開花」するであろう。

今後クィア史が「自立」するためにも資料の収集、目録化、年表は欠かせない作業となるだろう。またクィア史は歴史における「ある領域」などではなく（その側面も多分に含むつも）、「あらゆる領域」がクィアなのである。そういう点でクィア史とはすべてだと言ってもいい。クィア史はその豊穡な土地に鍬が入れられるのを待っている。

参考文献一覧（50音順、アルファベット順）

1. 書籍・雑誌論文

- 赤枝香奈子「解説—第3巻『女性間の親密な関係に関する雑誌記事』』『編集復刻版 戦前期同性愛関連文献集成』第3巻（不二出版、2006年）
- 赤川学『性への自由／性からの自由—ポルノグラフィの歴史社会学—』（青弓社、1996年）
- 赤川学『セクシュアリティの歴史社会学』（勁草書房、1999年）
- 飯田豊一『『奇譚クラブ』から『裏窓』へ』（論創社、2013年）
- 家永三郎「日本女性史のめぐりあい」『歴史学研究』542号、1985年6月『家永三郎集』（岩波書店、1999年）所収
- 石井光太『浮浪児 1945—戦争が生んだ子供たち』（新潮社、2014年）
- 石川弘義『欲望の戦後史』（廣済堂出版、1989年）
- 伊藤文學『薔薇族の人びと—その素顔と舞台裏—』（河出書房新社、2006年）
- 内田雅克『大日本帝国の「少年」と「男性性」—一少年少女雑誌に見る「ウィークネス・フォビア」』（明石書店、2010年）
- 小此木啓吾「なぜ日本に精神分析は発達しないか」『『思想の科学』No.48、1966年3月）
- 荻野美穂『女のからだ』（岩波新書、2014年）
- 風間孝、河口和也『同性愛と異性愛』（岩波新書、2010年）
- 加藤哲郎『日本の社会主義—原爆反対・原発推進の論理』（岩波現代全書、2013年）
- 金井淑子編著『ファミリー・トラブル』（明石書店、2006年）
- 鹿野政直『現代日本女性史—フェミニズムを超えて—』（有斐閣、2004年）
- 河口和也『クィア・スタディーズ』＜思考のフロンティア＞（岩波書店、2003年）
- 川村邦光「避妊と女の闘い」『『思想』No.886、1998年4月）
- キース・ヴィンセント、風間孝、河口和也『ゲイ・スタディーズ』（青土社、1997年）
- 紀田順一郎『につぼん奇行・奇才逸話事典』（東京堂出版、1992年）
- 木本至『雑誌で読む戦後史』（新潮新書、1985年）
- クィア・スタディーズ編集委員会編『クィア・スタディーズ'96』（七つ森書館、1996年）
- 現代性科学・性教育事典編纂委員会編『現代性科学・性教育事典』（小学館、1995年）
- 小山静子、赤枝香奈子、今田絵里香編『セクシュアリティの戦後史』（京都大学学術出版会、2014年）
- 斎藤夜居『悩まざりし人ありや 評伝 高橋鐵』（太平書屋、1980年）
- 佐伯順子『美少年尽くし—江戸男色談義』（平凡社ライブラリー、2015年、初出1992年）
- 酒井晃「戦後日本社会における高橋鐵のセクシュアリティとナショナリズム」『文学研究論集』（36号、2012年2月）
- 酒井晃「戦後日本における男性同性愛者の『交友』」『文学部・文学研究科学術研究論集』（2号、2012年3月）
- 酒井晃「戦後初期日本における男性性の『再構築』—男性の主体化と『男女平等』」（『文学研究論集』31号、2009年9月）
- 酒井晃「研究ノート：1955年における悪書追放運動の『母親』役割—東京母の会連合会を中心に—」『文学部・文学研究科学術研究論集』（3号、2013年3月）
- 下川耿史編『性風俗史年表 昭和「戦後」編(1945—1989)』（河出書房新社、2007年）

- 下川歌史編『性風俗史年表 明治編(1868—1912)』(河出書房新社、2008年)
- 下川歌史編『性風俗史年表 大正・昭和「戦前」編(1912—1945)』(河出書房新社、2009年)
- 新々江章友『日本の「ゲイ」とエイズ: コミュニティ・国家・アイデンティティ』(青弓社、2013年)
- 鈴木敏文『性の伝道者 高橋鐵』(河出書房新社、1993年)
- 高取英『性度は動く』(情報センター出版局、1985年)
- 田中美津『新装版 いのちの女たちへ—とり乱しウーマン・リブ論—』(現代書館、2001年、初出1972年)
- 谷川洋幸、齊藤笑美子、大島梨沙編著『性的マイノリティ判例解説』(信山社、2011年)
- 丹尾安典『男色の景色—いはねばこそあれ—』(新潮社、2008年)
- 茶園敏美『パンパンとは誰なのか—キャッチという占領期の性暴力とGIとの親密性—』(インパクト出版会、2014年)
- 堂本正樹『回想 回転扉の三島由紀夫』(文春新書、2005年)
- 長岡義幸『マンガはなぜ規制されるのか—「有害」をめぐる半世紀の攻防』(平凡社新書、2010年)
- 中野聡「アメリカ LGBT 史のアプローチ」『歴史評論』(763号、2013年11月)
- 永野恒雄「富士高校放火事件」柿沼昌芳、永野恒雄編著『戦後教育の検証 シリーズ学校の中の事件と犯罪 3 1973—2005』(批評社、2005年)
- 成田龍一「性の跳梁」脇田晴子、S・B・ハンレー編『ジェンダーの日本史—宗教と民俗 身体と性愛—』(上)(東京大学出版会、1994年)
- 成田龍一「戦争とジェンダー」小森陽一ほか編『岩波講座 近代日本の文化史 感情・記憶・戦争 1935—1955年 2』第8巻(岩波書店、2002年)
- 日本共産党中央委員会編『日本共産党の八十年』(日本共産党中央委員会出版局、2003年)
- 日本弁護士連合会人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』(現代人文社、1998年)
- 平井和子『日本占領とジェンダー—米軍・売買春と日本女性たち—』(有志舎、2014年)
- 藤野豊『性の国家管理—買売春の近現代史—』(不二出版、2001年)
- 伏見憲明『欲望問題』(ポット出版、2007年)
- 古川誠「セクシュアリティの変容: 近代日本の同性愛をめぐる3つのコード」『日米女性ジャーナル』(No.17、1994年12月)
- 古川誠「解説—第1・2巻及び第3巻「鶏姦時代の関連記事」『編集復刻版 戦前期同性愛関連文献集成』第3巻(不二出版、2006年)
- プロジェクトG編『オトコノコのためのボーイフレンド』(少年社、1986年)
- 不破哲三『日本共産党を語る』(上)(下)(新日本出版社、2007年)
- 三橋順子『女装と日本人』(講談社現代新書、2008年)
- 三成美保編著『同性愛をめぐる歴史と法—尊厳としてのセクシュアリティ』(明石書店、2015年)
- 南定四郎「[ユトレヒト大学へのレポート] 日本におけるゲイ差別」『Win』(12号、1989年10月)
- 森山至貴『「ゲイコミュニティ」の社会学』(勁草書房、2012年)
- 山下智恵子『幻の塔—ハウススキーパー熊沢光子の場合—』(BOC出版部、1996年)
- 山本明『カストリ雑誌研究』(出版ニュース社、1976年)
- 山本直英『山本宣治の性教育論—性教育本流の源流を探る』(明石書店、1999年)

米沢嘉博『戦後エロマンガ史』(青林工藝舎、2010年)

歴史学研究会編『性と権力関係の歴史』(青木書店、2004年)

若尾祐司、栖原彌生、垂水節子編『革命と性文化』(山川出版社、2005年)

『新文芸読本 高橋鐵』(河出書房新社、1993年)

「特集 アドニスのかみ」『衍書月刊』(245号、2006年3月)

「特集 バックラッシュをクリアする」『女性学』(Vol.15、2008年4月)

「特集 レズビアン／ゲイ・スタディーズ—科学の言説における同性愛嫌悪」『解放社会学研究』(17号、2003年4月)

「特集 レズビアン・スタディーズの現在：歴史・運動・表象」『解放社会学研究』(18号、2004年4月)

「特集 1971~2001 コミュニティの歴史」『anise』(2001年夏号、2001年7月)

「特集 LGBT」『現代思想』(43巻16号、2015年10月)

「歴史学研究会大会近代史部会 『寛容』と嫌悪を問い直すためのクリア史」『歴史学研究』(No.924、2014年10月)

Gary P.Leupp *Male Colors:The Construction of Homosexuality in Tokugawa Japan*(University of California Press,1997) ゲイリー・P・リュープ、藤田真利子訳『男色の日本史—なぜ世界有数の同性愛文化が栄えたのか』(作品社、2014年)

Gilbert Herdt *Same Sex,Different Cultures:Exporing Gay and Lesbian Lives*(Westview,1997)ギルバート・ハート、黒柳俊恭ほか訳『同性愛のカルチャー研究』(現代書館、2002年)

Joan Wallach Scott *Gender and the Politics of History*(Columbia University Press,1999)ジョーン・W・スコット、荻野美穂訳『[増補新版] ジェンダーと歴史学』(平凡社ライブラリー、2004年)

Joan W. Dower *Embracing Defeat*(W.W.Norton and Company/The New Press,1999)ジョン・ダワー、三浦陽一ほか訳『敗北を抱きしめて』(上)(岩波書店、2001年)158頁。

Louis-Georges TIN eds.,*Dictionnaire de l'Homophobie*(Presses Universitaires de France,2003)ルイ・ジョルジュ・タン編金城克哉監修『〈同性愛嫌悪(ホモフォビア)〉を知る事典』(明石書店、2013年)

Robert Aldrich eds.,*Gay Life and Culture:A World History*(Thmes&Hudson,2006)ロバート・オールドリッチ編田中秀史ほか訳『同性愛の歴史』(東洋書林、2009年)

Sabine Frühstick & Anne Walthall, eds., *Recreating Japanese Men*(University of California Press,2011)サビーネ・フリーシュトゥック、アン・ウォルソール編著長野ひろ子監訳『日本人の「男らしさ」—サムライからオタクまで「男性性」の変遷を追う』(明石書店、2013年)

3. 書籍資料

青山忠一『地獄へ行こうか 青江に行こうか』(びいぶる社、1989年)

朝山新一『現代学生の性行動』(白井書房、1949年)『編集復刻版 性と生殖の人権問題資料集成』(性科学・性教育編8)(不二出版、2002年)所収

ヴァン・デ・ヴェルデ『完全なる結婚』(大洋社、1946年)

扇屋亞夫『白い血の狩人』(妙義出版、1957年)

扇屋亞夫『そどみあ挽歌』（新鋭社、1958年）

太田典礼編著『第三の性—性の崩壊？』（妙義出版、1957年）

樫村幹夫『男色の部屋』（光書房、1959年）

かびやかずひこ『夜の異端者』（南旺社、1958年）

礫川全次編『男色の民俗学』（批評社、2003年）

礫川全次編『ゲイの民俗学』（批評社、2006年）

志田柳次郎『倒錯の群像』（龍書房、1959年）

角達也『男娼の森』（日比谷出版社、1949年）

高橋鐵『あぶ・らぶ』（青友社、1966年）

高橋鐵『あるす・あまとりあ』（あまとりあ社、1949年）

高橋鐵『異常性愛 36 相の分析』（あまとりあ社、1950年）

高橋鐵『新 あるす・あまとりあ』（あまとりあ社、1962年）

高橋鐵『人性記』（あまとりあ社、1952年）

高橋鐵『続 あるす・あまとりあ』（あまとりあ社、1950年）

高橋鐵『日本の神話』（光文社、1967年）

高橋鐵『変態性欲論』（千代田社、1950年）

高橋鐵『紅閨秘篋』（あまとりあ社、1953年）

高橋鐵『わが性探求の昭和史』（『現代の眼』6巻5号、1965年5月）

寺山修司『みんなを怒らせる』（新書館、1966年）

東郷健『常識を超えて—オカマの道、七〇年』（ポット出版、2002年）

富田英三『ゲイ』（東京書房、1958年）

永田久光『赤旗戦略—なにが共産党を急伸させたか』（講談社、1973年）

野添敦義『女性と犯罪』（武俠社、1930年）

三島由紀夫『禁色』（新潮文庫、1959年）

三島由紀夫『小説家の休暇』（講談社、1955年）

宮本幹也『紅燈に戦死す』（浪速書房、1958年）

百瀬和男『弁護と随想録—折々の記』（私家版、2004年）

結城昌治『隠花植物』（桃源社、1961年）

吉行淳之介『紳士放浪記』（集英社、1963年）

4. 雑誌・新聞資料

A「冤罪を生む“常識”という偏見」『展望』（198号、1975年6月）

A「“異常者”というレッテルゆえに……—都立富士高校放火事件被告の訴え—」『終末から』（9号、1974年10月）

A「青空の見えた日“同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録①」『ムルム』（6号、1978年7月）

A「被告人経験者として“弁護士抜き裁判”に想う」『新地平』（49号、1978年7月）

A「青空の見えた日“同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録②」『ムルム』（7号、1978年9月）

- A「青空の見た日 “同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録③」『ムルム』(8号、1978年11月)
- A「青空の見た日 “同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録④」『ムルム』(9号、1978年1月)
- A「青空の見た日 “同性愛裁判”・「富士高校放火事件」勝利までの記録⑤」『ムルム』(11号、1979年5月)
- A君を守る会「保安処分は始まっている」『日本読書新聞』(1791号、1974年12月2日)
- 青木彰「蔓延する“第三の性”」『中央公論』(70巻12号、1955年12月)
- 石井彰「いつか誰かが火をつけて—教育・差別・私—」『終末から』(9号、1974年10月)
- 稲葉馨「検察関係国賠訴訟の動向—都立富士高校放火無罪国賠訴訟控訴審判決(昭和高等裁判所62・12・24)を機縁として」『ジュリスト』(907号、1988年5月1日)
- 坂口安吾「安吾巷談」『文藝春秋』(28巻7号、1950年6月)『定本 坂口安吾全集』第9巻(冬樹社、1970年)所収
- 角達也「男娼の世界—『男娼の森』創作ノート」(『世界評論』4巻2号、1949年2月)
- 高橋一穂「犯罪の研究⑩—富士高校放火事件—」『創』(8巻11号、1978年11月)
- 野坂昭如「特別寄稿 えらいお固いこというてまんな 日本共産党の『ポルノ綱領』批判」『週刊文春』(18巻3号、1976年1月22日)
- 日比幸一「Aさんのこと」『終末から』(9号、1974年10月)
- 南孝夫「男娼に関する2、3の精神医学的考察」(『日米医学診察ダイジェスト』3巻4号、1948年7月)
- 百瀬和男「冤罪と弁護士活動」『新地平』(49号、1978年7月)
- 八木晃介「富士高校放火事件—狭山と八鹿を繋ぐもの」『部落解放』(181号、1976年2月)
- 八木晃介「母たちの女性史④ 悪女の汚名を着ても」『月刊ペン』(10巻4号、1977年4月)
- 「ゲイボーイの生活と意見」『明星』(7巻4号、1958年3月1日)
- 「婚前交渉／同棲／ホモ／レズ／競馬／マージャン すべてダメという日本共産党」『週刊読売』(35巻4号、1976年1月24日)
- 「『赤旗』に性乱脈を指摘された 同志社大学女子寮の関連図絵」『週刊新潮』(21巻3号、1976年1月22日)
- 「今週の焦点② ドロボウを捕まえてみれば元共産党市議も“ホモ”だった」『週刊大衆』(19巻46号、1976年9月23日)
- 「あの三鷹市議は『ホモ』を強調する 共産党にあと二つの『性的事件』」『週刊文春』(18巻38号、1976年9月23日)
- 「混迷列島事件ワイド1 共産党市議が模範党員からホモ旅館でロッカー荒らしに“転向”するまで」『週刊ポスト』(8巻37号、1976年9月24日)
- 「元共産党三鷹市議逮捕でわかった 『ホモは泥棒のはじまり』」『週刊読売』(35巻40号、1976年9月25日)
- 「性ジャーナリズムの解剖」(『毎日情報』6巻8号、1951年8月)
- 「ホモ議員にモミモミ集金人！ 鉄の規律からはみ出す共産党員ハレンチ事件」『週刊サンケイ』(25巻48号、1976年9月30日)
- 「被告と人間国宝の同性愛関係」『週刊読売』(37巻18号、1978年4月30日)
- 「特集 日本人の性道徳」『中央公論』(70巻12号、1955年12月)

「特集 性」『思想』(No.388、1956年10月)

「特集 高橋鐵」『えろちか』〈臨時増刊号〉(38号、1972年6月)

「現代のエスプリ別冊 現代人の異常性③ 性と愛の異常」『現代のエスプリ』(3号、1976年2月)

「判例特報① 富士高校放火事件決定」『判例時報』(763号、1975年2月11日)

「判例特報③ 富士高校放火事件第一審判決」『判例時報』(777号、1975年7月1日)

「判例特報② 都立富士高校放火事件控訴審判決」『判例時報』(892号、1978年8月21日)

「判例特報② 都立富士高校放火事件無罪国家賠償第一審判決」『判例時報』(1122号、1984年9月21日)

「判例特報③ 都立富士高校放火事件無罪国家賠償訴訟審判決」『判例時報』(1270号、1988年6月11日)

『朝日新聞』、『読売新聞』、『毎日新聞』、『東京新聞』

『赤旗』、『救援』、『学生新聞』、『内外タイムス』

『薔薇族』、『アドン』、『ムルム』

『人間探究』、『あまとりあ』

『奇譚クラブ』、『風俗草紙』、『風俗科学』

【参考】性的マイノリティ概略年表

	日本の性的マイノリティの動向	その他の出来事
1945	男性研究家岩田準一死去	日本、敗戦
1946		日本国憲法公布
1948	上野で、男娼が警視總監を殴打する事件発生 銀座にゲイバー「フランスウィック」開店	
1949	三島由紀夫『仮面の告白』発表	
1950	『奇譚クラブ』創刊 『人間探究』、『あまとりあ』創刊	朝鮮戦争勃発
1951	三島由紀夫『禁色』発表 新宿要町にゲイバー「イブセン」開店	サンフランシスコ講和条約、日米安全保障条約調印
1952	会員制雑誌『アドニス』創刊	
1953	『風俗草紙』創刊 『風俗科学』創刊	
1955		悪書追放運動盛り上がる、「風俗雑誌」が休廃刊に追い込まれる 「55年体制」成立
1957	太田典礼編著『第三の性』出版 丸山（美輪）明宏「メケメケ」のヒットする	
1959	富田英三『ゲイ』出版	売春防止法施行（新宿二丁目のゲイタウン化進行）
1960	『風俗奇譚』創刊	日米新安全保障条約発効
1962	ゲイバー「夜曲」で殺人事件発生	
1964	中井英夫『虚無への供物』出版 ゲイ会員制雑誌『薔薇』創刊	東京オリンピック
1966	東郷健『陰花植物群』出版	
1967		
1968	『週刊プレイボーイ』にゲイカップルの結婚式の様子が報道される	
1969	『GREEN LETTER』創刊	日本万国博覧会
1970	三島由紀夫、市ヶ谷の自衛隊駐屯地で割腹自殺	
1971	ゲイ雑誌『薔薇族』創刊 丸山（美輪）明宏『紫の履歴書』出版 東郷健、参議院議員選挙に出馬 レズビアン・サークル「若草の会」が始動	
1972	カルーセル麻紀が「性転換」手術おこなう 月刊タブロイド紙『アドニスボーイ』発行	沖縄、本土復帰

1973	新宿二丁目のゲイバー組合「東京睦友飲食会」結成 富士高校放火事件	オイルショック
1974	おなべいぼー「貴公子」開店 ゲイ雑誌『さぶ』創刊 ゲイ雑誌『アドン』創刊	
1976	伊藤文学、新宿に「祭」開店 日本同性愛解放連合発足	
1977	ゲイ団体「フロントライナーズ」発足 ゲイ団体「プラトニカ」発足、ミニコミ『プラトニカ』発行 ゲイのライフスタイル雑誌『ムルム』創刊	
1978	大塚隆史、ラジオ番組「スネークマンショー」のDJをつとめる ゲイ雑誌『スーパーモンキー』創刊 ゲイ雑誌『THE KEN』（のち『ザ ゲイ』に改題）創刊 東京都の共産党市議、窃盗で逮捕。のちゲイであることをアウティングされ、非難される	
1979	ゲイ団体「ジャパン・ゲイ・センター」発足、『JGC ニュース』発行 アマチュア女装クラブ「エリザベス会館」オープン	
1980	女装雑誌『くいーん』創刊 歌手の「レズ疑惑」報道	
1981	レズビアン雑誌『EVE&EVE』創刊	
1982	ゲイ雑誌『サムゾン』創刊	
1983	タレントの自殺、のち交際相手がタレントのセクシュアリティを公表	
1984	IGA 日本 (International Gay Association)発足	
1985	「上方 DJ 倶楽部」発足。 厚生省、エイズの日本人患者第一号を一時帰国したアメリカ在住のゲイと発表	
1986	「動くゲイとレズビアンの会」(OCCUR) 結成	
1987	レズビアン団体「れ組スタジオ・東京」発足、『れ組通信』発行 IGA 日本、ILGA (International Lesbian Gay Association)日本に改称 エイズ予防財団、設立	
1988	OCCUR、「エイズ予防法案」に対して厚生省へ申し入れ ILGA 日本、AIDS サポートグループを設置	
1989	ILGA 札幌ミーティング発足 「エイズ予防法」施行 (のち感染症に統合)	昭和天皇、死去。 ベルリンの壁崩壊
1990	ILGA 名古屋発足 パソコン通信によるゲイ、トランスジェンダーのサイトオープン	
1991	女性誌『クレア』が特集「ゲイ・ルネッサンス」を組む。一般誌でゲイの特集が組まれる	湾岸戦争勃発

	<p>OCCUR、「府中青年の家事件」を起こした東京都を相手取り提訴</p> <p>伏見憲明『プライベート・ゲイ・ライフ』刊行</p> <p>『らせんの素描』公開</p> <p>早稲田大学でゲイとレズビアンサークル「GLOW」発足</p> <p>エイズ予防財団のポスターに抗議がなされる</p> <p>OCCURの申し入れにより、『広辞苑』の「同性愛」の記述が改訂（こののち、辞典類の改訂進む）</p>	ソ連崩壊
1992	<p>第一回国際レズビアン・ゲイフィルム&ビデオ・フェスティバル開催</p> <p>掛札悠子『「レズビアン」である、ということ』刊行</p> <p>フジテレビ「NONFIX」で「ピンクトライアングル—素顔の同性愛者たち」放映</p> <p>仙台のゲイグループ「E-becha」発足</p> <p>レズビアンミニコミ誌『LABRYS』発行</p> <p>ゲイの劇団「フライングステージ」旗揚げ公演</p>	
1993	<p>「ゲイ・フロント関西」発足</p> <p>聴覚障害者のゲイ団体「Tokyo Gay Deaf Community」発足</p> <p>横須賀米軍基地で米兵が同性愛をめぐって殺人事件起こす</p> <p>日本テレビ「同窓会」放映</p> <p>橋口亮輔監督、『二十歳の微熱』公開</p>	
1994	<p>ゲイ雑誌『Badi』創刊</p> <p>名古屋にプライベート・ゲイ・ライブラリー「吉川図書館」開設（のち閉鎖）</p> <p>府中青年の家事件の裁判、OCCUR側の勝訴判決</p> <p>「FTM日本」発行</p> <p>ゲイ・フロント関西の抗議により大阪府健全育成条例が改正される</p> <p>東京で第一回レズビアン・ゲイパレード開催</p> <p>レズビアン団体「国際ビアン連盟」発足</p> <p>掛札悠子、伏見憲明による全国横断講演「LOGキャラバン」を全国九都市でおこなう</p> <p>中田統一監督、映画「大阪ストーリー」イギリスで公開（日本では1996年）</p>	
1995	<p>日本精神神経学会、同性愛を「性的逸脱」とは見なさないと表明</p> <p>NHK衛星第二放送「真夜中の王国—サンクチュリア」でゲイ・レズビアンを取り上げる（四回分の放送予定が一回で放送中止）</p> <p>ゲイ雑誌『ジーマン』創刊</p> <p>レズビアンとバイセクシュアル女性のためのコミュニティセンター「LOUD」発足</p> <p>レズビアン・バイセクシュアル女性のための商業誌『フリーネ』創刊</p> <p>ミュージシャンの笹野みちる、カミングアウト</p>	<p>阪神淡路大震災</p> <p>地下鉄サリン事件</p> <p>沖縄少女暴行事件</p> <p>Windows95発売</p> <p>エヴァンゲリオン放映</p> <p>「戦後50年」</p>
1996	<p>レズビアン・バイセクシュアル女性のための商業誌『アニス』</p> <p>札幌で第一回パレードが開催</p>	<p>薬害エイズ事件で刑事訴訟</p>

	東京で第三回レズビアン&ゲイパレード開催、2000年までパレード休止	
	埼玉医大、「性転換手術」を正当な医療行為と位置付ける答申を発表	
1997	日本精神神経学会「性転換手術」に関するガイドライン発表	
	府中青年の家裁判、控訴審も OCCUR 側が勝訴。都側は上告せず	
1998	福島次郎『三島由紀夫一剣と寒紅』刊行。遺族からの訴えで回収	
1999	TBS 系番組「ここがヘンだよ日本人」でゲイが取り上げられる	石原慎太郎東京都知事就任
	ゲイ雑誌『ファビュラス』創刊	
	伏見憲明責任編集『クィア・ジャパン』創刊	
2000	新木場殺人事件発生	「ストーカー規制法」成立
	東京で「東京レズビアン&ゲイパレード2000」開催	
	東京レインボー祭り開催	
	HIV 啓発イベント「SWITCH2000」が大坂で開催	
	東京都、人権指針の骨子から同性愛除外（のち復活）	
2001	「セクシュアル・マイノリティ教職員ネットワーク」結成	米同時多発テロ事件
	名古屋で HIV 啓発イベント開催	米、アフガニスタンへ軍事侵攻
	法務大臣諮問機関「人権擁護推進審議会」最終答申に、性的指向による差別明記	DV 防止法成立
	『週刊金曜日』での「おかま」という言葉をめぐり論争	
2002	厚生労働省、「同性間性的接触におけるエイズ予防対策に関する検討会」設置	サッカー日韓ワールドカップ
	rapper「キングギドラ」の曲に同性愛差別的な歌詞があり、CD 回収	
	同性愛者のライフスタイル創造マガジン『にじ』創刊	
2003	宮崎県都城市「人権擁護条例」成立。性的指向を理由とする差別を禁止	イラク戦争
	東京世田谷区議会議員選挙で性同一性障害とカムアウトした上川あや当選	
	新宿二丁目に HIV/AIDS のコミュニティセンター「akta」開設	
2004	福岡県八女市「男女共同参画条例」成立。性同一性障害の差別禁止。同性愛は除外	イラク人質事件発生
	「性同一性障害特例法」成立	
2005	大阪府議の尾辻かな子、公職で初めてレズビアンであるとカムアウト	
	「黒ひげ危機一発」のパロディ商品が同性愛差別であるとして抗議起こる	
2006	都城市、条例の性的指向の文言削除	
	大阪市、ダブルの部屋を男性同士という理由で拒否したホテルを指導	
2007	民主党、大阪府議の尾辻かな子を参議院議員候補を立てる（落選、のち復活当選）	
	携帯会社のフィルタリング機能に「同性愛」の項目があり、問題化	
2008	東京弁護士会、東京拘置所に同性愛雑誌の閲覧不許可は人権侵害に当たるとして、警告	
2009		オバマ米大統領就任
2010	石原慎太郎都知事、「同性愛者は気の毒」発言	
	同性間カップルにおける DV 被害を救済と報道	

2011	東京都中野区議会議員選挙で石坂わたる、豊島区議会議員選挙で石川大我がそれぞれ当選	東日本大震災
2012	東郷健死去 『週刊ダイヤモンド』・『週刊東洋経済』でLGBT特集を組む 電通、LGBTの「実態調査」をおこない、5.2%と発表 LGBT成人式開催、翌年以降各地で開催	総合自殺対策大綱の見直し
2013	東京ディズニーリゾートで同性結婚式 文京区、多摩市で性的指向・性自認の差別を禁ずる条例成立	
2014	「いのちリスペクトホワイトリボン・キャンペーン」が学校での性的マイノリティに対するいじめ調査を報告	ソチ五輪
2015	LGBT議員連盟発足 渋谷区、男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例成立 世田谷区、「パートナーシップ」要綱発表 「LGBT法連合会」発足 文部科学省「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」発表 企業で同性カップル向けの商品が開発	

出典：伏見憲明『増補版 ゲイという[経験]』（ポット出版、2004年）、「特集 1971～2001 コミュニティの歴史」、各種新聞記事ほか